

令和 6 年

第 3 回大津町議会定例会会議録

開 会 令和 6 年 6 月 5 日

閉 会 令和 6 年 6 月 13 日

大 津 町 議 会

令和 6 年第 3 回大津町議会定例会 会期日程

月 日	曜	開 議 時 刻	区 分	日 程	備 考
6 月 5 日	水	午前10時	本会議	開会、提案理由	
6 月 6 日	木	午前10時	委員会	各常任委員会	
6 月 7 日	金		休会	議案等整理	
6 月 8 日	土		休会	議案等整理	
6 月 9 日	日		休会	議案等整理	
6 月 10 日	月	午前10時	本会議	一般質問	
6 月 11 日	火	午前10時	本会議	一般質問	
6 月 12 日	水	午前10時	本会議	一般質問	
6 月 13 日	木	午前10時	本会議	委員長報告、質疑、 討論、表決、閉会	
会 期				9 日 間	

本 会 議

提 案 理 由 説 明

諸 般 の 報 告

- 出席者報告
- 議長行事報告
- 令和5年度大津町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告
- 令和5年度大津町一般会計継続費繰越計算書の報告
- 令和5年度大津町工業団地整備事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告
- 令和5年度大津町公共下水道事業業務状況報告
- 令和5年度大津町農業集落排水事業業務状況報告
- 令和5年度大津町工業用水道事業業務状況報告
- 令和5年度大津町公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告
- 「株式会社 熊本文化の森」の経営状況について（報告）
- 令和6年3月例月出納検査の結果について
- 令和6年4月例月出納検査の結果について
- 令和6年5月例月出納検査の結果について

令和6年第3回大津町議会定例会会議録

令和 6 年第 3 回大津町議会定例会は町議場に招集された。(第 1 日)						
令和 6 年 6 月 5 日(水曜日)						
出席議員	1 番	大村 裕 一 郎	2 番	田 代 元 気	3 番	時 松 智 弘
	4 番	面 川 秀 貢	5 番	大 塚 益 雄	6 番	三 宮 美 香
	7 番	山 部 良 二	8 番	山 本 富 二 夫	9 番	豊 瀬 和 久
	10 番	佐 藤 真 二	11 番	大 塚 龍 一 郎	12 番	坂 本 典 光
	13 番	永 田 和 彦	14 番	津 田 桂 伸	15 番	荒 木 俊 彦
	16 番	桐 原 則 雄				
	欠 席 議 員					
職務のため出席した事務局職員	局書	長 記	荒 飯	木 塚	啓 彩	一 菜
地方自治法第 121 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名	町	長	金 田 英 樹	総務部総務課課長補佐兼行政係長兼法制執務係	吉 良 元 子	
	副町	長	工 藤 あ ず さ			
	総 務 部 長	藤 本 聖 二	総 務 部 財 政 課 長	田 邊 嵩 博		
	住 民 生 活 部 長	木 村 欣 也	住 民 生 活 部 長	宮 崎 俊 也		
	健 康 福 祉 部 長	大 隈 寿 美 代	教 育 長	吉 良 智 恵 美		
	産 業 振 興 部 長	白 石 浩 範	教 育 部 長	羽 熊 幸 治		
	都 市 整 備 部 長 併任工業用水道課長	西 岡 多 津 朗	教 育 部 次 長	境 敬 一 郎		
	総 務 部 総 務 課 長	村 山 博 徳	農 業 委 員 会 事 務 局 長	梅 田 博 隆		
	総 務 部 財 政 課 長	大 塚 昌 憲				
	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	中 井 雄 一 郎				

会 議 に 付 し た 事 件

承認第 1 号	専決処分を報告し承認を求めることについて（大津町税条例の一部を改正する条例）
承認第 2 号	専決処分を報告し承認を求めることについて（大津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
承認第 3 号	専決処分を報告し承認を求めることについて（令和 5 年度大津町一般会計補正予算（第 1 6 号）
承認第 4 号	専決処分を報告し承認を求めることについて（令和 6 年度大津町一般会計補正予算（第 1 号））
議案第 5 5 号	大津町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 5 6 号	令和 6 年度大津町一般会計補正予算（第 2 号）について
議案第 5 7 号	令和 6 年度大津町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について

令和6年第3回大津町議会定例会請願・陳情委員会付託表

受理年月日 請願、陳情 番 号	件 名	提 出 者	所 管 委 員 会
令 和 6 年 5 月 2 7 日 要 望 第 号	白川流域等へのごみ不法投棄による 環境汚染問題を、流域市町村自治体 と住民の協同による浄化運動の展開 により、環境美化意識の醸成を求 める要望書	熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字立 野 1600 番地 1 白川漁業協同組合 組合員 中村尊徳	配付のみ

議 事 日 程 (第 1 号) 令和 6 年 6 月 5 日 (水) 午前 1 0 時 開会
開議

- | | | | |
|---------|------------------------|--|---|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 | | |
| 日程第 2 | 会期の決定 | | |
| 日程第 3 | 諸般の報告 | | |
| 日程第 4 | 議会活性化特別委員会所管事務調査報告について | | |
| 日程第 5 | 承認第 1 号 | 専決処分を報告し承認を求めることについて（大津町税条例の一部を改正する条例） | |
| 日程第 6 | 承認第 2 号 | 専決処分を報告し承認を求めることについて（大津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例） | |
| 日程第 7 | 承認第 3 号 | 専決処分を報告し承認を求めることについて（令和 5 年度大津町一般会計補正予算（第 1 6 号）） | |
| 日程第 8 | 承認第 4 号 | 専決処分を報告し承認を求めることについて（令和 6 年度大津町一般会計補正予算（第 1 号））
一括上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決 | |
| 日程第 9 | 議案第 5 5 号 | 大津町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について | |
| 日程第 1 0 | 議案第 5 6 号 | 令和 6 年度大津町一般会計補正予算（第 2 号）について | |
| 日程第 1 1 | 議案第 5 7 号 | 令和 6 年度大津町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について
一括上程、提案理由の説明 | |
| 日程第 1 2 | 議案質疑 | | |
| | 議案第 5 5 号 | 質 | 疑 |
| | 議案第 5 6 号 | 質 | 疑 |
| | 議案第 5 7 号 | 質 | 疑 |
| 日程第 1 3 | 委員会付託 | | |
| | 議案第 5 5 号から議案第 5 7 号まで | | |

午前10時00分 開会

開議

○議長（桐原則雄） 皆さん、おはようございます。

ただいまから令和6年第3回大津町議会定例会を開会します。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（桐原則雄） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、15番、荒木俊彦議員、1番、大村裕一郎議員を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（桐原則雄） 日程第2 会期の決定の件を議題とします。

まず、議会運営委員会の報告を求めます。

津田議会運営委員会委員長。

○議会運営委員会委員長（津田桂伸） おはようございます。議会運営委員会における審議の経過と結果について、報告いたします。

当委員会は、5月29日午前10時から、役場4階委員会室401号において、桐原議長も出席を願い令和6年度第3回大津町議会定例会について審議いたしました。

まず、町長提出議案について、執行部から説明を求め、協議いたしました。

また議事日程、会期日程、その他議会運営全般について協議いたしました。

なお一般質問については、11名ですので、1日目が通告の1番から5番まで、2日目が6番から9番まで、3日目が10番から11番までに行うことになりました。

会期日程については、議席配付のとおりで、本日から6月13日までの9日間といたしました。

なお最終日に追加提案される予定です。

以上、桐原議長に答申をいたしました。

これで議会運営委員会からの報告を終わります。

議員各位の御協力をよろしくお願いいたします。

○議長（桐原則雄） お諮りします。

本定例会の会期は、ただいまの答申並びに議席に配付しました会期日程案のとおり、本日から6月13日までの9日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月13日の9日間に決定しました。

日程第3 諸般の報告

○議長（桐原則雄） 日程第3 諸般の報告をします。

本日の議事日程並びに報告内容については、議席及びタブレットに配付のとおりです。

日程第４ 議会活性化特別委員会所管事務調査報告について

○議長（桐原則雄） 日程第４ 議会活性化特別委員会所管事務調査報告についてを議題とします。

議会活性化特別委員会委員長から所管事務調査報告の申出がっておりますので、この際これを許可します。

山本議会活性化特別委員会委員長。

○議会活性化特別委員会委員長（山本富二夫） 皆様、おはようございます。大津町議会活性化特別委員会行政調査報告を行います。

視察研修名、大津町議会活性化特別委員会行政調査。視察先、岩手県陸前高田市議会、奥州市市議会、北上市市議会。期日、令和６年５月８日から令和６年５月１０日まで。研修テーマ、議員のなり手不足解消と議員の活性化に向けた協議や取組。研修報告、意見及び感想、議会活性化特別委員会のメンバー５名と事務局２名で３市議会での各市議会の議会活性化への取組内容を研修すべく、事前に大津町議会の質問事項を提示しておき、各議会とのスムーズに研修テーマが済むようにして効率よい意見交換をすることで時間を有効活用することにして各議会との意見交換会をした。

まず、陸前高田市議会との意見交換会は、陸前高田市より事前質問事項について説明があった。説明内容を受け、説明内容について深く内容を確認するため再質問をしながら提出削減をしたことのメリットやデメリットなどや今までの議会での取組について聞いた。陸前高田市は人口が１万７千４５２名で人口減少の市であります。議員定数は１８名で３常任委員会と４つの特別委員会等で構成されています。陸前高田市議会では議員と語る会を年１回実施されております。基本条例をつくり１１か所で予算決算委員会を開催し参加者は１７０名あるということです。予算決算委員会は、討論が活発に行われていることがあって、議員との住民とのつながりを持ち投票率が７６．２５と高い投票率になっていると感じました。議員自ら各地域に出向いて討論会を実施し、会話することの大切さを感じました。大津町も大津町議会も各地に出向いて取り組んでいくことの大切さを今後もすべきだと感じました。

翌日、９日午後１時から奥州市議会における議会改革実践６年間、２０１７年から２０２２年３月までの取組を聞き、また議会事務局より議長マニフェストになるものが作られており、議会見える化の推進でワールドカフェによるいろんな世代の市民参画による民意把握の充実化、市民意見を反映させる仕組みづくり、前回の選挙は無投票であったこともあり、議員のなり手不足解消の調査研究と対策の実施、主権者の推進に今大津町の取組に似た対策を講じておられると感じました。

奥州市は人口は、１０万８千７４９名でここも人口減少が起きているということです。議員定数は２８名で４つの常任委員会等で構成されております。メジャーで活躍されすばらしい大谷選手の出身地でもあります。ここでの一番感じたことは生成ＡＩ活用の紹介があり、チャットＧＰＴで対話、討論、補助等で議論における見落としを生成ＡＩで補う手法として使われておりました。奥州市議会へようこそ小冊子や議会ホームページなど、絶えず発信しながら議会活動を充実させていると感じました。議場内を見学したとき、ライブ字幕システム載っていますけれども、が導入して

ありネット配信で133か国の地域に外国語通訳対応されているとのこと。我が町でもこのライブ字幕システムの導入をすべきだと感じました。その場において見させてもらったのに、素晴らしい内容のこれは本当にいい字幕システムだと感じました。ライブ字幕システムの98%という高い精度で文字に表れてくるということでありました。奥州市議会では意見交換で少し時間がオーバーしたため、次に3時15分に北上市議会にお伺いしました。

北上市議会は、2016年以来8年ぶりの選挙が行われたとの説明を聞きました。北上市議会は2回無投票になったことから議員報酬及び定数について目次7項目によりきめ細やかな検討をされていると感じました。また、大津町議会にとっても一番参考としなければならないと感じた次第です。定数削減では報酬を増やした分だけ定数を減らすという考え方は定数の本来の議論ではない。若い世代が議員にならないのは生活の保障がないとの意見が、青年団、女性団体、PTA等とのワークショップで出たとの指摘を受けました。市民へのアンケート調査は議員自身自らが外に出てアンケートをとったり、議会内でのワークショップやパネルディスカッション、議会モニター制度の導入等を踏まえての意見の取りまとめをすることで、議会運営に関する意見聞き取りをという目的が達成されていると感じました。

北上市人口は9万1千238名で現在少しずつ減少傾向ではありますが、キオクシア第2工場の建設で人口増に転ずると感じました。議員定数は26名で3常任委員会があり、予算決算特別委員会は議員26名で構成されております。予算決算特別委員会は大津町議会でも前向きに検討してもよいのではないかと感じました。

今回の研修を総括するにあたり、議員のなり手不足をどう解決を目指すかを議員全員で検討し、また今後も検討し続けていくことが大津町議会に課せられた課題であると研修を通じて感じました。

以上、行政調査報告を終わります。

○議長（桐原則雄） 日程第5。

どうぞ、永田議員。

○13番（永田和彦議員） ただいまの議会活性化特別委員会の研修報告について質疑をします。

要は、町民のためになったか、ならないか。ということでありまして、その研修に行ったか行かないか問題があると思いますとかじゃなくて、議会活性化というのは本来我々が各々が取り組んで高めていって、さすがだなと言われるぐらいの議会をつくることです。例えば今の中で、なり手不足、なり手不足ってどこにあるんですかね。うちはきちんと定数満たされてます。例えば無投票だったからなり手不足というふうに考えるのか。それとか、報酬の問題、何も進んでませんよね。もう8年目ですよ。同じ議長になって。何も進んでないのにそれは問題だ問題だというのは、そこそ問題で、解決策というものを探るのが研修ではないかと思いますので、なり手不足の解消、なり手不足と言うのなら、解消策はどうすればいいんでしょうか。それとまた、報酬どうすれば増えるんでしょうか。そのところをきちんと成果と結果、そういったところを公金を使っていくわけですから、そのところをきちんとお答え願いたいと思います。

○議会活性化特別委員会委員長（山本富二夫） 永田委員長の質疑にお答えさせていただきます。

なり手不足ということで私たちは前回大津町議会が無投票であったため、それもぎりぎり定員に満たされたということで、選挙があつて然るべきだということで、今回は多くの方に選挙に出ていくためにはどういふことをされているか。それを解決されたところがどういふところがあるかということで、岩手県のほうの3市に伺いました。そこでなり手不足についてのやっぱり市民との対話というのが一番大事だと。それも議員が自ら市民と町に出てまた議場に呼んでパネルディスカッションやいろんな会をしながら、いろんな団体とやっていくことがなり手不足の解消になっていくんじゃないかということを身をもって私たち議員団は感じました。

以上です。

○議 長（桐原則雄） それでは続きいきます。

日程第5 承認第1号から日程第8 承認第4号まで一括上程・提案理由の説明

○議 長（桐原則雄） 日程第5 承認第1号、専決処分を報告し承認を求めることについて（大津町税条例の一部を改正する条例）から日程第8 承認第4号、専決処分を報告し承認を求めることについて（令和6年度大津町一般会計補正予算（第1号））までの4件を一括として議題とします。

お諮りします。ただいま議題といたしました承認第1号から承認第4号までの4件は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略し、会議で審議を行いたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） 異議なしと認めます。したがって、承認第1号から承認第4号までの4件は、委員会付託を省略することに決定しました。

提案理由の説明を求めます。金田町長。

○町 長（金田英樹） 皆様、おはようございます。

今回の定例会に提案しました案件の提案理由の説明を申し上げます。

まず、承認第1号「専決処分を報告し、承認を求めることについて、大津町税条例の一部を改正する条例」については、「地方税法等の一部を改正する法律」等の公布に伴い、条例の一部を改正したものです。

次に、承認第2号「専決処分を報告し、承認を求めることについて、大津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」については、「地方税法施行令の一部を改正する政令」の公布に伴い、条例の一部を改正したものです。

次に、承認第3号「専決処分を報告し、承認を求めることについて、令和5年度大津町一般会計補正予算、第16号」については、地方交付税及び地方譲与税等の確定や、熊本地震に係る復興基金、創意工夫事業及び新型コロナウイルス感染症対応、地方創生臨時交付金、活用事業の事業額の確定に伴う各事業の財源組替えの補正が主なもので、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億5千90万円を追加し、歳入歳出の総額を、208億8千321万円としたものです。

次に、承認第4号「専決処分を報告し、承認を求めることについて、令和6年度大津町一般会計補正予算、第1号」について、既定の予算の総額を歳入歳出それぞれ同額とし、予算の総額を185億8千492万6千円としたものです。

歳出で、教育費710万円を増額し、予備費710万円を減額したものです。

以上、承認第1号から承認第4号までの案件は、地方自治法第96条第1項第1号の規定による議決事件ですが、急施を要しましたので、同法第179条第1項の規定により、専決処分をし同条第3項の規定によりこれらを報告し、議会の承認を求めるものです。

御承認を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお詳細につきましては、担当部長より、説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄） 木村住民生活部長。

○住民生活部長（木村欣也） 皆さん、こんにちは。私からは、承認第1号及び承認第2号について、御説明させていただきます。

最初に、承認第1号の「大津町税条例の一部を改正する条例の専決処分を報告し、承認を求めることについて」を御説明いたします。

議案集は、1ページから16ページ、説明資料集は1ページから5ページ、説明資料集の6ページから32ページには、新旧対照表を載せております。

まずは、議案集の1ページをお願いいたします。

地方税法等の一部を改正する法律等が公布されたことにより、急施を要した大津町税条例の一部を改正する条例につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分を行いましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものでございます。

説明資料集の1ページをお願いいたします。

まずは、地方税の主な改正概要について御説明いたします。

個人住民税関係では、（1）令和6年能登半島地震の被災者を税制面で支援するために、雑損控除の特例措置が設けられています。

令和6年能登半島地震災害により住宅や家財等の資産について生じた損失の金額を、令和6年度分の個人住民税雑損控除の適用対象とすることで、令和6年に生じた損失金額として計上することが選択できるようになり、税負担を1年前倒しして軽減することができるようになっています。

（2）は、賃金の上昇が物価高騰に追い付いていない国民の負担を緩和するため、デフレ脱却のための一時的な措置として、令和6年度分の個人住民税から特別税額控除いわゆる定額減税が実施されます。

特別控除は、個人住民税所得割から、納税者及び配偶者を含めた扶養家族1人につき1万円の減税が実施されます。ただし、納税者の合計所得金額が1千805万円（給与収入2千万円相当）を超える高額所得者は対象外になります。また、特別税額控除の合計額が所得割を超える場合には、所得割の額が限度となります。

定額減税の対象納税者数は約1万6千754人、控除の合計額は約1億5千700万円を見込ん

であり、減収分は地方特例交付金により全額補填されます。

次に、固定資産税関係になります。

令和6年度は固定資産税の3年に一度の評価替えの年となるため、宅地等及び農地の急激な税負担の上昇を抑制する負担調整措置、並びに評価替えの翌年度以降における評価額の下落修正を行うことができる特例措置を令和6年度から令和8年度までの3年間継続する措置が講じられます。

以上が、主な改正の概要になります。

説明資料集は2ページをお願いいたします。

つづきまして、改正内容を条ごとに説明させていただきます。

なお、施行日につきましては、特に日付の記載がないものにつきましては、令和6年4月1日の施行になります。

最初に、第51条第2項につきましては、申請に基づき行う町民税の減免を、能登半島地震を機に減免申請を行うことが困難な者を救済するために、減免要件に該当することが明らかでありかつ減免する必要があると認められる場合には、職権による減免を可能とするものです。

同様に、第71条第2項につきましては固定資産税の減免を、第139条の3第2項につきましては特別土地保有税の減免を職権により可能とするものです。

附則第4条の2につきましては、租税特別措置法の規定による課税標準の計算（みなし課税）を定めるものであることを踏まえ削除するものです。

附則第5条の2につきましては、主な改正の概要で御説明しました能登半島地震の被災者支援のための雑損控除額等の特例を追加するものです。

附則第7条の5から3ページ最後の附則第7条の8までは定額減税に関するもので、2ページの附則第7条の5は、控除対象の納税義務者及び控除する順序を規定しております。

3ページの附則第7条の6は、普通徴収における定額減税の方法になります。定額減税「前」の第1期分の税額から第2期分、第3期分へと控除合計額を順次控除していくことを規定しております。

附則第7条の7は、年金所得者の方の公的年金からの定額減税の方法になります。定額減税前の令和6年10月分の特別徴収税額から令和6年12月分、令和7年2月分へと順次控除していくことを規定しております。

ただし、令和6年度に、初めて個人住民税を公的年金等から特別徴収される方の場合、令和6年6月分の普通徴収から控除を実施し、控除しきれない場合には令和6年8月分の普通徴収、それでも控除しきれない場合には令和6年10月分、12月分、令和7年2月分の特別徴収税額から順次控除することを規定しております。

附則第7条の8につきましては、申請書に同一生計配偶者の記載欄がないために令和6年度において定額減税の対象とならない「控除対象配偶者以外の同一生計配偶者」（納税者の令和5年中の所得が1千万円超で自らの所得が48万円以下の配偶者）については、令和7年度で定額減税を受けられるように規定してあります。

説明資料集 4 ページをお願いします。

附則第 10 条の 2 につきましては、地方税法に規定されている固定資産税のわがまち特例の新設・廃止に伴う改正になります。

第 14 項は、新たに規定された「一定要件を満たす特定バイオマス発電設備」に対する課税標準の特例割合を 7 分の 6 と定めるものです。

旧第 21 条 1 項は、特定事業所内保育施設（企業主導型保育施設）の課税標準の特例廃止に伴う規定の削除になります。

第 24 項は、新設の「滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産税」に対する課税標準の特例割合を 2 分の 1 と定めるものです。

附則第 10 条の 3 第 3 項につきましては、認定長期優良住宅に係る特例について、マンションの区分所有者からの申告書の提出がない場合でも一定の要件に該当すると認められる場合には、特例を適用する規定を設けるものです。

附則第 11 条から 5 ページ上段の附則第 13 条につきましては、主な改正概要で御説明しました、令和 6 年度固定資産税の評価替えに伴う現存の負担調整措置及び特例措置を継続するための改正になります。

4 ページの附則第 11 条の 2 が、土地における評価替えの年度以降は評価替えの年度の評価額を 3 年間据え置く原則を、地価の下落時には基準年度の評価額を下方修正することができる制度、5 ページの附則第 12 条が宅地に係る地価、附則 13 条が農地に係る地価の急激な上昇に対する税負担の急増を抑えるための負担調整措置を、それぞれ継続するための改正になります。

附則第 15 条につきましては、特別土地保有税を課すための固定資産税の課税標準額に対する特例の適用年度を、評価替えに伴う地方税法の年度更新に合わせて改正するものです。

附則第 16 条の 3 から附則第 20 条の 3 につきましては、定額減税の対象となる「所得割の額」に、上場株式等に係る配当所得等などの分離課税分の所得割の額を含める読替規定を、定額減税の新設に合わせて追加するものです。

第 51 条第 3 項から附則第 10 条の 3 第 15 項につきましては、地方税法等の改正に伴う文言の修正及び条ずれなど規定の整理を行っております。

以上で、承認第 1 号の説明を終わります。

続きまして、承認第 2 号「大津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分を報告し、承認を求めることについて」を御説明いたします。

議案集は、17、18 ページ、説明資料集は 33、34 ページ、説明資料集の 35、36 ページには、新旧対照表を載せております。

まずは、議案集の 17 ページをお願いいたします。

地方税法施行令の一部を改正する政令が公布されたことにより、急施を要した大津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、専決処分を行いましたので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものでござい

ます。

説明資料集の33ページをお願いいたします。

今回の主な改正内容は、国民健康保険税の課税限度額及び減額措置に係る軽減判定所得の基準額の見直しになります。

一つ目の課税限度額の見直しにつきましては、後期高齢者支援金等分の課税限度額を22万円から2万円引き上げて24万円とし、国民健康保険税全体の課税限度額を104万円から106万円に引き上げるものです。

二つ目の軽減判定所得の基準額の見直しについては、今回は5割軽減及び2割軽減の減額基準の見直しになります。5割及び2割軽減の減額基準は政令で定める金額に被保険者数と特定同一世帯所属者数の合計を乗じた金額に基礎控除の43万円などを加えた金額以下の所得になります。今回の改正では、この政令で定める金額を5割軽減では29万円から5千円引き上げて29万5千円に、2割軽減では53万5千円から1万円引き上げて54万5千円とするものです。

次の34ページの上段には制度の改正内容のイメージを図示し、下段ではただいま説明しました課税限度額及び軽減判定基準額の改正内容を条ごとに説明しております。

附則において、この条例の施行日は令和6年4月1日とし、令和6年度以降に令和5年度以前に遡って国民健康保険に加入された場合の条例の適用については、なお従前の例によることとしております。

説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

○議 長（桐原則雄） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二） 皆さん、おはようございます。

私のほうから、承認第3号と承認第4号について御説明を申し上げます。まず承認第3号の「令和5年度大津町一般会計補正予算（第16号）について」御説明を申し上げます。

今回の補正は、地方交付税及び地方譲与税等の確定や、熊本地震に係ります復興基金創意工夫事業及び新型コロナウイルス感染症対応・物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金関連事業の各事業費確定に伴います財源の組み換えなどでございます。急施を要したために3月31日付けで専決処分した予算を報告し、議会の承認を求めるものであります。

まず、補正予算書の1ページをお開き願いたいと思います。併せて別紙「補正予算の概要」を御参照いただきたいと思います。

第1条で、既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5千90万円を追加し、予算の総額を20億8千321万円とするものになります。

第2条で、翌年度に繰り越して使用する繰越明許費を「第2表繰越明許費補正」のとおりとしております。

7ページをお願いいたします。

第2表繰越明許費補正になります。

「（1）追加」の款2総務費につきましては、令和6年度の税制改正に基づきます定額減税に伴い、

職員給与システムを改修する業務委託の費用となります。

款 8 土木費は、境界の未定地におけます境界確定訴訟に係る代理人の委託料になります。

「(2) 変更」の款 8 土木費、項 2 道路橋梁費は、岩坂地内の橋梁の改修工事費になります。

項 3 都市計画費は、社会資本整備総合交付金における清算金となります。

それでは歳入から、主なものについて御説明をいたします。

1 1 ページをお願いいたします。

款 2 の地方譲与税から、1 5 ページの款 1 1 地方交付税までは、いずれも、交付額の確定に伴うものになります。

また、款 1 1 地方交付税の 1 億 2 千 2 0 1 万 7 千円の増額は、特別交付税分の増になります。

款 1 5、項 2、目 5 総務費国庫補助金は、新型コロナウイルス感染症対応及び物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の事業費の確定に伴う補正です。

また、款 1 6、項 2、目 1 総務費補助金についても、物価高騰対応の生活者支援事業の事業費確定に伴う補正になります。

1 6 ページをお願いいたします。

款 1 8、項 1、目 1 一般寄附金は、能登半島地震の被災地に係るふるさと納税の代理受領分になります。

款 1 9 繰入金は、熊本地震に係る復興基金創意工夫事業の事業費の確定に伴います熊本地震大津町復興基金の繰入額の減額補正となります。なお、充当事業につきましては、災害用備蓄食料の購入、それから地盤改良補助がありまして、別添の「補正の概要」の 4 ページに記載をしております。

続きまして、歳出について御説明をいたします。

1 7 ページをお願いいたします。

款 2、項 1、目 2 人事秘書費、節 1 2 委託料は、繰越明許費のところで説明いたしました定額減税に伴う職員給与システムの改修委託料となります。

目 6 企画費、節 2 5 寄附金は、これも歳入のところで説明しましたふるさと納税の代理受領分を被災地に対して支出するものになります。

目 1 1 地域づくり推進費、節 2 4 積立金は、企業版ふるさと納税寄附額の確定に伴う減額補正となります。

目 2 1 新型コロナウイルス感染症対策費は、L P ガス使用世帯支援補助金の事業の実績に伴います、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に係る財源の組替えとなります。

款 3、項 1、目 1 2 新型コロナウイルス感染症対策費は、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金の事業の実績に伴います新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金及び物価高騰対応の生活者支援交付金に係る財源の組替えとなります。

1 8 ページをお願いいたします。

項 2、目 7 新型コロナウイルス感染症対策費は、保育所等の副食費負担軽減補助金の事業の実績に伴います、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金それから物価高騰対応生活者支援

交付金に係るこれも財源の組替えになります。

款7、項1、目6新型コロナウイルス感染症対策費は、燃料価格高騰対策の運送事業者支援補助金の事業の実績に伴います、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金それから物価高騰対応の重点支援地方創生臨時交付金に係る財源の組替えを行っております。

19ページをお願いいたします。

款8、項3、目6熊本地震関係費及び、款9、項1、目5災害対策費については、熊本地震に係ります復興基金創意工夫事業の額の確定に伴います、町の復興基金に係る財源の組替えとなります。

款13予備費で所要の財源を調整いたしております。

以上、よろしくお願いいたします。

続きまして、承認第4号の「令和6年度大津町一般会計補正予算（第1号）について」御説明を申し上げます。

今回の補正は、大津北中学校の消防施設の点検によりまして、不具合が指摘されたことにより、改修工事に伴う補正となります。急施を要したために、5月13日付けで専決処分をした予算を報告し、議会の承認を求めるものになります。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

第1条で、既定の予算の総額を歳入歳出それぞれ同額とし、予算の総額を185億8千492万6千円とするものです。

10ページをお願いいたします。

款10、項3、目1学校管理費、節14工事請負費で、消防施設の改修工事費を計上いたしております。

款13予備費で所要の財源を調整しております。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（桐原則雄） これで提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

永田和彦議員。

○13番（永田和彦議員） 承認第1号について質疑します。

説明資料を見ながら質疑したいと思います。説明資料の2ページあたりを見てもみすれば、改正の内容といたしまして、51条2項、71条2項あたりの詳細を読みますれば、職権による減免とかたちで書いてあります。この職権というのが非常にくせ者で、職権になったら感情が入れ込む、入れ込んだりする可能性さえあるわけです。そこで、感情が入れ込んだら何が悪いから不公平感が出るのが怖いということです。ですから、職権による減免というのが続けざまに出てきます。その後もですね、職権による減免という判断の仕方というのはどこで設けられているのか。それに対する割当表なり何なりというものがあるのか、そしてまたそういった減免するにあたってどういった調査を基にどこの数字をもってくるのかというものを質疑いたします。

○議長（桐原則雄） 木村住民生活部長。

○**住民生活部長（木村欣也）** 永田議員の質疑にお答えします。

まず職権の減免の条件ですけど、これにつきましてはそれぞれ町民税、固定資産税、特別土地保有税、各税条例の中にありまして、例えば町民税の場合ですと生活保護の規定による保護を受けたもの、または当該年度において所得が皆無となったため生活が著しく困難となったもの、またはこれに準ずるもの、3番目に学生及び生徒、4番目に公益社団法人及び公益財団法人に準ずるものと規定されております。それらの確認につきましては、保護世帯につきましては、福祉部門、部局からの連絡等をいただいているところです。また、所得につきましても税務課のほうで把握できておりますのでそちらを利用させていただいております。

○**13番（永田和彦議員）**・・・固定資産税は・・・。

○**議 長（桐原則雄）** 木村住民生活部長。

○**住民生活部長（木村欣也）** 固定資産税の減免の条件ですけど、こちらも町条例のほうに記載しておりまして、一つが貧困による生活のための行使の浮上を受けるものの所有する固定資産税、二つ目が公益のため直接専用する固定資産税、有料でただし貸し借りするものは除くということです。三つ目が町の全部または一部に渡る災害または天候不順により著しく価値を減じた固定資産税となっております。

○**議 長（桐原則雄）** 永田和彦議員。

○**13番（永田和彦議員）** 再度質疑いたします。すみません、ちょっと質疑の仕方が悪かったですね。

1ページの一番下に固定資産税関係というものが書いてあります。ここで、1の①、②というのがありますよね。ここで宅地等及び農地の急激な税負担の上昇を抑制する負担調整措置という理由が書いてあります。問題はここなんです。今大津町のみならず、例えばこのT SMCを中心として周りがどんどんそれこそ固定資産の価値が上がっております。これに対する措置かなと思う部分がありまして、ということは大津町のみならず菊陽町も、例えば合志市も菊池市もいろんなかたちで動向みたいな決まりごとを書いているのかなと。税負担、これに対する上昇幅が日々変動しているんですよ。固定資産税が、固定資産の価格が。例えば今まで言い方悪いですけど、値段もつかないみたいな山林だったりとか、耕作放棄地みたいなのがべらぼうな値段がついたりしている実態があるんですね。言うならば不動産価格の変動に対して、そういったかたちの税負担の減免何なりとしたときに、実際の不動産の価格を割り出すというのは、非常にこれは難しいことだろうと思います。そしてまたこの点について考えてみたんですけども、例えば私が不動産を持っているとするじゃないですか。そのときにこれは面々とうちの代々持ってきた土地なんだよと。売るつもりも何もないという土地が、ある日突然こういった経済状況になって土地価格がどんと上がってしまったと。そしたらもう単純にですよ、価格が倍、3倍、そういった例はたくさんあるじゃないですか。そのときの減免措置のやり方は非常に難しいんじゃないですかという質疑なんですよね。そのときの例えば3年に1度の固定資産の見直しで今回あるってということで、それから3年に1度ではもう追いつかない状況になってきているじゃないですか。日々変わってるんですよ。そう考えたときに、

この制度で追いつくのかなと。結局は、右肩上がりです。どんどん上がったとするじゃないですか。そのときに固定資産評価額が100という数字だったのが、実は3年後は300も500もなっとなったという可能性だってあるわけですよ。ですから、この点は、税はもちろん国民の義務でありますから、払わんと言いなはらんとするわけですよ。ところが、正確な評価額を出してほしいというのが納税者にとって出てくるのではないかとする質疑です。

この点について再度質疑いたします。

○議長（桐原則雄） 木村住民生活部長。

○住民生活部長（木村欣也） 永田議員の再質疑にお答えしたいと思います。

固定資産税の評価額につきましては、課税標準額ですね、評価額は3年に1度しか見直しませんので、課税標準額については毎年見直しを行っているところです。課税標準額に税率をかけて税額を出しますが、これにつきましては新年度の課税標準額、これの5%までしか前年度より課税標準額は上げないようになっておりますので、固定資産税につきましても毎年最大で新しい年度の課税標準額の5%までしか上がらないような制度になっております。また、土地の評価額が上がったから減免するというような措置自体は減免の中にはございません。

以上です。

○議長（桐原則雄） 永田和彦議員。

○13番（永田和彦議員） もう一つそのところで、根本のそれこそ税法上のことになるかもしれませんが、租税原則というのは公平な課税というのが原則論なんです。そのときに固定資産の価格というのが課税標準ではなくてどんどん上がる状況に対してこの激変に対する税制の考え方を例えば上限が5%だったですよと言ったときに、とても土地価格とそれと税制の課税のパーセンテージの恐らく線グラフにしても合わないと思うんですよ。どんどん開いたりとか、してしまうと思うんですよ。結局5%。それが105%になって、そのうちにまた翌年度は105%をかけるということで理解していいんですかね。

再度質疑いたします。

○議長（桐原則雄） 木村住民生活部長。

○住民生活部長（木村欣也） 永田議員の再々質疑にお答えします。

議員がおっしゃったとおり固定資産税の評価額、税額につきましては、新しい年度の5%が限度でそれ以上上がりませんので、最高でも毎年105%言われるとおりしか上がらないようになっております。

○議長（桐原則雄） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄） ほかに質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。まず承認第1号、専決処分を報告し承認を求めることについて（大津町税条例の一部を改正する条例）を採決します。

この採決は電子採決によって行います。本件を承認することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） なしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（桐原則雄） 全員賛成です。したがって、承認第1号は承認することに決定しました。

次に承認第2号、専決処分を報告し承認を求めることについて（大津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を採決します。

この採決は電子採決によって行います。本件を承認することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） なしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（桐原則雄） 全員賛成です。したがって、承認第2号は承認することに決定しました。

次に承認第3号、専決処分を報告し承認を求めることについて（令和5年度大津町一般会計補正予算（第16号））を採決します。

この採決は電子採決によって行います。本件を承認することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） なしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（桐原則雄） 全員賛成です。したがって、承認第3号は承認することに決定しました。

次に承認第4号、専決処分を報告し承認を求めることについて（令和6年度大津町一般会計補正予算（第1号））を採決します。

この採決は電子採決によって行います。本件を承認することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） なしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（桐原則雄） 全員賛成です。したがって、承認第４号は承認することに決定しました。
しばらく休憩します。１１時より再開します。

午前１０時５４分 休憩

△

午前１１時００分 再開

○議 長（桐原則雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第９ 議案第５５号から日程第１１ 議案第５７号まで一括上程・提案理由の説明

○議 長（桐原則雄） 日程第９ 議案第５５号、大津町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第１１ 議案第５７号、令和６年度大津町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）についてまでの３件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

金田町長。

○町 長（金田英樹） 提案しました承認案件について、御承認をいただき、誠にありがとうございました。

次に、議案第５５号「大津町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について」は、「熊本県重度心身障がい者医療費助成、事業費補助金、交付要領」の一部改正及び医療費助成制度の現物給付化に伴い、条例の一部を改正しようとするものです。

議案第５５号については、条例の一部改正ですので、地方自治法第９６条第１項第１号の規定により、議会の議決を求めるものです。

次に、議案第５６号「令和６年度大津町一般会計補正予算、第２号について」ですが、今回の補正は、既定の予算の総額に、歳入歳出それぞれ４億８千４０１万７千円を追加し、予算の総額を１９０億６千８９４万３千円とするものです。

歳入は、国庫支出金５億８千８４４万７千円、諸収入７千４３９万円をそれぞれ増額し、県支出金６７８万６千円、繰入金１億１千６９３万４千円、町債５千５１０万円をそれぞれ減額するものです。

歳出では、総務比１５９万４千円、民生費４億２千３７９万５千円、衛生費４千２１６万４千円、土木費１８万３千円、消防費１９９万９千円、教育費１千６０万円、予備費３６８万２千円をそれぞれ増額するものです。

次に、議案第５７号「令和６年度大津町国民健康保険特別会計補正予算、第１号について」ですが、今回の補正は、既定の予算の総額に、歳入歳出それぞれ４１２万６千円を追加し、予算の総額を３０億４千８万７千円とするものです。

歳入では、国庫支出金 4 1 2 万 6 千円を増額し、歳出では、総務費 4 1 2 万 6 千円を増額するものです。

議案第 5 6 号及び議案第 5 7 号については、補正予算ですので、地方自治法第 2 1 8 条第 1 項の規定により、議会の議決を求めるものです。

なお、詳細につきましては、所管部長より説明をさせていただきます。

○議 長（桐原則雄） 大隈健康福祉部長。

○健康福祉部長（大隈寿美代） こんにちは。

私のほうからは、議案第 5 5 号と議案第 5 7 号について御説明を申し上げます。まず議案 5 5 号、「大津町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例」につきまして御説明させていただきます。

議案集は 2 1 ページから 2 3 ページ、説明資料集は 3 7 ページから 4 1 ページになります。

それでは、議案集の 2 1 ページをお願いします。

今回の改正は、「熊本県重度心身障がい者医療費助成事業費補助金交付要領」の一部改正に伴い、自己負担額が変更されたことによるもの及び重度心身障害者医療費助成の「現物給付化」に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

議案集の 2 2 ページをお願いいたします。

改正の内容は自己負担額や助成金の支給について説明資料集の 4 0 ページから 4 1 ページの新旧対照表のとおり改正するものでございますが、改正内容につきましては、説明資料集で説明させていただきます。

説明資料集の 3 7 ページから 3 8 ページをお願いいたします。

2 改正の内容でございます。（１）自己負担額の改正についてでございますが、これは熊本県の交付要領が改正されたことに伴い条例を改正するものでございます。入院の場合は、一月 1 医療機関等につきまして、2 千 4 0 円から 2 千円へ、入院外の場合は、一月 1 医療機関等につきまして、1 千 2 0 円から 1 千円へ変更となります。

次に（２）は現物給付に関する改正となります。①現在は、受給資格者が一旦、医療機関等で医療費を支払い、後日町に助成の申請を行い、自己負担額を差し引いた額を町が助成するいわゆる「償還払い」としてしておりますが、令和 6 年 8 月診療分からは、県内の医療機関等での受診について、受給資格者が医療機関等で支払う額を自己負担額までとする「現物給付」とするものです。ただし、② 7 0 歳未満で医療費の一部負担金が 2 万 1 千円以上の場合及び 5 0 歳以上 7 5 歳未満の人は、高額療養費の支給との兼ね合いにより、現行どおり「償還払い」としています。また、③後期高齢者医療保険の人は、現時点で「現物給付」の対応ができないため、一旦、医療機関で医療費を支払い、町への申請は不要とする「自動償還払い」とするものです。

3 現行と改正後の比較でございます。①の 7 0 歳未満で医療費の一部負担金が 2 万 1 千円未満の場合、次のページの② 7 0 歳未満で医療費の一部負担金が 2 万 1 千円以上の場合及び 7 0 歳以上 7 5 歳未満の人、③後期高齢者医療保険の場合でそれぞれお示ししております。

なお、外来の場合、医療機関と調剤薬局を合わせて、自己負担額が1医療機関等につき1千円を超える場合は、今までどおり申請を必要とし、超えた額を助成することとなります。

最後に、議案集の23ページをお願いいたします。

附則において、本条例は、令和6年8月1日から施行しますが、第3条第1項第1号の規定については、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用することとしております。また、経過措置として改正後の第7条と第8条の規定については、令和6年8月1日以後から適用し、適用日より前につきましては、従前の例によることとしております。

議案第55号の説明は以上でございます。

続きまして、議案第57号「令和6年度大津町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」について御説明いたします。

今回の補正の主なものは、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）」の一部改正に伴い、令和6年12月2日に施行されるマイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴う事務費等の増額補正でございます。

予算書の1ページをお願いいたします。補正予算の概要は、14ページでございます。

第1条で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ412万6千円を追加し、総額を30億4千8万7千円とするものでございます。

歳出について御説明いたします。

予算書の9ページをお願いいたします。

款1、項1、目1一般管理費の節10需用費は、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴い、マイナンバーカードを所持していない又は健康保険証の紐づけができていない被保険者に対して、新たに健康保険証の代わりとして発行する資格確認書の台紙とマイナンバーの加入者情報を郵送するための封筒等の印刷製本費でございます。

節11役務費の通信運搬費は、先ほど御説明しました被保険者に加入者情報をお知らせするための郵送料となります。

節12委託料の国民健康保険システム改修委託は、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴うシステム改修委託でございます。

続きまして、歳入について御説明いたします。

補正予算書の8ページをお願いいたします。

款3、項1、目2社会保障・税番号制度システム整備費等補助金、節1社会保障・税番号制度システム整備費等補助金の412万6千円の増額につきましては、歳出で御説明いたしました、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴う事務費について、全額が国から交付されるものでございます。

議案第57号の説明は以上でございます。

よろしくをお願いいたします。

○議 長（桐原則雄） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二） 議案第56号の「令和6年度大津町一般会計補正予算（第2号）」について、御説明を申し上げます。

今回の補正の主なものにつきましては、定額減税補足給付金及び非課税化等世帯給付金、地域水道施設復旧事業費補助金、新型コロナウイルス接種事業費などが主なものになります。

補正予算書の1ページをお願いいたします。併せて別紙補正予算の概要を御参照いただきたいと思います。

第1条で、既定の予算の総額に、歳入歳出それぞれ4億8千401万7千円を追加し、予算の総額を190億6千894万3千円とするものです。

第2条で、地方債の追加及び変更を「第2表地方債補正」のとおりとしております。

7ページをお願いいたします。

第2表地方債の補正です。

まず、護川小学校の屋根改修事業についてですけれども、充当率100%の「防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債」の借入限度額を4千230万円追加し、一方充当率90%の「学校教育施設等整備事業債」の借入限度額を6千10万円から2千270万円に変更するものになります。

護川小学校の校区学童保育施設建設については、国庫補助額の嵩上げに伴いまして、起債の借入額を7千660万円から1千660万円に減額をしております。

それでは歳出について、主なものについて御説明を申し上げます。

14ページをお願いいたします。

款2、項1、目2人事秘書費は、能登半島地震に伴います被災地支援の職員派遣に係る費用で、節3職員手当等で、職員の時間外勤務手当、節8旅費で特別旅費、節10需用費で活動に必要な消耗品費を計上いたしております。

目7電子計算費は、国が進めております自治体システム標準化・共通化に係る事業費の精査に伴います補正となります。

目11地域づくり推進費、節18負担金、補助及び交付金のコミュニティ助成事業補助金は、自治総合センターから交付されます助成金を活用し、森区のコミュニティ無線放送システムを設置するための補助金になります。

目12諸費、節25寄附金は、台湾の東部沖地震に係る災害の見舞金になります。

15ページをお願いいたします。

款3、項1、目1社会福祉総務費は、定額減税補足給付金及び非課税化等世帯給付金に係る事業費を計上いたしております。

節1報酬で、給付事務に従事する会計年度任用職員の報酬、節3職員手当で、職員の時間外勤務手当、節8旅費の費用弁償で会計年度任用職員の通勤手当、節10需用費で、事業に必要な消耗品費及び印刷製本費、節11役務費で通信運搬費及び振込に係る手数料、節12委託料で、給付システム改修に係る委託料を計上いたしております。

16ページをお願いいたします。

節１７備品購入費は、プリンタ等の購入費用、それから節１９扶助費で、７千世帯分の調整給付費それから２００世帯分の非課税化等世帯給付金と５０人分の子ども加算金を計上いたしております。

項２、目１児童福祉総務費は、護川小学校校区学童保育施設整備に係る子ども・子育て支援施設整備交付金につきまして、補助率のかさ上げ対象で内示を受けたことに伴いまして、国費と地方債それから一般財源との間で財源の組替えを行っております。

１７ページをお願いいたします。

款４、項１、目３環境衛生費、節１８負担金、補助及び交付金の地域水道施設復旧事業費補助金は、熊本地震で被災しました真木地区簡易水道組合の水道施設の改修に係ります設計費用に対しまして、復興基金を財源に補助を行うものとなります。

目９新型コロナウイルス感染症対策費は、ワクチンの接種事業に係る経費で、節１０需用費で印刷製本費、節１２委託料で、予防接種の委託料、節１８負担金、補助及び交付金は、委託医療機関以外への予防接種補助金を１３０件分計上いたしております。

１８ページをお願いいたします。

款８、項２、目３道路新設改良費は、町道の内牧線道路改良工事費に今回、電源立地交付金を充当することによります財源の組替えを行っております。

項３、目１都市計画総務費の節３職員手当等及び節８旅費は、町の都市計画課に課長補佐級として併任で県職員を雇用しておりますけれども、その時間外勤務手当それから普通旅費を計上いたしております。

１９ページをお願いいたします。

款９、項１、目５災害対策費、節１８負担金、補助及び交付金は、杉上地区の防災資機材購入費に係るコミュニティ助成事業補助金になります。

款１０、項２、目３学校建設費の財源組替えは、７ページの「第２表地方債補正」のところで説明しました護川小学校の屋根改修工事に係る起債の変更になります。

項５、目７図書館運営費、節１４工事請負費は、図書館古文書室の空調機の改修工事となります。

２０ページをお願いいたします。

款１３予備費で、所用の財源を調整いたしております。

次に、歳入を御説明いたします。

１１ページをお願いいたします。

款１５、項２、目１民生費国庫補助金は、歳出で説明いたしました、護川小学校校区学童保育施設整備に係ります子ども・子育て支援施設整備交付金の増額補正となります。

目５総務費国庫補助金は、物価高騰対応の重点支援給付金それから歳出で説明いたしました、定額減税の補足給付金等に係る物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金となります。

款１６、項２、目１総務費県補助金の電源立地地域対策交付金は、対象事業の確定により、新たに計上をいたしております。

目2 民生費県補助金の放課後児童クラブ整備費補助金は、護川小学校校区学童保育施設整備に係る国庫補助の増に伴い、減額するものとなります。

12ページをお願いいたします。

款19、項2、目4 財政調整基金繰入金は、今回補正に係ります財源超過分を、財政調整基金から減額するものとなります。

目9 熊本地震大津町復興基金繰入金は、歳出のところで説明いたしました、地域水道施設復旧事業費補助金に充当するものになります。

款21、項5、目2 雑入は、一般コミュニティ助成事業助成金は、歳出のところで説明しました宝くじ助成事業として、交付が決定したことに伴い計上するものであります。

その下のデジタル基盤改革支援補助金についても、交付決定に伴い増額となっております。その下、新型コロナウイルス定期接種ワクチン確保事業助成金は、接種1回当たり8千300円の助成に係るものになります。

13ページをお願いいたします。

款22 町債は、第2表地方債補正で説明したとおりです。

以上よろしくをお願いいたします。

○議 長（桐原則雄） これで提案理由の説明は終わりました。

日程第12 議案質疑

○議 長（桐原則雄） 日程第12 議案質疑を行います。

まず議案第55号を議題とします。質疑ありませんか。

山部良二議員。

○7番（山部良二議員） 55号で質疑いたしますが、この今後のスケジュールで見ると、7月から8月までにこの受給者資格証の周知、受給者資格証の発行、スムーズな移行はできるのか。

その点についてお伺いいたします。

○議 長（桐原則雄） 大隈健康福祉部長。

○健康福祉部長（大隈寿美代） 山部議員の質疑にお答えいたします。

まず、おおづ広報7月号におきまして、住民に対しての受診用の今回の現物給付等につきまして、周知させていただきます。また、受給者証が8月更新でございますので、この受給者証を送る際に、7月末になりますが、送る際にあわせて対象者には個別に今回の制度の概要をお知らせするというかたちになります。十分な周知に努めたいと思っております。

よろしく申し上げます。

○議 長（桐原則雄） 山部良二議員。

○7番（山部良二議員） 確か受給者証発行が600名以上いらっしゃると思います。これ確か担当者一人だと私は認識をしておりますが、これは本当に一人でできるのかちゅうのと、あと町民から

すれば待ちに待ったというかたちで本当に非常にうれしいことだと思いますが、これ町の担当職員の業務負担等はどうなるんですか。軽減できるんですかね。その点について再度お伺いいたします。

○議長（桐原則雄） 大隈健康福祉部長。

○健康福祉部長（大隈寿美代） 山部議員の再質疑にお答えいたします。

担当者が一人でできるのかということでございますが、窓口におきましては、どの職員でもできるようにマニュアル等も更新して職員による勉強会を行い、スムーズな移行に努めたいと考えております。また、担当者の事務負担に関しましては、今回の制度により窓口に来庁される対象者の方は少なくなるということでございますので、最初のほうは移行に関して事務負担が若干あるかとは思いますが、その後に関しては、負担は軽減すると考えております。

以上です。

○議長（桐原則雄） ほかに質疑ありませんか。

荒木俊彦議員。

○15番（荒木俊彦議員） 説明資料集の37ページなのですが、改正の内容の（2）の②ですか。

ただし70歳未満で医療費の一部負担金が2万1千円以上の場合ということで、自己負担額は1医療機関について2千円になるということですが、2万1千円以上一部負担金になるということ、診療科目はいくつかあってこういうことになるのかなということを確認したいと思います。

○議長（桐原則雄） 大隈健康福祉部長。

○健康福祉部長（大隈寿美代） 荒木議員の質疑にお答えいたします。

2万1千円以上という額につきましては、高額療養費が関係しております。なので、1医療機関2万1千円以上ということで、通院、外来、入院は別なんですけれども、1医療機関1月の診療が2万1千円以上というところでございます。

説明は以上でございます。

○議長（桐原則雄） 荒木俊彦議員。

○15番（荒木俊彦議員） すみません、私理解があれかな。入院の場合でも1医療機関が自己負担額が2千円で、1か月で2千円自己負担でしょ。②では、一部負担金が自己負担金は2千円なのに、一部負担金が2万1千円というのは、どうしてそうなるのか。ちょっと理解ができないんですけど。わかるようにもう一度説明をお願いします。

○議長（桐原則雄） 大隈健康福祉部長。

○健康福祉部長（大隈寿美代） 荒木議員の再々質疑にお答えいたします。

高額療養費に関しまして、例えば日赤等で2千円ということであれば入院した場合になるかと思いますが、入院した場合にはそちらのほうで2万1千円を70歳未満の方で一部負担金が2万1千円を超える高額療養費になった場合は、いわゆる現物給付が高額療養費の算定等もあり現物給付としてはできず償還払いとなるかたちになりますので、一旦医療機関で2万1千円以上になるのであれば、お支払いいただいて改めて役場のほうに御申請いただいて、そちらのほうで2千円を8月からであれば、8月診療分からであれば、2千円を除いた額を重心医療のほうで助成するかたちにな

ります。

以上です。

○議 長（桐原則雄） 荒木俊彦議員。

○１５番（荒木俊彦議員） ごめんなさい。自己負担金と一部負担金というのは違うということです。かね。自己負担金は２千円、入院しても通院しても２千円と千円。②のほうでは一部負担金は２万１千円以上になるということ。もう１回すみません、自己負担額と一部負担額というのは全く別物ということかどうか確認したい。

○議 長（桐原則雄） 大隈健康福祉部長。

○健康福祉部長（大隈寿美代） 荒木議員の質疑にお答えいたします。

２万１千円のほうの一部負担金というのは窓口で通常お支払になる額になります。例えば３割とかです。自己負担金、今回県の要領の改正で２千４０円が２千円になった。また外来については、１千２０円が１千円になったというのは、町の重心医療における自己負担金になります。

○１５番（荒木俊彦議員） わかりました。

○健康福祉部長（大隈寿美代） ありがとうございます。以上です。

○議 長（桐原則雄） ほかに質疑ありませんか。

佐藤真二議員。

○１０番（佐藤真二議員） お尋ねいたします。

まずこの条例の改正、基になっているのは県のほうの交付要領の改正に伴うものということで基本的な考え方としては現行の償還払いから現物給付のほうに持っていくという考え方。それが全部できない場合もあるけれども基本的にはそういう方向ですということだと思います。それによって実際に窓口の事務の負担も軽減されるとした場合に、町のほうとしてもこの償還払いから現物給付の方向を望ましいと考えているのかということについてまずお尋ねをしたいと思います。

○議 長（桐原則雄） 大隈健康福祉部長。

○健康福祉部長（大隈寿美代） 佐藤議員の質疑にお答えいたします。

町としましても償還払いより窓口に来られる来庁回数が少ない現物支給、現物給付のほう望ましいと考えております。

以上です。

○議 長（桐原則雄） 佐藤真二議員。

○１０番（佐藤真二議員） すみません、ちょっと意地悪な言い方になってしまいましたけれども、以前から問題になっております、ひとり親家庭等の医療費助成の問題があるんですけれども、これは現在の償還払いから現物給付にもっていけないだろうかという議論が以前から続いているわけですね。今の考え方でいくとそこについてもやはり考えていけるのかなと思うんですけれども、今回のこの提案にあたってそこについての考え方は検討されたのか。検討されたのであればその内容をお知らせください。

○議 長（桐原則雄） 大隈健康福祉部長。

○健康福祉部長（大隈寿美代） 佐藤議員の質疑にお答えいたします。

ひとり親医療につきましても検討しておりまして、本年度現物支給にできるように本年度中にできるようにしているところでございます。

以上です。

○議 長（桐原則雄） ほかに質疑ありませんか。

時松智弘議員。

○3番（時松智弘議員） それでは、議案第56号について質疑をいたします。

○議 長（桐原則雄） 57号。

○3番（時松智弘議員） 失礼、57号について質疑いたします。

○議 長（桐原則雄） 55号を今質疑ですよ。

○3番（時松智弘議員） 失礼しました。取り消します。すみません。

○議 長（桐原則雄） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第56号を議題とします。質疑ありませんか。

豊瀬和久議員。

○9番（豊瀬和久議員） 議案第56号、一般会計補正予算についてお伺いをいたします。

予算の概要の11ページの真ん中あたり環境衛生費、地域水道施設復旧事業費補助金についてですけれども、今回の予算は本管主管を含めた水道施設を整備するための調査設計費ということですから、今後実際に本管主管を含めた水道施設を整備することになっていくと思いますけれども、そこに関しましては、どのような補助の内容となるのかをまずお伺いいたします。

○議 長（桐原則雄） 木村住民生活部長。

○住民生活部長（木村欣也） 工事のほうに入りましたときの補助につきましては、現在元の3月までは厚生労働省ですね。こちらのほうでやってまして、いろいろ確認しましたところ補助金がなかったところではございます。現在建設省になります。所管が移りましたので、そちらのほうとの協議、国交省ですね。そちらのほうの協議を行ってます。それとは別に新たに総務省のほうともいろんな事業がないかを確認しているところです。より大津町、地元負担がないような補助金を現在確認を行っているところです。

○議 長（桐原則雄） 豊瀬和久議員。

○9番（豊瀬和久議員） 再質疑をさせていただきます。

今回復旧をする地区と同じように現在の水道企業団の給水区域外の地域で、熊本地震によって被災をして水道水に濁りが出たり、井戸の水がでなくなったりしているところがありますけれども、町全体を考えると同じように熊本地震で被災された方については支援をすべきだと思いますけれども、そのようなことの検討をされたのかについてお伺いいたします。

○議 長（桐原則雄） 木村住民生活部長。

○**住民生活部長（木村欣也）** 今回の事業は、もともと大津町では事業の小さい簡易水道について経営基盤が脆弱なため上水道の安定の供給や水質価格などのサービス水準の維持向上を図る観点から統合を支援してきたところでございます。今回につきまして真木地区の統合の基準が高まり、地区のほうで調査設計を行っていきたいということですので、補助を行うこととしております。

○**議 長（桐原則雄）** 豊瀬和久議員。

○**9 番（豊瀬和久議員）** これは熊本地震で同じように被災をされた地域もありますので、しっかりそこは考えていただいて、今後有利な補助金等も探されるということですので、何箇所かありますので、しっかりその辺りも見渡していただいて誰一人取り残さないということと言われますけど、しっかりそういう今困っておられる方もありますので、支援のほうを考えていただければと思いますので、よろしくお願いします。

○**議 長（桐原則雄）** ほかに質疑ありませんか。

時松智弘議員。

○**3 番（時松智弘議員）** それでは、議案第56号について質疑をいたします。

先ほどは誤りをいたしまして申し訳ありませんでした。

説明資料集の11ページになります。健康福祉部福祉課、老人福祉センター運営費、この老人福祉センター給水設備の修繕と浴場の設備修繕なんですが、災害が起きたときにこの老人健康福祉センターについては、福祉避難所としての運用が非常に期待が大きいところです。災害が発生したときには、そういったかたちで応急的にたくさんの方が利用されると思うのですが、町外を見てみますとこういった福祉関係の施設の利用率というのが随分低調になっているようなところもあるというふうに向っています。運営自体が独立採算制がとれなかったりとか、利用者が激しく減ってしまうというような状況であると、ここで積み上げております当初予算から見まして213万円を計上している、この浴場給水施設の補修なんですが、これが効果的になるためには施設の利用促進これがものすごい大事だと思います。施設の利用促進に関しては、どのような施策が今なされているのかについてお尋ねします。

○**議 長（桐原則雄）** 大隈健康福祉部長。

○**健康福祉部長（大隈寿美代）** 時松議員の質疑にお答えいたします。

老人福祉センターの利用促進ということでございますが、についてということでございますが、現在、社協と協議しながら進めているところでございます。今後地域福祉、町からの委託事業もありますので、地域福祉、またその介護保険事業等も含めまして、改めて老人福祉センターの活用については更に活用できるように協議を進めていきたいと思っております。

以上です。

○**議 長（桐原則雄）** 時松智弘議員。

○**3 番（時松智弘議員）** 再度質疑いたします。

今おっしゃられたとおりで、今平素の段階から様々な施設利用についての方法を促進していきまうというお話だったんですけども、基本的に住民の皆さんが知りたいのは、この老人福祉センタ

一のような活動ができるのか。どのような設備ができるのかというところなんですね。今ホームページをこのふれあいネットワーク社会福祉法人さんが作っておられます。ホームページあたりを見て、その施設の概要何かを見ると、やっぱり住民の人に分かりやすく説明できているのか。施設の利用面ではそういうのができているのかというと、探すのがちょっと大変なような気がします。

また利用率を部長のほうは手元に資料のほうは持ち合わせておられないと思うんですが、横ばいか微増かそんな感じじゃないのかなと思うんですね。高齢者福祉というのもこの町でもどんどん少子化高齢化、人口増にはなっておりますけれども、そういったところに着目していただきたいなと思います。社協と協議をしていただいて、そういった広報の特にホームページの充実みたいのはできないかについて再度お尋ねします。

○議 長（桐原則雄） 大隈健康福祉部長。

○健康福祉部長（大隈寿美代） 時松議員の質疑にお答えいたします。

社協老人福祉センター等の活用について、住民に対してお知らせ、周知が足りないのではないかとこのところでございます。今後、御指摘のとおりまだまだ十分でないと考えておりますので、ホームページや広報等も活用しながら周知に努めたいと思っております。

以上です。

○議 長（桐原則雄） ほかに質疑ありませんか。

佐藤真二議員。

○10番（佐藤真二議員） すみません、もし聞き逃していたら申し訳ないですけど、確認でございます。新型コロナウイルスの雑入での受入れですけれども、これに関しては受入れの元はどこになるのかというのをちょっと確認したいと思います。

○議 長（桐原則雄） 大隈健康福祉部長。

○健康福祉部長（大隈寿美代） 佐藤議員の質疑にお答えいたします。

雑入の払出元ということでございます。国の基金団体になります。

○議 長（桐原則雄） ほかに質疑ありませんか。

永田和彦議員。

○13番（永田和彦議員） 56号について質疑いたします。予算書を見ておりますが、7ページの地方債補正ということで、護川小学校の屋根改修事業のこれ組替えですかね。当初は学校教育施設等整備事業費、これ充当率が90%というやつから防災減災国土強靱化緊急対応事業債ということで100%の充当率があるということを説明で受けましたが、ただ単純にこれが認められるのならば100%こっちに持っていったらどうなのかなというのは単なる疑義ですよ。わざわざ90%のところを残さんでいいじゃないかと。一般財源よりも我々も国費払ってますから、国が出すと言ったものはもらいましょうよという話ですよ。

それとこの護川小学校の屋根改修。いろんな箱物に対してからはいろんな修理というものはたくさん出てくるものではあります。施設が大きくなればなるほどやっぱりかさみます。私も長く議員をさせてもらっている関係で、この護川小学校の雨漏りとか、いろんな事例を今まで何度かあつ

たんですね。ということは、私は以前から言ってきたとおりですけども、今回大津中学校改修やっておりますが、要は耐用年数ですね、耐用年数に対してその間どれだけ言うならば経費をかけなくてはならないのか。ということも、それもある程度予測して、その計算して例えば50年なら50年使うのであるならば、途中でメンテナンスが10年前に出てきますよとか塗り替えが必要になりますよとかいろんなものが出てくるじゃないですか。これまでを計算するのがABC原価計算というのを、これを導入しなさいというのをずっと前から言っております。言うならばトータルの金額なんですね。例えば建設の方法が違ったならば、この金額は要らなかった可能性さえあると考えられます。言うならば当初は、木材をたくさん使って、そして瓦の屋根でっていうことだったですかね。そういったことがありました。ただ、それが例えば長く使う施設であるならば、適正だったかなということも検証をきちんとしなければ、今後も勘定のもとにこういった地域の木材を使ってとか言って負担するのは町民なんですね。ですから、この点についてきちんと計算がなされて、今後もし取り組んでいくのかというのは非常に重要なことだと私は考えるわけでありまして。今後の予測、今後もこの護川小学校あたりの言うならば、改修メンテナンスというのがこれをしたから10年もつんですか、20年もつんですか。ここまできちんとおっしゃっていただきたい。トータルコストというものをきちんと明確にしていきたいと思いますので、質疑いたします。

○議 長（桐原則雄） 羽熊教育部長。

○教育部長（羽熊幸治） それでは永田議員の御質疑にお答えいたします。

最初は債務町債の補正の件ですが、90%、100%充当ができるのであれば最初から100%したがよかったんじゃないかというところで、当初予算のほうでは一応充当率90%となっておりました。今回4月に国からの内示が出た際に、国のほうからこちらの国土強靱化の起債のほう借り入れると利用できるというふうになったということであわせて連絡がありましたので、今回その分を100%充当のほうに変えたところです。その分一般財源が少なくなりましたので、財源の組換えを行っております。

○13番（永田和彦議員） 全部100%にすればいいんじゃないか。

○教育部長（羽熊幸治） これ護川小学校とその他の事業の分が入っております。今回護川の分だけは100%のほうに充当しております。

それからもう1点が護川小学校の屋根の件ですけども、護川小学校につきましては、当初議員おっしゃるように瓦屋根での建設がなされております。校年数がたちまして経年劣化じゃありませんが、構造上基礎の部分はコンクリートなんですけど、屋根の部分が木材を使用しての瓦屋根といった構造になっておりましたので、年々その柱の部分がゆがみのほうがきまして、そういったところから雨漏りが発生したというような状況でございます。今回そういったところで屋根の改修をさせていただきましても、議員がおっしゃりますように大きな施設の維持管理につきましては、計画的に実証していかなければならないということで、それぞれの学校施設もそうですが全体でもそうですが、大体大規模な改修を20年毎ぐらいにはやっていかなければならないと今考えております。なのでそれを踏まえて公共施設の個別計画の中で計画的に進めているところでございます。

回答は以上になります。

○議 長（桐原則雄） ほかに質疑ありませんか。

田代元気議員。

○２番（田代元気議員） 概要の１０ページの上段ですけど、寄附金の台湾東部沖地震に係る災害見舞金についてですけど、県内各３１町村で１０万円ずつの負担ということで、１千人程度の自治体と４万人を超える自治体がある中で一律１０万円というので、人口が少ない財政が厳しいところの１０万円と大津とか菊陽の１０万円とじゃ、その負担するあれが違うと思うんですけど、町村会でそういう議論はなされなかったのかを質疑いたします。

○議 長（桐原則雄） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二） 議員おっしゃいますように人口に応じてという話もあろうかと思いますが、でも、町村会の中で議論されるのはあくまでも熊本県の町村会としてどうするかということでも、各自自治体３１ですね、自治体の中から各１０万円、そして本体からが残りの部分を合わせて５００万円ということで、そういったかたちで寄附をしようということで町村会の中で話がまとまったということで聞いております。

○議 長（桐原則雄） 田代元気議員。

○２番（田代元気議員） これ多分私前にも同じような質疑をしたことがあると思うんですけど、もうちょっと大津とか菊陽さんは関係ないですけど、もうちょっとして、特に台湾のほうからも企業もきてますんで、もっとしてもよかったんじゃないかなと思うんですけど、今後寄附とかそういう災害見舞金とか送らないようになるのが本当は一番いいんですけど、今後こういった場合にもうちょっと町村会のほうでも町長のほうでも、うちはもうちょっとやりますよとかそういったことやってほしいと思うんですけど、どのようにお考えかをお聞きします。

○町 長（金田英樹） この町村会経由での寄附金なんですけども、町村会では出す一方で、特に各市町村で追加あるいは別枠で出す分は特に規制もされておりませんし、申合せ等も行っておりますので、その被害の状況ですとか、市町村との関係性とかそうしたことも鑑みながら町独自の判断もしっかりしていきたいとそうように思っております。

以上です。

○議 長（桐原則雄） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） ほかに質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に議案第５７号を議題とします。質疑ありませんか。

永田和彦議員。

○１３番（永田和彦議員） 議案第５７号に対し質疑をいたします。

予算書を見ております。９ページの歳出のところを見ておりますけれども、システム改修ということで出ておりますけれども、５５号のほうで重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部をと

いう55号ですねの中でも、いろんな説明の中で、システムを統合したりとか、マイナンバーカードとひも付けたりすることによって業務が改善されていく、便利になっていく、使う人も管理する側もなっていくということでシステム改修というものは時代にあったものに変えていく必要があるというのは重々承知をしております。最近では、報道等でこういった地方公共団体のそういった会計システムですかね、そういったものを統合してデジタル庁だったか、すみませんちょっとど忘れしましたけど、統合することによって、バラバラに例えばNECとか富士通とかいろいろRKKとかうち付き合いがありますよね。そういったものでなくて、統合することによって経費を抑えることができるということが取りざたされておりますけれども、この国民健康保険システムの改修、こういったものもやっぱりそういった取組の中にあるべきなんですよ。その進捗状況、今ないとしてもどういうふうに進められておるのかということと、今回のこの補正予算におきます国庫支出金で財源の内訳書いてありますけれども、印刷製本何なりというものがマイナンバーカードと保険証ということで保険証なくすということを国が言ってるじゃないですか。なくすのはいいですけども、マイナンバーカードを作っていない方々に対する今回の資格確認証の発行ということになるんですよ。ということはここで考えなければならないのは、もちろん全てにおいて経費の削減というのはやっぱり取り組むべきなんですよ。ということは、この部分というものは資格確認証というものは、マイナンバーカードを作っていただければこれは発生しないわけですよ。ただ現実的には無理でしょう。それももちろん100%、しかし国自体が恐らく無理だろうということで予算まで使いなさいと出してくるというような、お金を出しますよと自治体で頑張ってくださいというふうな私たちの予算措置ではないかと思うわけです。ということは、我々地方自治体としても取組が重要になってくるということです。この取組をすることによって、例えば1年間にそのパーセンテージが増えたということは、翌年はその減った状態じゃないですか。もちろんどんどんパーセンテージ100まで進めていかなくてはならない。これを例えばマイナンバーカードの作った方々が50%しか町民にはおられないと言ったときに、このときに50%分の資格証書を出して、翌年度も50%のままなんですよ。ということは、ここで実は予算が需用費として使ってあがってますけれども、これって翌年度、その次もずっと増える要因の数字なんです。もちろん予算というのは単年度主義ですよ。ところがこれを改善というかたちに取り組みないと、翌年度もその次の年もずっと出てくる数字になりますよということを言いたいんですよ。ですから、ということは何をするかということは、マイナンバーカードの利用促進でしょ。そういったものをどういうふうに取り組むかということで、毎年毎年この需用費の55万5千円というものが減っていくという可能性が、そしてまたそれに対する業務も減るということです。そういった中身を考えて取り組まないとただの数字の遊びになってしまうということです。だからそこは非常に今後の取り組み方が予算を多く使わなくて済みますよという、そういったかたちになると思いますけれども、この点について質疑いたします。

○議長（桐原則雄） 大隈健康福祉部長。

○健康福祉部長（大隈寿美代） 永田議員の質疑にお答えいたします。

まずシステムについてでございますが、今回のシステム改修につきましては、マイナンバーカードと保険証の一体化に伴う加入者情報のお知らせ、こちらは国から義務付けられているところでございます。資格確認証を交付するための機能等について改修するものでございます。

今後につきましても、事務改善も含めてシステム関係につきましても、取組を進めていきたいと考えております。

二つ目につきましては、マイナンバーカードの利用促進に伴うものだと思います。国保の現在の加入者におけるマイナンバーいわゆる保険証の加入率につきましては、現在3月末でございますが、62.7%でございます。ただし利用率につきましては、3月の診療分においては7.52ということで全国平均よりは若干高いところではございます。こちらについてまた今後もマイナ保険証につきましてこういった活用ができる同意があれば、ほかの診療情報とかも医師等の閲覧ができるとか、同意があればでございますが、そういったところでマイナンバー保険証の利点等も御説明しながら取り組みを進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（桐原則雄） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄） ほかに質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第13 委員会付託

○議長（桐原則雄） 日程第13 委員会付託を行います。

会議規則第39条第1項の規定により、議案第55号から議案第57号までをお手元に配付しました議案委員会付託表案のとおり、それぞれの所管委員会に付託します。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。皆さん、大変お疲れさまでした。

午前11時57分 散会

本 会 議

一 般 質 問

令和6年第3回大津町議会定例会会議録

令和6年第3回大津町議会定例会は町議場に招集された。(第2日)									
令和6年6月10日(月曜日)									
出席議員	1 番	大村 裕一郎	2 番	田 代 元 気	3 番	時 松 智 弘			
	4 番	面 川 秀 貢	5 番	大 塚 益 雄	6 番	三 宮 美 香			
	7 番	山 部 良 二	8 番	山 本 富 二 夫	9 番	豊 瀬 和 久			
	10 番	佐 藤 真 二	11 番	大 塚 龍 一 郎	12 番	坂 本 典 光			
	13 番	永 田 和 彦	14 番	津 田 桂 伸	15 番	荒 木 俊 彦			
	16 番	桐 原 則 雄							
欠席議員									
職務のため出席した事務局職員	局 書	長 記	荒 飯	木 塚	啓 彩	一 菜			
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	町	長	金 田 英 樹	総務部総務課課長補佐 兼行政係長			吉 良 元 子		
	副町	長	工 藤 あ ず さ						
	総務部長	藤 本 聖 二	総務部財政課長			田 邊 嵩 博			
	住民生活部長	木 村 欣 也	教 育 長			吉 良 智 恵 美			
	健康福祉部長	大 隈 寿 美 代	教 育 部 長			羽 熊 幸 治			
	産業振興部長	白 石 浩 範	教 育 部 次 長			境 敬 一 郎			
	都市整備部長 併任工業用水道課長	西 岡 多 津 朗	農業委員会事務局長			梅 田 博 隆			
	総務部総務課長	村 山 博 徳							
	総務部財政課長	大 塚 昌 憲							
	会計管理 兼会計課長	中 井 雄 一 郎							

一 般 質 問

1 番 時 松 智 弘 議員

p 52～ p 66

1. 防災備蓄食の計画を見直し小中学校の教材や地域学校協働で有効活用できないか

災害発生時の避難所運営時や要支援者の為防災備蓄食として毎年1万2千食が当初予算で購入され、当初の予定通り6万食が備蓄された。幸いにして本町は激甚な災害に遭うことなく、過年度購入分が消費期限となっている。効果的なローリングストックとフードロス防止を行うためには消費期限が迫った備蓄食の消費の計画が必要ではないか。

(1) 避難所の多くは小中学校の体育館である。児童生徒の防災食作成体験を行えば災害時の貴重な共助の力となる。総合的な学習の時間や社会科の学習教材として活用する考えはないか。

(2) 防災訓練時のみならず地域学校協働のイベントの際も、地域の防災士を活用し防災食作成体験や試食会を行う考えはないか。

2. 防災教育に必要な書籍、ボードゲーム、絵本などを図書館や学校図書として備えることは出来ないか

先日、熊本市内で行われた防災のイベントの中で様々な書籍、ボードゲーム、カードゲーム、絵本などを教示頂いた。大変有用なものもあることから防災に関し様々な学習シチュエーションを支援する為図書の充実を出来ないかと思料する。生涯学習、学校教育両方に福音がある。

(1) 町図書館の防災関連蔵書の充実をはかり、図書館内スペースにおいて防災に関する啓発イベントを企画する考えはないか。

(2) 学校図書においても子どもたちの防災に関する知識を涵養する為防災関連図書の充実を図り防災教育に資する考えはないか。

3. 熱中症対策として公共施設をクーリングシェルターとして開放、利活用する考えはないか

夏季熱中症発生件数は増加の一途を辿っている。コロナ禍の中では顕著でなかったが日本では昨年度9万人を超える熱中症の救急搬送があった。熊本県は1千601人であったが過去には人口比全国4位の搬送者数となった年もある。環境省は地域の気候変動に基づく熱中症対策関連事業促進の為「クーリングシェルター」の活用を提唱している。本町の熱中症予防の啓発と熱中症対策での公共施設活用の考え方を伺う。

4. 災害廃棄物仮置場の周知をごみカレンダーなどに掲載広報できないか

災害廃棄物の処理は市町村の義務行為である。しかし災害の様相から廃棄物の発生、収集運搬、処理には多くの困難が発生する。処理費用の縮減や役場の人的支援の限界を考慮すれば適切な仮置場の運営体制構築と住民の分別などへの啓発が必要と思料する。町の具体策を伺う。

2 番 豊 瀬 和 久 議員

p 66～p 80

1. 南杉水地域の通学路等の安全確保と渋滞対策と、セミコンテクノパークへのアクセス性の向上について

- (1) ホンダ南通からセミコンテクノパークへの道路延伸について、菊陽町、合志市との協議状況はどのようになっているのか。
- (2) T S M C 近隣の南杉水地域からの安全対策の要望についてどのように対応するのか。

2. 町道敷地内民有地（未登記道路）の整理について

- (1) 寄付以外の方法で整理する手法の調査状況はどのようになっているのか。
- (2) 地域と連携した取り組みについてはどのようになっているのか。
- (3) 未舗装道路の整備について将来的な見通しをどのように考えているのか。
- (4) 町内の町道敷地内民有地（未登記道路）の状況はどのようになっているのか。

3. 誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策「C O C O L O プラン」の取り組み状況について

- (1) 本町における不登校対策「C O C O L O プラン」の具体的な取り組みはどのようになっているのか。
- (2) 学校・教育委員会と家族やフリースクール関係者との連携を強化し、フリースクールで学んだ生徒が将来に対して夢が持てるような取り組みを進めるべきではないか。
- (3) 不登校児の保護者の精神的、経済的な負担軽減を図るためにも、フリースクールに通う町立小中学生の保護者を対象に、授業料への助成制度を創設するべきではないか。

4. 带状疱疹ワクチン接種への助成について

町民の健康を守るという観点から、病になってから治療するのではなく、病を未然に防ぐために带状疱疹ワクチン接種への助成をするべきではないか。

1. 小中学校の熱中症対策

令和3年5月に環境省・文部科学省から「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き」が作成されたが、気候変動適応法等の一部が改正されたことに伴い令和6年4月に追補版が出ている。追補版には「普段心がけている程度では不十分である」という文言や水分補給サポート事例には民間と連携した水分補給スタンド等が挙げられている。町教育委員会としてこの追補版をどう捉え、熱中症対策にどう取り入れていくのか。

2. 大津町の歴史文化の担い手育成の取り組みについて

近隣地域への企業進出に伴い大津町の人口も増加している。移住してくる人たちは大津町の文化や歴史に興味を抱いてもそれを学ぶ機会が少ないのが現状である。一方で、大津町の住民にとっても歴史文化の伝承がうまくいっているとは言えない。町の歴史に詳しい人も高齢化が目立ち、その知識を若い人たちにきちんと伝えていく体制作りが求められていると考える。町としての取り組みを問いたい。

3. いつまでも住み慣れた地域で自分らしい暮らしを選択できる大津町にするには

町長の101の具体策の政策4に人生100年時代を見据えた福祉とある。項目40に「いつまでも住み慣れた地域で自分らしい暮らしを選択できるよう・・・」という文言がある。私自身も「住んでいるひとがしあわせ住みたいと思う町おおづ」という気持ちで町のことを考えてきた。令和6年3月に「第9期大津町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」「大津町障がい者基本計画」「第7期大津町障がい福祉計画」「第3期大津町障がい児福祉計画」と福祉計画が更新された。町長が議員だったころにMC I（軽度認知障害）を中核とした認知症対策について質問をされ、提案された施策による効果効能と数千万から数億円の医療介護費の抑制効果があると提案されていた。5月の熊日新聞で2060年にはMC Iと認知症とを合わせた数は1千227万人で高齢者の2.8人に1人当たると記載があった。町長としての3年半での取り組みと効果を聞きたい。

また、障がい者施設も利用者の高齢化に伴い本人や親の認知症や介護など多くの課題を抱えていると考える。障がいだけではなく横のつながりが求められていると思うが、町としてどう取り組んでいくのか。

1. 飛行機の騒音問題

コロナ禍が終わり、阿蘇くまもと空港の発着便も台湾便の増便等で、現在約50

便が毎日就航していると聞く。

そうした中、岩坂区をはじめ、中島、陣内、森、新、大津東、錦野、外牧各区に出向き住民の声を聞いてみると「飛行機の騒音がひどい、どうにかならないか」との意見が想像以上にあった。

- (1) 町独自の騒音調査を行い、国や県に騒音対策を依頼すべきではないか。
- (2) 調査の結果を踏まえ、個人住宅への対策を国や県に要望することはできないか。
- (3) 大津南小学校上空を飛行機が飛んでいるが、落下物は大丈夫か。

2. 町民の移動手段を守るために、ライドシェアの取り組みを

バスや乗合タクシーでの移動に不便を感じている地域の方々に対し、町としてライドシェアの取り組みを検討できないか。

- (1) 県内他町でも検討すると聞いているが、大津町でも検討できないか。
- (2) 大津町における乗合タクシーの課題について。
- (3) 夜にタクシー等が不足しており不便を感じているが対策はないか。

3. 町の農業の今後の展望は

護川地区の工業団地及び、T SMC 関係等による宅地開発により、優良農地がどんどん転用されている。中には、業者に買収され虫食い状態で開発されているところもあるように感じている。さらに南部地区のアクセス鉄道計画が進めば圃場整備した優良農地が何ヘクタールも転用され、農家は農業を続けていけない状態に陥る。町長は農工商並進と言われているが、町の農業・農家をどう守っていこうと考えているのか。町長の農業政策についての考えを問う。

- (1) 護川地区の畜産業やからいも農家は今の政策では廃業するのではないか。
- (2) 優良農地が減少している状況を今後どう打開していくのか。代替地は期待できるのか。
- (3) 圃場整備地内の耕地面積が減少すれば米がとれなくなるが、町民の食糧確保について町はどう考えているのか。

5 番 荒 木 俊 彦 議員

p 105～ p 116

1. まちづくり基本構想について

肥後大津駅周辺と大津高校・大津中・翔陽高校への通学路が非常にお粗末ではないか。通学路について児童生徒に意見や提案をしてもらったかどうか。

「肥後大津駅周辺まちづくり基本構想」が提案されているが、大津駅を中心として通学する高校が2校あり、大津高校の通学路は大津中と重なり、翔陽高校の通

学路には室小の通学路が重なっている。どちらも決して快適・安全な通学路とはいえない。まちづくり会議のメンバーは優秀な人たちであると思うが、ほとんど車で移動する大人ばかりであり、実際に駅周辺を毎日歩いている児童生徒の意見や提案、疑問などが反映されていないように思われる。こうした人たちの声を丁寧に聞くべきではないでしょうか。

2. 高規格道ミルクロード交差点から大津 I C までの道路を一般道路として北部の平川・矢護川・真木方面への連絡路に延長、接続することが可能ではないか。

大津 I C が新たにできたら、現在のミルクロード大津 I C までの間の道路は、長い進入路だけになってしまう。この間の道路を一般道にして平川・北部方面への連絡路として利用できるのではないか。今のうちから提案、検討を求めたらどうか。

新しい大津 I C へのアクセス道路が、現状のままでは三吉原北出口線などの交通量が更に増加しかねない。

3. 日曜開庁の要望あり

大津町は水曜日夜間受付をしているが、ひとり親家庭や日曜日しか時間を取りづらい方がおられる。合志市では、月に 2 回、日曜開庁で対応している。役場に来ない方式も結構だが、対面でないとできない手続き、マイナンバーを持たない人、作りたくない人もいる

日曜対応は、丁寧に親切な役場であってほしい。

6 番 田 代 元 気 議員 p 123～ p 132

1. 工業団地整備について

(1) 杉水で計画中の工業団地整備について、進捗状況は。

(2) 周辺地域の交通安全対策は先行して行わなければならないと考えるが、具体的な取り組みは行っているのか。

2. 任意接種ワクチンの助成について

予防接種には定期接種と任意接種があるが、任意接種ワクチンには高額なものがある。

町民の重症化予防効果や負担軽減の観点から、任意接種ワクチンについて助成する考えはないか。

7 番 西 川 秀 貢 議員 p 133～ p 142

1. 大津町創業支援補助金について

令和４年からの創業及び新分野に対する支援であるが、今一度内容等見直し、利用者が使い勝手のいいよう改善出来ないか。

２．店舗の新築、改装などの融資金利補給制度について

現在、左記の事業に対する金利補給制度であるが、もう少し間口を広げ、伸び行く利用者の支援が出来ないか。

８ 番 山 部 良 二 議員 p 142～ p 148

１．グリーンスローモビリティ導入を

グリーンスローモビリティとは電動で時速２０キロ未満で公道を走る４人乗り以上のパブリックモビリティ、通称「グリスロ」のことで、４つの活用法があり、地域住民の移動手段・観光客向けのモビリティ・ちょこっと輸送・地域ブランディングとしての活用方法がある。「乗合タクシー・大津まちなかバス」には全域をカバーしていないという致命的な欠点があり、美咲野地区などの高台にある地域は、今後高齢化が進み高齢者の移動手段がないことが深刻な問題であり、今後改善していく必要があり、また世界かんがい施設遺産「上井手用水」観光など観光振興にも力を入れることができると思うが、導入すべきではないか。

２．公園の移動等円滑化について

今「合理的配慮の提供」の推進のため、移動等円滑化に必要な公園施設の充実が求められており、バリアフリー化については、障がいのある人を含むすべての人の利用に配慮した公園施設とするために、園路の幅の確保や段差・勾配の改善、車椅子使用者をはじめ、多くの人にとって利用可能な公園施設のバリアフリー化を国は進めており、大津町としても、各公園の移動等円滑化を早急に進めるべきではないか。

９ 番 大 村 裕一郎 議員 p 149～ p 155

１．地下水涵養を維持していくために

大津町周辺では半導体企業の進出により多方面に様々な影響が生じている。その中で、地下水における課題が稼働前から囁かれ、県や市町村においても動きが見られる。大津町においても、公益社団法人くまもと地下水財団と水循環型営農推進協議会が主になり、水田湛水事業が行われ、水循環型営農推進協議会においては事業における金額も上がる方向性が示されている。

しかし、そもそもの米の価値が上がらなければ、水田を維持していこうとされる方も減り、地下水涵養に関しても非常に難しくなってしまうのではないかと考える。

そういった中で、農協と白川水系土地改良区、大津町、菊陽町が6月よりこのような諸課題への対応を協議する場を作る予定であるとのことだが、下記に関して町長の考えを問う。

- (1) 大津町として協議する場において水田湛水以外で水田を維持するための考えを示すのか。（保有米のみの生産も含む）
- (2) 地下水保全の観点で考えるのであれば、水田湛水事業において、米を生産している期間も湛水事業の期間に含められるよう働きかけるべきではないかと考えるが町長の考えを問う。
- (3) 米（水田）に関しては動きが見られるが、今後、他の農畜産物へ波及する考えはないのか。

2. 小学校の児童数減少について

小学校は地域にとって非常に重要なものである。

子どもたちの学びの場であるのは当然ながら、地域内での交流の場となっており、地域が活性化するためには絶対に必要なものである。しかし、東小では小規模特認校制度が実施されているが、北小も含め年々児童数は減少している。

このまま減少が続けば前述したとおり地域内でのコミュニティが消失する可能性もあり、非常に危惧するところである。そういった中、菊陽町では菊陽南小学校校区において定住促進補助金制度を作り、平成26年度以降令和3年度を除き児童数は増え続けている。

大津町でもこういった制度を創設し、地域の活性化に寄与すべきではないかと考えるが町長、教育長の考えを問う。

10番 永田和彦 議員

p161～p173

1. 教育者に欠かせない生成AIの知識について

NVIDIAの創業者／CEOであるジェンスンフアン（Jensen Huang）曰くコンピューターに話しかけると返事をする世界。

新たな産業革命が始まっている。

変わりゆく社会の現状と今後の方向性を知らずして教育は成り立たない。

文部科学省の指示を待っていても時代遅れの感が強い。

2. 外国人犯罪について

外国人材の受け入れ拡大や訪日旅行ブームにより、急速に多国籍化が進む一方で、地域社会では数々の摩擦も起き外国人犯罪は増加し「多文化共生」など聞くも白々しい。

栃木、長野、群馬、福島４県の山間部で４月３０日から５月１４日にかけて、一軒家を狙った強盗事件が相次いだ。住宅に侵入して住人を縛り刃物を突き付けて現金やキャッシュカードを奪う強盗事件が発生。

想定範囲内として対策をしなければならない。

11番 坂本典光 議員 p 173～p 178

1. 大津大好き人間を育てる

５月２２日に県関係国会議員への要望書提出のために東京に行っていました。参加したのは菊池郡はじめ阿蘇、天草、上益城、下益城、玉名、球磨、芦北など県内の町村です。衆議院、参議院議員に各郡ごとに要望書を提出しました。各大臣から明確な返事があったのはＴＳＭＣ関連の道路関係でした。それぞれの町から「北はええな」「菊陽と大津ばかり」というため息が聞こえました。人口も大津、菊陽は増加しています。ただ喜ぶだけではなく、市町村は人口が多いところ、財政が豊かなところ、勢いがあるところが有利であるということを認識した次第です。よそに負けないような大津町をつくるべきだと思います。そのベースになるのは大津大好き人間を育てることであり、ガンバルところにお金を出す姿勢を町長が示すべきではありませんか。

2. 大津町身体障害者福祉会の活性化

人は希望がないとイキイキと生きていけない。

障がいがあっても持てる能力を精一杯生かして一生懸命生きる姿は人々の感動と尊敬を生みます。

同じ障がいを持った人たちのコミュニケーションの場は大事です。

町に障害者手帳を持った人は多くいます。この福祉会の会員は８年前には１００人いましたが現在は４０人しかいません。今、町の手伝いがないとなくなってしまう。

議 事 日 程 （第2号）令和6年6月10日（月） 午前10時 開議

日程第1 一般質問

午前10時00分 開議

○議 長（桐原則雄） 皆様、おはようございます。それでは、本日の会議を開きます。

議事に入る前に、執行部より訂正の申出がっておりますので、発言を許可します。

木村住民生活部長。

ただ今、資料の配付の許可をしたいと思いますので、資料配付をよろしくお願いします。

○住民生活部長（木村欣也） 皆さん、おはようございます。

まず、資料の配付をさせていただきたいと思います。

先週6月3日の本会議におきまして、承認第1号「大津町税条例の一部を改正する条例」の専決処分を報告し、承認を求めることについて説明をさせていただきました。その際、永田議員から、地価の高騰に対する固定資産税の上り幅についての質疑を受け、説明の最後に税額の上昇率の限度が前年度の5%ととれる説明を行いました。正確には、当該年度の評価額の5%が上昇率の限度になります。誠に申し訳ございませんでした。

配付しました資料に基づいて、宅地の負担調整、税額の上り方について、御説明させていただきます。

1ページ、緑色の面をお願いします。

まず、1ページ、下の朱書きの米印を御覧ください。大津町では、現在、地価が上昇していますので、条件として前年度、令和5年度の課税標準額が当該年度、評価替えがあった令和6年度の60%未満の場合を例として御説明いたします。この場合、当該年度の課税標準額は、前年度の課税標準額に令和6年度の評価額の5%を加えた額になります。具体例を示しますと、赤丸①、評価額が600万円で、②課税標準額が360万円、③令和5年度固定資産税額が5万4000円の住宅用地以外の宅地が④、令和6年度に評価額が1.5倍の900万円になった場合、⑤課税標準額は令和6年度の評価額の5%に当たる45万円上がりますので、⑥前年度の課税標準額360万円に45万円を加えた405万円になります。その結果、⑦令和6年度の固定資産税額は5万6千700円となり、⑧のとおり前年度の1.125倍となります。

参考までに、裏面に200平方メートル以下の住宅用地の評価額が、先ほどと同じく600万円から900万円に上がった場合を記載しています。この場合、固定資産税額は1万4千円から1万5千500円となり、1.075倍に上がることになります。

以上で、訂正を終わらせていただきます。誠に申し訳ありませんでした。

○議 長（桐原則雄） それでは、本日の議事日程は、議席に配付のとおりです。今回の一般質問者は11名ですので、本日が1番から5番まで、明日の11日が6番から8番まで、明後日の12日が10番から11番までの順で行います。

日程第1 一般質問

○議長（桐原則雄） 日程第1 一般質問を行います。

順番に発言を許します。

時松智弘議員。

○3番（時松智弘議員） 皆さん、おはようございます。ただいま議長よりお許しをいただきましたので、3番議員、時松智弘が一般質問をいたします。

定例会6月一般質問は、3年連続トップバッターで、防災のことを質問させていただいております。6月以降になれば、梅雨を経て夏の台風が来襲する時期がやってまいります。熊本県で最も災害のリスクが高い時期がいよいよ訪れるわけであります。ここにて防災のことをしっかりと住民の皆さんにお示しできるのは光栄な機会と考えております。

本日は傍聴に来ていただいている住民の皆様、またインターネット視聴を御覧の皆様、後ほど録画配信を御覧になられる皆様に感謝を申し上げます。

それでは、一般質問のほうに移ります。資料をお願いします。

防災備蓄食の計画を見直し、小中学校の教材や地域学校協働で有効活用できないかについて伺います。町の防災備蓄食は、災害発生時の避難所運営や要支援者のため、この5年間で1万2千食が当初予算で購入をされ、大津町備蓄計画のとおり、5年重ねて6万食が備蓄をされています。大津町地域防災計画の防災備蓄物資整備計画では、災害に際し、罹災者の応急救助対策に迅速かつ適格な実施に資するため、救助物資の備蓄は本計画及び大津町備蓄計画の定めるところによるとされています。中でも非常用の糧食の備蓄というのは、町内避難者見込み約1万人を対象として、1日2食、3日分となる6万食を基準に計画的備蓄をすると。一般家庭内備蓄においては、皆さんの御家庭の中で備蓄をするのは3日分を推奨しますと。常に持ち出しを可能にしておくものと計画に明記をされております。幸いにして、本町は平成28年熊本地震以降、激甚な災害に遭うことはなく、過年度購入分が消費期限を迎えると伺っています。このことから、効果的なローリングストックとフードロス防止を行うためには、消費期限が迫った備蓄食の消費の計画が必要ではないかと考えております。

こちらが資料2になりますが、自衛隊の糧食というのがあります。皆様も災害派遣時の報道などで御覧になったことがあると思いますが、陸上自衛隊も食料を備蓄し、野外で食事をとれるようにしております。備蓄の目的は有事の際です。15万8千人の陸上自衛官にある一定の期間、任務に即応ができる、この行動が可能となるように食事を支給しているわけですが、当然、災害も防衛出動もなければ、平和な世の中ではそういったものは消費はされません。

そこで、陸上自衛隊は、予算で購入している食事、備蓄の食料を演習や射撃場などの訓練によって計画的に消費をしています。これは単にローリングストックという側面だけではありません。実際に備蓄をしている食料というものが使えるものかどうかというのを訓練すること、食事を運搬し、

支給をし、消費をすることも訓練と捉えているわけです。

さて、訓練と考えれば、我が町にも防災訓練というのがあります。大津町備蓄計画を拝見すると、そうした消費期限を迎えた食品をどのように放出するかについて、保存期限が残り1年未満となった食料については、町の総合防災訓練や自主防災組織の訓練の際に配布をするとともに、町の様々なイベント及び小中学校の防災教育の一環として活用すると明記をされています。全国の基礎自治体では、同様な計画になっているところもあります。福岡県飯塚市などでは、期限を迎える備蓄食の適切かつ有効な活用のため、要綱・要領を定めている。要するに、これは税で買ったものですから、税で購入した備蓄食を公共の福祉の維持増進のために、それを使うという放出の取扱いを定めています。防災備品食の多くは、平素、私たちが行わない調理法で作成し食するもので、その作成要領を学んだり、味について様々な意見を出したりすることはとても重要であります。例えば、アルファ米のパック、この作成は非常に簡単であるとはいえ、初めてそれに触れる方については躊躇することもあるでしょう。また、お湯ではなく水でも作成できることを、知識・経験、それは作成にかかる時間も含み、良い学習の機会になると思います。

災害時初動で最も重要な避難所の運営立ち上げと給食、給水の提供、トイレの確保は、年始、能登で発生いたしました地震の状況でも明らかであります。主要な道路が損壊し、海底の隆起により港が使えず、上下水道が破断する中、徒歩とヘリコプターによる物資輸送で、住民の命をつないでいたことを考えれば、発災が数日、資源困難な状況の中で食べることができる備蓄食について多くの学びの機会が必要です。

以上の点を踏まえ、避難所の多くは小中学校の体育館であります。児童生徒の防災食作成体験を行えば、災害時の貴重な共助となるはずで。総合的な学習の時間や社会科の学習教材として活用する考えはありませんか。防災訓練時のみならず、地域学校協働のイベントの際にも、地域の防災士を活用して防災食の作成体験や試食会を行えないかと考えますが、2点お尋ねをいたします。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） おはようございます。時松議員の質問にお答えをいたします。

消費期限が迫る備蓄食を活用する計画が必要であり、その活用として防災教育にて活用する考えはないかとお尋ねでありました。町では、熊本地震の初動において、避難者へ食事を提供することが困難であった教訓から、平成31年3月に大津町備蓄計画を策定し、備蓄食を毎年1万2千食ずつ備蓄し、5年間かけて6万食の備蓄を行っております。

この備蓄食の消費期限は、基本的に5年間となっており、今年度から約1万2千食の消費期限が迫る備蓄食が生じます。町としては、貴重な税金で購入した備蓄食でありますので、消費期限が迫る備蓄食も無駄にせず、活用することが必要だと考えています。これまで消費期限が迫った備蓄食については、町総合防災訓練に参加される各区に提供し、炊き出し訓練や非常食の作り方の実践、防災訓練実行委員会や防災セミナー参加者への宣伝及び試食品として提供してきました。また、昨年12月に社会福祉協議会が実施されたフードパントリー事業においても防災食を配布するなど、消費期限の迫った備蓄食の有効活用を行っております。

しかしながら、その活用方法に関しては、具体的に定めがありませんので、今後、現行の大津町備蓄計画内において、消費期限が迫る備蓄食の活用の機会や学校教育で必要な活用見込数量、フードロスの取組など、大切な資源を有効活用するための具体的な計画を考えていきます。備蓄食の活用としては、防災訓練等における配布のほか、御質問にもありますように、防災教育として活用するなど、防災に特化した活用を第一に考えていきたいと思っております。

この防災教育の一つとして、子供たちが実際に備蓄食の作り方や食べ方を体験し、学ぶことで、災害時に避難所等で、子供たちが備蓄食の調理や提供ができるようになるなど、共助における貴重な支援者を育むことにつながると考えます。また、地域と学校は密接につながっており、その地域の中には、貴重な防災活動をされている防災士の皆様がおられますので、地域と学校の協働イベントの際に、防災士の皆様の協力を仰ぎながら、備蓄食を活用した取組が行われるよう、町としても引き続き連携を深めていきます。

住民の皆さまの生命を守るために、災害に備えて、防災食を備蓄することは非常に重要です。また、町としての備蓄には限りがありますので、訓練の機会などを通して、平時からの備蓄を意識していただくなど、日頃からの防災意識を高めていくことも必要です。そのためにも、消費期限が迫る備蓄食も、訓練の場において有効に活用できるよう地元区長や教育委員会とも情報を共有しながら廃棄計画を進めていきます。

○議 長（桐原則雄） 吉良教育長。

○教育長（吉良智恵美） おはようございます。

時松議員の、防災備蓄食を小中学校の教材で有効活用できないかとの御質問にお答えいたします。

近年、全国各地で自然災害が発生しており、ひとたび災害が起きれば、学校は避難所となります。同時に避難所を児童生徒も利用することが想定され、児童生徒なりに避難所の中で役割を果たすこともできると考えています。各学校では、平時から年間計画に基づき防災教育を行っており、自然災害への理解を深め、危険を予測し行動すること、日常的な備えを行い、状況に応じて自らの安全を確保することに加え、可能な範囲で他の人々や集団、地域の安全に役立とうとする自助・共助の態度を養うことを大切にしています。そのような観点から、議員御指摘の通り、災害時に活用される防災食を平時に自ら作り、食することを体験することは意義があることだと考えます。

熊本地震やコロナ前には、各学校において防災食を活用した避難訓練や避難所体験等を行ってありましたので、議員御提案につきましては、今後とも、各学校の防災訓練計画等に合わせた活用が可能であると考えます。ただ、防災食につきましては、材料によってアレルギーの心配があるため、全員での調理及び試食等を実施する場合には、アレルギーのある児童生徒も食べられるような防災食が求められるため、関係課との情報共有や事前準備が必要であると考えます。コロナ禍も収まり、各学校における引渡し訓練や避難訓練も、従来の形で再開しつつありますので、まずは町の備蓄食の活用ができる旨を各学校へ周知しながら、児童及び保護者の防災意識の一層の向上に寄与できるよう、効果的な活用の方法や時期等について、学校側と協議していきます。

また、地域学校協働活動の一環として、防災訓練と合わせ試食会等を開催することも、地域住民

の防災意識の向上や備蓄品の有効活用に役立つと考えます。今後、各小中学校において、防災教育の一環として防災食を作る体験や試食会を行う計画がありました際には、速やかに町防災交通課とも連携していきます。

○議長（桐原則雄） 時松智弘議員。

○3番（時松智弘議員） 再質問いたします。

この防災食というものが税をもって購入をしております一番の目的がこの6万食を準備することによって、住民の安心と安全を図ります。その1個目の役割は終わるんですね。消費期限が来ますと、じゃあこれを無為に人に出すのかと、実は国や県あたりでも備蓄食というのがあるんですが、そのまま払下げとか、そういう形をとっておりまして、非常にこれがもったいないんですね。最後の防災食の学びの場というのは実は活用にあると思いますので、こういったものを取り組んでいただきたい。どんどんどんどんそのやり方というのは進めていただきたい。

教育長の答弁の中にありましたアレルギーの話をしします。これが再質問の内容ですが、今日はその実物を持ってきております。これは尾西食品株式会社というところで作成をされていますアルファ米ですが、これが大津町の備蓄食になりますけれども、これを実はカレーとか五目御飯とか、いろんなその種類がありますけれども、この白米、白飯だけ、実は27品目不使用、アレルギー物質特定原材料を使っておりませんというお米なんですね。こういうものをアレルギー体質の人、アレルギーが除かれている食品を求めている方に準備をするというのは非常に重要なんですね。

もう一つ言いますと、使ってみなければ、その使うリスクというものが発生しなければ、これは永遠に改善されないと思います。ですから、例えばそのアレルギーがある方に十分な防災食が提供できる環境というものが、ここで浮き彫りになってくると思います。突然振って申し訳ありませんが、これは防災交通課のことになりますので、総務部長、この防災備蓄食に関するアレルギーの懸念がある人に対してはどのような配慮、要配慮が必要なのかお尋ねします。

○議長（桐原則雄） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二） 皆様、おはようございます。

現在の備蓄の計画の中で、既にアレルギー物質を使用していないものがありますので、そういったものを活用していくということが必要だと思っています。

それと、アレルギーの方については、いろんなアレルギーの症状等もありますので、しっかりとそのへんを見極めた中で、どういったものが必要かというのを教育委員会ともしっかりと連携しながら、全体的な備蓄について考えていきたいと思っております。

○議長（桐原則雄） 時松智弘議員。

○3番（時松智弘議員） そのアレルギーというものの学校教育の現場で使われている御懸念があったと思いますので提案をさせていただきますので、御検討いただきたいと思います。

2問目に移ります。資料をお願いいたします。

2問目については、防災教育に必要な書籍、ボードゲーム、絵本など、図書館や学校図書に備えることができないかについてお尋ねをします。

先日、熊本市森都心プラザで行われました八代市の気象予報士、防災士の早田蛍さん、元熊本県危機管理防災課職員で、ボードゲーム制作などに手掛ける黒瀬タクヤさんの防災イベントに参加をさせていただきました。イベントには多くの子供たちも来場をしており、様々な書籍、ボードゲーム、カードゲーム、絵本などを使い、防災の学びを深めていました。

防災を取り上げているゲームとして最も著名なのはクロスロードですが、このクロスロードというのは阪神淡路大震災で災害対応に当たった神戸市職員のインタビューをもとに作成されたカードゲームですけれども、これは非常に災害を実際体験された方、若しくは避難所運営や廃棄物の処理に悩まれた方にとっては結構苦痛なゲームです。また、そのゲームの学習教材としての活用としては児童生徒にはちょっと難しい部分もあるというふうに伺っております。

また、避難所運営ゲーム、H u g、静岡県が開発したゲームがありますけれども、近年、熊本地震を参考に、熊本学園大学の黒木邦弘氏が改良を加えて、高校教育に活用していると聞いています。しかし、こうしたゲームは、ゲームの司会役になる人、コントローラーの技量と経験がとても必要で、小中学校の教材としては相当な練習を重ねた人でないと、提供が難しいものになります。

今回の熊本市でのイベントで紹介いただきましたのは、ナマズの学校という子供たちにも取りつきやすい防災紙芝居型のボードゲーム、NPO法人さんが小学校低学年向けの防災教材として作られたものであります。また、過去の防災イベントでは、愛知県を拠点とする、こちらにも団体がありますけれども、協力型防災ゲーム、L i f e というのがありまして、これも全国の自治体と防災担当部署や学校教育現場で活用されていると報道がっております。

そこで、町の小学校では、総合的な学習の時間の中で、防災に関する授業に力を入れていると思います。室小学校では、4年生の学習の中で防災士によるハザードマップの説明、確認や、熊本マイトimeline作成の授業を実践したほか、美咲野小学校では6年生の学習の中で、避難所運営や問題点を考える授業を行い、防災新聞などを作ったわけですが、その活動も防災士が支援をいたしました。町長もまた、この資料の右下にあります、学校図書室において地域の、町長さんとして行かれたんですけれども、防災士としての側面で地域防災に関する講話をされておられたと思います。

子供たちはそうした防災に関する知見を有する人からの学びの後、タブレットや学校図書を活用して理解と知識をさらに深めていくわけですが、そうした資料をしっかりと蔵書として蓄えるシンクタンクの役割、これを学校図書室や図書館に求めるところであります。防災教育は、地域防災計画の中にも明確に位置づけられています。防災に関する様々な学習シチュエーションを支援するため、図書の充実ができないかと思います。生涯学習、学校教育、両方における幅員があるのは間違いがありません。先の防災備蓄食の質問でも触れましたけれども、学びの体験を継続することこそが、この町の防災教育レジリエンスの強化になると思います。

町の図書館は様々なイベントを企画立案し、図書館の魅力化・活性化に取り組んでおられます。ぜひ、防災に関するボードゲーム、カードゲーム、絵本などの購入、それらを活用した防災啓発の連携を図っていただきたいと思います。また、学校図書の充実も同じように要望したいと思ってお

ります。以上の観点から、図書館の防災関連蔵書の充実を図り、図書館内スペースで防災に関する啓発イベントを企画する考えはないか。学校図書室においても、子供たちの防災に関する知識を涵養するため、防災関連図書の実を図り、防災教育に資する考えはないか、2点お尋ねをします。

○議 長（桐原則雄） 吉良教育長。

○教育長（吉良智恵美） 時松議員の、防災教育に係る図書館及び学校図書の充実に関する御質問にお答えします。

小中学校における防災教育につきましては、子供たちが自らの命を守ることを第一の目標としており、防災に対する正しい知識を持ち、正しく行動できる人材を育成するため、早い段階から繰り返し学ぶ必要があります。

近年多発する自然災害は、その種類・地域の実情や発生時期などによって大きく対処が異なります。それぞれが暮らす地域の特性を知り、災害への備え、災害発生時の対処の仕方、的確な判断のもとに自らの安全を確保するための行動を身に付けさせる必要があると考えます。

学校での防災教育は、様々な教科の中で防災に関わる部分を扱ったり、教科横断的な取扱いとして総合的な学習の時間を活用し、体験活動等を入れて取り組んだりしています。より充実した子供たちに浸透する防災教育を行ううえでは、教科書の内容を補う副教材や資料も必要であり、そのためにも学校図書館や公共図書館において、関連する資料の充実を図っていくことは大切であると考えます。

議員御質問における、防災を学ぶことのできるボードゲームやカードゲームなども、子供たちが授業以外の場において楽しく遊びながら学ぶことができる資料として有効であると考えますので、今後検討していきたいと考えます。

また、加えて、より専門的で具体的な学習をするうえで、大きな効果を発揮している様々な経験や知識を有する関係機関や地域の人材との連携につきましては、今後とも御協力をお願いしながら取り組んでいきたいと考えています。

詳細につきましては、担当部長より説明させていただきます。

○議 長（桐原則雄） 羽熊教育部長。

○教育部長（羽熊幸治） おはようございます。それでは、私のほうから説明のほうをさせていただきますと思います。

現在、カードやパズルといった一般的なボードゲームについては、最近、プログラミング教育やコミュニケーションツールとしても有効であると評価をされております。おおづ図書館におきましても、平成30年度から資料を収集し貸出しを行っているところです。令和5年度実績としまして、資料数は69点、貸出数580回となっているほか、「レッツ・プレイ・ボードゲーム」という館内イベントも毎月開催をしており、延べ参加者数は241人となっております。

議員から御指摘のあった防災啓発や教育に資する防災用のボードゲームやカードゲームにつきましては未整備ですので、今後、役場所管課や関係団体等のアドバイスをいただきながら、質の良いものを選び、早い段階で提供できるように進めさせていただきたいと考えています。

また、おおづ図書館での防災関連イベントの実施についてですが、これまでも熊本地震が発生した平成28年には「災害ストレスから家族のココロとカラダを守ろう！」や、平成29年には「防災ずきんを作ろう！」などの防災イベントを開催し、そして震災の体験を風化させないために、平成31年から毎年4月、5月には熊本地震関連の啓発パネルと防災グッズの展示を図書館のロビーで行っているところです。令和4年2月には大津町防災士連絡協議会の主催で避難用テントを立てるなど、直接に防災グッズに触れる体験会なども開催をいたしました。

また、今年1月の能登半島地震、4月の台湾東部沖地震に際しましては、役場総務課と連携して義援金の募金箱を設置するとともに、防災関連の書籍も合わせて展示をし、防災への意識啓発に努めてまいりました。この図書館での募金箱設置につきましては、土日でも募金できる、役場より遅い時間帯に利用できるなど、御支援をいただいた皆様から御意見をいただいているところです。現在、おおづ図書館ではコロナ5類移行後、様々なイベントを積極的に行いながら、地域の拠点施設として、より多くの方に御利用いただく施設を目指しております。

そのような中で、議員御指摘の、防災関係イベントを図書館で行うことについては、大変有益な企画だと考えております。しかし、おおづ図書館だけでは展示の内容や手段等の専門的知識、能力等が不足するところもありますので、役場所管課の関係機関や関係団体等の御協力を要請しながら、実施に向け検討させていただきたいと思っております。併せて、防災教育に必要な資料につきましても、一般書、児童書や絵本、紙芝居、DVD等においてそろえさせていただいておりますが、こちらも関係機関や団体等の御協力をいただきながら、蔵書等も内容の充実を図っていきたいと考えております。

また、学校図書館の防災関連図書につきましても、児童書や絵本を中心に、子供たちの防災教育に必要な図書を収集しており、各教科や総合的な学習の時間で防災関連の調べ学習を行う際に、それらが参考資料として活用されているところです。また、9月には防災の日になんで、関連図書を館内に展示し、防災意識の啓発に努めている学校もございます。

なお、ボードゲームやカードゲームについては、学校図書館には未整備でございますので、今後、おおづ図書館で整備された際には、学校図書館からも児童生徒や各学校に周知して利用を促し、家庭内でも学校で学んだ防災教育をいつでも気軽に体験できる環境を構築するため、公共図書館と学校図書館の連携を図っていきたいと考えております。

以上で終わります。

○議長（桐原則雄） 時松智弘議員。

○3番（時松智弘議員） 再質問をいたします。

先ほど教育長から答弁がありましたとおりで、生涯学習の施設の旗頭といってもいい図書館ですね。あと、その学校教育のシンクタンクといわれる学校図書室のところの十分な防災教育の充実を図られるという答弁でありました。

その中でも、教育部長からも説明がありましたが、9月1日前後におきます防災の日におきましては、各学校図書室のほうでそういったものを啓発しているところもあるという話だったと思うん

ですね。平成28年の熊本地震から8年が過ぎようとしています。子供の記憶の能力というものを考えたら、今、小学校の5年生、6年生ぐらいあたりまででしょうかね。熊本地震の記憶というのは明確にないんですね。中学校、さらに上、どんどんどんどんこの知らない人たちというのが増えてきます。私がこの子供たちへの教育の充実を図ってくださいという真意は、要は災害に実際遭った人たちが、その啓発をし続けていくことによって風化を防ぐということです。子供たちは知らないんだから、知らないことを知ることはできないですよ。しかし、その経験があった人たちがしっかりその伝承をしていくことこそが災害に対する風化を防ぐと、さらにレジリエンスを高めることだと思います。そういった学習の機会というのは、しっかりつくっていただくという観点からも、被教育者である子供たちはそれを知る機会をいっぱいほしい。

では、それを知らしめる人たちはどのような努力が必要なのかというのを考えられますね。学校の先生でしょうか、それとも地域の人たちでしょうか。地域学校協働でそういった形を盛り上げていくことができないか、再度質問いたします。

○議 長（桐原則雄） 羽熊教育部長。

○教育部長（羽熊幸治） 時松議員の再質疑のほうにお答えしたいと思います。

地域学校協働活動の中で取組ができないかということでございます。昨年度、令和5年度はコロナが少し5類移行になりまして、地域学校協働活動の活動も一時コロナ禍で活動ができなかった部分がございますが、前年度はかなり各学校で、緩和されたことに伴い、それぞれの各学校の取組ができております。その中でもいくつかは防災に関する活動も、全校ではありませんが、実施をされているところでございます。

また今後も、今年度も地域学校協働活動の中でも、また各学校の年間計画あたりを先月、5月に実施をさせていただいて、各学校間、町内の情報共有も図っております。ですので、今後またさらになる活動はできるかと思いますので、時松議員が言われるように、熊本地震を知らない子供たちのためにも、今後もそういった防災活動の啓発を進めていきたいと考えているところです。

以上です。

○議 長（桐原則雄） 時松智弘議員。

○3番（時松智弘議員） 今、御答弁がありましたとおりで、学校によっては色があります。それを箸の上げ下げまで教育部のほうでやっていただくということではないでしょうが、やはりその防災に対するレジリエンスを高めていくというのは、恐らく学習の中で必ず想定される場所、しっかり深めていただきたいというところでもありますので、まだ取り組めていない学校がある、まだ学校図書の充実ができていないところがあるというところがあれば、しっかり進めていただきたいなというふうに思います。

3問目に移ります。資料をお願いします。

熱中症対策として、公共施設のクーリングシェルターとして開放、利活用する考えについての町の方針を伺います。資料を御覧ください。日本での夏季熱中症発生件数は増加の一途をたどっています。コロナ禍の中では顕著ではありませんでしたが、その自粛期間が解ければ、野外活動

は再開をされ、大きなイベントも再開をされ、昨年度は9万人を超える熱中症の救急搬送が日本でありました。熱中症のメカニズムはかなりの部分が解明をされておりますが、刻々と変化する気温と湿度、日本の状況ではその予防と警戒がカギとなります。WBGT指数というのがあります。資料の右上のところになりますが、ウェットバルブグローブテンパラチャーというのがあるんですけども、要するに気温と湿度の関係性が非常に熱中症というのは左右されるんです。7月18日と8月15日の状況を考えてみますれば、8月15日のほうが明らかに気温が低いのですが、湿度が高い。そうすると、熱中症搬送者数は実は倍になると。この関係性はこのWBGT指数というものがいかに大切かということが分かっておりまして、環境省、気象庁がこれらの情報提供を始めております。いわゆる特別警戒アラート、熱中症警戒アラートというものであります。

下のほうにあります、色のイメージがこれは土砂災害警戒情報とかと色がちょっと似ているんですね。これをホームページ等で開いていただきますと、この黒で警戒しているところがもう熱中症のリスクが大変高い、紫のところはそのアラートですよ。赤のところは軽いんじゃないんですね。これは軽いわけではなくて、暑さ指数31、32という指数になれば、野外でのスポーツは禁止してくださいというような形になっております。まだ運用が、実際5月に始まりましたので、この先例というのがないのですけれども、環境省のほうからこのような感じで、色分けで地域ごとに出来ますよと、県ごとに出来ますよということをお示ししていただいております。

熊本県は1千601人、昨年は搬送車がありまして、荒尾市は農作業中に亡くなった方もお一人出ました。過去には人口比全国4位の搬送者数と、熊本県になった年もあり、新しい災害の様相すらあります。

資料は次に移ります。その環境省は、地域の気候変動に基づく熱中症対策関連事業を進めるため、クーリングシェルターの活用を提案しています。気候変動適応法に定める指定暑熱避難施設のことを指します。熊本県内のみならず、全国で広がりを見せております。

さて、私はこの資料を作りましたのが5月29日、ヒアリングというのが議会の前にありますけれども、そういったやり取りをしているときには、本町はまだクーリングシェルターをしてありませんでした。しかし、金曜日、町内5か所の公共施設がクーリングシェルターに指定をされております。近隣市町村でいえば、熊本市26か所のクーリングシェルターを指定しますというような計画のところ、今47か所できましたと。要は、もう国・県、そういった地方自治体を上げて、そういったものを作らなければいけないという状況に対して、健康福祉部長のほうから迅速に対応いただいていると、きめの細やかな対応をいただいているということについて評価をいたします。ただ、熱中症の啓発やその他官民連携のクーリングシェルターの推進というのが今どのようになっているかというのが、これで課題で残ると思います。先ほど申し上げましたとおりで、熊本市は26の施設があったところを47、要は民間施設も協力をいただいておりますので、そういったものができましたというのを伺っております。そうした観点で2点、啓発と民間との連携、お尋ねします。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 時松議員の、熱中症対策として公共施設をクーリングシェルターとして開放、利活用する考えはないかについての質問にお答えをいたします。

気候変動の影響により、国内の熱中症による死亡者数は増加傾向が続いています。今後、地球温暖化が進行すれば、極端な高温の発生リスクの増加が見込まれ、熱中症による被害がさらに増加する恐れがあります。それを踏まえまして、昨年度、気候変動適応法の改正により、本年4月から熱中症を防ぐための新たな警戒情報として、熱中症特別警戒アラートの運用が開始され、熱中症のリスクが高まった際の一時避難場所となるクーリングシェルターを市町村長が指定できるようになりました。

クーリングシェルターの指定は、気候変動適応法第21条に規定されており、要件として適当な冷房設備を有することと、熱中症特別警戒アラートが発表されたときは、施設を住民その他の者に開放することが義務づけられています。また、クーリングシェルターを指定したときは、施設の名称や開放可能日、受入れ可能人数を公表することになっています。議員がおっしゃるように、昨年度は全国で9万人を超える救急搬送者があったことで、国は年間平均1千人を超える死者数を2030年までに半減させる目標とした熱中症対策を行う計画を策定しています。

こういった背景を踏まえ、今年度、本町では熱中症特別警戒アラートが発表されたときはもちろんですが、それ以外の時にも住民の皆様が暑さをしのいで休憩することができる施設として、役場庁舎を含む複数の公共施設5か所を指定しました。6月7日から運用を開始し、ホームページで情報発信を行ったところです。さらに、公共施設以外におきましても、協力いただける町内の民間施設などを募集し、今後、順次拡大を予定しています。

また、熱中症特別警戒アラートが発表された際には、防災無線やホームページ、メール等で情報発信を行う予定です。特に高齢者等に配慮いたしまして、適切で効果的な普及啓発を行いたいと考えています。

なお、詳細につきましては、担当部長より説明をさせていただきます。

○議 長（桐原則雄） 大隈健康福祉部長。

○健康福祉部長（大隈寿美代） おはようございます。時松議員の、熱中症対策として公共施設をクーリングシェルターとして開放、利活用する考えはないかについて、現在の取組と今後の運用についてお答えします。

町長から説明がありましたように、気候変動適応法の改正により、熱中症の対策が強化され、熱中症特別警戒アラート発表時に、市町村は夏の暑さから避難するための施設を指定できるようになりました。本町としましては、早急な対応が必要なため、まずは公共施設をクーリングシェルターとして指定し、ホームページで情報発信を行ったところでございます。運用期間は6月7日から10月末までとしています。

指定施設には、緊急時の対応として、経口補水液を準備し、施設の管理者に緊急時の対応方法について情報共有を行っております。また、民間施設との連携につきましては、町ホームページや広報で協力施設を公募するほか、大津町商工会等を通じて町内の事業所や店舗などに協力をお願いす

ることとしております。そのほかにも、民間施設につきまして、現在協議を行っているところでございます。

熱中症対策につきましては、これまでも普及啓発等に取り組んできましたが、熱中症予防の必要性について、十分に浸透しているとはいえない状況でございます。熱中症における死亡は近年1千人を超える年が続いており、熱中症死亡総数に占める65歳以上の割合は、2020年は87%となっています。熱中症による高齢者の救急搬送の割合も高く、昨年度の熊本県内の救急搬送者1千601人のうち56%が高齢者となっております。このため、クーリングシェルターの周知と併せて、高齢者が集まる通いの場や様々な教室などでも、熱中症の予防について啓発を実施していきます。

さらに、各施設におきましても、熱中症に関する予防についてのチラシやポスターなどを掲示していただくよう依頼を行う予定でございます。今後も、熱中症に対するリスクや効果的な予防法などの積極的な周知・啓発に取り組んでいきたいと考えております。

○議 長（桐原則雄） 時松智弘議員。

○3番（時松智弘議員） 再質問いたします。

町長が今答弁された中で、国の目標値というのが出ていましたですね。2030年までに半減を目標とする搬送者数、要するに命のリスク、亡くなる方も1千名ぐらいおられるということですが、それを500ぐらいを目標にもっていくんだということは分かりました。

健康福祉部長からの答弁がありましたときには、熱中症として搬送される方の87%が65歳以上の方であるということなんですね。クーリングシェルターを国として、それを導入しますというところが、そこにつながっていくとは思いますが、実は先ほど私も例で申し上げましたが、熊本県の唯一のその死亡者数、熱中症の死亡者というのは農作業中に亡くなった方なんですね。今、クーリングシェルターを指定するということについては、町の中心部というか、建屋が十分に準備ができるようなところをクーリングシェルターとして指定をしておりますが、実際はまず第一歩は熱中症というのが命に関わるリスクがあるのだというのが第一義なんですね。そして、ネット等を検索していただくと分かると思うんですが、部活動中に熱中症で倒れられて、重い後遺障害が残って、車いすの生活になっている女性の方がいますけれども、これも年齢とかではないんですよ。要するに、負荷がかかるような運動、本町でも真夏に農作業、林業あるいは荷物の運搬に携わる人、部活動をやっている人、様々なそのシチュエーションに応じたクーリングシェルターづくりというのも必要なかなと思います。特に、今さっき例で出しました部活動でいえば、社会体育施設のどこかに大規模なものであれば、クーリングシェルターも準備することもできるでしょう。あるいは、町内であれば北部・南部にそういった一時的なクーリングシェルターとまではいなくても、指定するということは経口補水液を置いたりとか、冷房施設を置いたりとか、そういうことがありますけれども、そうじゃない部分、涼しいところをしっかりと準備をして休養してくださいというような啓発のつなげ方というのがあります。全庁的に熱中症対策をやるときには、老若男女様々なシチュエーションを考えながら啓発をすることが必要だと思います。

啓発をするにあたって、そういったどのようなところにウエイトを置いていくのか、あるいは誰一人取り残さないというようなフレーズがありますけれども、広く皆さんに熱中症対策を、啓発にはどのような手段が考えられるのか、1点お尋ねします。

○議長（桐原則雄） 大隈健康福祉部長。

○健康福祉部長（大隈寿美代） ただいまの質問にお答えいたします。

いろんなシチュエーションで起こる熱中症に対して、どのような対策をしていくのか、若しくはそういう周知をしていくのかということを御質問だと思います。特に、熱中症弱者については、やはり高齢者、そして乳幼児等がいわれているところがございます。そこで、もちろん保健関係の教室と、高齢者は先ほど申し上げましたけれども、そういったところ。そして、学校関係とも協力しながら、周知活動については強力に推し進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（桐原則雄） 時松智弘議員。

○3番（時松智弘議員） このクーリングシェルターという制度、そして気候変動に関するこの様々な対応というのはまだ始まったばかりです。国としても、県としても、明確なものを持っていないでしょう。しかし、調査研究というのは、まさに現場の人からの声が大事だと、私は思っております。様々な啓発をした結果、こういったものが欲しい、こういったものを作ってくれ、あるいはこういう仕組みづくりを何とか進められないかという生々しい意見をしっかりと取り上げていただいて初めて、町長の言われた熱中症罹患者が半減するという形になると思いますので、努力のほうをよろしくお願いを申し上げます。

4問目に移ります。資料をお願いいたします。

災害廃棄物仮置場の周知をごみカレンダーなどに掲載・広報できないかについて伺います。災害廃棄物の処理は、市町村理の義務行為であります。地域防災計画の中では必要に応じて環境保全上支障のない場所で暫定的な災害廃棄物の仮置場（民有地を含む）、これを選定しておくものとするというふうに定めてあるんですね。

熊本地震で発生した町の災害廃棄物の総量は約11万トンありました。当時、1年間に発生する町の廃棄物の約12年分の量でありました。これをもし何も処理しないで埋めたということであれば、災害廃棄物による、要するに最終処分場の圧迫・ひっ迫になるわけでありまして、どうしてもリサイクルをしていかなければいけないという、円滑な処理をしなければいけないんですが、そこに混乱で生じておりましたことは、当時の職員さんが痛切に実感をしておるところだと思います。当時、杉水の最終処分場跡をあと1ヘクタールを仮置場に選定をしましたが、すぐにいっぱいになりました。矢護川の2ヘクタール、室の2ヘクタール、楽善北側1ヘクタールの民有地を追加の仮置場として活用し、現在は周辺の開発が促進をされておりますので、こうした土地を今準備することがなかなか難しいと想定される中、あらかじめ仮置場として活用する場所を見積もることは非常に重要です。

この図に書いておりますこのレイアウトですが、大津町が災害廃棄物対応するとき、もう苦肉に

もうどんどんどん考えた挙げ句、これは取付道路とその周回のやり方を考えて、搬入と搬出をスムーズにしましょうということをやりました。やった結果、実は大津町のリサイクル率というのはとても高いんですね。熊本地震の様々な資料を読み解きますれば、大津町のリサイクル率がそれだけ高かったということは、要するに一般廃棄物の最終処分場をひっ迫させなかった、リサイクルがよくできていたということを環境省がすばらしい成果だということで、環境省資料、九州環境事務所ですかね、そちらのほうで熊本地震の災害のごみの矢護川仮置場への持込みについてという例をもって、すばらしい取組だということをしているわけであります。

廃棄物の仮置場での分別を工夫して、住民の搬入とその後の処理、運搬を容易にするレイアウトづくり、効果的なリサイクルの予想というのが必要だということは県にも伝わりました。熊本地震の際、熊本市では住民の対する分別の徹底や搬入のやり方というのはありませんで、近所のごみステーションに出してくださいとやったんですね。そうしたら、めちゃくちゃなことになりました。要するに生活もごみも混ざっている、不燃物も混ざっている、有機物も混ざっている、椅子やテレビも置いてあるというような状態で、相当な額を使って、熊本市の戸島にある二次仮置場で処理をしております。

さて、2枚目に移りますが、人吉市、令和2年7月豪雨がありました。人吉市では、人口約3万、1万5千の世帯、16万トンの水害による災害廃棄物が出たときに、熊本県はこの大津町の例にならって、要するに取付道路をしっかり造りまして、リサイクルしますと。中核工業団地という偶然の売れていない工業団地の空き地がありまして、そこに膨大な廃棄物を持ち込んで、処理できる業者さんと調整をしたというのがあります。

広域処理、要するに佐賀県や福岡県や北九州市ですかね、そういったところに焼却をお願いしますということで、持ち込む調整を、当時、県職員として私がいたしましたが、これだけ膨大な廃棄物を他市町村に受け入れていただくためには、リサイクル可能な分別の状態にしておかなければいけないということが重要であります。その際、水害ですから、水にぬれた量が大量に発生するんですけれども、この災害廃棄物がどういったものが出るかという見積りを、県のほうが誤ったまではいけないですけど、見積りが甘かったということがあります。熊本地震では、コンクリート殻が48.5%、人吉豪雨では建物が倒壊するということはありませんでしたので、コンクリート殻は半分でした。しかし、土砂混じりのがれき、この量が熊本地震の際はわずか0.1%であったのが、人吉豪雨では土砂災害ですから34.5%で増大した。その中にぬれた量があったんですね。ぬれた量をリサイクルすることができなかった熊本県は、産業廃棄物最終処分場に持ち込みました。要するに、リサイクルできていないんです。それはリサイクルできなかったのはやむを得なかったという側面もあるかも知れません。しかし、しっかりとした見積りができていれば、分別はできたんじゃないんですかと。量は有機物ですから腐りますから、要するに堆肥化できたということがあるんですね。大津町の中には堆肥化できるリサイクル施設がありますから、そういったところに分別さえしておれば持ち込めるという仕組みがあります。

さて、ここにお示しをしておりますのは、石川県珠洲市で配布をされているチラシであります。

このチラシには、同じように分別をし、搬入の計画を立てて、そしてそれをリサイクルできるような仕組みというのを、地震があってから啓発するんですね。地震があってから啓発するのは、タイミングはいいかも知れません。しかし、もともとそうやって分別するごみなんだよということを周知しておかなければ、これはそんなに大きい土地の仮置場ではありませんから、混乱します。

西原村では、ごみ出しカレンダーの中で災害廃棄物仮置場のルール周知に努めております。処理費用の縮減や役場の人的支援の限界を考慮すれば適切な仮置場の運営体制、これを分別なども含めて啓発することが必要です。被災した住民も被災しながら対応に当たる職員も、またその周辺市町村から支援に来られる、ほかの自治体の方や事業所の方もお互いに円滑に処理をしていくには、この準備啓発が大変重要になります。

年初から発生した能登半島の地震において、災害廃棄物の処理、珠洲市には住民に搬入の時間の制限や持込みができる廃棄物の広報をやっています。しかし、徹底した分別の周知というのは、実は災害が始まる前にやることが重要であり、今後の動向が非常に気になるところです。一日も早い能登の復興を祈念しておりますが、これらの現状も踏まえて、本町では今何が行えるのか、具体策を伺います。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 時松議員の、災害廃棄物仮置場の周知をごみカレンダーなどに掲載広報できないかについてお答えをします。

議員がおっしゃいますように、災害廃棄物は法律上では一般廃棄物に分類されますので、市町村の責任において処理をしなければなりません。災害発生時には、様々な種類を含む廃棄物が一度に大量に発生します。住民の生活環境の保全・公衆衛生の悪化の防止には、これらの災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理が非常に重要になります。また、災害廃棄物の迅速な処理は、被災地域の早期の復旧・復興につながると認識しております。

8年前の熊本地震では、大津町でも多くの住宅等が被災し、大量の災害ごみが発生しています。大津町では杉水最終処分場跡地を災害廃棄物仮置場として、平成24年の九州北部豪雨の経験から被災ごみの分別を徹底して仮置場の運営を行っていました。しかしながら、仮置場の開設当初は住民への分別の周知が十分にできておらず、搬入に来られた方たちの中には仮置場での分別の作業に困られる方もあったようです。

また、杉水最終処分場跡地の仮置場は、本震後には1週間程度で受入容量を超える恐れが発生したために、次の仮置場の確保が急務となった経緯があります。幸いにも、熊本地震の時には民間の方から速やかに広い土地を御提供いただいたことで、第2、第3、第4の仮置場を確保し、おおむね円滑に災害廃棄物仮置場の運営をすることができていたと感じております。

このような経験から、町では、議員も心配されているとおり、お借りしていた土地の代わりになる災害廃棄物仮置場について、運搬車両の出入りや作業を行う資機材などの支障とならない土地を選定するために、熊本県産業資源循環協会の会員と協議を行っています。現時点での仮置場としては、杉水最終処分場跡地しか確保できていませんので、できるだけ早い時期に民間所有地も含め、

大規模災害を想定して熊本地震時に使用した約6ヘクタールと同規模の仮置場を選定したいと考えています。

次に、災害廃棄物仮置場の場所及び災害廃棄物の分別方法等の住民の方への周知については、現時点では行えていない状況です。災害廃棄物仮置場では、災害廃棄物の分別などの適切な初動対応が行われないと、被災地域からの排出秩序が形成できず、処理困難な大量の混合廃棄物を抱えることになり、処理コストも増大します。災害はいつ発生するか分かりませんので、不足する災害廃棄物仮置場の選定を進める一方で、選定済みの仮置場の位置及び持ち込めるものや搬入方法、分別のルール等の周知については速やかに行い、円滑かつ適正に災害廃棄物が処理できる環境等を整備し、被災地域の早期の復旧・復興につなげたいと考えております。

詳細につきましては、担当部長から説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄） 木村住民生活部長。

○住民生活部長（木村欣也） 私からは、災害廃棄物の分別方法などの住民の方への周知方法について御説明します。

大津町では、まずはホームページにおいて、西原村と同様の仮置場の場所、品目、分別した配置場所のレイアウトなどの内容に加え、災害ボランティアの方々にも分かりやすい災害廃棄物の搬入方法や分別方法、さらには適正な災害廃棄物処理・分別の必要性、それと先ほど議員が言われましたとおり、リサイクルにつながる重要性などの周知を行い、廃棄物の種類に応じた再生利用を徹底したいと考えております。

また、その中から必要な情報をごみカレンダーや大津町ごみ分別アプリにより、住民への周知を図りたいと考えております。さらに、新たに災害廃棄物仮置場が選定できた場合や仮置場の運営方法を改善していく中で、住民への事前周知が必要な情報につきましては、随時更新していく考えです。平常時に災害廃棄物の具体的な分別方法はもとより、分別の必要性を町民の方に分かりやすく周知をすることで、災害時の混乱を減らすとともに速やかに公衆衛生を回復し、早期の復旧・復興を目指せる環境を整えたいと考えております。

以上で説明を終わります。

○議長（桐原則雄） 時松智弘議員。

○3番（時松智弘議員） 大津町の災害廃棄物の処理方法は自慢できるものであると、しっかりとできているということで周知・徹底をよろしくお願いして、私の一般質問を終わります。

○議長（桐原則雄） しばらく休憩します。11時15分より再開します。

午前11時06分 休憩

△

午前11時15分 再開

○議長（桐原則雄） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

豊瀬和久議員。

○9番（豊瀬和久議員） 皆様、こんにちは。傍聴席の皆様、そしてインターネット配信やモニター

で御覧いただいている皆様も、お忙しい中、大変にありがとうございます。9番議員、公明党の豊瀬和久です。本日は、町民の皆様の大切な声をもとに質問させていただきますので、何とぞよろしく願いいたします。

それでは、まず初めに、南杉水地域の通学路等の安全確保と渋滞対策とセミコンテックパークへのアクセス性の向上について伺いをいたします。T SMCの建設が一段落して、南杉水地域ではしばらく渋滞も少なくなって落ち着いた状態にありましたが、4月に新たな工場建設が着工したことにより、また朝と夕方に渋滞が発生しています。さらに、12月にはT SMCの第2工場建設が始まる予定でもあり、まずは子供たちが毎朝通学する通学路の安全対策が喫緊の課題ではないでしょうか。

昨年12月定例会の一般質問でもT SMCの進出による交通環境の変化について、源場区、つつじ台区、桜丘区などの南杉水地域では、国道325号線や県道49号熊本大津線に抜ける車両の増加で、通学路などの安全確保の問題が大きな住民の不安となっており、住宅街の中に国道や県道に抜ける車が進入しないような取組をするべきではないか。そして、そのためには町道本田技研325号線をセミコンテックパークまで延長させることを望む声が出ているという南杉水地域の住民の声を届けさせていただきました。

そして、本田南通りからセミコンテックパークへの道路を延伸させることにより、南杉水地域へ進入する車両を少なくすることにより、通学路などの安全確保とセミコンテックパークまでのアクセス性の向上が図られるのではないかと質問に対し、金田町長からは、複数の市町村をまたぐ道路でもあるので、県とも相談しながら、早期にできるように対応を進めていきたいとの答弁でした。その後、半年がたちましたが、近隣市町や県との協議状況はどのようになっているのでしょうか。

補助資料1-1を御覧ください。セミコンテックパークから、直接、国道325号線に出るためには、現在は、ここがセミコンテックパークで、現在は南側の県道325号線しかなく、ここしかなく、渋滞することが多くあり、渋滞を避けて北側から国道325号線や県道49号熊本大津線に向かう車両が多くあり、その場合には源場区、つつじ台区、桜丘区などの南杉水地域を通る以外にありません。

そこで、本田技研南側から国道325号線で行き止まりとなっている町道本田技研325号線を、この白い点線の部分ですが、セミコンテックパークへ延長させることにより、南杉水地域を通らずに国道325号に出られるようになります。逆に北側からセミコンテックパークへ行く場合は、出入りも向上し、南側の県道35号線の渋滞対策にもなりますので、1日も早く、この道路をつくるべきではないでしょうか。

また、もう一つの課題は、護川小学校区の南杉水地域の方々は、これから地域がどのように変わっていくのか不安な状況にあり、補助資料1-2にありますように、各地域より町に対して通学路の安全対策を求める要望書が提出をされています。その中から路側帯を示す白線や、ドライバーに通学路であることを視覚的に認識させるために、路面を青色に着色するなどの対策は進んできてはいますが、まだ登下校の時間帯に小中学生の列の真横を車がスピードを上げて通る光景を見かけま

す。また、身体機能の低下した高齢者が道路の横断に時間がかかったり、車の接近に気が付かず、危険な目に遭う場面も増えています。生活道路の安全を確保し、車と通行者が共生できる交通環境の構築を進める上でも、地域の一番の要望であり、安全対策でもある住宅街の中を時速30キロ以下の速度規制の実施を求める要望については、警察との協議も必要だとは思いますが、どのような状況なのでしょう。速度規制のスピードを落とす取組ではありますが、警察との協議などはスピード感をもって早急に対応していただきたいと思います。

以上の観点から、2点質問をさせていただきます。1点目は、本田南通りからセミコンテクノパークへの道路を延伸させることについて、近隣市町や県との協議状況はどのようなになっているのでしょうか。2点目は、速度規制の要望についてはどのような協議状況なのか、以上2点について、金田町長の御見解をお伺いいたします。

○議長（桐原則雄） 金田町長。

○町長（金田英樹） 豊瀬議員の、本田技研325号線を西に延伸し、セミコンテクノパークへつなぐ道路の協議状況についての質問についてお答えをいたします。

世界的半導体企業であるTSMC社の関連工場が、2月24日に開所し、年内の本格稼働に向け準備が進められています。さらに、第2工場の建設地も熊本県に決定するなど、半導体関連企業の集積が進む一方、周辺地域ではさらなる交通渋滞が懸念されており、国土交通省直轄による中九州横断道路の整備や県のJASM周辺基幹道路網構想に基づく主要地方道大津植木線の多車線化の早期整備が求められています。

そのような中、大津町の主要路線でもある町道本田技研325号線とセミコンテクノパークをつなぐ道路の整備についても、菊陽町及び合志市とも連携して進めていく必要があり、両市町と協議を実施している状況です。整備に向けては、各市町の整備の優先順位などもありますので、引き続き県も含めた相互の状況の共有や協議を進めていきます。

次に、2点目のTSMC近隣の南杉水地域からの安全対策の要望について、どのように対応するのかについてお答えをいたします。

桜丘区やそよかぜ台自治会、つつじ台区より、通学路でのゾーン30の実施や、歩道のない道路での路面のカラー化、路面にスクールゾーン等の文字を書いて注意喚起を行うなどの、交通安全に関する要望書が提出をされております。町だけではなく、警察等の関係機関との協議も必要となる場所ですので、関係する担当課において連携をしながら、対応について進めている状況です。TSMCの進出に伴い町内の交通環境は大きく変化していますので、地域住民や学校、関係機関と情報を共有し、交通安全対策に取り組む考えです。

詳細につきましては、担当部長より説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄） 西岡都市整備部長併任工業用水道課長。

○都市整備部長併任工業用水道課長（西岡多津朗） 皆様、こんにちは。豊瀬議員の質問について御説明いたします。

本田技研325号線を西側の菊陽町や合志市へ延伸する案につきましては、関係自治体の菊陽町

や合志市の担当者と協議を継続しております。検討課題として、道路をどういうネットワークでどこまでつなげるか、セミコンテクノパーク内へ接続した場合の企業の反応や、既存の道路状況、河川横断の地形的なものなど、多くの課題があります。また、各市町とも県道大津植木線の多車線化や中九州横断道路へのアクセス道路など、他に優先すべき路線があるため、優先度の高いものから整備をしていくということになっております。

T SMC進出に伴う交通渋滞については、大津町と菊陽町、合志市及び熊本県、熊本県警、セミコンテクノパーク協議会、本田技研工業（株）熊本製作所で構成された菊池南部地域交通混雑等対策委員会を発足させております。この検討会の中で渋滞対策に関する議論を行い、要望等については熊本県を通じて国にも発信をしているところでございます。今後、大津町だけでなく、関係自治体にとっても必要な東西線となつてまいりますので、引き続き協議を進めていきたいと考えております。

次に、2点目の南杉水地域からの安全対策の要望についてお答えいたします。

南杉水地域内の幹線道路でもある町道源場水迫線については、朝夕の通勤通学の時間帯の渋滞は以前から指摘されていましたが、今回のT SMCの進出に伴い、さらに渋滞が広がり、一般生活道路を通り抜ける車両の増加や住民の交通安全にも多大な影響を与えております。

このような状況もあり、護川小学校区を含めた交通安全に関する要望も提出されているところであります。議員御指摘の南杉水地域の安全対策に対する要望について、桜丘区からの要望では、街灯の設置やLED化の要望については実施済みです。道路合流エリアの道路ペイント表示や、歩道のない通学路への路肩部分のカラー化、交差点部分のブルーの路面標示の追加などの要望については、令和3年度の交通安全プログラムにおいて、町、学校、警察、地元区長と現地を確認し協議を行っております。設置しました現在の表示につきましては、可能な限りの交通安全対策を実施しています。今後、より効果的な方法等が出てきた場合には、再度、地元や警察とも協議をし、改めて対策を検討してまいります。なお、人権学習センター付近の交差点に以前から要望が出ていました信号機設置につきましては、大津警察署の協力を得ながら、本年3月から本格的に稼働しているところです。

次に、そよかぜ台自治会からの要望では、拡幅予定の町道において、速度規制の実施や、道路の路側帯部分のカラー舗装化、スクールゾーンについての要望が提出されています。中部農免道路や町道杉水水迫線など、そよ風台方面につきましても、通行車両の増加による歩行者への安全対策としまして、要望されておりました路側帯部分のカラー舗装化は一部実施済みであり、未実施の区間においては歩道の整備を進めております。今後の見通しとしましては、工業団地の整備と併せ、道路の拡幅や歩道の確保を一体的に進めるよう計画をしております。なお、本年度において、町道杉水水迫線のそよ風台居住区間の拡幅及び歩道整備が完了しております。その際は、歩道が確保できない部分や車両の出入口はカラー化するなど、交通安全対策に配慮した施工を行っているところです。

また、30キロの速度規制の実施やスクールゾーンに関することも要望内容としてございましたが、スクールゾーンにつきましては、原則小学校から半径500メートルの範囲が対象であったり、車両通行の制限及び禁止、速度制限など、時間帯によって歩行者専用道路となる区間が生じること

となります。区域内に居住する住民の同意や理解と併せ、やむを得ず車両通行をする場合は、通行者自ら通行禁止通行許可証を警察署に届けなければならない手続が発生するため、地域指定には十分な協議が必要となってまいります。なお、区域のスクールゾーンへの指定につきましては、交通規制となりますので、最終的には熊本県公安委員会の採択が必要となってまいります。

次に、つつじ台区からは、朝夕の通勤時間帯にはつつじ台区内の道路を町道源場水迫線から国道325号の抜け道としてスピードを落とさずに通行する車両が増え、区内住民の安全のためにつつじ台区内をゾーン30の指定が要望されております。交通規制関係の所轄であります大津警察署に事前に相談をしており、警察で状況調査をされますので、その後に協議を行うという方向で現在進めていく予定でございます。

今後、TSMC関連事業及び工業団地整備事業により、道路交通網に対する安全性及び利便性の向上、維持管理の必要性などが多く発生すると考えられます。維持管理はもとより、拡幅などの道路改良には、用地の取得や整備費など多くの予算を伴う事業となりますので、国・県の補助金を活用しながら進めていきたいと思っております。

以上になります。

○議長（桐原則雄） 豊瀬和久議員。

○9番（豊瀬和久議員） 再質問をさせていただきます。

報道によりますと、警察庁は5月30日、住宅街にある生活道路などの道幅が狭くセンターラインがない一般道路について、車の最高速度を現在の時速60キロから30キロに引き下げる方針案を示しており、意見公募を経て、道路交通法の施行令を改正し、2026年9月の実施を目指すということで報道がありましたけれども、まだ2年以上ありますので、事故が起こってからでは遅いと思いますので、1日も早く各地域からの要望であります、ゾーン30の取組とか、30キロ規制の取組を進めていただきたいと思います。

それともう一つが、セミコンテクノパークまでの道路の延伸についてですけれども、今協議をされているということでしたけれども、なかなかいろんな課題があるということですが、一つ思うのが、セミコンテクノパークの取付道路として県や国の道路として造ってもらうということで、1市2町で一緒に国・県に要望することも重要じゃないかと思います。そもそも県や国の大きな事業の中で近隣地域の渋滞であったり、安全対策の問題が課題となって出てきているわけですから、国や県にセミコンテクノパークの取付道路として造ってもらうような要望をしていくべきだと思いますが、町長は国・県の道路として造ってもらうという考えについて、どのようにお考えなのかを質問いたします。

○議長（桐原則雄） 西岡都市整備部長併任工業用水道課長。

○都市整備部長併任工業用水道課長（西岡多津朗） 豊瀬議員の再質問にお答えいたします。

ゾーン30につきましては、今、警察と協議を行っておりますので、近々、また新たに警察の結果内容等をお聞きして、その後、また進めさせていただければと思っているところでございます。

それと、325号の延伸につきましても、事務レベルではかなり協議を行っているところではご

ございますけど、私たちもやはり先ほど言われましたように、3市町のアクセス道路として、やはり整備ができればというふうには考えているところでございますので、今後も国・県への要望を進めさせていただければと思います。

○議長（桐原則雄） 金田町長。

○町長（金田英樹） 豊瀬議員の再質問にお答えいたします。

このセミコンテクノパークをつなぐ道路の件なんですけれども、ちょっと市町村の関連かをお話しますと、まず大津町としては非常に私としても優先度が高いというふうに思っております。ただ、説明がありましたとおり、合志市、菊陽町、ほかに優先度が高い道路もありまして、そこもなかなか着手しない状況の中で、こちらを優先するのは難しいというふうに話をしておるところです。ただ、そうは言っても仕方ありませんので、引き続き協議は進めていきたいと思っております。

また、その中で国や県へのお願いというところなんですけれども、県のほうにもぜひお願いしたいところで、話もしておるところですが、県としてはこのエリア一帯を考えたときに、まず大津植木線の多車線化というところで、渋滞そのものはかなり解消できるという考えがまず前提にあるというふうに、私がちょっと認識しておるところであります。その中で、今、J A S M進出発表から3年近くたちますけれども、あの道路でさえ、まだなかなか具体的な工事等に入れていないような状況です。そうした中、国・県の中でも優先順位をもって進めていっているというところでもありますけれども、ただ現実問題として、子供たちの安全あるいは住み暮らしからの安全・安心、生活環境に多大な影響を及ぼしておりますので、引き続き国というか、県のほうにも3市町をまたぐ道路になりますので、県の役割としてより一層の取組ができないかというのは、引き続き交渉というか、お願いというか、要望をしっかりと進めていきたいと、そのように考えております。

以上です。

○議長（桐原則雄） 豊瀬和久議員。

○9番（豊瀬和久議員） よろしくをお願いします。

次に、2問目の町道敷地内民有地、いわゆる未登記道路の整備についてお伺いをいたします。

このことにつきましても、昨年12月定例会の一般質問で取り上げました。その際の答弁では、寄附を受けた道路については補修や舗装等の整備を進めてきているが、所有者の所在不明な土地が多くあることから、現実的に難しい部分もあり、寄附以外の手法で整備する方策はないのかを改めて調査するように指示をしているとのことでした。また、道路の整備状況については、これまで町より道路用地の寄附の依頼などを継続して実施しており、今では約8割が町名義となっていて、残りについては所有者が県外在住などで、通知しても全く反応がなかったり、土地に抵当権が設定してあるなど、進展しない状況で、最近の事例では登記名義人が亡くなられていて、相続人から寄附の申出があっても、相続人が複数人いるため、寄附していただくまでには至っていないなど、時間も経過してきているので、より状況は厳しくなっている。そのようなことから、所有者不明土地対策については、国が所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法を令和4年に改正するなどしていますので、この問題に対しての対応を研究し、所有者を特定する試みや所有者が不明な場

合は、その代理人を探すなどの対応を図りたいと思っている。今後は、道路用地の町への寄附依頼を個別に進め、舗装改修や側溝整備等、地域住民と一体となり、より良い住環境整備ができるよう努めてまいりますとの答弁でした。

それでは、補助資料の２－１を御覧ください。未登記道路のイメージ図ですが、このような町道に個人名義の土地がある状態のことをいいますが、桜丘区の場合、約８割が町名義となっていることですので、あとの２割が未登記道路の状態です。

補助資料の２－２を御覧ください。桜丘区内の道路の状況ですけれども、この上のほうの写真、４か所ほどが舗装されていないか、舗装が経年劣化をして、がたがた道の状態となっていて、雨天時などに水たまりができて、歩行者や自転車などの二輪車が通行するときに滑りやすいなどの安全面での支障を来しているような状態となっています。

ここなどは家の前だけが舗装されていない、こちらの家とこちらの家の前だけが舗装されていないような状態となっています。ただ、今年度の事業で１００メートル舗装をされるなどの道路整備も実施されますので、引き続きできるところは整備を進めていただきたいと思います。

また、国土交通省では、土地所有者の所在を把握することが困難な事案において、必要な補修工事等の実施に支障が生じていることを解決させ、適正な管理を行うために所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法を導入するとともに、土地基本法の改正や民事基本法制の見直しなど、国が丸丸となって所有者不明土地に対する取組が進められています。

桜丘区のケースについて、国土交通省の不動産建設経済局土地政策課というところが所管ですけれども、ここに電話して確認したところ、所有者不明土地の利用の円滑化に関する特別措置法により、町長による勧告、命令、代執行制度が創設されており、桜丘区のケースのような場合には、この制度で手続を進めることにより対応可能ではないかとのことでした。予算措置も必要ですので、計画的に数年かけてでも整備を進めていくべきではないでしょうか。

そのような観点から、４点お伺いいたします。１点目は、寄附以外の方法で整備する手法の調査状況はどのようになっているのか。２点目は、地域と連携した取組についてはどのようになっているのか。３点目は、未舗装道路の整備について、将来的な見通しはどのように考えているのか。４点目は、町内の町道敷地内民有地、未登記道路の状況はどのようになっているのか、分かる範囲で結構ですので、以上の４点について金田町長の見解をお伺いいたします。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 豊瀬議員の質問にお答えいたします。

桜丘区は、大津町が都市計画区域となった昭和５０年以前に宅地開発された区域であるため、法の制限を受けていない開発となっています。その後、開発事業者が倒産しているため、道路用地の一部が現在も個人名義となっている箇所があります。そのため、これまで町としましても寄附の依頼を行ってきましたが解消できず、道路舗装等の整備が進められていない状況です。

議員の質問にあります寄附以外の方法で整理する手法につきましては、令和４年に法改正された所有者不明土地利用の円滑化等に関する特別措置法の地域福利増進事業を実施することにより、寄

附を受けなくても町が直接舗装できる可能性があり、現在その事業内容の調査及び活用方法を確認・検討しているところです。道路が個人名義のため、町として舗装整備ができなかった状況の解消に向けて、事業を調査し、地域と連携をしながら道路整備を行っていきたいと考えています。

詳細は、担当部長より説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄） 西岡都市整備部長併任工業用水道課長。

○都市整備部長併任工業用水道課長（西岡多津朗） 豊瀬議員の、未登記道路の調査状況等について御説明いたします。

これまでは、道路の一部に個人名義が残る箇所につきましては、道路用地を町へ寄附してもらい、寄附を受けた道路から補修や舗装を行ってまいりました。しかし、土地所有者の所在が不明や抵当権が設定してあるなどの状況により寄附が進まないため、舗装や補修が進展していない状況でございます。この状況を改善するために、令和4年に法改正された所有者不明土地利用の円滑化等に関する特別措置法において、地域福利増進事業が利用できないかについて、今現在、調査をしているところでございます。

地域福利増進事業とは、所有者不明の土地を地域のための事業に利用することを可能とする制度であり、未登記道路の整備は、この地域福利増進事業の対象施設に該当するようです。事業の流れとしては、整備したい土地の所有者を探索し、所有者が不明の場合には、事業計画の作成や、所有者に支払う補償金の見積りなどを行った上で、都道府県知事に対し、土地を使用するための申請を行います。その後、都道府県知事が公益性等を確認し、公告・縦覧の期間を設け、補償金額、使用期間等を裁定し、裁定で定められた補償金を町が供託し、使用権を取得した上で事業を実施することになります。しかし、令和4年に改正された新しい制度のため、この制度を活用した事例が熊本県になく、詳細な内容や具体的な手続等の確認に、今、時間を要しているところでございます。

次に、地域と連携した取組につきましては、以前は桜丘区内での土地の異動が売買等によりあった際は、地元からも情報をいただき、寄附のお願いを行ってまいりました。また、官民境界立会いや開発行為等の際にも、町から所有者に寄附のお願いを行っておりますので、今後は地域との連携を強化し、この地域の課題解決に向け、引き続き取り組んでいきたいと考えております。

今後の未舗装道路の整備の将来的な見通しについては、地域福利増進事業を調査し、活用の検討を行い、未舗装道路の解消に取り組みますが、舗装改修の際は、地域から出ている要望箇所について、優先順位も含め地域と協議しながら、計画的に道路整備ができるように取り組んでいきます。

それと、先ほど町内の町道敷地内の民有地の状況はどうかということですけど、これにつきましては現況把握ができておりません。ただ、事業の中で出てきた場合には、それなりの措置をして登記等をやっているところでございます。

以上です。

○議長（桐原則雄） 豊瀬和久議員。

○9番（豊瀬和久議員） 再質問をさせていただきます。

確認ですが、町として道路整備などの事業計画をしっかりと作成した上で、今、舗装など

の整備がされていないところは、今後、舗装などの整備を進めていくという方針でいくということ
で理解してよろしいのでしょうか。質問させていただきます。

○議 長（桐原則雄） 西岡都市整備部長併任工業用水道課長。

○都市整備部長併任工業用水道課長（西岡多津朗） そうです。町の道路事業整備計画に基づいて整備をやっていければというふうに考えております。それに、プラス都市計画マスタープラン等もありますので、その辺の中でもうたっていければというふうに考えているところでございます。

○議 長（桐原則雄） 豊瀬和久議員。

○9番（豊瀬和久議員） よろしくをお願いします。

次に、3問目の誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策、COCOLOプランの取組状況についてお伺いをいたします。

全国の小中学校で不登校の児童生徒数が急増し約30万人となる中、文部科学省は昨年3月31日に誰一人取り残さない学びの保障を社会全体で実現していくというCOCOLOプランを発表しました。

補助資料3-1を御覧ください。COCOLOプランの概要として、様々な取組が書いてありますけれども、財源のことが書いてありませんので、国からの支援等があるのかないのか、ここに書いてあることを実施する際には、どのような予算措置となるのか。プランができて1年が経過しますけれども、本町におけるCOCOLOプランの具体的な取組状況はどのようになっているのかお伺いしたいと思います。

また、7日の熊日新聞には、熊本市の不登校の記事が掲載されていました。その中で、今後、熊本市ではフリースクールの運営団体などとの連絡会議も予定しているとありましたが、本町においても学校、教育委員会と、家庭やフリースクール関係者との連携を強化し、フリースクールで学んだ生徒が将来に対して夢がもてるような取組が重要だと思いますが、協議等を進めていく考えはいかがでしょうか。

それとともに、ニーズを的確に捉え、多様な学びの場を確保するのを目的として、フリースクール利用料について、自治体が一部助成をする取組が広がってきています。フリースクールの月平均利用料は文部科学省の調査では、約3万3千円に上るとのことです。そのような中、自治体による助成は各地で行われており、所得要件がある場合もありますが、月1万円から4万円程度で上限を設けているケースが多いようです。4月からは、東京都のほか、福岡県大野城市や大分県日田市も助成を開始しています。

佐賀県江北町では、江北町フリースクール等奨学金制度を創設され、日本子育て制度機構というところからベスト育児制度賞に選定をされているようです。この奨学金の対象者は、フリースクールでの学習活動等により出席扱いを受ける方の保護者ということになっており、奨学金の額はフリースクールへの入学準備金2万円、これは1回のみ、それと通所や通信の経費として学費と交通費を合算した額の月額上限4万円となっています。

本町におきましても、児童育成支援拠点事業として業務委託は行われていますけれども、居場所

の確保も大切なことですが、それとともに誰一人取り残されない学びの場を保障するためにも、保護者の精神的・経済的な負担軽減を図るために、利用料のかかるフリースクールに通う町立小中学生の保護者を対象に、授業料への助成制度を創設し、社会へ進出する可能性や、教育環境を整備する必要があるのではないかと思います。金田町長と吉良教育長の見解をお伺いいたします。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 豊瀬議員の質問にお答えいたします。

私からは、（３）フリースクールに通う町立小中学生の保護者を対象に、授業料への助成制度を創設すべきではないかという御質問にお答えをいたします。

本町における不登校児童生徒数は、新型コロナウイルス感染症による全国一斉休校が始まった令和２年度以降、年々増加傾向にあります。特に、小学生の不登校児童が増加傾向にあり、本町においても不登校児童生徒への対応は喫緊の課題であります。

令和５年３月に文部科学省より、誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（ＣＯＣＯＬＯプラン）が取りまとめられましたが、本町においては、以前から、不登校児童生徒の実態に応じた取組を展開してきました。本年度は、町内の２中学校の相談室にそれぞれ２名配置していた教育相談員につきまして、在籍数が増加している大津北中学校に１名を増員し、合計５名の配置としました。このことで別室登校する生徒等への相談体制を充実するとともに、別室における学びの見守りも強化することができております。

また、令和５年度からは、町独自で教育委員会内にスクールソーシャルワーカーを１名配置するとともに、福祉部局においても、今年度からは、子ども家庭庁の子ども育成支援事業を活用した町内においての第三の居場所づくりにも取り組んでいます。なお、フリースクールは、学校教育法に規定されておらず、全国的なフリースクールの設置基準もなく、それぞれのフリースクールの活動内容や運営方針が多種多様であることから、現状、国からの補助金はあっておりません。

授業料の補助について、現在はインターナショナルスクールあるいは公立校と同じ方針での教育課程のフリースクール、その他の独自の考え方で運営されているフリースクール、一条校としての私立学校などがあり、さらに通われる子供たちにおいても、不登校などを経て通うケースから、家庭の教育方針として、当初から第一選択肢として通うケースなど様々であり、そうした児童生徒を一律に助成対象とするのかなど、限られた財源の中、整理すべき課題もまだ多くあると考えております。

そうした中、議員御提案のフリースクールに通う町立小中学生の保護者を対象とした一律の授業料の助成制度について、今すぐ導入というのは難しいと考えております。一方で、不登校の児童生徒への学びの場を確保し、学びたいと思った時に学べる環境を整えるために、多様な学びの場、居場所の確保という視点から、その役割は大切だと考えております。その考えのもと、先ほど御紹介したスクールソーシャルワーカーあるいは第三の居場所と、様々な施策を打ってきましたが、今後さらなる対応を検討・協議していきたいと、そのように考えております。また、今後も学校、教育委員会とフリースクール等や、保護者との連携を図っていきたいと考えております。

○議 長（桐原則雄） 吉良教育長。

○教育長（吉良智恵美） 私からは、豊瀬議員の1番目の質問、本町における不登校対策の具体的取組及び（2）の学校・教育委員会と家庭やフリースクール関係者との連携に係る御質問にお答えします。

文科省通知によるCOCOLOプランは、1つ目、不登校児童生徒が学びたいと思った時に学べる環境の整備、2つ目に、不登校児童生徒の保護者への支援、3つ目に、早期発見・早期支援のための福祉部局と教育委員会との連携強化、4つ目として、学校の風土の見える化、この4つの柱で構成されています。

まず、1及び2の学びの環境の整備及び児童生徒の保護者への支援に関する本町の取組につきましては、町長からもありましたように、町内の各中学校への教育相談員の配置による、学級に入りづらい生徒への教育相談や、別室におけるオンライン授業や個別学習等の支援を行っています。また、町教育支援センターには、本年度から県事業を活用し、新たにスクールカウンセラー1名を配置して、児童生徒や保護者との相談機能を強化しています。その上で、町教育支援センターでの教育相談及び児童生徒への自立支援と、町内小中学校との連携を大切にしており、教育支援センター長が各小中学校の校内支援委員会にも出席しながら、情報や支援の共有化を図っているところです。

教育支援センター内では、民間委託した英語や数学の学習補填を以前から行っておりますが、町図書館や生涯学習センターでの体験活動や野外活動など新しい活動も取り入れ、児童生徒が外に出る機会づくり等も工夫しています。加えて、保護者会も開催し、相互の情報共有等も行っています。

3番目の早期発見等に係る福祉部局との連携強化については、子育て支援課や福祉課等と日常から、迅速かつ丁寧な情報共有や対応の在り方の協議を行うとともに、定期的な相談支援包括化推進会議などを開催しながら、連携を密にしているところです。

最後に、4の学校風土の見える化につきましては、全学校で年度当初、児童生徒に対する質問紙調査を行い、その結果や分析を児童生徒の自己理解や自己有用感を高める学校経営、学級経営に生かしています。また、すべての児童生徒にとってわかる、できる授業づくりは、社会的自立に向けた子供たちの自信につながるものであります。ICT活用を推進しながら、対話的で協働的な学びを充実させる中で学力を保障するとともに、子供同士のつながりも深めることができていると考えています。学校ホームページ等を通して、外部への学校の教育活動の情報発信にも努めるとともに、地域学校協働活動を通じた地域とともにある学校づくりを進めるなど、これからも引き続き、COCOLOプランに示されているような取組を充実させ、誰一人取り残されない学びの創造に取り組んでいきます。

次に、2番目の質問、学校・教育委員会と家庭やフリースクール関係者との連携強化についてお答えします。

県教育委員会によりますと、令和5年度末現在、不登校支援を目的としたフリースクールや子供の居場所づくりを目的とした施設等は17施設となっており、本年度に入り、本町においても新たにフリースクールが開校しています。本町にも、フリースクール等の民間施設に通所する児童生徒

があり、教育委員会としましては、随時、各フリースクールへの訪問を行うとともに、共通質問紙等を用いて、それぞれの施設の活動内容や受入れ児童生徒数などの基本情報を共有させていただいています。年度始めの校長会議では、これらの基本情報を学校長に提供するとともに、フリースクールやオンライン等で学習を行った場合の出欠扱いや評価の在り方についても、共通理解を図っているところです。今後もフリースクール等で学ぶ児童生徒が将来に対して夢が持てるよう、学習機会の保障をはじめ、将来の社会的自立に向けた支援について、家庭やフリースクール等との連携を大切にしながら取組を進めていきます。

○議 長（桐原則雄） 豊瀬和久議員。

○9 番（豊瀬和久議員） 再質問をさせていただきます。

本町の取組につきましては、不登校の子供たちのニーズに応えられていると思われるかどうかを、まずお伺いしたいと思います。

それと、独自の考えで運営をする多種多様なフリースクールだからこそ、ニーズに応えられることになるのではないかと思いますけれども、フリースクールについての金田町長の考えをお伺いしたいと思います。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 豊瀬議員の再質問にお答えをいたします。

まず、大津町の学校は、子供たちのニーズにすべて応えられているのかというお話だったかと思えますけれども、子供たちあるいは保護者さんの多種多様な要望、願いがある中で、そのすべてにて応えられているとは現時点では考えておりません。ただ、実情を把握する中で、町の教育方針あるいは財源等も勘案しながら、一つ一つレベルアップしていく必要があると、そのように考えております。

また、フリースクールの中で、大津町の教育方針と全く異なるものに関しても、そういったものが多様性だとか、学びの確保につながるというお話もありましたけれども、やはりそこは例えば、ちょっと極端な例かもしれないですけども、なかなか授業はやらずに自然に親しむようなフリースクールもあるというふうに伺っております。それはそれで非常に素晴らしいことではあると思えますけれども、その先の子供たちの生活を考えた時に、学力の基礎・基本を養うということも重要だと思っておりますので、その見極めというのは大切にしなければならないと、そのように思っております。

ただ、一方でフリースクールの中でも、どこにも通えない子供たちの受皿として、非常に思いをもって、そして素晴らしい教育をされているところもありますのは十分承知しておりますので、その点については今後、団体とも協議をしながら、また教育委員会とも情報共有しながら、できる連携、あるいは場合によっては支援等も考えていく必要があるとは思っております。ただ、現時点でも早急なことに関しては、先ほど御説明した課題もありまして、引き続きの検討課題と申しますか、そうした回答とさせていただいております。

答えになっているの分かりませんが、一旦以上とさせていただきます。

○議 長（桐原則雄） 豊瀬和久議員。

○9 番（豊瀬和久議員） しっかりとフリースクールとの連携を強化していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

最後に、4 問目の带状疱疹ワクチン接種への助成についてお伺いをいたします。

带状疱疹の原因となるウイルスは、日本人の90%以上の方が体内に潜んでいて、50歳を境に発症率が急激に上昇し、60歳から80歳代までにピークを迎えるそうです。過去に一度感染して免疫のある人は、その後の自然感染によって免疫が増強されるというブースター効果が得られますが、皮肉にも1歳以上3歳未満の子供を対象にした水疱瘡ワクチンの定期接種化によって、水疱瘡にかかる子供が減り、水疱瘡带状疱疹ウイルスに再びさらされる機会が減ったことにより、その効果が弱まったことも発症が増えている原因の一つと考えられているようです。そのようなことから、リスクの高い方が予防のためのワクチン接種を希望される方が今多くなっています。

带状疱疹ワクチンは、2016年からある生ワクチンに加えて、新たに2020年に不活化ワクチンができ、この不活化ワクチンは生ワクチンに比べると予防効果が高く、効果が長期間持続し、がんなどで免疫が低下している人でも接種できる点が優れているそうです。

带状疱疹の予防接種は、発症を完全に防ぐものではありませんが、発症しても軽症で済み、後遺症の予防につながるとされています。しかし、带状疱疹ワクチンの接種費用が生ワクチンで1回8千円、不活化ワクチンは1回2万2千円程度と高額で、しかも2回接種をしなければなりません。

補助資料の2-2を御覧ください。熊本県内では12自治体が接種費用の助成を開始しており、近隣では阿蘇市でも4月1日から助成を開始されています。生ワクチンには1回4千500円、不活化ワクチンには1回当たり1万円を2回まで助成をすることとなっています。

補助資料2-1にありますように、全国では昨年4月の200自治体からさらに増えて、今年度4月時点で630自治体から、5月には644自治体に急増しています。費用対効果についても、厚生労働省の資料に掲載されている費用対効果についての知見では、50歳から80歳までの各年齢において、費用対効果が良好と判断をされているようです。

そこで、本町においても町民の健康を守るという観点から、病になってから治療するのではなく、病を未然に防ぐために、带状疱疹ワクチン接種への助成をするべきだと思いますが、金田町長の見解をお伺いいたします。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 豊瀬議員の質問にお答えをいたします。

町では、带状疱疹の症状が認知されにくいものであるため、住民の皆様に向けてホームページで、症状や予防、治療、任意予防接種について情報発信を行っています。現時点では、带状疱疹のワクチン接種は、予防接種法に基づかない任意接種となっております。しかしながら、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会で定期接種として追加を検討するワクチンの一つとして、ワクチンの効果やその持続期間、導入に最適な対象年齢、安全性や医療経済学的評価等について検証・評価が行われています。

带状疱疹ワクチンについては、平成30年6月以降、ほとんど議論が進んでおりませんでした。令和5年11月9日に厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会で検討が再開されました。その結果、予防接種として導入する上で必要な知見となる、ワクチンの有効性、安全性、中立的な費用対効果等を改めて検証することが決定されています。

議員がおっしゃるとおり、県内でも助成を始めた自治体が増えている状況ではありますが、带状疱疹ワクチン接種助成につきましては、国の動向を注視しながら、今年度の菊池郡市2市2町菊池郡市保健協議会の次年度予算協議の中で、慎重に検討をしたいと考えています。

詳細につきましては、担当部長から説明させていただきます。

○議長（桐原則雄） 大隈健康福祉部長。

○健康福祉部長（大隈寿美代） 私からは、带状疱疹ワクチン接種への助成について、現状について説明いたします。

带状疱疹は、加齢による免疫力の低下や過労、ストレスなどで、初感染後、背骨に近い神経などに潜んでいた水痘・带状疱疹ウイルスが再び活性化して発症する病気です。80歳までに3人に1人は発症するといわれていますが、最近では様々なメディアでもよく目にするようになりました。症状に気づき、早めに治療を行うことが重要となりますので、町ホームページで情報発信を行っております。

ワクチンには生ワクチンと不活化ワクチンの2種類あり、1回約1万円から2万円程度の自己負担が発生いたします。その費用は予防接種法に基づかない任意接種となりますので、全額自己負担となり、接種を希望する人にとって、経済的な負担は大きいものと捉えています。

この1年間で県内でも带状疱疹ワクチン接種の助成を行う市町村が増加しておりますが、菊池郡市2市2町では現在助成を行っていない状況です。また、昨年度、菊池郡市2市2町で構成される菊池郡市保健協議会において、带状疱疹予防接種の助成について協議いたしましたが、国の定期接種化に向けた検討の動向や、他の自治体の助成動向を注視していくとの判断で、実施には至っておりません。今年度も引き続き協議会で検討をする予定としております。

本町といたしましても、ワクチンの安全性や有効性を考慮し、国の動向を注視してまいります。また、町民の健康を守るという観点からも、引き続き予防や早期治療を呼びかけてまいります。

以上です。

○議長（桐原則雄） 豊瀬和久議員。

○9番（豊瀬和久議員） この带状疱疹ワクチンの助成については、公明党としてしっかり取り組んでいまして、すべての2市2町で提案をさせていただいています。例えば、この2市2町の話合いの中で、大津町以外の2市1町で助成をしたいということになった場合、大津町としてはどのようにされるのかお伺いをしたいと思います。

○議長（桐原則雄） 金田町長。

○町長（金田英樹） 豊瀬議員の再質問にお答えいたします。

この带状疱疹ワクチンについて、2市1町がしたいという場合どうするかということなんですけ

れども、この協議の中で各市町に関して、もちろん様々な動向ですとか、エビデンスですとか、効果を踏まえた上で判断されるというふうに考えております。

そうした中、2市1町の考えと大津町の結論がずれるともあまり考えられませんので、そうした流れになると、2市2町合わせて実施することになるというふうに認識をしております。

○議 長（桐原則雄） 豊瀬和久議員。

○9番（豊瀬和久議員） よろしくをお願いします。

以上で、質問を終わります。

○議 長（桐原則雄） しばらく休憩します。午後1時10分より再開します。

午後0時10分 休憩

△

午後1時10分 再開

○議 長（桐原則雄） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

なお、津田桂伸議員より、早退の届けがあっておりますので報告します。

三宮美香議員。

○6番（三宮美香議員） 皆さん、こんにちは。

議席番号6番、三宮美香です。傍聴にお越しの皆様、オンラインで傍聴いただいている皆様、ありがとうございます。今回は、女性議員の会と他の議会からも、お忙しい議会の合間を縫って傍聴にお越しいただいています。また、初めて傍聴される住民の方もいらっしゃいます。関心を持っていただき、ありがとうございます。

では、通告に従い、一般質問をします。質問は大きく3つです。小中学校の熱中症対策、大津町の歴史文化の担い手育成の取組について、いつまでも住み慣れた地域で自分らしい暮らしを選択できる大津町にするにはです。

1番目の小中学校の熱中症対策です。地球温暖化に伴い極端な高温のリスクが増加しており、令和4年12月に環境省から出された熱中症対策の現状と課題についてでは、課題の1つに、国内での熱中症による死亡者数は高水準、年間1千人規模で推移しているとありました。午前中の同僚議員の質問でも、熱中症に対する質問が出ておりましたが、また同年に出されている熱中症対策行動計画の中期的な目標には、熱中症による死亡者ゼロに向けて、令和12年までの間、死亡者数が年1千人を超えないようにすることを目指すこと。顕著な高温が発生した際に、死亡者数を可能な限り減らすことと上げられています。今回の質問は、この大きな課題となっている熱中症に対する町教育委員会の考えを問うものです。

令和3年5月に、環境省、文部科学省から、学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引きが出ています。補助資料1-①を御覧ください。ガイドラインからいくつかを抜粋しています。①熱中症を引き起こす要因、②体育、スポーツ活動における熱中症予防の原則、③集団活動における熱中症対策のポイントとあります。こちらの②体育、スポーツ活動における熱中症予防の原則の1番、この部分になります。2、水分補給を行うこととあります。その中身を詳しく読むと、こまめ

な水分補給とあり、運動中の水分補給には次の理由から冷やした水がよいとされています。冷たい水は深部体温を下げる効果がある。胃にとどまる時間が短く、水を吸収する器官である小腸に速やかに移動するです。③集団活動における熱中症対策のポイントにも、この部部分ですね、いつでも飲める冷たい飲料、5℃から15℃を準備しましょうとあります。また、その枠外、下の部分になりますが、ここです。暑い時は服装は軽装とし、吸湿性や通気性の良い素材のものが最適ですと書いてあります。

先ほどから何回も出ていますが、気象変動適応法等の一部が改正されたことに伴い、令和6年4月に追補版というものが出ました。資料1－2です。その中に熱中症特別警戒情報として新規創設されていました。そこには、ここに書いてありますが、普段心がけている熱中症予防行動と同様の対応では不十分な可能性がある」と記載されています。追補版に掲載されている事故事例、4つを資料に出しています。いずれも7月から8月の暑い時期の運動後や、校外学習後に意識消失し、すべて最後の部分に書いてありますが、救急搬送されるも死亡が確認されるという最悪の事例です。

右側には取組事例を出しています。環境省、文部科学省が推奨している部分だと理解しています。大津町でも既に実施しているところもあると思います。例えば、取組事例後、こちらですね。体育大会、運動会を比較的涼しい時期に午前中に行うというようなところです。

以上から、①昨年度から今年度の熱中症の状況と対策、分かる範囲で結構です。2番目、追補版をどのように捉え、どう取り組んでいくのかを問います。

○議長（桐原則雄） 吉良教育長。

○教育長（吉良智恵美） こんにちは。三宮議員の、小中学校の熱中症対策についての御質問にお答えいたします。

環境省、文部科学省は、令和3年5月に、学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引きを作成しましたが、今般、気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部が改正されるなど、熱中症対策をめぐる状況に動きがあったことなどを踏まえ、本年4月にその内容を一部追補しています。

中でも、令和3年度から環境省と気象庁が連携して暑さへの気づきを呼びかけるために、全国運用を開始している熱中症警戒アラートが、熱中症警戒情報として法律に位置づけられ、気温が著しく高くなり、熱中症による健康への重大な被害が生じる恐れがある場合、熱中症特別警戒情報が発表されることとなりました。

議員がおっしゃられるように、この熱中症特別警戒情報が発表される状況は、過去に例のない危険な暑さとなっていることが想定されるため、普段心掛けていた熱中症予防行動と同様の対応では不十分な可能性がありますと記載されています。近年は、年ごとに猛暑日の頻度が増しているようで、今年の九州北部地方は気温が高くなるという3か月予報も気象庁から出ているところです。

このような状況の中、教育委員会としましては、これまでも児童生徒の安全を第一に、学校と連携した熱中症対策を行ってきましたが、追補版にある熱中症事故例と、それを踏まえた取組事例等も参考にしながら、さらなる注意喚起と予防策の徹底に努めていく考えです。

議員御提案の、水分補給スタンド等冷水機を設置することは、こまめな水分補給がしやすくなり、児童生徒への熱中症予防に一定の効果が期待できると思われますので、導入手法を含めて調査研究を進めていきます。

また、現在、町の公共施設をクーリングシェルターとして使用することができるようになっていきます。これは熱中症特別警戒アラートが発表された場合は、冷房の効いた空間に一時避難できるよう指定暑熱避難施設を町長が指定するものですが、児童生徒の下校時の熱中症対策として、大変有効な制度と考えられますので、町の公共施設等と学校の連携についても取り組んでいきます。今後とも様々な熱中症対策を実施しながら、児童生徒の安全確保に努めていきます。

なお、詳細につきましては、担当部長より説明させていただきます。

○議 長（桐原則雄） 羽熊教育部長。

○教育部長（羽熊幸治） 三宮議員の、小中学校の熱中症対策について御説明をさせていただきます。

政府は、熱中症対策実行計画に基づき、熱中症予防強化キャンペーンを毎年度4月から9月の期間で実施をしているところですが、小中学校におきましても、毎年、校長会などを通じて熱中症対策・予防策の推進に努め、全教職員の共通理解を図っているところです。

今年度4月に、環境省、文部科学省から県を通じて、学校教育活動等における熱中症事故の防止についての通知がございまして、学校における熱中症対策ガイドラインの手引き追補版をもとに、今後ともさらに熱中症事故防止に努めるよう注意喚起がなされたところです。

その中では、1つ目に、日頃の環境整備、2つ目に、児童生徒への指導、3つ目に、活動中・活動直後の留意点の3項目についてチェックリストが作成されており、各学校においては、そのチェックリストを参考に、熱中症対策の予防と事故防止につなげる取組を徹底していくことになります。

なお、各小中学校におきましては、近年の気候変動の暑さによる熱中症対策として、暑さ指数計（WBGT）を導入し、適時、屋外での体育をはじめとする授業や、休み時間の屋外での活動の基準として利用をしております。これまでも各学校では、令和3年度に示されました予防の5原則である、1番目に、環境条件を把握し、それに応じた運動、水分補給を行うこと、2番目に、暑さに徐々に慣らししていくこと、3番目に、個人の条件を考慮すること、4番目に、服装に気を付けること、5番目に、具合が悪くなった場合は早めに運動を中止し、必要な処置をすることなどの対応を行ってきています。

さらに、教室等の環境に係る学校環境衛生基準に教室内の温度の基準があり、学校施設の空調設備の稼働についても、暑さや湿度の状況を見ながら、各学校において柔軟な対応をしているところです。

なお、現在取り組んでいる、こまめに水分補給ができる水筒の持参や保冷剤と保冷库の各学校への整備をしており、校外学習時や体育の授業後、下校時等で活用をしています。保健室にも常備していますので、体調不良時にも有効に活用されているところです。

また、追補版の取組事例として記載のありました、学校に水分補給スタンド等冷水機の設置につきましては、民間との連携なども視野に入れながら、導入についての調査研究をしてまいります。

熱中症は生命にかかわる場合もございます。そのため、熱中症の正しい知識を備え行動をすることで、熱中症や重篤化を予防することにつなげることができると考えます。幸い、令和5年度は町内の小中学校で熱中症と診断された児童生徒はおりませんが、熱中症ではないかと疑われた事例はいくつかありましたので、今後も引き続き、学校と連携をしながら熱中症予防の対策を行ってまいります。

○議 長（桐原則雄） 三宮美香議員。

○6 番（三宮美香議員） 再質問です。

部長の答弁に、冷水器については民間と導入について調査研究をされるということでしたが、これはいつまで調査研究をされることになるのでしょうか。暑さはこれから来るというところです。今年、どこの学校でも5月の運動会、体育大会の開催がほとんどでありました。大津町の近隣の自治体での小学校の運動会で、熱中症で児童2人が救急搬送されたという報告を受けています。まだ5月です。5月ですけれど、そして半日で終わっていますけれど、もう症状は出ている。どれだけ危険かということ、危機を感じてほしいと思いました。調査研究にとどまる理由は何でしょうか。熱中症が命に関わるという答弁が、午前中も出ていましたが、そこを止める理由が分かりません。

それから、部長からの答弁で、3項目、1つ目が日頃の環境整備、あと2つ言われましたが、熱中症は症状が出た後の対応ではなく未然に防ぐこと、それが大事だと思います。再質問としては、設置できない理由は何か。また、提案としては、全小中学校への設置と、あとは中学校、特に中学生の夏場の登下校の服装、体育服でもよい、推奨するという回答をいただきたいと思います。

○議 長（桐原則雄） 羽熊教育部長。

○教育部長（羽熊幸治） それでは、三宮議員の再質問にお答えします。

まず、冷水器、調査研究はいつまでかについての御質問ですけれども、先進自治体ということで全国でも自治体によって導入をされている事例がございます。三宮議員からの資料にもありますが、導入につきましてもいろいろなパターンもあるようです。それと、衛生管理基準の部分での指摘もあるところもありますし、水道局が主体となってやっている場合もございます。また、民間企業の連携による導入あたりも様々考えられております。そういったところも踏まえまして、できるだけ早めに調査研究はしていきたいと思います。導入も含めて調査研究をさせていただきたいと思っております。

それから、私のほうから回答いたしました3項目についてですけれども、これにつきましては今回、追補版が出ておりますけれども、追補版の中でチェックリストがございます。その中に日頃の環境整備、それから児童生徒への指導、それから活動中、活動直後の留意点というようなところでチェックリストが備えられております。そういったところでは、まず確にかかるときの予防が非常に大切かと思うので、そういったところの視点で小中学校におかれては、児童生徒の状態をよく観察するとか、基本的なことになりますが。そしてまた、気温が高くななくても湿度によっては熱中症が発生しやすいというようなことも十分踏まえまして、学校全体で、教職員全体で共通認識をもって対応するということを心がけていくことが一番重要かと思います。

また、児童生徒本人にとりまして、そういったことを指導することによって、自分で水分補給であったり、体調が悪い場合には速やかに先生に報告をするとか、そういった指導も心がけていくように指導をしているところです。

今年度、4月に追補版が国のほうから示されましたので、各学校にはこの追補版をもって通知を、連絡を差し上げているところです。併せて、先だってありました校長会の中でも、熱中症対策について、この追補版を十分留意して、全職員で共通認識で当たっていただくよう指導しているところでございます。

あと、登校の際に、服装についても十分留意するような形で注意事項が追補版にも記載はありますが、中学校・小学校におきましては、5月に体育祭・運動会が実施をされております。その中で、中学校におきましては、事前の予行演習とか準備の練習とかによりまして、体操服を着ての登下校を実施した日もございました。ただし、基本的には制服による登下校になっているということでございますが、今後はまたその状況に応じて、各学校とまた生徒会あたりでも協議が必要ではないかと一応考えているところです。

以上でございます。

○議 長（桐原則雄） 三宮美香議員。

○6番（三宮美香議員） すみません。緊張して、資料1－3を出すのを忘れていました。

答弁いただいたときにお話されたように、各地域での事例を出しています。熊本でもサーバーを設置しているところがありますので、ぜひ参考にしていただきたいと思います。衛生管理基準などがネックになるのかなとは思いますが、以前、少し違う考え方で、例えば虫歯予防のフッ化物洗口の導入のときに、やはり職場の先生方が大変じゃないとか、衛生面で問題とか、たくさん並んで周りに水が飛び散って不衛生じゃないとか、いろんな意見が出ましたけれど、結局、導入をされて今のところ、きちんと子供たちもルールを守ってできている状況です。ぜひ前向きに検討をお願いしたいと思います。

では、次の質問に移ります。2番目、大津町の歴史文化の担い手育成の取組についてです。近隣地域への企業進出に伴い、大津町の人口も増加しています。移住してくる人たちは、大津町の文化や歴史に興味を抱いても、それを学ぶ機会が少ないのが現状です。

一方で、大津町の住民にとっても、歴史文化の伝承がうまくいっているとはいえません。町の歴史に詳しい方々も高齢化が目立ち、その知識を若い人たちにきちんと伝えていく体制づくりが求められていると考えます。この質問は、町として歴史文化の担い手育成の取組を問うものです。

補助資料2－①を御覧ください。金田町長の101の具体策より、歴史文化伝承の部分を抜粋したものです。歴史文化伝承館を一層生かす、物語を大切にした歴史文化継承、歴史文化の担い手を育てる、文化的な取組を充実させるとあります。

資料2－②です。町の歴史文化伝承の一例を思いつくまま書いてみましたが、多分まだたくさんあるはずです。住民にどれだけ伝わっているのでしょうか。また、学芸員についてですが、若い学芸員が入職し、これから長く町の歴史文化継承に加わってもらえると喜んでいましたが、退職されて

いました。とても残念でした。担い手育成につながらない理由はどこにあるのでしょうか。

以上より、歴史文化の担い手育成の取組の現状と今後の考え方を問います。

○議長（桐原則雄） 吉良教育長。

○教育長（吉良智恵美） 三宮議員の、大津町の歴史文化の担い手育成の御質問にお答えします。

文化財は歴史や伝統を次世代に伝える重要な遺産であり、地域の独自性を象徴するものです。その保護は、地域の誇りと文化を維持し、未来へ引き継ぐために不可欠なものです。しかしながら、過疎化や少子高齢化などを背景に、地域の価値ある文化財の滅失や散逸などが全国的な課題となっています。そのため、今後も継続して地域の文化財を保護していくためには、観光やまちづくりに生かしながら、文化財保護に対する地域住民の関心や意識を高め、地域総がかりで、その継承に取り組んでいくことが重要です。現在、町内には文化財や地域の歴史について調査研究をされている方々が多くおられ、歴史文化伝承館を拠点として、情報発信はもちろん、情報共有や資料研究等を推進しています。

議員御指摘の、歴史文化の若い世代への継承は、教育委員会としましても、大変大切であると考えています。現在、歴史文化伝承館においては、ロビー内に電子黒板等のOA機器を設置し、新たに動画編集した町の文化史跡の紹介や、内容を充実させた歴史パネル展示を実施しており、小中学校の総合的な学習や一般来館者に対して、いつでも気軽に来て学んでもらう環境の充実を図っています。また、おおづ図書館等とも連携し、町の文化史跡にまつわる歴史講座や、初心者でも気軽に学べるイベントも企画しながら、学習機会の創出に努めています。併せて、情報発信につきましても、生涯学習情報誌や町ホームページに加え、今後は町のLINEも活用しながら、文化史跡等の周知を図りたいと考えています。今後も、町の歴史文化に関連したイベントや他機関・団体と協働した取り組みなど、町の文化や歴史を知ってもらう機会づくりを通して、多くの方々に町の歴史文化を伝えていきたいと考えています。

また、国指定重要文化財江藤家住宅のまもろう会や、第11代横綱不知火光右衛門顕彰の会、肥後大津民芸造花保存会など、町の史跡文化を継承する団体の活動を引き続き支援しながら、文化財保護を正しく知り・守り・語る人材育成に努めるとともに、学校教育との連携を充実していきたいと考えています。

詳細につきましては、担当部長より説明させていただきます。

○議長（桐原則雄） 羽熊教育部長。

○教育部長（羽熊幸治） それでは、御説明をさせていただきます。

町では、それぞれの地域や団体、有識者の方々が、郷土愛のもと、町の歴史文化の良さを伝える活動がなされております。教育委員会としましても、歴史文化伝承館を拠点とし、歴史や文化を学習するための各種学習会を開催しています。学習会に参加し、町の歴史や文化に興味を持ち、知識を深める方が多いところですが、担い手や語りべといった継承につながるまでには至っていない状況です。

しかし、文化財保護委員が中心となり、江藤家住宅一般公開時のガイドをはじめ、世界かんがい

施設遺産の上井手ウォーキング教室や、阿蘇坂梨宿から清正公道までを散策する史跡めぐりバスツアーなど、たくさんの歴史講座を開催しながら、大津町に新たに転入された方々が興味を抱き、学べる機会を設け、興味があれば次回からボランティアで参加できるよう、人材育成も引き続き実施してまいります。

また、今年4月に、町教育委員会から発行した続大津歴史こぼれ話につきましても、大津の歴史をまなぶ会をはじめ、大津の歴史について永年調査研究をされている方々が数多く編さんに携わっていただきました。このこぼれ話は、大津の歴史や伝承を伝える大津町史を分かりやすくまとめたもので、今後も大切な教材として活用していく予定です。

また、平成28年より町内の4年生から6年生児童を対象にした史跡カルタ大会を開催しております。今年2月に、コロナの影響で4年振りの開催となりました第5回大会は、各小学校から12チームの参加があり、大変な盛り上がりを見せました。この史跡カルタは、町内の48の有形・無形文化財を紹介しており、郷土の史跡文化に親しんでもらえます。子供の頃から町の歴史に興味を持ってもらうため、遊びの中で広まるよう、今後も継続をしていきたいと考えております。

また、町の地域学校協働活動の4つの柱の一つである学校の学びを生かした活動として、昨年11月に、江藤家住宅の一般公開に合わせてボランティアガイドに大津南小学校の4年生26名の児童が参加をしております。子供たちはこの日に向け、どのようにすれば来場者に伝えることができるかを試行錯誤しながら、事前学習や準備に取り組んできました。最初は不安げだった様子の子供たちも、一度始まれば堂々と案内を行い、説明を受けた来場者やまもろう会の方々をはじめ、多くの関係者から、とても分かりやすく良かった、すばらしかったとお褒めの言葉をいただき、子供たちの自信にもつながったところです。

地域学校協働活動は、学校と地域社会とが連携をして行う活動であります。地域の文化や歴史をはじめとする地域学習等を授業に組み入れ、地域の方の協力を得ながら、子供たちが歴史や文化を学び、その成果を、大津南小学校のように地域のイベント等や校内での学習発表会で発信するなどしています。

教育委員会としましては、今後とも、地域で尽力される方や、文化財に見識のある方々と意見交換をしながら、多くの方が町の歴史文化を理解する機会を創出し、次の世代への歴史文化の継承につなげていきたいと考えています。

○議長（桐原則雄） 三宮美香議員。

○6番（三宮美香議員） 再質問です。

多分、今までやってきたことを、今つらつらとお話をされて、じゃあ何がこれから変わるのか、じゃあどれだけ育成の取組につながるのかというところが、多分見えなかったと思います。例えば、伝承館でこういうことをしていますと言われますが、じゃあ伝承館にどれぐらいの人が来ているのか、どうやって伝承館へつなげるのか、そこが大事だと思うんですが、もう一度今後の取組の、これだけのことをやりたい、これだけの人数をこれぐらいに増やしたいという意気込みを聞かせてください。

○議 長（桐原則雄） 羽熊教育部長。

○教育部長（羽熊幸治） 三宮議員の再質問にお答えします。

ただ今、これまでやってきたことで、今後どのように人材育成あたりができていくのか、伝承館がどうなっていくのかということで、今後のことについてということの御質疑だったと思います。

ここ近年が、コロナでいろんな行事とかイベントが縮小されてきておりました。その中でも、本来であれば各種講座やほかの施設とも連携したイベントなども計画をしていくところでしたが、それが活動ができていなかった部分がございます。昨年度からいろんな取組も再スタートし、まず各種歴史講座につきましても、町民の方が興味をもっていただけるような、関心をもっていたような内容、テーマあたりにも関係者と協議しながら実施をしているところです。それから、図書館とか、そういったところの施設とも連携をしながら、ロビーあたりを借用しながら、テーマを決めたパネルの展示会とか、そういったところの取組もしていているところです。

先ほども申し上げましたように、いろんなイベントも復活してきているところではございますので、そういったいろんな取組をやる中で、町民の方々に興味を抱いていただき、そして関心をもつていただく。そして、まず歴史伝承館の運営につきましても、来られた方が大津町にはこういった史跡があつて、こういったところがあつてというようなところも、写真、パネルだけじゃなくて、動画でも流しながら、より理解を深めていただくような取組も、今着々と進めておりますので、そういったところが効果が現れれば、もっともっと伝承館の利用者も増えていき、また町民の皆様にも興味・関心を抱いていただける施設となると思いますので、今後もそういったところで一つ一つを大切にしていきながら、住民の方に大津町の歴史と文化の周知啓発に努めていきたいと思っております。

以上です。

○議 長（桐原則雄） 三宮美香議員。

○6番（三宮美香議員） 頑張っていらっしゃるのはよく分かってはいるつもりですが、ちょっときつい言い方をしました。

大津町歴史こぼれ話、最初にできたこの絵は、実は今ここにいらっしゃる中の方が書かれた絵でした。私は、この絵がとても好きです。新しい歴史こぼれ話ができたこともとても良かったと思いますし、たくさんの方に読んでいただきたいと思います。結局、これをじゃあどうやってPRするのか、どうやってたくさんの方のことに興味をもってもらおうのかということになるとは思いますが、課題と提案のところに、先ほど教育長もおっしゃいましたが、SNSなどを活用するとありますが、ただSNSにこれが新しくできましたと載せるだけではなかなか次につながらないと思います。例えば、小中学校の校歌は皆さんよく覚えていらっしゃる。多分音楽が流れてきたら口ずさめるとは思いますが、それと同じくらい大津町のカルタが言える、それくらい頑張ってもいいんじゃないかなと思います。また、公式LINEも分かりやすくかわいいと、人気の大津町のインスタなども、今年できていますので、そちらで大津町のトピックとなる日、不知火光右衛門が実は今日生まれた日ですよ。あと、加藤清正の治水工事で大津町が潤ったのならば、治水工事が始まった日

で、ここから始まりました、行ってみないかなとか、そういうちょっとつぶやき程度のひとから始めてもいいのではないかと思います。

皆さん、大津駅は、今、役場のすぐ近くにありますが、最初からあの場所にあったのか御存じでしょうか。職員の皆さんはもちろん御存じだと思いますが、住民の方々は御存じないと思います。明治41年に敷設され、終点だったというところで、駐車場の跡の説明の標柱が室の旧道と、菊陽大津バイパスの間の田んぼの真ん中の畦のところに立っていました。こんなところにあるんだと、私も知りませんでした。そんな話を聞いたときに、町の見方が少し変わった気がしました。そういうところからだと思いますので、これからももう少し頑張っているところを見せていただきたいと思います。

では、次、3つ目の質問に移ります。いつまでも住み慣れた地域で自分らしい暮らしを選択できる大津町にするには。金田町長の101の具体策の政策4に、人生100年時代を見据えた福祉とあります。高齢になると、いろんな機能が低下し、いつまでも住み慣れた地域で自分らしい暮らしができなくなるのを心配する人は多いと思います。町長が議員だった頃に、MC I（軽度認知障害）を中核とした認知症対策について質問をされています。早期発見の有用性から、提案された施策にかかるコストと医療介護における行政コスト抑制効果をかなり具体的に示され、当時のデータではMC Iから認知症への移行率は1年間で10%、当該数値を1%改善するだけでも、年間で数千万円の医療介護費の抑制が期待でき、早期発見と治療による認知症の重症度を遅らせることでも、同じく数千から数億円の医療介護費を抑制できると推測されて、資料を出されていました。認知症への移行を抑え、なおかつ医療介護費を抑制できるというデータを示しながらのすばらしい提案だったと思います。

では、町長という立場になり、それがどの程度実現され、効果が得られたのか、まずはこの3年半での取組と効果を問います。また、障害者施設も利用者の高齢化に伴い、本人や親の認知症介護など、多くの課題を抱えていると考えます。障害、介護と、別の括りではなく、横の連携も求められていると思いますが、町の取組を問います。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） こんにちは。三宮議員の質問にお答えをいたします。

1点目は、私が議員時代に軽度認知障害（MC I）を中核とした認知症対策についての5つの質問における3年半の取組と効果、2点目は障害者施設利用者の認知症介護の横のつながりについての町の取組です。

まず1点目の、軽度認知障害を中核とした認知症対策への3年半の取組と効果についてお答えをいたします。私の、新しい大津町をつくる101の具体策04に、人生100年時代を見据えた福祉、予防と早期治療の徹底と重層的セーフティネット、その項目40に、いつまでも住み慣れた地域で自分らしい暮らしを選択できるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が地域で一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を推進しますと記載をしております。

また、就任後の実際の施策としても、若いうちははじめとした健康なうちからの健康習慣づくり

及び健康状態の継続が一人一人のＱＯＬはもちろん、支える家族、さらには中長期的な町財政を鑑みても有効である。さらに、身体機能の低下と脳機能の低下には大きな相関があるとの考えから、認知症に特化した取組も継続しながら、早期の健康づくりに向け、段階的に様々な取組を行っております。

先月、厚生労働省は、２０２２年認知症患者数の推計に基づく６５歳以上の有病率は１２．３％だったと公表しました。これによる本町の６５歳以上の認知症患者数の推計は約１千人となります。また同様に、軽度認知障害（ＭＣＩ）の割合は１５．５％で、町内６５歳以上における患者数の推計は約１千３００人です。この調査では、１０年前と比較し、認知症とＭＣＩの有病率の合計はあまり変わりませんが、認知症に限ると２．７ポイント下回っています。推計作業に携わった九州大の二宮教授は、ＭＣＩから認知症へ症状が進んだ人の割合が低下した可能性を指摘し、ＭＣＩは早期であれば、生活習慣の改善によってある程度正常に戻る可能性がある。進行させないことが非常に大事で、健康づくりを意識してほしいと話しています。

こうした変化は、個人の意識も含めて、様々な変数によって起こるもので、町として行う個別施策レベルでの精微な効果検証は困難ですが、二宮教授の指摘されている通り、ＭＣＩという考え方が周知され、個人の理解向上や各種取組が各地で進んだことが、一定の効果につながっているのではないかと私自身も捉えておりますし、本町においても啓発等を強化しておりますので、その傾向は同様だと考えております。

認知症は、高血圧や糖尿病など動脈硬化の原因となる生活習慣病が影響するといわれており、認知症予防やＭＣＩの予防のためには、若いうちからの生活習慣病予防や健康づくりが重要となります。

そこで、本町では、健康づくりを推進していくために、令和４年度から企業人派遣事業を活用し、民間のノウハウを活用した新たな健康づくり事業を展開しています。地域活性化企業人を中心に、健康アプリや中央公園の距離表示、役場や各地区に出向いて体成分測定会を実施するなど、住民の健康に関する意識を高める取組だけではなく、生涯学習課や町内企業と連携した健康運動教室、痩せることを目的とした栄養・運動教室など新たな取組を実践しております。

今年度も、施政方針で述べましたとおり、人生を支える健康については、２月にリニューアルしたトレーニングルームを活用して運動習慣を定着させる事業や、高齢者を対象に効果的な筋力トレーニングを身につける教室を開催するなど、幅広い年代の方々に運動習慣を定着させていただく取組を重点的に実施しています。

また、高齢者部門では、高齢者が生きがいをもって、健康で安心して暮らすことができる町を基本理念に、ＭＣＩについての周知・啓発を行い、気づく機会を多く提供することで早期受診につながり重症化を遅らせるよう専門職員を配置し、ＭＣＩの予防事業の取組を実施しています。

認知症予防のためには、家族以外とのコミュニケーションをとったり、社会活動に参加し、脳や心を刺激することも必要といわれています。通いの場合は、地域住民が気軽に集い、ふれあいを通じて生きがいづくり、仲間づくりを行う場所となりますが、令和４年の参加者にＭＣＩのチェックを

行った結果、毎週、通いの場を実施している地域の方が認知症のリスクの割合が低いという数字が出ています。このことから、若い時からの健康づくり事業や65歳からの介護予防事業、地域づくり事業が認知症の発症を遅らせているものと考えます。

また、私の一般質問を経て導入し、現在も続いている具体的な取組と成果についてですが、当時の質問の要諦と目的は、まずは当時、今以上に認知度が低かったMC I という考え方を行政に再度御説明するとともに、広く住民の皆様様に周知・啓発するよう、町の取組を推進すること、次に特に65歳以上のMC I リスクが高い人に向けて、個別のアプローチとしてMC I チェックリストを通じた御自身の状態把握ができる機会と仕組みをつくっていただくこと、次に把握いただいた後に個人の自発的な生活習慣改善につなげるとともに、町の教室等への取組への連携を進めることで、MC I からの改善及び振興抑制につながる体制をつくっていただくことでした。

また、推進するための具体的な手法として、対象者へのMC I チェックリストの送付やインセンティブ付与による回収率向上なども提案していたところです。

この提案を受けての対応として、開始は前町長の時代になりますが、毎月、65歳の介護保険説明会、70歳の前期高齢者説明会、75歳の後期高齢者説明会の案内の同封資料として、新たにMC I のチェック項目を加え、そのチェックリストを説明会の参加時に持参していただき、当事者と町で認知機能に関する個別の状態を確認しています。

当時は、インセンティブの付与についても提案していますが、当該説明会の機会を活用することで、必ずしも別途予算を付けてインセンティブの付与を行わなくとも把握と啓発が可能であると私自身も理解をしたところです。

取組の現状としては、令和5年度は1千56人に通知し、すべての方とはいきませんが、うち508人がチェックリストを持参の上で説明会へ参加しており、多くの方が御自身の状態を把握・意識する新たな機会となっております。把握状況としては、当該年度はMC I 3以上が139人という結果であり、その中から自ら改善に取り組む方もおられると思いますし、町としてもMC I チェックリストでチェック項目の特に多かった方には、短期集中通所サービスを御案内して、介護に移行しない取組を行っております。

また、2点目の質問とも重なりますが、認知症についてはMC I も含めて、広報おおづなどでも特集することや、認知症ケアパスを改訂すること、さらに認知症サポーター講座を受講済の方向けの研修を新たに実施することで、当事者となりえる方や御家族等への周知・啓発、そして認知症予防、共生社会として理解促進にもつなげています。

冒頭にもお話ししましたとおり、この健康づくりへ向けた取組については、段階的に強化しているところですので、可能な限り効果検証なども図りながら、引き続きさらなる充実に努め、健康維持や介護医療費の抑制にもつなげていきたいと考えています。

2点目の、認知症介護の横のつながりについてですが、現在、本町では重層的支援体制整備事業の取組を行っています。この取組は、令和3年から取り組んでおり、町内全体の支援機関、地域の関係者が、高齢者や障害者、子供などの相談者の属性や世代を問わず、包括的に相談を受け止め、

つながり続ける支援体制を構築することを目的としています。この取組によって、相談者が抱える複雑化・複合化した課題を整理し、相談者が必要とする支援機関に適切につなげることができると考えています。

なお、詳細につきましては、担当部長より説明をさせていただきます。

○議 長（桐原則雄） 大隈健康福祉部長。

○健康福祉部長（大隈寿美代） 私からは、軽度認知障害や認知症への取組と、障害のある方が認知症になった場合の支援について御説明いたします。

まず、本町における認知症認定者数ですが、令和5年度介護保険認定者1千542人のうち、約半数の方に認知機能の低下がみられます。ここ3年の介護費用につきましては、認知症を対象にした事業で申し上げますと、認知症の高齢者がデイサービスなどに通い、機能訓練を行う認知症対応型通所介護では、令和3年、3千438万円、月に22人、令和4年、2千868万円、月に18人、令和5年、2千825万円、月に17人と、参加人数の減少に伴い少なくなってきております。

安定状態にある認知症高齢者等が共同生活しながら、日常生活の世話や機能訓練を行う認知症対応型共同生活介護につきましては、令和3年、1億8千257万円、これは月60人です。令和4年、1億8千579万円、月65人、令和5年、2億4千969万円、月71人と、こちらは利用者数の増加により費用も増加している状態でございます。

本町における認知症関連の取組につきましては、平成24年から認知症相談員を配置し、物忘れ相談を認知症疾患医療センターの菊池病院と共同で実施しています。物忘れ相談者のうち、早期ケアにつながった人数は、令和5年度は34件中21人で、年々増えている状況です。認知症への理解を深めるための普及・啓発としましては、認知症を正しく理解し、支援を学ぶ認知症サポーター養成講座を、随時、学校や一般住民を対象に実施しています。その参加者は、令和3年度388人、令和4年度604人、令和5年度650人と、年々増加傾向です。そのほか、認知症サポーター養成講座終了者の認知症スキルアップ養成講座や認知症キャラバンメイト養成講座も実施しています。キャラバンメイトは、学校や一般の方対象の認知症サポーター養成講座の講師として活躍されております。

また、認知症の家族が地域の人や専門家と相互に情報を共有し、お互いを理解しあう認知症カフェなども、通いの場を中心に実施しています。軽度認知障害（MCI）の周知につきましては、具体的には65歳の介護保険説明会、70歳の前期高齢者説明会、75歳の後期高齢者説明会の際に、MCIチェックリストを事前に配布し、認知症の説明を行っております。同時に、体力測定及びインボディ測定、簡単な体操やシナプスソロジーを実施するなど、各自が自分の健康を確認する機会としています。

町としましては、認知症推進員、生活支援コーディネーター、就労的支援コーディネーター、地域活性化企業人、元気あっぷサポーターズの会のサポーターの皆さん、通いの場などの実施に携わる地域の皆さんとともに、行政・民間・地域住民が一丸となって介護予防や認知症予防に継続して取り組んでまいります。

次に２点目、障害者施設利用者の認知症介護の横のつながりの取組についてですが、重層的支援体制整備事業の取組には、包括的相談支援事業（断らない相談支援）・参加支援事業・地域づくり事業・アウトリーチ等を通じた継続的支援事業・多機関協働事業があります。議員御質問の、障害のある人が認知症になった場合の支援につきましても、その人の実情に応じた支援が求められますので、重層的支援体制による相談支援はもちろんですが、併せて地域づくり事業等に取り組み、介護保険サービスや障害福祉サービスをはじめ、様々な支援機関と連携しながら、本人や家族の支援につなげていきたいと考えております。

認知症になるのを遅らせる、進行を緩やかにする予防と早期受診を促しながら、認知症の人が、尊厳と希望を持って認知症とともに生きることができる、認知症であってもなくても同じ社会で共に生きる共生社会の実現に向けて、地域包括ケアシステムに取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（桐原則雄） 三宮美香議員。

○６番（三宮美香議員） 再質問です。

５月９日に出た熊日新聞に、先ほどから町長も部長もおっしゃっていますが、認知症の数字について書いてありました。認知症とMC Iの方を合わせると、２０６０年には高齢者の２．８人に１人がそこに当たるのではないかと。この中でいくと、３人に１人がそこに当たるということになります。

町長の答弁で、まずMC Iなどに気づく機会を多くつくるという説明がありましたが、その場が通いの場であったり、サロンということになると思います。また、そちらで測定した結果、認知症のリスクが低くなっているという結果が得られたのなら、もう少し通いの場やサロンを増やすことができるように地域への支援が必要なのではないでしょうか。

私もサロンにお手伝いに毎月行きますが、地域包括支援センターの方はよく来てくださって、お手伝いをしてくださっていますが、各地区には地区担当職員がいるはずですが、全く顔を見ません。いつから顔を見なくなったのか分からないんですが、そういう方たちこそ地域に入って、いろんな方がいるのを知るべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

また、障害のところについては、この資料の３－３に、これは高齢知的障害者支援の実際として、第５６回全国知的障害者福祉関係職員研究大会の資料から抜粋したものです。高齢化・重度化は喫緊の課題だと示されています。制度の狭間にいる方がいらっしゃいます。障害者の方は、福祉サービスと介護保険を同時に使えないような仕組みにもなっていますので、実費で介護保険外の通所リハを利用されている方などもいらっしゃると思います。そういう方への助成や、障害者施設に介護施設にいるような専門職、PTなど配置できる助成などが必要になってくるのではないのでしょうか。介護・障害施設関係を福祉課、介護保険課主導で集めて意見交換会なども必要になってくるのではないかと思います。数字で丁寧な説明をいただきましたが、再質問はこの２つにいたします。

○議長（桐原則雄） 大隈健康福祉部長。

○健康福祉部長（大隈寿美代） ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、通いの場やサロン等につきましては、そのほうでも推進しておりまして、現在24地区と、老人福祉センターが3か所ということで、27か所で実施しております。今年から森地区と外牧地区が新たに追加で実施しているところでございます。サロンについても、18か所実施しております。

地区担当職員についてはどうしているのかという御質問でございますが、こちらに関しましては、私たちも新たな視点をいただいたということで、今後また相談しながら地区の内容をしっかりと、地区担当職員のほうに知っていただけるように取り組んでまいりたいと思います。

また、2つ目の御質問になりますが、障害者の方で介護施設のほうに入っておられて、介護保険等が使えないという方についてなんですけれども、確かに障害者施設の入所者については、介護保険適用外になりますので、介護保険適用サービスは受けられません。施設等では、職員が対応法を学んだりしてされているところでございます。現在、その人材配置等の助成はありません。今後につきましても、介護と障害のほうの意見交換会等についてはしっかり実施していきたいと考えているところでございます。情報共有、そして連携強化についてはやっていきたいと思います。ちなみに、今年度9月に菊池圏域の自立支援協議会の子ども部会ではございますが、相談支援専門員とケアマネクラブの天津との合同の相談会というか、会議を実施しまして、ケアマネジャーとの連携や高齢者サービスについて知る機会を設けております。取り組んでまいります。よろしくお願いいたします。

以上です。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 地区担当職員のところだけ書簡をまたぎますので、私のほうでお答えさせていただきますけれども、地区担当職員を通いの場、サロンにというお話でしたけれども、御存じのとおり、天津町の場合は地区担当職員が専属でやっているわけではございませんので、やはりそれぞれの業務というところで、かつ今、JAS Mの絡みもあって、かなり一人一人ひっ迫している状況でございます。そうした中でも、当然ながら、区長さんへの御相談だとか、総会ですとか、今度のまちづくり懇談会も各地区参加していただく予定ですが、サロンと通い場への関わりに関しては、町の中でどこまでできるかですとか、各地区の現状も踏まえて、できることを検討していきたいと思っております。

以上です。

○議 長（桐原則雄） しばらく休憩します。2時20分より再開します。

午後2時12分 休憩

△

午後2時20分 再開

○議 長（桐原則雄） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

山本富二夫議員。

○8 番（山本富二夫議員） 皆様、こんにちは。本日は、昼2時頃の時間帯に傍聴しに来ていただき、

ありがとうございます。

今回は、1、飛行機の騒音問題、2、町民の移動手段を守るためのライドシェアの取組を、3、町の農業の今後の展望はの3問を、町民の相談を受けて、8番議員、山本富二夫が通告書をもとに質問します。

1、飛行機の騒音問題も、以前、同僚議員が騒音問題で質問しましたが、その後、地元への説明不足と私は感じております。質問をし、町の騒音対策を問います。実際に、町長や部長は地元の騒音を、足を運んで地元の人々とともに体感し、また騒音についての悩み事を聞かれたことがあるのか。前回の騒音対策については、空港や県・国と協議はしていると聞きましたが、地元へ足を運んで騒音地区の住民に国や県との内容を知らせる努力が足りないと思います。阿蘇くまもと空港の発着便も毎日約50便が就航し、騒音に悩まされておられます。岩坂区、中島区等で騒音がひどい、どうにかならないかと住民の声があります。直接的な説明責任を果たされていないのではないかと思います。

資料1を見ていただきたいと思います。2023年度の旅客数は320万人、30年後に622万人の目標数で、便数は433便、8倍。ということは、騒音問題も8倍増えるということです。そのことを踏まえて、それと貨物飛行も4万トン以上となり、自衛隊の重点空港に指定を受けたのです。自衛隊の離発着率も増加すると考えられる空港であると、私は感じます。ということは、地元にとっては、日々、毎年、飛行機の騒音問題が増加するということであります。

南小学校で校長先生が工程の庭の整備をされていたのでお話を伺うときに、南小学校の上空を飛行機が飛んでいったのですが、そのときはお互いの声が聞き取りない状態でしたが、教室内は防音装置で授業に差し支えないということを言われました。今まで熊本空港や国・県、大津町にも騒音対策での要望を幾度となく地元は要望されてきたといわれていますが、目に見えた改善が見えないと憤慨されています。

町長や担当部長は、前回の質問以降、地元住民との対話不足を感じます。地元住民は、地元での説明を求めているのです。国や県との協議も大切ですが、最も必要性を感じるのは地元住民への説明を、足を運んですることです。

そこで、3問聞きます。1、町独自の騒音調査を行い、住民に国や県に騒音対策を依頼すべきではないか。今、町では3か所で調査されているが、日々によって違うのです。2、調査の結果を踏まえて、各個人住宅への騒音対策を県や国に要望することはできないのか。実際に騒音を聞いてからの対応が住民に安心感を与えるからです。3、南小学校上空に飛行機が飛んでいるが、落下物は大丈夫か。

以上、3点について、町長の見解をお聞きします。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 山本議員の質問にお答えいたします。

県内では、半導体受託生産の世界最大手TSMCの進出などをきっかけに、半導体関連企業をはじめ、工場・拠点の立地が加速しています。熊本空港では、旅客と貨物の両面で国際空港化に動い

ており、熊本と台湾では相互の国際交流が活発になってきました。昨年は、台湾線が週11便、香港線が週6便就航し、今年に入って香港エクスプレスが夏ダイヤの運休を決めた一方、チャイナエアラインが台湾線を1便増便、香港航空も香港線を1便増便しています。また、3月には半導体関連や自動車部品の輸送のために、大型貨物機のボーイング777Fが熊本成田間で運航し、将来的には週1、2便の定期便化が見込まれております。

国際線の再開と新規就航により、熊本空港の昨年度の国際線利用客数は23万3千310人と、過去最高を更新しています。熊本空港全体の利用客数も前年度比26.2%増の333万人にのぼり、コロナ過拡大前の令和元年度以来、4年振りに300万人を上回っています。

このような状況の中、昨年11月22日に、熊本県と熊本空港を運営する熊本国際空港が空港の運用時間を1時間延長するという報道がなされたのを受け、12月1日には大津町内の飛行経路に関係する地域住民の代表である19区の区長及び町と県で組織する熊本空港周辺環境整備協議会大津部会が開催されています。

部会では、熊本県から新空港構想及び運行時間の延長は決定事項でないことなどの説明が行われ、住民代表の区長の方からは測定器の設置場所の変更、測定方法や騒音基準の見直し、環境対策及び改善が進まないことなどについての意見や要望が出されたと伺っております。

私としましては、飛行機の航路や地形などにより、騒音の大きさが変わることは当然と思いますが、国や県に対策をしていただくためには、騒音基準の見直しが必要だと考えております。具体的には、議員御承知のとおり、一時的に非常に大きな音があっても、それをならしてしまうと国の基準には入ってしまうというところで、ただそれを基準にしてしまいますと、地域住民としては実際の生活改善が図れませんので、その基準の見直し、あるいはそこにこだわらない対策あるいは保障等が必要であるということを考えております。

そこで、令和6年2月に、私を含む菊池広域連合正副連合長名で熊本県関連の国会議員に対しても、快適な住民生活の保障のため、航空機騒音防止法等の基準の見直しを行い、補助対象区域の拡大を要望する内容の項目を入れてもらい、要望書の提出を行っているところです。また、私としましても、航空会社あるいは空港会社、県等の関係者とお話するときには、今申し述べたような課題を折に触れてお話し、課題の共有と解決に向けて取り組んでいるところです。

当然のことながら、熊本空港周辺環境整備協議会の大津町部会における意見の集約及び国・県への要望につきましても継続して行っていくですし、その結果や経過につきましても、区長をはじめとする町部会の皆様へもお伝えしていく考えです。ただ一方で、議員御指摘のとおり、なかなか結果・成果が見えないというお声も私のほうも伺っておりますので、引き続きより力を入れながら取り組みたいと、そのように考えております。

3番目の質問である飛行機の落下物に対する不安につきましては、国が行っている対策などを町の航空機騒音への対応状況と併せまして、担当部長から説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄） 木村住民生活部長。

○住民生活部長（木村欣也） 御説明させていただきます。

町では、これまでも地域の区長さん方との協議や連絡等について、年数回の町部会の開催を基本に、定期的な会議の開催をさせていただいています。昨年度は6月と12月の熊本空港周辺環境整備協会大津町部会の開催に加え、8月と2月に町部会の役員と県、熊本空港との意見交換も行い、騒音の現状を伝え、飛行高度や運行経路の工夫などを要望したところです。2月の町部会役員との意見交換では、役員以外の区長さんにも可能な限り参加をいただきました。参加した区長さんから、これまで何度も会議に参加してきたが、今回は自分たちの意見にしっかりと回答してもらえたと感じる内容だったとの発言もありましたので、回を重ねるごとに緊密な対話の場が築けているものと考えております。今年度も6月中に役員さん方との意見交換会を予定しております。4月に区長さんが交代された地区もありますので、改めて町部会の開催を調整するとともに、これまでの経緯も振り返りながら、しっかりと御意見を承らせていただきます。

町としましても、熊本空港周辺の他の市町村との連携も行いながら、引き続き騒音測定では測れない騒音被害の実情と地域住民の意見を国・県及び関係機関に対して、しっかりと伝えていきたいと考えております。

飛行機の落下物につきましては、2008年から2022年にかけて、飛行機からの部品や氷の落下の事案が26件あっており、熊本では平成29年に熊本空港を出発した飛行機のエンジントラブルにより、金属片の部品が落下し、益城町内の車両やガラスを損傷した事故がありました。その後、国は平成30年度に落下物防止対策基準を策定し、航空事業者に対して、基準に基づき機体の改修や整備点検の実施、部品脱落の原因究明、再発防止の検討体制の構築などを航空法に基づく事業計画に記載し、ハード・ソフト両面からの落下物防止対策を義務づけて、安全を確保されています。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議 長（桐原則雄） 山本富二夫議員。

○8番（山本富二夫議員） 騒音というのは、今、毎日50便ということで、50回以上騒音が起きているわけです。それが30年後ということですが、毎年、便数は増えていくと思います。増えるということは、地元の一番ひどい岩坂、中島、森地区の住民にとっては、もう毎年増えることで、本当に困られているわけです。それを何とか私たち町議にどうにかならんだろうかということで、私たちに相談があるわけです。生活部長たちも、今言われたように、住民との対話ということでありますけれども、住民からすれば、あまりそれを聞こえてこないわけです、地元の住民の方にとっては。ただ、もう国と交渉したとか、そういうことで言われるだけで、こういうことですと、地元住民の住宅に対してのどういう手当をすとか、そういうのも全然ないので、もう少し実際は足を運んでもらって、住民との対話をしていただきたいなと思います。

そこで、再質問とさせていただきますが、町長自ら、また部長でもよろしいですけれども、岩坂、中島、森など、特に騒音のひどい地域に足を運んで、今こういう状態だからということを地元住民へ説明をする気持ちがあるかどうかについてお聞きします。

○議 長（桐原則雄） 木村住民生活部長。

○住民生活部長（木村欣也） 先ほど申しましたとおり、今月にまた空整協の天津部会のほうを開催を予定しております。そちらの中で役員さん方と協議しながら、こういった形でやっていくか、それについて話し合っ、て、どういう方向にいくかを考えていきたいと思います。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 山本議員の再質問にお答えします。

先ほど部長から説明のあった取組もありますし、今月から各校区でまちづくり懇談会も実施します。その中でこの騒音はもちろんのこと、そのほかの農地、水、様々な課題についても御説明の場あるいは意見交換の場を御用意しておりますので、そちらのほうでもしっかりと説明に努めたい、あるいは議論を深めたいと、そのように思っております。

以上です。

○議 長（桐原則雄） 山本富二夫議員。

○8番（山本富二夫議員） 区長さんたちに説明されるのも大事です。でも、もう一步踏み込んで、住民に対して直接、町はこう考えている、県はこう考えているんだということも、今度、町の懇談会でと言われたんですけども、騒音というのはある程度偏った地域でありますので、その地域の特に困っている地域についてはそのように、地域の信頼回復を築くために、ぜひ住民と対話を続けていっていただきたいと思います。

再々質問をします。80%が天津の東側というか、阿蘇方面に向かって飛行機が飛んでまいります。一回飛ぶごとに騒音が出ます。町は空港に迷惑料というとおかしいですけども、騒音苦情のある地区に騒音対策費として、空港に対し空港会社は、離発着料を空港会社から受け取っているの、で、その一部でもいいから迷惑料として地域の住民のために、熊本空港の管理会社から迷惑料として料金をいただき、地元の対策に使っていただけないかどうか、交渉する考えがあるかどうかちょっとお伺いします。

○議 長（桐原則雄） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二） 騒音についてなんですけれども、今、町の部会のほうで、先ほど担当部長が申しあげましたけれども、様々な空港に対する情報共有であったりとか課題整理はしております。その中で南を中心とした関係区長さん方で、これは平成17年に町部会等もつくりまして、これまでもずっと地域の住民の方の様々な課題については、その中で情報共有しておりました。

近年は、先ほど担当部局も申しあげましたけれども、それに合わせまして熊本県のほうからも来ておりますし、熊本空港の国際株式会社の方からも同席しておりますので、そういった形の中でしっかりと今の現状をお伝えして、向こうのほうでしっかりと手当していただけるように要望はしていきたいと思っております。

○議 長（桐原則雄） 山本富二夫議員。

○8番（山本富二夫議員） 地元の区長さん方に十分説明し、それが地域住民に伝わるように努力をよろしくお願いします。

では、質問の2に移ります。町民の移動手段を守るためにライドシェアの取組をとということで、

大津町地域公共交通計画概要版、令和４年から令和８年の計画では、今の大津町が目まぐるしい環境変化に対応はできないのではないかと感じての質問となります。今年４月に運転代行の配車アプリ開発運営を手掛けるスグクルは、４月１０日にバスや乗合タクシーで不便を感じている地域の方々などの要望のある芦北町での事業所開設に向けて、芦北町で立地協定を結びました。一般ドライバーが自家用車を使って客を有償で運ぶライドシェアの配車アプリの開発や運用で、タクシーや公共機関の運行が少ない、我が町でいえば南北地区の山間部などでの移動手段を確保するスグクルライドシェアの配車アプリは、自治体が主体のサービスであると芦北町は言っておられます。

また、水上村は、４月１日、公共交通機関がなかった地区で、ユナイテッドトヨタ熊本が貸し出す７人乗り自家用車で、有償で客を送迎するセンダイ号の運行を始めました。少しずつではあるが、不便な地域の人々の足を運ぶ取組を始められております。

九州運輸局は、９月末に福岡のタクシー会社１８社に認可をしたとの記事が出ました。ライドシェアの取組は、今から取り組まないと中国系のデイデイなどが日本各地で営業を開始すると感じます。大津町もスグクルなどの企業との取組を検討する必要があると思います。夜など飲食店で飲んだ後、タクシー等が来るまで１時間ないし２時間待つことも当たり前のことです。不便を感じているが、前向きに検討する考えはありますか。最新では６月９日熊日に、ライドシェア、郵便局、農協も施政方針過疎地の移動手段確保という記事が載っておりました。一般ドライバーが自家用車で有償送迎する自治体ライドシェアの拡大へ、関連補助金を充実させて後押しすると載っておりました。

政府がライドシェア拡大のための補助金を充実させると、そういう前向きな新聞記事で、そこで３問、町長に問います。１、他の町の取組を参考にして大津町も検討し取組はできないか。２、現在の乗合タクシーは現状に合わない面もあるので考え直す時期だ。３、夜になかなかタクシー等がないので不便を感じている町民がいる。以上について、町長の見解をお聞きます。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 山本議員の質問にお答えをいたします。

ライドシェアに関しまして、国内では、事業の許可を持たない法人・個人による自家用車での有償旅客輸送は、道路交通法により原則禁止をされておりましたが、昨今の規制緩和により、一定の条件下で実施できることとなりました。

１つ目は、公共の福祉を確保するため、やむを得ない場合に国土交通省が許可すれば、地域や期間限定で、道路運送法第７８条第３号に基づく、自家用車活用事業として実施できるものです。海外のライドシェアとは異なり、タクシー会社が運行管理を行うため、日本版ライドシェアと呼ばれています。

２つ目は、道路運送法第７８条第２号に基づく、自家用有償旅客運送という制度により、自治体やＮＰＯ法人が運行主体となり、交通手段の確保が困難な地域で地域住民や観光客を運ぶ、自治体ライドシェアと呼ばれるものです。

国内ではこの２つのライドシェア制度が併存しており、県内では高森町や芦北町、水上村におい

て、休日や夜間のタクシー不足やバスによる移動手段が大幅に不足している状況から、後段の自治体ライドシェアにより事業実施を検討されています。いずれもタクシー会社もタクシー車両自体も大幅に不足している自治体であることから、積極的な導入に踏み込まれるようです。

その点、当町は若干状況が異なっていると認識をしております。タクシー会社もタクシー車両自体も相応の数が当町には保有・運行されております。どうしても配車が集中しがちな朝夜の時間帯の一部で、やむを得ず待ち時間が長くなっている場面がままあります。しかし、その点は既存のタクシー会社で運転手と配車をやりくりするなど企業努力が続けられているため、急ぎ新制度を導入することには少し慎重に臨む必要があると考えております。一時的に需給ギャップが生じている現状で、民業圧迫の側面からの既存事業者の経営継続性への影響など、実証事例や先進事例を見極めながら、より当町にあった取組ができないか手法を確認していきます。

本町の公共交通につきましては、学識経験者や国・県、交通事業者、町内団体の代表者などで構成します地域公共交通会議での議論を踏まえ、令和4年9月に策定した大津町地域公共交通計画に基づき、地域の実情に応じた適材適所の公共交通サービスの構築を進めており、他市町とつながる路線バスやまちなか運行バス、乗合タクシーや一般タクシーといった多様な交通サービスがあります。

議員御指摘の乗合タクシーのエリアや時間帯変更を希望する声も聞いており、まずは実証運行をしております大津まちなかバスの効果検証を行いながら、既存のバス路線の再編や綿密な需要予測、的確な運行ルートの検討、十分な運行体制の確保や総合的な費用対効果などを十分に精査し、乗合タクシーの運行エリアや時間帯の見直しを進めていきたいと考えています。

また、タクシーの運転手不足については、特に朝夕の通勤時間帯や夜間において、配車が難しい場面があり、住民の皆様の移動に影響があっていると認識しています。町内の交通事業者とは定期的に意見交換をしており、タクシー事業者ともやり取りを行っています。その中で、人手不足の解消に向けては、4月26日の乗車運賃の改定に併せて、新たに時間指定予約料金も導入されており、それも原資としながら運転手の待遇改善や人材育成、設備充実につなげ、慢性的な人手不足を解消していく方針であるとのことでしたので、そのような状況も踏まえ、引き続き交通事業者と協議を進めていきます。

○議 長（桐原則雄） 山本富二夫議員。

○8番（山本富二夫議員） ここに熊日の新聞記事があります。政府方針として、過疎地への移動手段の確保ということで、自治体ライドシェアの拡大関連補助金を充実させ、後押しをするといった新聞に報道が出ています。こういう時期だからこそ、町長にもう一度再質問させていただきます。

町長は、ライドシェアに対して、この政府の補助金等を活用して取り組む考えはあるかどうかを聞きます。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 山本議員の再質問にお答えいたします。

先ほど申し上げましたとおり、まずこのライドシェアの基本の考え方として、タクシー会社等の

公共交通が本当に不足している地域というところで、本来であれば民間のタクシー業者のしっかりとした流れの中で事業が継続していくのが理想だというふうに考えております。そうした中で、大津町の状況を踏まえたときに、もちろん例えば金曜の夜ですとか、予約が立て込むときにはタクシーが不足するような状況もあります。

ただ一方で、タクシー業者としてもピークに合わせてしまいますと、そのほかの時間帯でやはりドライバー余りあるいは車両余りが生まれてしまいます。なので、そのところは一定の待ち時間等はある意味仕方ないところもあるんじゃないかというふうに考えております。ただ、これからさらにタクシーが不足するような状況がありましたら、自治体版のライドシェア等々も含めて、さらなる検討が必要だというふうに思っております。現時点で、町のほうも別に立ち上げてしまいますと、民間の事業圧迫ということで、結果的に民間事業者がもしかしたら廃業してしまい、そこもさらに自治体の自助で補足、フォローしなければならなくなる、そういう事態になる可能性もあり得ますので、そうした状況を鑑み、タクシー事業者とも協議をして、在り方はしっかり検討していきたい。また、もちろん先ほど御説明いただいたとおり、報道、政府の動き、他市町村の動きもありますので、そうした支援についてもしっかり検討、検証あるいは把握に努めたいと思っております。

以上です。

○議 長（桐原則雄） 山本富二夫議員。

○８番（山本富二夫議員） ライドシェアというのは、私は将来的には必要だと思っておりますので、町として検討できるのであれば、するせんは別にして前向きな検討とかをやっていただきたいなと思います。

次に、３問目の質問に入ります。町の農業の今後の展望はという題で、町長にお伺いします。今年、私は大麦を生産しておりましたが、冬場の暖冬と春の長雨の影響を受けて、例年の１割の収穫量もなく、ほとんどが規格外の大麦の生産でありました。ということは、もう完全にカントリーとかガソリン代、いろんな燃料代とか肥料代を考えたら、収入的には真っ赤な赤字です。これも地球温暖化の影響が農業経営は受けつつあるということで、他人事ではないと考えております。

町は、認定農家以外の農家にももっと目を向けるべきで、小規模経営の農家は多いのです。菊陽町にT SMCの進出以降、大津町も多数の企業進出や住宅開発が活発化し、著しい環境の変化の真ただ中にあるといってもよいと感じます。また、町内の交通渋滞がひどい状態でもあります。今の大津町の現状は、優良農地の大規模開発が進んでいる状態です。護川地区での工業団地及びT SMC関連による住宅開発や運送業の進出等により、優良農地がどんどん転用されております。さらに、南部地区のアクセス鉄道の計画が進めば、圃場整備した優良農地が何十ヘクタールも転用され、農家は農業を続けていけない状態に陥る可能性もあります。町の今後の農業をどう守り育てていくのか、資料２を見ていただきたいと思います。

これは、私が北上市議会に今年訪問したときいただいた資料です。農家数が令和２年度で２千９８１、平成２７年度は３千８８３ということで、農家数的には１千件ほど減少しています。ただ、経営耕地面積は平成２７年度は８千３７４、令和２年度は８千３３１と、ほとんど減っていない状

態です。ということは、北上市は農業を守るために農地だけは確実に守っているという状況です。ちなみに、北上市は10の工業団地があり、711ヘクタールもありますが、農地の面積は減少していないのが現状です。農業を大切にしてきたというあかしです。

50年前のまだ阿蘇大津ゴルフ場ができる前の東部地区は、57号線沿いやJR豊肥本線沿いは畑作地帯でありました。地区的に食料からいもの生産はなく、アルコール工場への低価格での販売であったので、農家は作付けをやめて木を植えたり、耕作放棄地になっているのが現状です。町は、農地の代替地として開発を考えるべきだと思います。酪農家が借地3ヘクタールもなくなるので、山林を開墾し、飼料作物を作りたいと町に相談したら、1ヘクタール以上は県の条例があり、いろんな条例で牧草のための山林開発を止めていると、私に相談がありました。TSMC関連等による開発をしているので、国策事業だから町は代替地には融通を取るべきだと思います。特にこういう山林であれば開発もしやすいし、県の条例があってもそれはよく県と相談しながら、ぜひやっていただきたいと、前向きに取り組んでいただきたいと思います。

護川地区の酪農家は、10アール当たり年間2万円で農地を借りておりましたが、今、農家は10アール当たり月に10万円で倉庫業者等に貸しておられるそうです。改定食料農業農村基本法が5月29日、参議院本会議で可決成立しました。理念に食料安保の確保、附帯決議の中には多様な農業者が地域農業・農地の確保、地域社会に果たす役割の重要性に十分配慮とか、農地の確保、農業の持続的発展に必要な支援措置、農業生産基盤に係る施設の維持管理費の支援等が記載されておりました。政府は、農業政策を危惧し、対策を講じております。大津町は、経営耕作面積を守る対策を講じているのか危惧しております。町長は、農工商併進といわれておりますが、町の農業・農家をどう守っていこうと考えておられるのか、町長の今後の農業政策についての考えを問います。

そこで、3問質問します。護川地区での畜産業やからいも農家の今の政策では廃業するしかないと言われております。若い世代の後継者が一生懸命農業に向き合っている地域であります。後継者のいる地域の農業をどう守るのか。

2、優良農地の宅地開発等で農地等の減少が続いております。東部地区では耕作放棄地が増加傾向にあります。東部地区の開発も考える時期に来ているのではないのでしょうか。

3、今のままでは、町の米を中心に町民の食糧確保は守れないと思います。町は、町自体で地産地消に真剣に取り組む姿勢が、私は見えないのです。

以上について、今後の農業の展望についてを町長に問います。

○議長（桐原則雄） 金田町長。

○町長（金田英樹） 山本議員の3点目の質問にお答えをいたします。

1つは、農業の環境が激変している状況に対して、町は農業・農家をどう守っていこうと考えているのか。2つ目は、開発等により農地が減少する中、どのようにして代替地の確保を進めているのか。3つ目は、農地が減少する中、町民の食糧確保をどのように考えているのかとのお尋ねかと認識しております。

大津町においては、半導体関連企業の進出による開発により農地が減少する中、今後はJAS

第2工場や空港アクセス鉄道が予定されており、さらに開発が加速し、農地が減少することが予想されます。また、販売農家数は農林業センサスベースで2010年、632戸と、2020年、455戸を比較すると、10年間で約28%減少しているのが現状です。さらに、開発による農地そのものの減少の側面だけではなく、日本全体の人口が減少する中で、熊本県内においても2020年から2050年のわずか30年の間に、人口がおよそ174万人から135万人余りまで減少すると試算され、さらに15歳から64歳までの生産年齢人口の減少率はさらに顕著な中、またその中でも農業従事者の減少はとりわけ顕著な中で、現在は耕作されている農地に関しても、10年後、20年後、さらにその先を見据えて、いかに荒れさせずに、農作物の生産地として守っていくかが大きな課題となっております。

そんな中、国としては農業法人への集約等も掲げておりますけれども、実際県内の農業法人の方々とお話しますと、これ以上、耕作地を増やすのは難しいという話も聞かれているのが現実であります。

このような中でも、農業は大津町の発展と経済を支えてきた基幹産業であり、食糧や環境に直接影響する産業でもあると認識しており、それぞれの分野と連携し、農家の支援と農業の継続に向けた取組を実施しています。

具体的な農業継続への支援策としては、国の臨時交付金を活用して、令和4年度と5年度に物価高騰対策として農家に20万円、令和5年度においては畜産農家に重点を置き40万円を上限とした支援を行いました。さらに、からいも農家に対しては、大津町甘藷基腐病対策協議会を立ち上げ、基腐れ病に対する消毒への補助や生産指導の実施など、町特産品であるからいもに対する生産支援も実施をしております。なお、今年度は大津町かんしょ安定生産対策協議会と名称を改め、生産に対する支援だけではなく、流通促進なども目的に加え、日本人だけではなく、外国人の甘藷嗜好調査や消費状況など、様々な調査を実施し、甘藷の消費拡大にむけた取組も実施する予定としています。

また、地域農業の継続のためには、地産地消も重要な取組であり、大津町で生産された安全・安心な農畜産物を町民の皆様が消費できる環境づくりが必要であると考え、町のイベント時にも地産地消に向けた農畜産物のPRを行っています。

近年の取組として、学校給食における大津町農産物の一部利用や、昨年度の地蔵祭においては、酪農牛乳の消費拡大事業を実施し、今年2月には役場庁舎1階に酪農マザーズの自動販売機を設置しました。なお、地産地消にとどまらず、町外に向けてもふるさと納税の委託事業者に干し芋や芋けんぴなどを開発・出品してもらうことで、町内生産のからいも消費拡大やブランド化にもつなげています。さらに、今年度は農作業の効率化と労力軽減のため、ICTなどを活用したスマート農業機械導入への支援事業を新たに創設し実施をしています。

今後も引き続き、農畜産物の消費拡大、ブランド化、農作業の効率化などの事業を展開し、営農継続に向けた取組を行っていきたいと考えております。

次に、優良農地の確保についてですが、現在、町では地域での話し合いにより目指すべき将来の農

地利用の姿を明確化するための地域計画の策定を進めております。地域計画の策定にあたっては、今後の農地利用等に関するアンケート調査や地域の皆さまとの協議の場を設け、地域農業者の意向を把握しながら、県や農業委員会、農業関連団体等の関係機関や専門家と連携し、計画の策定に取り組む予定としています。

なお、当該計画では農地一筆ごとの担い手を示す目標地図も策定する必要がありますので、地域計画の策定に合わせ、今後も担い手が安心して農業を継続できるよう、優良農地の確保に努めたいと考えています。

しかしながら、現状では町内の農地や山林の売買も加速しており、農家の利用可能な農地の確保が課題となっています。これにつきましては、農業振興と企業進出の両立を図るため、県農林水産部長を座長に、菊池市、合志市、菊陽町、大津町、益城町、西原村の地元6市町村と県庁農政関係課長による営農継続県・市町村連絡会議、県庁農林水産部関係課による農林水産部PT営農継続支援チーム、県北広域本部、菊池郡市4市町及び農業委員会、JA菊池などで構成される県北広域本部PT営農継続支援チームを令和5年度より立ち上げ、定期的な意見交換を行うなど、相互に連携を図り、半導体関連企業の進出等に伴う農地減少に対する耕作可能な農地の確保と生産支援等について、早急な対策を進めているところです。

これらの取組により、新たな代替農地を確保するとともに、改正された食料・農業・農村基本法のもと、国産の農畜産物の生産振興を重点的に推進することで、食料自給率の向上にも努めたいと考えています。

なお、詳細につきましては担当部長から説明をさせていただきます。

○議 長（桐原則雄） 白石産業振興部長。

○産業振興部長（白石浩範） こんにちは。私からは、工業団地の用地確保に伴う代替農地の確保の取組と食料確保について説明いたします。

半導体関連企業の進出や住宅開発に伴う農業への影響につきましては、農家にとっても特殊事情であり、営農継続のためにも代替地を確保することが課題となっております。それに対応するために、現在、県と市町村で営農継続県・市町村連絡会議を立ち上げて、農家への代替農地の情報連携を広域的に図るとともに、農業委員会とも連携し、農地の情報提供とマッチングを行う体制をとっているところでございます。

しかし、距離の問題や有害鳥獣対策などの問題により、なかなかまとまった農地のマッチングが難しい状況であります。今後も代替農地の確保に向けて、議員御指摘のとおり、事前に準備を行い、耕作放棄地や山林等を農地として利用する方法もあると思いますので、有効な方法を模索しながら、関係機関と連携して、代替農地の確保に努めてまいりたいと思います。今後も農工商併進のまちづくりを基本に、優良農地の確保と安心して農業ができる環境整備に努めていきたいと思います。

次に、圃場整備地内の耕作面積減少による食料確保について説明いたします。大津町では、これからの開発が加速化し、圃場整備地内においても例外なく農地が減少することが予想され、県や市町村と連携した営農継続支援チームや農業委員会と連携し、将来を見据えた代替農地を確保してい

きたいと思います。

また、食糧確保につきましては、食糧の安全保障の観点からも、水田を活用した米・麦・大豆などの作付けを推進するとともに、水田湛水や米の生産拡大に向けた事業スキームを検討するための、大津町、菊陽町、JA菊池、おおきく土地改良区などによる白川中流域水稻栽培推進協議会の設立を今後予定しております。その協議会におきまして、米の生産振興や地下水涵養に向けた協議を行い、安定した食糧確保ができるよう、水稻栽培の推進を働きかけていきたいと思っています。

○議長（桐原則雄） 山本富二夫議員。

○8番（山本富二夫議員） 酪農家が町から代替地といっても、代替地が来ないから、自分たちで代替地を探して、山林を開発しようと考えて、3ヘクタールぐらいの大規模な山林開発ということで、町に相談したわけですよ。そしたら、町は県の条例がどうこうだといって、できないというふうなことを言われたということで相談がありました。代替農地というのはそんなに簡単に見つかるわけじゃないわけですよ。だから、そういう意味でも、代替山林を町は県と相談しながら、3ヘクタール、3ヘクタール、今、相談を受けているところについて、前向きに県と相談していくことはできないかお聞きします。

○議長（桐原則雄） 白石産業振興部長。

○産業振興部長（白石浩範） 山本議員の再質問にお答えいたします。

山林の開発についての御質問かと思いますが、今、1ヘクタール以上の山林につきましては、林地開発ということで法的な開発許可が必要ということになっております。その要件としましては、やはり水害の防止と災害の防止、それから水の保全とか環境保全といったいろんな要件がございますので、そういった防災対策も併せて、必要なものは必要な設置を行いながら、県と一緒に検討しながら、農地の開発についても御相談にのっていききたいというふうに思っております。

○議長（桐原則雄） 山本富二夫議員。

○8番（山本富二夫議員） ぜひ代替地については前向きに、特に護川地区の酪農家にとっては、からいも農家も一緒ですけども、若い後継者がいるわけですよ。だから、そういう意味では、太陽光については何十ヘクタールと開発しているのに、農家の代替地については1ヘクタール以上は県云々というのはちょっとおかしいというふうに指摘も受けているわけですから、ぜひその点は県と十分に交渉していただきたいなと思います。

再質問をもう1つ、農地にアクセス鉄道や工業団地を考えるならば、その前に今度アクセス鉄道は優良農地の中を通っていく計画をされています。代替地がそのときに出てくると思いますけれども、そうであれば前もって今度のアクセス鉄道の部分についての代替地の確保は早めに取り組むべきだと思いますが、その点、町はどう考えておられるのかお聞きします。

○議長（桐原則雄） 白石産業振興部長。

○産業振興部長（白石浩範） 御質問にお答えします。

アクセス鉄道の関係で、まだ正確なルートは示されておりませんが、今後、空港までの沿線になると、やはり圃場整備地内あたりのこの優良農地に関係してくるというような御質問かと思

いますけれども、今後、中間駅の構想とか、また空港台地の岩坂台地も含めて、町全体の土地利用計画を策定する必要があるかというふうに思っておりますので、今後、都市計画マスタープランを見直し、また用途区域の見直しとか、また農振地域の見直しを今予定しておりますので。先ほど町長からも御説明がありました地域計画については、今年度中には策定をさせていただきたいというふうに思いますので、その中で代替農地につきましても、事前に確保ができるかどうか模索しながら検証していきたいというふうに思っております。

○議 長（桐原則雄） 山本富二夫議員。

○8番（山本富二夫議員） 県やＪＲが空港へアクセス鉄道ということを言っています。やっぱり農家にとっては土地は大事なものです。それも区画整理をした優良農地であるならば、そこに何ヘクタール取られたならば、代替地を求めるものです。ぜひ代替農地は、前もって農家に、やっぱり農家でもう後継者がいないところは売ってもいいという生産者からも聞くわけですよ。もうそして、農家の私たちの人口自体が60歳以上の人がほとんど、水田農家の場合は特に増えてきていますので、代替地の部分については、アクセス鉄道の部分について、早めに取り組んで、そしてスムーズな鉄道建設ができるのであれば、そのようにしないと、いつまでももたもたして、代替地がないというふうにしていかれると、できるものもできなくなってしまうですよ。その部分で代替地の確保については、十分に前もって早めに取り組んでいってほしいなと思います。

以上です。

○議 長（桐原則雄） しばらく休憩します。3時20分より再開します。

午後3時14分 休憩

△

午後3時20分 再開

○議 長（桐原則雄） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

荒木俊彦議員。

○15番（荒木俊彦議員） 私は、大津町民の皆さん並びに日本共産党を代表しまして、一般質問を行います。

質問の第1点は、現在進められておりますまちづくり基本構想、肥後大津駅周辺のまちづくり基本構想に絡んでお尋ねをするものであります。この計画の中で、肥後大津駅周辺と大津高校、大津中学校、翔陽高校への通学路が、現在では非常にお粗末な状況だといえると思います。こうした通学路周辺について、特に中学生、高校生、児童生徒に意見や提案をしてもらったらどうかということでお尋ねをするところであります。

これまで大津町では、中心市街地のまちづくり構想について、確か何度か審議会形式で話し合われてまいりました。その中で、いわゆる宿場町構想は結局具体化されないまま、2016年、8年前の熊本地震でそれまでのまちづくりの理想のようなものがすべてリセットされてしまった状況ではなかろうかと思います。そして、そういう中、TSMCの進出を機に、急激な変化が起きております。そういう中であって、新たに肥後大津駅周辺まちづくり構想の中で、中長期を見据えてのま

ちづくりに取り組むことは私も意義があると思うところであります。

そして、一方でその中心となる肥後大津駅そのものが、果たして高架にすることができるのか、あるいは南北の道路と立体交差ができるのか、ここはまだはっきりいたしておりません。そして、もし高架あるいは線路を上にあげるか、あるいは駅舎を上にあげか、こういうことでも多大な財源が必要でありますし、国や県の計画とその予算措置、国・県の補助事業になるかどうかについてもまだはっきりしないわけであります。

資料1をお願いいたします。そこで、まず1点目は、肥後大津駅そのものの構想がすぐにはっきりしない中でありますが、私たちのこの大津町には県立高校が2校あり、熊本県内、全国的にも町内に2つの高校を有するという町は非常に珍しいというか、ほかにはまねができないような文教の都市といっても過言ではないと思います。そして、この大津高校、翔陽高校には、町外からも大津駅を利用して学校に通う生徒がたくさんおられます。大津駅方面から最初は大津高校への通学路、この写真はJ Aの大津支所のほうから大津町の役場、57号線方面から写した写真です。そして、この57号線との交差点は、大津町大津交差点と命名されておりますが、57号に歩道橋がありますが、4差路の交差点周辺の歩道は非常に狭い。歩道橋の南側、その歩道は高校生、中学生、小学生が通学をするということです。この写真で、赤のラインは別に、朝の通学時間帯は私も見てまいりましたが、大津駅方面から歩道橋を渡って、大津高校、大津中学校に通う生徒さんがおられます。また、大津駅から降りられた高校生は、ジャスコのほうを通って、写真の左のほうから、横断歩道を渡って学校に通う。そして、この緑のラインは、朝の6時頃から多分、大津高校のサッカーの選手だと思うんですけど、自転車通学の方が57号の向こうから、朝早くから自転車通学がなされております。その後、今度は大津中学校の自転車通学もあります。それから、この黄色の矢印は、小学生が大津小学校に通う。横断歩道の下を右折をして大津小学校のほうに向かうところであります。

この次の写真は、北側から南側、左側が翔陽高校の敷地です。右側が室小学校の敷地であります。右側の建物は、学童保育の建物だと思います。この前に伸びている道路は翔陽高校に通う高校生、それから室小に通う小学生の通学路であります。この道路は、町道糖野坂線といいますけど、両側に歩道はありません。決して安全な歩道ではないということでもあります。大津駅からこの翔陽高校に向かう通学路あるいは大津駅方面から小学生が室小学校に通う通学路ということでもありますけど、この翔陽高校のところまでは駅周辺とはいわないと言われるかも知れませんが、大津駅から歩いてくる通学路であります。子供たちが歩いていく範囲は、まさに駅周辺といわざるを得ないと思うわけであります。ですから、今回、肥後大津駅周辺のまちづくり構想を考えるのでありますならば、児童生徒が歩いていく範囲まで含めて、きちんと、とりわけ子供たちの通学に使う道でありますから、安全対策も含めて、きちんとした基本計画を立てていただきたいということで、今日は質問をするところであります。2つの高校への肥後大津駅からの通学路は、どちらも決して快適・安全な通学路とはいえないと思います。

そこで、町長、教育長の認識を伺いたいと思います。肥後大津駅周辺まちづくり基本構想の中で、

特に児童生徒の安全対策は最優先に検討されるべきものだと思うわけであります。今回のこの基本構想のまちづくり会議のメンバーの皆さん、町の優秀な人たちだというのは否定するものではありませんが、ほとんどこのメンバーの皆さんは車で移動する大人の人ばかりであります。実際に大津駅周辺から毎日歩いている児童生徒の意見や提案、疑問、そういったことが今のままでは全く反映されないと思われるわけであります。そこで、こうした中学生や高校生あるいは障害のある人、車いすの人とかもありますけど、児童生徒からの声を丁寧に聞くべきではないかということを、まずお聞きをしたいと思います。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 荒木議員の、駅周辺まちづくり計画関係の御質問にお答えをいたします。

議員御存じのとおり、町では昨年度末、肥後大津駅周辺まちづくり基本構想を策定しました。これは、T S M Cの進出や空港アクセス鉄道の肥後大津ルート決定など、町を取り巻く環境がここ数年で大きく変化する中、この機会を最大限に生かし、町の活気とにぎわいの中心である肥後大津駅周辺エリアの活性化をすることや、様々な課題を解決することなどを目的として策定したものです。

今回策定した基本構想は、主に駅周辺のまちづくりに関する取組となるため、肥後大津駅を中心として、北は上井手付近、南は国道57号付近、東はJ R陣内踏切付近、西はJ R室下踏切付近を対象範囲としております。策定するにあたり、自治会や福祉、商工や企業、子育てや教育など、様々な分野の団体から構成されたまちづくり会議を開催、駅まち空間や道路・交通、都市機能等について、いろいろな御意見をいただきました。それらを踏まえて、肥後大津駅周辺まちづくりの将来像を、ひととまちがつながる大津街道駅として、実現すべき9つのまちづくりの要点を整理したところです。

議員御懸念の、駅周辺を利用する児童生徒にとっての安全性確保の重要性についても、その会議の中で、委員から駅周辺を歩く子供にとっても安全・安心・快適に過ごせる空間となることが重要などといった御発言をいただき、基本構想の要点の1つ、人中心の歩くまち、駅まち空間の回遊を促すために、安心・安全・快適で、人中心の歩いて楽しめる空間づくりを目指すとして盛り込んでいます。

また、短期的対策として、現在、朝夕の通勤・通学の時間帯を中心に、送迎車等による混雑が発生している肥後大津駅北口において、混雑状況の緩和につながるバス転回広場整備の実現に向け取り組んでいます。ほかにも、例えば、現在検討している町道三吉原北出口線の4車線化が実現することで、これまで渋滞を避けるために、通学路を通り抜けていた車が減り、引いては児童生徒の使う通学路の安全性向上にもつながると考えております。

なお、先に述べた駅周辺まちづくり関係においては、今年度、肥後大津駅周辺まちづくり基本計画を策定することとしています。これは、冒頭で述べた基本構想における将来像を実現するための具体的な事業を定める計画です。この策定過程においても、アンケートも含め、駅利用者の意向調査等も予定していますので、それらを通じて学生を含む様々な利用者の御意見を丁寧に把握し、計画に反映するとともに、教育委員会等とも意見共有・情報共有を図りたいと思っております。

また、個別道路に関しては、担当部長のほうから詳細を説明させていただきます。

○議 長（桐原則雄） 吉良教育長。

○教育長（吉良智恵美） 荒木議員の、通学路について児童生徒に意見や提案をしてもらったらどうかとの御質問にお答えいたします。

先ほど、荒木議員から紹介がありました中学通りの通学路でございますけれども、ここにつきましては以前から大きな課題があると指摘されておりまして、例えば先ほど大津高校の生徒たちがＪＲを利用していますけれども、ＪＲを利用している生徒さんたちが、今、ジャスコのところを南下しておりますけれども、以前は新生堂のほうに曲がって、それから歩道橋を通っておりました。ただ、そうなりますと大変その辺りが混雑しますので、今のルートに変更していただいたりとか、また道路に関しましても、以前はまだまだ狭くて、そこをどうにか今の現状に拡張していただいとったような経緯も含んでいるところでございます。それにしましても、なかなか通学路につきましては、様々な改善をしているものの、まだまだ町内においての全ての通学路が安全で快適な状況ではないということは認識しております。

議員御存じのとおり、児童生徒の通学路の安全を守る取組としまして、大津町では大津町通学路交通安全プログラムを年度初めに実施しております。この交通安全プログラムは、当初は２年ごとに点検を実施しておりましたけれども、昨今の交通状況の変化に応じて、令和３年度からは毎年実施することとし、学校、保護者、国・県・町の道路管理者、警察等が参加し、通学路の合同点検を行っているところです。今年度も、学校から通学路の危険箇所について報告を受け、合同点検を実施し、対応策の調整会議を行う予定であり、結果等については各関係機関と情報を共有し、ホームページへの掲載を予定しています。

議員御提案の児童生徒に意見を聞くということにつきましては、学校が危険箇所等を報告する際に、児童生徒の意見を聞いたり、保護者が児童生徒の登校状況を見ながら把握した危険箇所について、学校側が実際に状況を確認した上で町に報告する、こういう手順の中でこれまでも行ってきたところでございます。児童生徒に、町から直接意見を聞くということも方法としては考えられますけれども、教育委員会としましては、通学路の決定の責任者は学校長であります。この学校長が、児童生徒がどのような場所に危険を感じているかを実際把握することで、大津町交通安全プログラムへの報告にとどまらず、日常における児童生徒への交通安全指導や、場合によっては通学路の変更等に生かされると考えております。

なお、高校生に意見を聞くことに関しましても、小中学校と同様に、学校を通じて意見を聞き、その情報を町と共有できるような、そのようなシステムを構築できないか、これから検討していきたいと思っております。

また、町内３つの県立高校の学校運営協議会には、町長、教育長が町行政の立場で委員として参加しております。その際に、県立学校の状況等の意見も聞くこともできるのではないかと考えているところです。今後も、児童生徒自らが安全意識を高めながら通学することを基本として、環境整備につきましては、通学路の状況について、随時、町長部局と情報を共有し、改善に向けて協働し

ながら取り組んでまいります。

○議長（桐原則雄） 西岡都市整備部長併任工業用水道課長。

○都市整備部長併任工業用水道課長（西岡多津朗） 荒木議員の、翔陽高校と室小学校の間の歩道についてということで質疑があったと思います。

室小と翔陽高校の間は、道路に対して学校敷地が高く、道路法面は両側ともかなり高い状況でございます。ここに歩道部分を確保するための工事施工方法となりますと、安全面を考慮するために道路法面にL型擁壁等を設置するなど、工事費が必要になるかと考えております。そのほかにも工事以外の影響等で、植栽の伐根とか移設、道路側溝とかも調査をしてみないと分かりません。事業についてもかなり額になるかと考えております。

現在の町道の現状は、青い外側線を引いて通学路を確保している状況でございます。また、道路両側に側溝が設置してありますが、この側溝に蓋がないため、この側溝に蓋をして歩道として利用できるよう、毎年予算の範囲内においてグレーチング等を設置して整備を進めているところでございます。今後、拡幅を検討していくのであれば、この路線全体の事業計画を整理する必要があるかとも考えますし、今回策定します都市計画のマスタープランの中でも協議をする必要があるかというふうに考えているところでございます。

次に、57号とお菓子の香梅の先ほどの交差点のところにつきましては、3、4年前に熊本県が東側の地権者の同意を得られ、歩道の拡幅を行っております。この交差点につきましては、確かに朝夕の交通渋滞がひどくなってきているのが現状でございます。毎年要望しておりまして、歩道を含めた交差点の改良を県のほうにお願いしているところでございます。今後も現状報告しまして、県のほうに要望していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（桐原則雄） 荒木俊彦議員。

○15番（荒木俊彦議員） 資料1をお願いします。では、再質問いたします。

私が中学生や高校生に意見や提案がないかどうか聞いたりどうかということですが、要するにこれまで取り組んできた中では、例えばこの57号の交差点、この前後に走っている道路は県道だから町では無理だとか、あるいはこの右側の角地の地権者が土地をなかなか譲ってくれないとかいうことは今で聞いてきたんですけど、町として、生徒さんからすれば、この横断歩道橋もくねくね用地が出っ張っているものですから、わざわざねじ曲げて、そして小学生が通うこの黄色い道はどんどん狭くなってくる、そこを自転車通学も通ってくる。子供たちが中学生や高校生が並んで歩きながら、話をしながら学校に通えるような通学路をなぜ、多分生徒からすればね、そういう気持ちがあるんじゃないかなと。手前のほうは、農協側は歩道が広くなって、おしゃべりをしながらでも学校へ通学することが可能であります。しかも、今この角地の建物が解体をされました。地権者が後退してくれるかどうかは分かりませんが、子供たちの立場にたって、町としてはもっと、せっかくまちづくり構想をするのであれば、快適で安心して通える通学路について、今との組むべきときではなかろうかと思うわけです。

今、答弁でもありましたとおり、この交差点は右折車両が何台がつながったら、信号待ちを何回

もせにやいかんというような狭い交差点です。しかも、ここは大津町の南の表玄関だといっても過言ではないと思います。実は、この右側の農協側の歩道は、私が中学生の頃、大津町内で初めてできた歩行者用歩道だと、当時、学校でいわれたところです。道路から一段上がって歩く歩行者専用の歩道ですよという、それが多分大津町で第1号だったと思うんですけど、幅が1メートルほどしかございませんでした。それからもう55年、私が15の手前ですからね。もう55年経って、やっとこの歩道は農協の前は広だったんですけど、この57号の交差点は55年前のままという状況であります。

町としてどうしたいのかという構想がないから、この間、そういう構想や計画を立てようとしなかった。単に地権者が譲ってくれないからそのままという状況だったのではないかと思うんですよ。どうしたらここを改善することができるかということを真剣に考えて、そこを構想として進めるのが行政の役割ではないかと思うんですけど、この交差点をどうしたいかと、何もないんですか。地権者が難しいからもう全然あきらめています、危険なところを危険箇所として報告をするだけと。そこは、前に進む構想が全く感じられないと思うわけです。

それから、2番目の資料をお願いします。翔陽高校の前のやつです。この翔陽高校と室小の間の道が狭いと、狭い上に歩道がないと。左側が翔陽高校の敷地、右側が室小の敷地、いわゆる公共の敷地が両側にあるにも関わらず、どちらも歩道を造ろうともしない、ほったらかしという状況です。今の土木技術からすれば、L型の擁壁を造ることはいとも簡単です。多少お金はかかります。しかし、このとりわけ室小側は、それほど高い高低差はございません。ですから、学校の敷地を削って、後退をして歩道を造れば、まあ予算の問題はあります、確かに。しかし、そういう構想がなければ、いつまでたってもこのままじゃないですか。ここは危ないですよと、それを子供たちに教えるだけがずっと続いていくと。私も一回、特に夕方だったんですけど、高校生と小学生が下校時に、もう本当に車で通ろうとしたら、もうとても恐ろしくて、本当に歩く速度ぐらいで車で通過した覚えがございます。

そこで、ここに構想が必要だと思うんですよ。特に教育長は、子供たちの安全・安心を担っているわけですから、教育長は確かに予算措置はできませんけど、町行政に対して子供の安全のための措置を強く要望するべきじゃないですか。学校側からそういう要望がないから、行政側はそれに予算を付けようとしなくて、あるいは計画を立てようとしなくて。それではいつまでたっても改善はなされないと思うわけですけど、先ほどの大津町大津交差点、歩道橋の延伸も含めて、どうしたい、こうしたい、ああしたいという思いはないのかどうか、ちょっと町長と教育長にお尋ねをしたいと思います。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 荒木議員の再質問にお答えいたします。

子供たちの安全のためにということですが、私もこれまでの歴代の町長あるいは歴代の職員さん、今の職員さんも、子供たちのために少しでも安全な道路を造っていきたいという思いは強く持っているのは当然だと思います。ただ、いつもお話して大変恐縮なんですけれども、財源というところ

で限られた財源の中で、今の道路をしっかり維持しながら、新しい道路も造っていったって、さらに拡幅等の安全工事もさせていくということには、全て同時にやるのは非常に難しいような状況があります。特に昨今、能登半島地震等もありまして、道路メンテに対する内示というののもかなり要望で低いものがあっておりまして、その中でやりくりしていかなければならない、優先順位を付けながらすべての住民の皆様にとって幸せな町をつくっていかなければ、御存じのとおりというのが前提になります。

そういう中ではございますけど、おっしゃるようにまずは構想がないことにはいつまでたっても進まないのはおっしゃるとおりです。まさに一つ一つ進めていくことが大事です。そうした中、先般から道路の交通量分析等も行っておりまして、それも生かしながら都市計画マスタープランを作り上げていく予定です。その中では、土地の単純な利用だけではなく、道路の新設等に関する協議等もしっかり深めていく中で、優先順位を定めていきたいと、そのように思っております。

また、具体的な計画等ですけれども、例えば香梅さんのところ等に関しましても、これまでも移動いただくですとかいうところも検討いただいておりますし、この歩道橋の付け替え等にどうにかできないかというところを、私のほうにも、国のほうにも、直接の御相談等をしておりますし、例えばの話ですが、この南部のほうに水路がありますので、ここを暗渠化して土地を確保して、そこを譲る代わりに別を譲るようなところも含めて検討して、かつ県にもお伝えしておりますけれども、なかなかそこから具体的な動きには至っていないところでございます。今後、そこに関しても、先ほど話した構想というところでしっかり深めながら、また今般のまちづくり基本構想あるいは高校とのやり取りの中でも声を集めながら、町としての絵を描いていきたい。そして、実現に向けて動いていきたいと、そのように思っております。

以上です。

○議 長（桐原則雄） 吉良教育長。

○教育長（吉良智恵美） 荒木議員の再質問にお答えさせていただきます。

先ほどの御指摘ですけれども、教育長として首長部局への意見が弱いのではないかという御指摘ではなかったかと思いますが、私としましてはやはり子供たちの通学路の安全確保というのは大変重要なことでありますし、そこについては先ほど御説明をさせていただいたように、交通安全プログラムというのがまずは中心になりますので、そこで情報収集しながら、毎年町のほうにも要求をしながら、対応策をお願いしているところでございます。

ただ、先ほど町長からも説明がありましたように、教育委員会としてここもここもというのは、数えると山のようにあります。そこについての、やはり優先順位を付けて、やはり財政面との関係もありますので、そこを具体的に計画をしていただくためには、教育委員会からここもここもというわけにもいかないのかなというふうに思っているところでございます。

従いまして、今後もしっかりと町長部局と連携しながら、少しでも子供たちの通学路の安全が確保できるように、しっかりと頑張っていくつもりでございます。

○議 長（桐原則雄） 荒木俊彦議員。

○15番（荒木俊彦議員） 財源がいくらあっても足りないというのは、それは確かにその通りであります。町長からも答弁がございましたように、やはりああしたい、こうしたい、そういう構想がなければ、前には進まないと思います。農協と57号の交差点は、大津町の表玄関として、そして高校生、中学生、小学生の通学路、そして町民が渋滞で困っているところを、何とか解決するためにはどうしたらいいかというのを、やっぱり理想に向かって頑張っていただきたい。町民のほうから声がどんどん上がっていけば、一番困難なのは用地の確保ですからね。用地が協力していただけないと、もうどうしようもない。お金があっても造れないということだと思いますので、それはやっぱり行政側の情熱が地主さんにも伝われば、そこが伝わらんことには前には進まないと思いますので、TSMCが来たからではありませんけど、熊日新聞でTSMCが来て豊肥線の原水駅はしょぼい駅と大きな見出しが付けられました。しょぼいというのは、ちょっと原水駅がかわいそうではありますが、まさにこの大津町の表玄関がいまだに55年もしょぼいままと、しかも通学路が非常に危険、そういうことをいつまでもやっぱり放っておいてはいけないと思いますので、改善のための構想をぜひ練っていただきたい。子供たちの声にもぜひ耳を傾けていただきたいことを要望しておきたいと思います。

では、2問目に移ります。資料2-1をお願いします。

質問の2番目に移ります。これは国土交通省の資料であります。熊本市、合志市方面から高規格道路が国道325号まで着工が始まりました。そして、杉水インター、大津西インターが仮称でありますけど、大津西インターチェンジから北回り復旧道路までの高規格道路連結が、測量設計予算が付いたということであります。この国交省の大まかな図面でもかなり実際に近い線形が描かれております。つまり大津西インターチェンジから本田技研の北側を通過して、北回り復旧道路のいわゆる盗人坂の手前あたりで、新しいインターチェンジが、大津インターチェンジが連結をされるということがほぼ間違いないわけであります。

御承知のとおり、TSMCの進出に伴って、良い面だけではなくて、マイナス面として、さらなる交通渋滞が危惧されております。同僚議員からも交通渋滞の解消の質問があったところでありますが、この渋滞解消の切り札として九州自動車道のスマートインターから、大津町杉水の国道325号まで、中九州横断高規格道路が着工され、早期完成が待たれているところであります。

同時に、杉水インターから北回り復旧道路まで、本田技研工場北側を通過する高規格大津道路の測量設計予算が付いたと。しかし、この中九州横断高規格道路が北回り復旧道路まで連結が完成するには、早くても10年ぐらひはかかるのではなからうかと思うわけであります。

それでは、その10年の間、私が心配していること、危惧をしているのは、高規格道路完成までの間にさらに渋滞が激しくなる。特に北回り復旧道路の現在のインターチェンジと、大津西インターチェンジの間の交通車両は、前回は質問しましたが、325号と三吉原北出口線、新小屋桜山線に必然的に車両が集中することは明らかではないでしょうか。

具体的には、翔陽高校周辺、翔陽高校の前は4車線化と言っておりますが、4車線化になれば、さらに車両が増えてまいります。そして、楽善、日吉ヶ丘、美咲野、高尾野の住民にとっては、大

変な迷惑が拡大してしまうわけであります。できれば、北回り復旧道路が同時に完成すればいいわけですが、多分そうはまいらないと思います。

そこでお尋ねするのは、現在の北回り復旧道路のインターチェンジの入り口は、ミルクロードとの交差点であります。それから、阿蘇方面に向かって北回り復旧道路が出来ているわけですが、私も実は一回、最初できたとは失敗したんですけど、ミルクロードを上がってきて平川のほうに、あるいは高尾野のほうに行きたいと思って、一旦この信号の中に入っちゃったら、ああそうか、Ｕターンする場所がないということで、結局、阿蘇の赤水まで行っても、また引き返してくるという笑い話でありますけど、間違った方は少なくとも十数人の方から、私も間違っ行って行っちゃったという笑い話が、最初聞かれたわけであります。

今日提案するのは、新しいインターチェンジが先ほど言いましたように、盗人坂の手前にできることはほぼ確実であります。新しいインターチェンジというのは、そこがいわゆる高速道路の入り口になるわけであります。ですから、この新しいインターチェンジと現在の大津インターチェンジの間は、単なる進入路になってしまうわけであります。そこで、この現在のインターチェンジ、ミルクロードから新しいインターチェンジの手前までは一般道路にしてもらって、そこに交差点を造れば、例えばミルクロードから北上して、交差点から左に上がっていけば、農免道路のほうに向かうことができます。農免道路が東西に延びております。中核工業団地と本田技研のほうまでつながっているわけです。つまり、西側の本田技研のほうから車両が来れば、この農免道路を使って新しいインターチェンジにアクセスをすることができるということです。また、この新しいインターチェンジで下りれば、この農免道路に下りて中核工業に行くこともできるし、南北に通過することもできます。

そういう意味で、せっかく新しいインターチェンジが北側に移動するのであれば、その前に計画として国や県に対して、その手前にインターチェンジにアクセスをする交差点を造ってもらいたいという要望を今のうちに出していったらどうかということです。この点について、そう無理な要求ではないと思いますので、町長に見解を求めたいと思います。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 荒木議員の２点目の質問にお答えをいたします。

御指摘のミルクロード交差点にある現在の大津インターチェンジ入口から、中九州横断道路の大津道路が完成した時にできる新規の大津インターチェンジ区間の一般道化を検討するということですが、本路線は地域高規格道路に位置づけられ、今後、中九州横断道路として熊本大分両県を結ぶ路線として事業が進められております。

今回の議員の御質問は、現在の大津インターチェンジ入口から、新規にできる大津インターチェンジまでの区間を一般道とすることで、北側復旧道路や計画されている高規格道路利用者の利便性向上、高規格道路から一般道へ下りたときに、町道三吉原北出口線へ流入する車両の低減への効果、高規格道路への乗り間違えを早期に修正できるポイント区間として、この区間の活用の幅が広がるのではないかとの内容だと認識をしております。

高規格道路は、高速走行を可能とする自動車専用道路として、輸送時間の短縮、輸送コストの削減、交通事故の減少など、地域交通網の円滑化や安全性の向上を目的とした道路となります。町としては、中九州横断道路の大津熊本道路及び大津道路の早期着工、また中九州横断道路全線の早期完成を目指して取り組むとともに、今後、整備計画が具体化されていく新規のジャンクションやインターチェンジなどによる合流地点の位置、性能を注視しながら、地域の活性化につながるよう既存の道路等を利用した整備等についても九州地方整備局推進と協議していきたいと考えています。

御指摘のように、町ではそのほかにも新たな開発計画等も出ておりますので、そうした現状もしっかりと国のほうにも伝えながら、ともにより良い姿、変更可能かどうかはまた協議してみないことには分かりませんけれども、そのように考えていきたいと思っております。

詳細につきましては、担当部長より説明をさせていただきます。

○議 長（桐原則雄） 西岡都市整備部長併任工業用水道課長。

○都市整備部長併任工業用水道課長（西岡多津朗） 私からは、質問にある区間の路線について御説明させていただきます。

町長答弁にもありましたとおり、本路線は高規格道路ですので、自動車専用道路として計画・整備されているところです。自動車専用道路につきましては、自動車の通行以外に一般道からのアクセスや滞留、歩行者が通行できる機能を有しない道路として整備されていることが原則となっております。また、現在整備されている路線は高規格道路としての機能として、交差点や歩行者道路などを制限するために本路線をアンダーパスにより連結するなど、平面的ではなく立体的に整備した安全性を重視したつくりとなっておりますので、この区間についての改良をこれから行うことはかなり難しいのではないかとこのように考えているところでございます。

また、インターチェンジやジャンクションなどの減速車線では、分流、合流、減速、加速などの複雑な動作が運転者に求められるため、運転者への負担を配慮するために、交通の安全と効率的な運用が維持できるよう計画時は留意することが必要とされております。

中九州横断道路との接続について、計画段階から今後期待される人、モノなどの流れに対し、より効果的にぎわいや活用が図れるよう、企業誘致や開発の状況に合わせて、高規格道路から下りて町道へ連結できるような可能性を発生した場合は、九州地方整備局へ要望していくことと併せ、既存町道路線の改良を町としても検証していく必要があると考えているところでございます。

また、一般道路から高規格道路への乗り間違いによる事故の防止や、運転者が安全な走行を行うことができるよう、標示や誘導標識などをより明確にすることと併せて、代替道路や沿道などが活用できる道路となるよう引き続き協議の方も行ってまいります。

○議 長（桐原則雄） 荒木俊彦議員。

○15番（荒木俊彦議員） 資料の2-2をお願いします。

国に対しての要望ですから、相手が要望が通るかどうかはまだ分かりませんが、そう無理な話ではないと思います。そもそもこの北回り復旧道路ができる前、地震の前はミルクロードから直接、平川の盗人坂のほうに車は行き来することができたんですけど、復旧道路を造る過程で、この途中

で分断をされてしまった経過があります。地震の後ですから、あまり細かいことをとても要求しても無理だろうと思って静観をしていたわけですけど、今回せっかく高規格道路が早く連結しそうだということですので、ぜひ町の要望をまとめて要望を出していただきたい。といいますのは、この新しいインターチェンジへのアクセスはもちろんでありますけど、大津のこの南部から北部に抜ける道としては、とても有効な道路だと思うわけです。北部地域の人口が減少しております。平川や矢護川、真木方面が人口が減少する一方であります。北部地域へのアクセス道路がもう少し便利になれば、そこに住もうという方も増えると思います。そう遠い距離ではないわけですので、その将来のそれを見据えて、ここに交差点を造って南北の行き来がたやすくできるようにできたらと、北部地域の人口減少にも歯止めがかかる、あるいは子供さんが増えて、北小学校の児童生徒が維持できるような、そういう人口増加を期待をできるのではなかろうかと思います。

ちなみに、南北の道路は県道が現在、本田技研の東側を走っておりますが、以前、先輩議員の藤坂議員が、矢護川出身の議員さんですけど、この平川のところに橋を架けられないだろうかという質問がありました。当時はとてもとてもと思ったんですけど、これも確かに北部の人からすれば、この急な坂道のヘアピンカーブは本当に冬場あたりは、あるいはとても自転車等では上がり降りはできないなということを、私もつくづく感じております。そういう北部地域へのアクセス、北と南のアクセスがもう少し便利になれば、北部地域への人の定住が進むのではなかろうかと思うところであります。そのためには、この交差点を町長に頑張ってもらっていて、ぜひ実現できるように国や県との交渉に臨んでいただきたいと、これが結論であります。

それでは、3問目に移ります。3問目の質問は、日曜開庁の要望であります。現在、大津町では、水曜日、夜間の開庁がなされておりますが、私はひとり親家庭の母子家庭でありますけど、母子家庭の方から、いわゆる平日の夜間ではなくて、日曜日の昼間に開庁してもらえんかという要望を受けまして質問をしているところであります。特に母子家庭等の方にとっては、夜間、子供がいるので出かけづらかったり、あるいは日曜日しか休めない、そういう方もいらっしゃるというふうに聞いております。調べた結果、合志市では月に2回、日曜開庁で対応がなされているようです。あと、菊陽町も調べましたら、同じく9時から13時まで、日曜開庁が行われております。

現在、町では町民は役場に来ないほうが便利だよということで、役場に来ないでというようなキャッチフレーズが出されておりますが、対面でないとできない手続、あるいは私もそうですけど、マイナンバーを持たない人、あるいはマイナンバーを作りたくない人もいるわけであります。日曜開庁でちゃんと顔を見て、丁寧で親切的な役場の対応ができないものかと思いますので、質問をするところであります。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 荒木議員の質問にお答えいたします。

議員も御承知のとおり、大津町では仕事や家庭の関係で、平日の昼間に役場に来ることができない人に対しては、毎週水曜日の夜間に窓口を延長し、住民票など証明書の発行やマイナンバーカード交付などを行っております。また、日曜開庁につきましては、毎月第2日曜日にマイナンバ

一カードの申請交付業務のみを行っております。近隣市町村においては、合志市と菊陽町は日曜開庁を、菊池市は水曜日の窓口延長を行っており、いずれも証明書の交付が主な業務となっています。また、大津町を含む各市町とも、多様化する生活様式に対応するとともに、行政事務を効率化するために、一部の証明書についてはコンビニやイオン九州などで取得することができるコンビニ交付サービスを行っております。これは、役場に来ないでというよりかは、より利便性を高めつつ、役場職員が対応するものを絞りながら、より適切な丁寧な対応につなげようという思想も含んでいるところでございます。

コンビニ交付は、マイナンバーカードがあれば、土日を含む毎日午後１１時まで証明書を取得することができるサービスであり、町としても住民の利便性を高めるためにサービスの周知などを進めているところです。さらに、デジタル化が進む現在においては、スマートフォンによるコンビニ交付や情報連携により、各種行政事務における証明書関係の提出が不要になるなど、住民の来庁の必要性は少なくなってきております。

このような状況のもと、大津町をはじめ、隣接市町においても休日や時間外における開庁時の来庁者数は少なくなってきており、開庁日の回数の縮小等を検討されている自治体もあるようです。

しかし、大津町では、本人確認が必要な手続やコンビニ交付で発行できない証明書の交付、また議員おっしゃるように、マイナンバーカードを持っていない方へのサービスとして、窓口延長を継続していきたいと考えています。

さらに、ひとり親家庭などの家庭の事情がある方はもちろんのこと、来庁しなければならない手続、または来庁するしか方法がない町民の皆様に対して、それぞれの方の状況などをしっかりお聞きして、一人一人に寄り添った対応を心がけていきたいと考えています。

また、他の自治体では、休日により多くの手続を可能としているところもあるようですので、その内容や方法につきまして、調査・研究を行っていくよう指示をしているところです。

詳細については、担当部長から説明をさせていただきます。

○議 長（桐原則雄） 木村住民生活部長。

○住民生活部長（木村欣也） 私のほうからは、菊池圏内の市町における状況について御説明させていただきます。

合志市、菊陽町は日曜開庁、菊池市は大津町と同じく平日に窓口延長をしておりますが、どの市町でもコンビニ交付サービス開始以降の受付件数は減少しております。大津町の窓口延長についても、年々利用件数は減ってきていますが、どうしてもできない手続が、昨年度８１２件中３８７件あったため、窓口延長を継続する必要性を感じているところです。また、多くの町民の皆様がより良い住民サービスを享受できるよう、休日開庁につきましても、他市町村で提供されているサービスやその内容や方法について調査・研究を進めていきます。

○議 長（桐原則雄） これで、本日の一般質問は終わりました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

皆様、お疲れさまでした。

午後4時22分 散会

本 会 議

一 般 質 問

令和6年第3回大津町議会定例会会議録

令和6年第3回大津町議会定例会は町議場に招集された。(第3日)									
令和6年6月11日(火曜日)									
出席議員	1番	大村 裕一郎	2番	田代 元 気	3番	時 松 智 弘			
	4番	面 川 秀 貢	5番	大 塚 益 雄	6番	三 宮 美 香			
	7番	山 部 良 二	8番	山 本 富 二 夫	9番	豊 瀬 和 久			
	10番	佐 藤 真 二	11番	大 塚 龍 一 郎	12番	坂 本 典 光			
	13番	永 田 和 彦	14番	津 田 桂 伸	15番	荒 木 俊 彦			
	16番	桐 原 則 雄							
欠席議員									
職務のため出席した事務局職員	局書	長 記	荒 飯	木 塚	啓 彩	一 菜			
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	町	長	金 田 英 樹	総務部総務課課長補佐 兼行政係長			吉 良 元 子		
	副町	長	工 藤 あ ず さ						
	総務部長	藤 本 聖 二	総務部財政課長			田 邊 嵩 博			
	住民生活部長	木 村 欣 也	教 育 長			吉 良 智 恵 美			
	健康福祉部長	大 隈 寿 美 代	教 育 部 長			羽 熊 幸 治			
	産業振興部長	白 石 浩 範	教 育 部 次 長			境 敬 一 郎			
	都市整備部長 併任工業用水道課長	西 岡 多 津 朗	農業委員会事務局長			梅 田 博 隆			
	総務部総務課長 兼選挙管理委員会書記長	村 山 博 徳							
	総務部財政課長	大 塚 昌 憲							
	会計管理課長 兼会計課長	中 井 雄 一 郎							

議 事 日 程（第3号） 令和6年6月11日（火） 午前10時 開議

日程第1 一般質問

午前10時00分 開議

○議 長（桐原則雄） 皆さん、おはようございます。それでは、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、議席に配付のとおりです。

日程第1 一般質問

○議 長（桐原則雄） 日程第1 一般質問を行います。

順番に発言を許します。

田代元気議員。

○2番（田代元気議員） おはようございます。議席番号2番、田代元気です。通告に従い、一般質問を行います。

1問目は、工業団地整備について2つの項目について質問いたします。

はじめに、工業団地の工業団地整備の進捗状況についてですが、昨年、杉水地区に町直営で工業団地を整備する計画を発表してから1年以上が経過しました。昨年の計画発表以降、地権者や地元住民への説明会を経て、不動産鑑定を行い、昨年7月に二度目に地権者説明会を行った後、用地交渉。個別ヒアリングに入り、現在に至っておりますが、昨年の6月の地元説明会に私も足を運ばせていただきました。そこで地元住民の意見として、負担に感じられる方がほとんどで、交通渋滞や生活道路、通学路の問題、水道や排水などのインフラ整備について様々な意見が述べられていました。特に印象に残った意見として、数年前に護川小学校近くにマイホームを建てられた方から「ここに工業団地ができると分かっていたら、現在の土地に家を建てることはなかった」とおっしゃられたことです。こういった方のためにもしっかりと皆様が納得していただけるように、我々議会もしっかりと取り組んでいかなければいけない思った次第です。

昨年の6月議会でもこの工業団地整備について質問行っていますが、その際、地権者の方から話を聞きますと、町の発展のためにも協力していきたいというお話もいただきました。

しかし、一方で、先祖から受け継いだ大切な畑を手放し、農業を辞めないといけないのではないかという不安に感じられている方の意見も伺いました。

昨年6月議会の私の一般質問における町長の答弁では「農業の衰退は、農工商併進のまちづくりの脆弱化や食料の安定供給の衰退につながるため、用地交渉の中、個別に話を伺い、代替地の確保も含め、最大限対応していく」と答弁がありました。

また、土地の買取り価格についても「不動産鑑定の結果が出る前でしたが、財政シミュレーションを行いながら売却単価も考慮し、進めていく」と答弁がありました。

その後、地権者から私のところに届いた意見として「代替地についても明確な回答はもらっていない。内諾はしたものの民間の不動産会社が近隣の農地を20倍近くの価格で買取りをしているようだが、町が提示した額では売却することは大きな損をすることになってしまうのではないか」といった意見を伺っています。

さらには、内諾された方の中には、手付金はいつ支払ってもらえるのかといった話をされる地権者の方もおられます。

また、地元住民の多くは、あの場所に工業団地ができて地元は迷惑するばかりである。今でも国道325号線の朝夕の渋滞はひどいが、さらにひどくなるのは目に言えている。渋滞することで地域住民の生活道路を抜け道として通勤する車も増え、小学校も近くにあり、常に事故と隣り合わせで通学しなければならないのではないかと大変不安に思われる方が多い印象を受けています。

そこでお聞きいたしますが、昨年発表した杉水付近における工業団地整備計画について用地交渉の進み具合や代替地確保の状況も踏まえて、これまでの進捗状況はどう進んでいるのか、町長にお尋ねをします。

次に、周辺地域の交通安全対策についてですが、冒頭でも話したとおり、地域住民の多くの方は、整備中は工事関係者の車両の増加や工業団地完成後は通勤帰宅車両が通学や下校時間と重なるために大変危険であると指摘されております。

お隣菊陽町では、先月、町、学校、警察などが参加し、小中学生の通学路の安全点検を行いました。これは半導体メーカーの進出に伴い、交通量が増加し、子供たちの通学路を抜け道として周辺企業へ通勤する車両が大きく増えたために行なわれたもので、すべての校区で危険箇所の点検を行い、今月には対策会議も行なわれるようです。

本町でも企業進出や宅地開発などで朝夕の交通量は増加しています。渋滞を回避するために通学路や地域住民の生活道路を抜け道とする車両も少なくないと感じています。この通学路、生活道路の安全対策は、昨年9月の一般質問で指摘しましたし、ほかの議員からも通学路や生活道路の安全対策、渋滞対策は毎回のように質問されています。

しかし、町の対策はなかなか進んでいるように感じません。ですが、町が直営で進める工業団地整備における周辺地域の交通安全対策は、しっかりと責任をもってやらなければならないと考えています。

また、近くでは、中九州横断道路の天津西インターチェンジの設置が予定されているため、さらなる交通量の増加は容易に想像できると思います。

そこで、交通安全対策は事業と並行して行うのではなく、先行して行わなければならないと私は考えております。

例えば、以前から要望の多い町道杉水水迫線と中部農面道路が交わる交差点への信号機の設置や源場地区やつつじ台地区の渋滞対策、生活道路への車両の通行を抑制する各種規制などは事業開始までには終わらせておかねばならないと思います。関係機関との協議は必要ですが、工事が開始されれば大型車を含む工事関係の車両が多数往来し、大変危険であります。子供たちをはじめと

する町民の安心・安全を守るためにこの交通安全対策はいますぐにでも着手しないといけないと考えますが、具体的な取り組みは行っているのかお聞きいたします。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） おはようございます。田代議員の質問にお答えをいたします。

本町においては、本田技研工業株式会社熊本製作所をはじめ、室工業団地、熊本中核工業団地、南部工業団地等に多くの企業が進出するとともに、これらの取引企業や関連企業が多く立地することで、町の雇用や経済を支える大きな役割を果たしてきました。

このような中、菊陽町への半導体大手の台湾のT S M Cの進出が決定したことに伴い、その周辺に位置する大津町北西部を中心に、半導体関連産業の立地が急増しており、また、本年4月にはT S M Cの第2工場が第1工場の東側に立地するとの発表もあり、その需要は今後もさらに高まることが想定されます。

最近の町内への企業立地の実績を見ましても、半導体関連企業やサプライヤー企業の進出、また、国325号を中心にホテルや物流施設など多くの企業が進出しており、引き続き当町が立地場所として選ばれていることがわかります。

また、県全体としましても2023年度の県の企業誘致の実績は、企業立地件数が72件で、3年連続で過去最多を更新し、総投資額は2千91億円、新規雇用者数は1千937人に上ります。

こうした現状を踏まえ、現在計画を進めています杉水地区の工業団地についても、国道325号沿いのエリアで、将来的には中九州横断道路の熊本西インターチェンジに隣接する地区であることから、県内でも屈指の産業集積地となりうるポテンシャルの高い地域です。

また、大津町都市計画マスタープランにおいても、本田技研工業株式会社熊本製作所及びその周辺については、良好な操業環境を確保していくため、既存の工業専用地域を維持するとともに、地域住民の雇用の場及びにぎわい形成のための企業誘致を進めるエリアに位置付け、周辺住民の皆様の御意見を最大限に取り入れながら進めております。

こうした立地条件の良い地域への産業集積のため、工業団地を整備して企業誘致を行うことは、雇用者の増加や税収増につながることから、社会資本整備社会資本整備総合交付金を活用しながら、いち早く完成を目指すとともに、さらに産業集積と地域活性化の効果をより一層向上させるため、町中心市街地であるJR肥後大津駅周辺エリアへのアクセス向上や、工業団地周の排水整備や道路整備などの整備を進めているところです。

また、昨日の一般質問の中でもありましたが、現在、農地にぽつんと工場等ができる状況も見られますので、そうした中で、町としっかりと工業用地を整備していく。

また、都市計画マスタープランの中でも今後の土地利用というのは、さらに明確に定めていきたいと、そのように思っております。

新たな工業団地につきましては、杉水地区に約10ヘクタール規模で整備することとし、令和5年5月以降、地権者説明会、地元区長説明会及び住民説明会を開催し、併せて基本計画策定及び農村産業法計画の策定を進めながら、現在、工業団地予定地内にある立木等の補償費算定を進めてい

るところです。

また、併せて進めている用地交渉については、現状８割の方から内諾をいただいておりますが、２割の方からは承諾をいただけていない状況です。

未承諾の主な理由については、工業団地予定地内で農業経営等を行っていらっしゃる方から代替地の要望をいただいておりますが、適地の選定に時間を要している状況です。

地権者からお示しいただいた条件整理を進め、引き続き県の農政部局や関係機関とも連携しながら、耕作面積や経営規模の維持につながるよう適地選定を進めていきます。

第６次大津町振興総合計画に記載のとおり、企業誘致の推進や工業基盤の整備及び人材の確保等に積極的に取り組みを進め、併せて農業的土地利用との調和を図りながら農業の衰退につながることをないよう、今後、用地交渉を行う中でも、個々に話をお伺いしながら、代替地の確保を含めて、工業団地の造成工事を早期に完成させるために、地元の皆様の御協力をいただきながら残る用地の買収に努めていきます。

次に、工業用地周辺地域の交通安全対策についてですが、現在、工業団地の整備計画と併せ、ＴＳＭＣの稼働、第２工場の整備と工業団地周辺を取り巻く環境が大きく変化しており、町としてもカーブミラーの新設や更新、区画線や横断歩道の復旧及びカラー化など安全性の向上に順次取り組んでいます。

工業団地整備に伴う道路改良につきましても、これまでの交通や排水課題等の改善にもつながるよう、利便性と安全性のバランスが取れた区域となるよう一体的に計画を進めています。一体的な事業として国からの補助を頂く予定ですので、事業進事業進捗にあたっては、まずは地権者の方からの同意を頂くことが必要となりますが、工事の実施にあたっては、既に進んでいる民間による多くの周辺開発はもちろん、工事中の車両の影響などもできる限り踏まえた工程で進めていきたいと考えています。

また、工業団地の周辺は、集合住宅や戸建て住宅をはじめ、多種にわたる事業所による開発行為が行われており、これからもさらなる交通安全対策が求められる地域となるため、所管の大津警察署をはじめ、交通関連団体とも連携するとともに、交通安全プログラムにより通学路の点検、交通安全教室の実施、地域学校協働活動による見守り活動など、地域の協力も得ながら、ハードとソフトの両面で交通安全に努めていきます。

なお、そのほかの詳細につきましては、担当部長から説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄） 西岡都市整備部長併任工業用水道課長。

○都市整備部長併任工業用水道課長（西岡多津朗） おはようございます。私のほうからは、周辺地域の交通安全対策の具体的な取り組みについて御説明させていただきます。

工業団地周辺の交通安全対策としましては、工業団地の整備と併せて周辺道路の拡幅や歩道の確保を一体的に進めるよう計画をしております。

ただ、先行的な取り組みとしましては、中部農免道路と町道杉水水迫線の交差点から北側には歩道が設置されていないため歩道の新設と交差点から西へ約１８０メートルの歩道が設置されてい

い区間に歩道の整備を計画しております。

その町道杉水水迫線の途中から護川小学校方面に伸びる町道上原325号線は、現在ドライバーに通学路であることを認識させるため、歩道部分に白い路側線の他に青い路側線を描くカラー化を行っております。

今後も、先行して行える対策事業につきましては、継続して行ってまいります。

今後、用地等の取得が行われ、造成工事等が始まれば、毎日、通っていた通学路が通れなくなるため、通学する生徒や地域住民に対し、通学路等の確保などを行い、交通安全を十分に配慮した道路整備を行ってまいります。

また、道路整備におきましては、工業団地の整備と併せて行っていかなければならない工事等もありますので、その際にも、安全対策に重視して行ってまいります。

○議長（桐原則雄） 田代元気議員。

○2番（田代元気議員） 再度質問します。

代替地の確保がうまくいってなくて、用地交渉が難航しているということだったんですけども、土地の買取り価格の面でも、近隣で民間の不動産会社が開発されてますけど、大きな隔たりが、町の提示額と民間が買取りしている額で大きな隔たりがあるというふうに感じております。最近では、本町の地価上昇率は日本一になったと報道もあり、地主さんあたりと話すとなかなか二、三十万だったのが、今では坪で30万円近くになっているといった話も伺います。これ要は、坪30万、反30万で300倍ぐらいになっているのかなというふうに感じるんですけども、また内諾している方が、今の金額ならちょっと売らんほうがよかろうというような声も伺っておりまして、もう1回不動産鑑定をやってくれというような声も聞いております。1年前の不動産鑑定と現在ではまあその金額も変わってくると思いますが、もう1回再鑑定して、新たに金額を提示するのか質問します。

また、用地交渉が難航している件についても、地権者にとって満足いく土地を提供できるのか。そして、いつまでに提示し、用地をまとめられるのか。1年前に私たちに説明したスケジュールよりも大きく遅れているように感じますが、本当に令和9年度の売出しに間に合うのか。それともどこかで期限を切って、もう用地交渉うまくいかなかったら、今の予定地の計画を諦めるのか。

以上について、再度質問します。

○議長（桐原則雄） 金田町長。

○町長（金田英樹） 田代議員の再質問にお答えいたします。

2点ございまして、まず、用地の価格のところ、また、もう一つがスケジュールに関連するところだったかとおもいます。

まず、用地に関しましては、御指摘のように、かなり大津町内によっても価格の上昇が見られるところです。ただ一方で、土地が場所によっては坪20万、30万というお話もありまして、それがさ大津町全体で起こっているような声も聞きますけど、やはり土地の状況等によって、御存じのように、土地の実態の金額は変わるところがあります。そうしたこともしっかり踏まえていく必

要があるというふうに思っています。

ただ、土地の地価上昇等がかなり大きくなっていることは事実ですので、そこについては、今諸々調査を行っているところであります。

また、スケジュールに関しまして、おっしゃるとおり、当初のスケジュールより遅れているような状況でございます。ただ、そこに関しては、しっかり農業を守るように代替地の準備等を交渉をして進めているとろです。

また、交渉につきましても、固まっているわけではなく、お互いに様々な条件というか、状況を共有しながら確認して、その人が駄目であれば次をまた探すというふうに動いている状況ですので、そこは引き続き動かしていきたいと、そのように思っているところです。

また、原則としておっしゃるように、令和9年度には必ず売れるような形で持っていきたいと思っておりますけれども、大事なのは、一つは、土地の需要だというふうに思っています。仮に令和9年度より大幅に前倒しに成立できない状況になったとしても、J A S Mの影響等も含めて土地の需要が落ちているようであれば、そこはそこでいくべきなのか、そうなのか考える必要がありますし、令和9年より、例えばですが、仮に遅れることがあっても、その後もしっかりと売れるような判断がついているようであれば、町の活性化等のためにしっかりと進めていきたいと、そのように思っております。

また、こちらでも何度か御説明しておりますが、議員のお話からありましたとおり、今、町の工業団地を織り込まなくても近隣の開発がととても進んでおりまして、それに伴う交通渋滞、排水等の改善も必要となっております。そうした中、本当は町の財源のみでやれば一番理想的なんですけれども、なかなか厳しい状況もありまして、今後の工業団地と併せて、これまでの課題だった、そして、今の企業誘致にはさらに課題として大きくなっている道路排水等も一体的に解決、改正をしていこうと思っておりますので、しっかりと近隣住民の方の安全・安心、そして、地権者の御理解を得ながら進めていきたいと、そのように思っております。

○議 長（桐原則雄） 田代元気議員。

○2番（田代元気議員） 再度質問します。

遅れてもやるということで、代替地については、確保ができるという自信があるのか。私のところには絶対売らんよという声もちょっと届いてとってですね。そういう声もある中で、町はまあ進めるということだったんですけども、本当にこの今の土地で本当に用地交渉進めていく自信があるのか、その点を1点と。

この不動産鑑定についてはもうやらないという認識でよかったですか。

以上、2点質問いたします。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 田代議員の再々質問にお答えします。

今の土地でというお話なんですけども、今、町のほうで企業振興課を中心に用地交渉あたっておりますけども、我々の認識としては、しっかりと地権者のお一人お一人と話す中で、絶対に売らない

という話は、我々としては把握していませんので、やはり、ただ代替地の課題が解決しないことには難しい、それはおっしゃるとおりだと思っておりますので、そこはしっかりと考えていきたいというふうに思っております。

2つ目の質問が不動産鑑定のお話なんですけど、先ほどお話したとおり、地価の上昇等もかなり動きがありますので、今担当部局のほうでその状況の検討を検証しているところであります。現時点でちょっとやるともやらないともちょっとお答えはできないんですけども、そういう状況になっているところですよ。

以上です。

○議長（桐原則雄） 田代元気議員。

○2番（田代元気議員） 3回やりましたんで、この質問はちょっと終わりますけど、しっかり地権者の方も地域住民の方も安心できるように、しっかり取り組んでいただきたいと思いますし、私たち議会も関係予算など承認してきた責任がありますので、しっかり監視していきたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。

2つ目の質問は、任意接種ワクチンの助成について行います。

昨日の一般質問で豊瀬議員から带状疱疹ワクチンの助成について質問がありましたが、私のほうからはほかの任意接種ワクチンについて、特におたふくかぜのワクチン接種と秋から開始されます新型コロナワクチンについて質問いたします。

このおたふくかぜのワクチン接種については、一昨年12月に続き、2回目の質問となります。その際の答弁では「予防接種に係る副作用や健康被害、救済措置などの課題に対し、慎重に対応する必要があること。ほかの子育て施策との優先順位を整理していきたい」と答弁されました。県内では、おたふくかぜのワクチン接種に対し、助成を行っている自治体は少なくありません。お隣の菊陽町でも本年度から助成を開始されました。前回の質問でも話をしましたが、おたふくかぜワクチンは、ワクチンを接種することで自然感染と比べ副反応や合併症を防げるというデータも出ています。また、小児学会は、接種を推奨しており、何より任意の接種であるため、する人はする、しない人はしないと分かれると思います。ちなみに、うちの子はみんな接種していますが、発熱するなどの副反応はありませんでした。そして、予防接種というのは医療機関に予約をしなければなりません。うちの子が行く病院では、病院のお昼の中休み時間に行く必要があります、共働きの世帯では、どちらかがお昼からお休みを取らなければならないなどの負担もかかってきます。さらに、発熱などが起こった際は、接種を受けずに、新たに予約し、仕事の都合もつけなければなりません。

前回の質問後、以外と反響があり、ぜひおたふくかぜのワクチン接種の助成をやってほしいという声もいただいております。

また、コロナワクチンについても、先の全員協議会や文教厚生常任委員会の説明では、65歳以上の高齢者と60歳から64歳の重症化リスクの高い方には定期接種として個人負担約7千円で接種できると説明がありました。それ以外の方は任意接種として1万5千300円程度を自己負担で

接種しなければなりません。定期接種に該当される方の7千円の負担というのも接種される方がどれだけいるか分かりませんが、今まで無料だったのが7千円もの負担になることは相当な負担となり、該当者は接種をすること自体考えるのではないかと思います。

また、59歳以下の方の任意接種についても受験生など接種を考えている方も多いのではないかと思います。1万5千300円の負担は、子育て世帯では大きな負担であることは明白です。

おたふくかぜワクチンも新型コロナワクチンも接種することで罹患した際の副反応や重症化の防止に有効だということは様々なデータから証明されています。

このように、町民の重症化予防効果や負担軽減の観点から助成を行う考えはないか、町長の考えをお聞きます。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 田代議員の2つ目の質問にお答えをいたします。

予防接種には予防接種法に基づく定期接種と法に基づかない任意接種があります。

定期接種の費用に関しては、全額公費で実施しているものに対し、任意接種については、全額自己負担となり、ワクチンによっては高額になるものもあります。

任意接種として、小児が受ける予防接種で全額自己負担となるものは、おたふくかぜワクチンが主なものとなります。

定期接種の対象となる疾病につきましては、予防接種を取り巻く状況の変化やワクチンの安全性、有効性などを踏まえ、国が決定しています。おたふくかぜワクチンの定期接種化については、最近では、本年の1月に開催されている「厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会」で検討をされています。

一方で、県内で任意接種であるおたふくかぜワクチン接種の助成を行っている自治体自治体もあり、これまでは出生数が少ない自治体で助成を行っていましたが、最近では近隣の町、具体的には菊陽町になりますが、こちらが今年度から助成を実施しています。

おたふくかぜワクチン助成に関しては、国の動向及び他の自治体の状況も見ながら、町全体の施策や他の子育て支援策の中で、優先順位を整理したいと考えています。

また、新型コロナワクチンについては、昨年度まで特例臨時接種として無料で接種を行っていましたが、今年度から65歳以上の高齢者や60歳以上で重症化リスクの高い方は、定期接種の対象となり、実費に係る費用は接種者から徴収できることとなっています。その自己負担金の額については菊池郡市2市2町で現在検討中であるため、6月補正予算では自己負担金を、議員御指摘のとおり7千円として計上していました。

新型コロナは、特に感染による高齢者の方の死亡率が高く、集団感染が医療福祉施設のひっ迫にもつながるものですが、自己負担金が高額だと接種率も低下し、接種率が低ければ、集団免疫の獲得等にもつながりませんので、希望する多くの方が接種をしていただけるような金接の設定を検討していきたいと考えています。

詳細につきましては、担当部長から説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄） 大隈健康福祉部長。

○健康福祉部長（大隈寿美代） おはようございます。

田代議員の「任意接種ワクチンの助成について」本町における現状につきまして、御説明いたします。

おたふくかぜは「流行性耳下腺炎」と呼ばれ、その発症経路は飛沫感染や接触感染により起こり、耳の近くの腫れが主な症状で、無菌性髄膜炎や難聴、睾丸炎など合併することがあります。その予防として、おたふくかぜワクチン接種があり、小児科学会では1歳以上の方に2回接種を奨めているワクチンでもあります。

接種費用につきましては、医療機関によって異なりますが、1回につき約6千円から7千円の自己負担となっており、保護者の負担としては安価な額ではございません。

本町におきまして、おたふく風邪のワクチン接種の助成を実施する場合の試算でございますが、接種率を50%として、当初は約630万円の予算が必要となります。

現在、安全性が高いおたふくかぜ・麻しん・風しんの3つの混合ワクチンであるMMRワクチンの開発が進められており、国としても「厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会」で新しいワクチンの動向を見ながら定期接種化の検討を進められてられている状況でございます。

本町としましては、国でも定期接種化を検討されていますので、国が認めた安全性の高いワクチン接種を推奨していく方針で、ワクチンの安全性や有効性を考慮し、県内県内自治体の状況を見ながら慎重に判断をしていきたいと考えております。

また、新型コロナワクチンにつきましては、65歳以上の定期接種に関して、ワクチン代の見直しにより接種費用が当初7千円だったのが、国より1万5千300円程度となりました。今年度は、激変緩和措置として当初示された接種費用との差額分8千300円が助成金として市町村に支給されることになっております。

今回の6月補正では、接種費用から助成金を差し引いた額の7千円を自己負担金として予算に計上しておりますが、町長が答弁しましたように、現在、菊池郡市2市2町で自己負担金について協議中でございます。

住民が接種しやすい金額設定で協議を進めたいと考えております。

以上です。

○議長（桐原則雄） 田代元気議員。

○2番（田代元気議員） 再度質問します。

昨日の一般質問において、带状疱疹ワクチンについて菊池地域2市2町で足並みを合わせるといった旨の答弁がありました。そこでお聞きしますけど、おたふくかぜワクチンについて、菊陽町が一步先を行っている。足並みは揃っていないということなんですけど、本年度から助成を始めているということで、おたふくかぜと带状疱疹ワクチンとでこう町の姿勢、2市2町で足並みをそろえる、菊陽は先におたふくかぜやっている。なぜ違うのかを1点質問します。

それと、国の動向とか言ってましたけど、町長が選挙の時から子育て支援日本一を提唱されてい

ますけど、国の動向を待つつても日本一には全然なれないわけで、既に遅れはとっていますので、助成をするべきというふうに思います。

さらに、新型コロナワクチンについても、受験生がいる家庭なんかは、恐らく一家で接種される方多いと思います。任意接種ということで、予防接種法の健康被害の救済対策がないとかありますが、この任意接種についても、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法に基づく救済が提要されるということです、その辺はクリアするのかなと思います。財源についても、熊本県からの子ども医療費の対象年齢が4歳未満から就学前に拡大されたことによる子育て支援に当てるべき予算があると思います。そのような観点から助成を行わないのか、再度質問いたします。

○議 長（桐原則雄） 大隈健康福祉部長。

○健康福祉部長（大隈寿美代） 田代議員の再質問にお答えいたします。

まず、近隣の菊陽町に関しましては、おたふくかぜの受診について始められたということでございます。先行して菊陽町では行われたところなのですが、菊池市、合志市においては、各市町の全体的な施策や子育て支援策、その他の子育て支援策を優先して実施ということで、菊池市、合志市においてはおたふくかぜワクチンについては実施を見送られたところでございます。

あと、子ども医療についてでございますが、子ども医療は熊本県の助成金のほうが拡大されたということで、その財源についてがあるではないかという御質問でございます。

子ども医療費は、令和5年度は約2億3千万円歳出しております。その内、県の助成金は2千万円ということで、前年度の前の補助率の時から比較しまして確かに1千万円は増額しておりますが、残りの元々2億1千万円が今年も一般財源でございますので、そういったところも含めて、また、今年度、町のほうでは新たに子供の居場所事業や子どもの家庭センター事業、また護川小の学童整備等の子供関係の施策等も新たにやっておりますので、そちらのほうに子供関係の金額としては使っているところでございます。

以上でございます。

○議 長（桐原則雄） 田代元気議員。

○2番（田代元気議員） 今回もやらないということで、そういう答弁だったかと思いますが、先ほどの部長の答弁では、護川小学校の学童とか話がありましたけど、じゃあ県からの、県が拡充しなかったら護川の学童建て替えしてなかったのかという話なんですよ。これ、町の負担を抑えるじゃなくて、子育て世帯の負担を抑えるために県は拡充しているんですね。そこはまず間違いないようにしっかりとお願いしたいと思います。

このワクチン接種について、本当に接種する親からしたら仕事も休まんといかん、予約もせんといかん、本当それだけでも負担なんですね。そういったことも考えて、できればその国の動向を待つよりも早くやってほしいと思います。

それと、工業団地についても先ほども言ったように、みんなが満足いくような取り組みをしていただきたいと思います。

これで一般質問を終わります。

○議 長（桐原則雄） しばらく休憩します。１０時５０分より再開します。

午前１０時３７分 休憩

△

午前１０時５０分 再開

○議 長（桐原則雄） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

面川秀貢議員。

○４番（面川秀貢議員） おはようございます。１月１日に発生した能登半島地震から５か月がたちました。個人的に石川県七尾市、志賀町、穴水町などを３月末より行き来しており、状況を見ておりますが、いまだ復興の目途が立たず、日々苦しんでいる方々が多く、ライフライン関係の復旧作業においてもかなり遅れているように思います。何とか生活ができるまでにはなっている状況ですが、各行政の対応や支援機関関係も間に合っておらず、住民の方々の元気が伝わってきません。私たちが体験した熊本地震と比べると天と地の差を感じ、復興するまであと何年かかるのだろうかという不安でなりません。最近ではあまりメディア関係で放送されないため、半分以上忘れられたかのようにですが、現地では日々再建再建するため、生きるために格闘が続いております。さらなる国の支援と早期復旧が必要であると考えます。

さて、本町におきましては、長く続いたコロナウイルス感染症もようやく収束を向かえ、ＴＳＭＣの進出により、半導体関連企業の進出、マンション、アパート等の宿泊施設の増加、熊本空港アクセス鉄道の開通関係など、目まぐるしく変化しております。

特に感じることは、ＴＳＭＣ周辺の農地がなくなっていることに驚きを隠しきれません。農業が生き残っていくためのいち早い住み分けが必要だと考えております。地元の農業、商工業におきましては、物価高の影響や人材不足など依然不安定な状況が続いております。

これから先も町を支える大きな柱であるため、今以上の町の理解と支援が必要だと感じております。

今回の質問は、前回、１年前になりますが、地場企業や小規模零細企業に対する支援関係で、今一步踏み込んだ質問をいたします。

それでは、通告に従い、自席番号４番、面川秀貢です。よろしく願いいたします。

大津町創業支援補助金について。

令和４年度から始まった補助金で、当時は大津町起業創業事業費補助金でありました。内容としては、創業または新分野に進出する事業で補助対象経費の２分の１、限度額は１補助対象者につき１００万円であります。とても使いやすい補助金ということで、令和５年度も引き続き予算化され、大津町創業支援補助金に名称も変わり、国の財源から町の一般財源に変わったようであります。

実績といたしましては、令和４年度、創業関係が９件、新分野関係が７件、令和５年度の創業関係で７件、新分野進出関係で３件であったと聞いております。

この２年間使い続ける中での事業計画や実績を見たとき、さらなる中身を改善することにより、より使い勝手がよくなり、事業者に対するさらなる後押しにもつながると思っております。

まず、使いやすさとしては、創業者や新分野進出をされる事業所には大変重宝されている補助金で、特に創業の場合、補助金交付決定前の遡及適用があり、それぞれのタイミングにあった利用ができるようです。

改善点としましては、予算の上限に対し、締切日がないという点でございます。締切日がないため、どうしても先着順になり、予算額の限度に近づくと事業者にお断りをしなければならない。そこでまず、締切日を複数回設けられないかということでございます。先着順ではなく、締切を複数回設けることで、落ち着いて事業計画を立てることができ、商工会または行政ともに申請状況を把握することが可能となり、対象外となる事業者をなくすことにつながります。

次に、ほかの補助金との併用ができないかということでございます。創業や新分野進出等では、自己資金、または金融機関等での借入れの中、その一つの手段として補助金を活用しております。

補助金は、返済を要せず、調達可能な資金であるため、事業実績後の負担が少なくなり、事業の持続性や発展性につながります。

また、ほかの補助金と併用することにより、利用者の選択肢も増え、より事業者の後押しとなると考えます。

近隣市町の状況を調べてみますと、合志市、山鹿市では、相手方の補助金が可能であれば可能、また、改修工事及び設備工事などはその市長、いわゆる地元の業者に限るなど、自治体独特の特性が見られます。共に一般財源であることから、本当においてもぜひ取り入れるべきだと考えます。

次に、補償対象となる経費関係の上限についてであります。

令和4年度には設けられていなかった経費ごとの上限が令和5年度に入り、なぜ設置されたのかであります。

調べたところ、過度な経費の偏りを防ぐためということでありました。

確かに、それも一理あると考えますが、例えば、製造業関係の創業では、何百万円もの機械の導入などあり得ることですので、仮に上限があるにしても、その業種により使い道も様々であると考えます。この対象となる契機の中に、1件の購入企業は1万円以上50万円未満とあります。そうすると何百万の機械を導入するにあたっては、対象外になってしまいます。このことにより、数多くの事業者が断念したと聞いております。

事業の業種、業種の内容によっては考えざるを得ない部分もあると思います。ですから、その枠の中に、例えば、特例の措置などもう一枠設け、その業種にあった審査をしてもらえないかということでございます。

いずれにしても、本町で創業、新分野進出など、事業所が増えることで町は発展していくと思っております。

そういった町の支援により、地場事業を成長させ、引いては、地域社会、経済を牽引する一因として活躍していくものと思っております。

ましてや、この補助金は将来事業者の成長とともに、前に返ってくるのものであります。こういったことには、率先して統一しなければならないと考えております。

以上について伺いいたします。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 西川議員の御質問にお答えいたします。

国などの補助金との併用、補助上限や補助金枠の撤廃、予算の範囲内での補助であることや、申請期限を設ける気はないか、ということについて、令和４年度から行っている創業、新分野へ進出される方への町からの支援が、申請される方にとってより使いやすいものとできないか、制度を見直すことはできないか、といった御質問であります。

創業及び新分野への支援については、令和４年度に「大津町起業創業事業費補助金交付要綱」を施行しました。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業を利用した、単年度の事業で、幅広幅広い分野で初年度は計１６件の創業、新分野進出の実績がありました。当初の制度理念・目的としては新型コロナによる本業での売上げ減少等に対する既存事業主の新たなチャレンジの支援及びコロナ禍での生活様式の変化に向けた、新たなビジネスチャン獲得を目指す方を支援することに重きを置いたものでした。

その終了を受け、引き続き創業される方、新分野に進出される方を支援すべく、令和５年８月、一般財源を用いた、町独自の「創業支援補助金交付要綱」を施行しました。

施行にあたっては、変化が著しい昨今の社会情勢変化にあって、創業、新分野進出を考えておられる方のインセンティブとしていただく一方で、公金であり、かつ限られた補助金を適切かつ有効に使っていただくために、区分ごとの上限を設け、必要な経費の一部を補助することとしたものです。

公金であり、制度を活用しない、できない方々からも一定の理解を得る必要がありますので、この中では、例えばパソコン等の高額で、汎用性や換金性の高いものなどは補助対象となる経費の割合を低めに設定するなどの変更を行っております。

また、国の持続化補助金などさらに補助金額の高い制度もありますので、そうした制度と施策として重複しないように、限られた予算で運営する町の制度としては、金額や申請負担的にも、より小規模な取り組みを支援しやすい枠組みにするとともに、限られた予算内の補助となるため、補助金の併用はできないものとしております。

また一方で、事業を安定して継続いただくためには、町として単に補助金を拠出するだけではなく、申請にあたっては大津町商工会にも多大なるサポートをいただいております。昨年は、令和５年度には、コーヒーショップや整骨院、整体院、ヘアサロンなど１０件の実整があっており、既に地域から愛されている店舗も多くあるようです。

補助金を利用し、創業される方、新分野へ進出される方がおられることによって、町の商業が活性化するとともに、順調に利益を上げられていければ、町にとってもありがたいことです。選べるお店が増え、お店を選ぶ楽しみにつながるなど、町民の皆様にとっても日々の暮らしの豊かさや満足の向上にもなると考えており、これからも創業される方、新分野へ進出される方に対して、商工会とも連携しながら、継続的に経営をサポートし、町民の皆様にとってなじみのお店に成長して

いただきたいと考えています。

現在の創業、新分野進出の補助制度は、先ほど申し上げましたとおり、他の制度や目的の趣旨を踏まえて制度設計をし、昨年度施行したばかりですので、今しばらくは現状のまま運用をしたいと考えておりますが、当該要綱は令和7年度末を持って終了するため、来年度中にはそのときの経済状況等を見ながら、次にどうしていくか考えていくものでもあります。

予算の範囲内での補助については、補助申請年度に創業、新分野内に進出する必要があり、かつ、予算の範囲内という制限がありますので、計画的に創業、新分野に進出をしていただくためにも、年度内での申請期限を設け、計画的な執行をお願いするようにできればと考えております。

また、制度の周知についてもより強化していきたいと考えています。

詳細につきましては、担当部長から説明させていただきます。

○議長（桐原則雄） 白石産業振興部長。

○産業振興部長（白石浩範） こんにちは。西川議員の質問に御説明します。

創業支援の補助金につきましては、令和4年度に新型コロナの影響を踏まえ、国の補助金を活用して、起業創業に対する支援対策として制度設計したものです。その後も継続して町独自の補助金として、令和5年から令和7年度までの3年間、新たに創業される方や新分野に進出される方を対象に支援を行っている状況であります。

議員御質問の補助区分につきましては、令和5年度から区分ごとに上限を設定しています。区分は、創業に向けた申請手続の費用、建物の新築、増改築、改装費用、開業に向けた広告費や賃借料、備品購入費などの区分を設定し、それぞれの区分ごとに上限を設定しています。これは、令和4年度の課題に対して、要綱の見直しを行い、区分ごとにバランスよく補助制度を活用していただくために設けたもので、創業のために必要な経費の一部を支援するものでございます。例えば、建物にかかる経費のみに充てたり、備品購入だけに充てたりするような、一つの費用に特化するのではなく、事業の継続のためにもバランスを考慮して選択できるように制度設計を行っております。これは大津町補助金交付基準に関する要綱に基づきまして、その効果性及び適格性により判断し交付するもので、町としましては、創業に必要な直接的な経費だけでなく、創業したことを広く皆様に知ってもらうために、宣伝広告等の間接的な費用に対しても支援を行っていききたいと考えております。

また、国や県等の補助事業との併用につきましては、現在は対象外としていますが、これにつきましても令和4年度の補助金も同様でございまして、令和5年からも補助金も十分検討した結果でございまして、もともと町の補助金は、国がカバーしきれない部分を限られた範囲で支援するものでございまして、町の補助金の適正化に関する規定に基づき、他の補助金との併用や上乗せを行っていない状況でございます。

また、申請期限につきましては設けていませんので、例えば上期の期限や下期の期限といった申請期限を設けて、申請から事業完了まで円滑な手続になるように期限を設けることは可能であると考えております。

最後に、補助金制度の周知につきましては、新たに創業される方や新分野に進出される方に対して、総合的に相談ができ、県の制度も含めまして、町の「小口融資制度」や「利子補給制度」など様々な情報を提供する必要がございますので、今後は商工会や金融機関とも連携を強化して、周知していきたいと思っております。また、町の広報やホームページ等を活用しながら情報発信にも努め、広く補助制度を知ってもらうとともに、令和7年度以降につきまして、議員御指摘の制度の見直しを含めまして、利用者が相談しやすく、使い勝手のいい支援制度を目指していきたいと思っております。

○議 長（桐原則雄） 西川秀貢議員。

○4番（西川秀貢議員） 今の話を聞いておりますと、併用は駄目、それとその今上限関係も私言いましたが、まず、令和4年度から始まりまして、令和5年の8月に要綱ができたということでありまして。その中で、今まで令和5年8月1日以降から創業関係や新分野関係において相談、窓口において相談とかしてきた関係機関、要は、関係団体、商工会等の意見からしてみますと、今言ったこの、さっき私が言いました、上限の1件に対しての50万円、この縛りがあるために何件も断念したということもございます。

そして、この要綱を見てみますと、この小さな小規模と、さっき町長が言われますが、そういう人たちがかりが使うのではなくて、別に事業者なら誰でもいいだろうと、その使い道も創業、または新分野に対してですので、それに向かって皆さん進んでいく一部の補助金と私は考えております。ですから、例えば、この今言います、事業者に寄り添った伴走型の支援をしていきたいとか、いろいろ言われるのであれば、例えば、商工会からでも使い勝手悪いと、こういったところをこういうふうに直したらどうだろうかとかいう今意見が出ております。ですから、今まさにその要綱を変更することによって、またこの令和6年度に創業、新分野に対する事業所が私は増えてくると思っておりますが、その点につきまして、ここは絶対変えられないというところがちょっと質疑いたします。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 西川議員の再質問にお答えいたします。

まず、規模感に関しましては、先ほど御説明したとおり、もちろん完全に要件等が一致するわけではありませんけども、例えば、持続化補助金等の国のより大きな補助金がありまして、町としてはそうしたところがカバーできていないところで、ただ大津町内の様々なチャレンジを応援する。それが引いては、地元住民の方の満足、充実にもつながっていくという、そしてさらに、税収向上にもつながっていくと。そういう形で考えてるところです。

そして、その中でやはり創業希望者のみに寄り添うのであれば、おっしゃるとおり、もう徹底的に使いやすくしていくのが一番だと思っています。

ただ一方で、これはやはり先ほど話した、公金ということで金額等に関しても、そのほかの住民の方々もある程度理解を得る金額でなければならない。

また、予算の制限、枠がある程度決まって、幾らでも出せるわけではないので、その中でやはり選択をしていかなければならないという状況です。そうした中、町としては今の枠組みで進めておりますが、先ほどお話しましたとおり、まだ使い始めたところで、また、商工会のほうにも様々な

相談があつていと伺っておりますので、西川議員がおっしゃる範囲の中で、かつ、さっきお話しした公金予算枠というところをしっかりと押さえながら、かつ、より創業者の方に寄り添える出口があるのであれば、そこはしっかりと検討・検証を進めていきたいと、そのように思っているところです。

以上です。

○議 長（桐原則雄） 西川秀貢議員。

○4 番（西川秀貢議員） 令和4年度と令和5年度の創業と新分野を比べたところ、令和5年度は、まず要綱関係がなかったとか、その要綱関係がなかったということでこのくらいの数字が出て、令和5年になって今度はまた減っております。これはそのやはりその要綱ができたからその業種においてはこの補助金を使えなかったということだろうという結果だろうと思っております。要綱があれば、そういったところが出てくるのはこれは仕方ありません。しかし、私が言ってるのは、業種も様々あるということですから、その業種においては、この要綱以外の考えてやらなければならない部分があると思うわけです。だからそこに対して、例えば、特別枠でできないかと。それは審査は審査でもらえばいいわけです。別に落としても構わないわけですから、しかし、そこにたどり着くまでの間口がないもんですから、そこまでもいけないという業者がいるということです。仮に、町長が言われるこれをこのまま続けたときに、じゃあ今度、今令和6年ですけど、使い勝手が悪いとずっと今言われております。そしたら、その結果を見れば一番わかることだろうと思います。1年間通して。ただ、今この窓口に立って、その創業なり新分野に進出しようとする方を応援、支援する機関としては非常に使いづらいのでここをどうにかならないかということでございます。

ですから、要綱は要綱で構いません。ただ、審査は審査でもらって、そういった幅広い業種がいるもんですから、そこに対しても何らかの支援ができないかと思っているところです。

ですから、例えば、この要綱の中に、さっき言いました、もう一枠設けて、そして、こういった例外もありますよと、ぜひ取りあえず申し込んでくださいというほうが私はそれこそ町が発展していくことだろうと思いますが、町長にお伺いいたします。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 西川議員の再々質問にお答えいたします。

まず、先ほどお伝えしましたとおり、もう本当におっしゃるとおりで、創業希望者だけに寄り添う、おっしゃるとおり、本当にできる限り使いやすいところというお話あるんですけども、やはり公金というところと限られた予算枠というところの課題が一つあるところと、その中でもこの2年間で26件のチャレンジをしてくださったというのが現状の一つあると思います。

一方で、おっしゃるように、業種業態によってその予算の配分の事業継続性を踏まえた予算の配分と異なる点は、確かにおっしゃるとおりですので、特例というのはかなり恣意的になっていくのは非常に難しいんですけども、今一度どういった申請があつているのかというところ。そして、各業種業態に応じた予算の配分はあり得んじゃないかという観点から見直しを、見直しというか、確認を再度商工会ともしながらさせていただきたいと思います。

それ以下によっては、ちょっと特例というところでは難しいと思うんですけども、まずは調査、検討、確認をしたいと、そのように思います。

以上です。

○議長（桐原則雄） 西川秀貢議員。

○４番（西川秀貢議員） 私も商売しておりますので、まず、そこまで行きつかないというのは、これは、この補助金の意味がないと思うわけですよ。審査は、だから審査でやってもらって。そして、町長の前回の答弁でもありますように、創業とか新分野進出関係にあたっては、商工会による相談、助言等の支援を受け、取り組むのが必須条件と町長は言われております。そうしたときに、商工会側からそういった相談ごと、こうならないかというのが出てきているということは、やはりそこはもう１回受け入れて、そして調整をし直すべきだろうと思っております。

例えば、この事業所関係においては、パーフェクトに考えて、そして準備してくる事業者なんかはほぼおりません。相談の中で夢物語のレベルから、これから取り組まれる方、既に自分で取り組み始めて行き詰まって相談される方か思いとか、状況もばらばらでございます。その中で、その事業所に応じた支援をしていくことが第一歩だと私は考えますので、ぜひそこは多く創業者、新分野進出関係の事業所に対して、みんなが使えるような補助制度にしていきたいと思います。

次の質問にきたいと思います。

店舗の新築、改装などの融資金利補給について。

現在の制度においては、店舗の新築、改装、工場の機械及び駐車場設備に必要な資金の融資を受けた場合、その利子の６割を町が補給するという制度でございます。せっかくこういった制度があるにも関わらず、ほぼ知られていないということです。周知が不十分であると思います。

まず、商工会等での積極的な周知活動も必要でございますが、金融機関関係にも協力を依頼し、制度の周知ができないかということでございます。

私が調べたところ、多数の事業所がその制度を知りませんでしたし、そういう制度があったらぜひ利用したかったという声が幅広く聞こえてきます。ですから、幅広く周知することでより多くの利用が増え、各事業所の後押しにつながると思います。

次に、利子補給の対象を広げ、創業資金や運転資金、または事業承継などにも利用できないかということでございます。

めまぐるしく変化していく町の状況により、素早く対応していくためには、このような重要課題に特化した特別枠を設けるなど、利子補給の幅を広げることも支援策の一つではないかということです。

前回は質問いたしました、進捗状況をお伺いいたします。

最後に、大津町中小企業特別告知資金融資制度でございます。

前回の答弁では「近隣市町の状況の調査を進めている。商工会等の御意見を伺いながらより使いやすい見直しを図りたい」という答弁でございました。融資限度額や融資期間、貸付利率など比べたとき、どうしてもメニューが豊富で充実した県の制度にいつてしまうということから改善が

必要であると申しましたが、その後の進捗状況はどうなっているか質問いたします。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 西川議員の２点目の質問にお答えいたします。

現在、町の融資制度では「大津町中小企業店舗新築、改装、工場機械及び駐車場設備融資金利子補給事業」を行っています。この事業は、資金の融資を受けた事業者に対して、１月１日から１２月３１日までの間に支払った借入金の利子の６割以内を補助するもので、融資金の限度額は１千万、利子補給の期間は、融資を受けた日の属する月から３年間となっています。

現在の利子補給の状況ですが、令和５年度は、新規が２件、継続が１件で、それ以前は、令和４年度が新規０件、継続１件、令和３年度が新規１件、継続０件と、申請される方があまりいない状況でした。

とはいえ、先ほどの議員１つ目の質問と関連しますが、本制度については、創業、新分野に進出された方も対象になります。

令和４年度と５年度にあわせて、創業・新分野の出が２６件ありました。加えて、事業承継などで店舗を改装される方などの制度利用も考えられることから、申請件数の増加が見込まれると考えます。

創業支援と同じく、この融資金利補給等を知らなかったという方がおられないよう、周知については、商工会や金融機関とも連携し、情報発信に努め、利用者が相談しやすく、かつわかりやすい相談体制を構築していきます。

また、県の方でも複数の支援制度がありますので、町としては県の制度と重複させるのではなく、町の実情に応じた、他の施策と補完しあえるような支援制度を今後も検討していきます。町の現行の制度も含めて、引き続き、議員おっしゃるように申請者にとって意義のある支援を検討していくところです。

なお、昨年度御質問いただいた中にありました、本町でのセミナー開催については、中小企業大学のチームリーダー養成講座の９月開催を目指して、準備を進めているところですので、そちらの周知等もしっかり頑張っていきたいと思っています。

T SMC 関連が大きく話題となっておりますが、町の商工業を支えているのは、中小企業者の皆様だと考えております。商工会、金融機関と連携を行い、近隣の市町の状況も踏まえながら、今後必要な施策を進めていきます。

○議 長（桐原則雄） 西川秀貢議員。

○４番（西川秀貢議員） 今の意見で事業証券なども使えるということですね。はい、わかりました。

その部分は周知をもう少しすることによっていろいろな方に知ってもらえると思いますので、その周知関係はまた徹底していただきたいと思います。

それと、この大津町中小企業特別小口資金、この件でちょっと私が調べてみました。平成２０年頃まで出捐してきているということ。積み立てているということですかね。２００８年、今から１６年前からはその出捐を辞めているということで、じゃあこの出捐金が幾らだろかと調べてみた

ころ、3千万円からありました。その3千万円から出捐金があつて、これを16年間そのまましてあつたと。ほぼ使っている人はいなかつたと。私が1年前にこういったせつかな制度があるのであれば、もう少し使いやすいように改善したらどうだろうかと言つておりましたが、あれから何も変わっていないのかなと。

それと、その町長が日頃お金がないお金がないと言つておられますので、ところが、ここにせつかく3千万円、これはそのまんまほつたらかしとつていうか、そういう状況に私は感じますが、町長の意見を伺います。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 面川議員の再質問にお答えいたします。

特別小口融資の件ですが、前回も御質問いただいて町のほうでも確認しましたけども、調べたところ、私の受けた報告では、県の制度のほうがより有利に使えるというところで、皆さんそちらに流れているというふうに伺っております。その中で、町で県よりも有利な制度を作るべきかというお話なんですけども、恐らく県の補助がこのくらいあつて、町へのこのくらいの補助を使つてしまうと、また町のほうからお金が出ていってしまうところがあるので、県の施策に対抗して町を充実させるのじゃなくつて、県の手の届かないような制度に重複を避けながら町がカバーする方向で諸々の施策を考えていきたいと、このように思っております。

また、出捐金に関しては、こちら信用保証協会に出しているものだと、ちょっと記憶しておりますけども、こちら協会が解散したときには戻ってくるものなんですけど、それ以外に町としてはもう出捐したものは一旦取戻し法はないような状況ですので、そういった状況も踏まえて諸々検討を進めたいと、そのように思っております。

以上です。

○議 長（桐原則雄） 面川秀貢議員。

○4 番（面川秀貢議員） 今町長が言われたことは、県がそういった融資制度があるので、町は出しゃばらんでまあ一步引いとくという感じに私は聞こえたんですが、まあ今から16年前までに出捐してきて、それが3千万ぐらいあつて、これの25倍を信用保障協会が保障するという、いうことは大体7億円ぐらいの枠があるということだろうと思うわけですよ。せつかくそういったのがあるならば、やはり町は町で見直して、事業者が使えるようにするのが私は筋道と思いますが、前回、私が質問したのも、多分あれは上限が750万円ぐらいじゃなかつたですかね。で、返済期間も短かつた。そういったことがあつて考えてみると、県の融資制度にいつてしまつたと。別に県は県で構わないんですが、大津町の中小企業特別小口資金融資制度というところがあるわけですから、だから別にこれも使つて構わないと思うわけですよ。そうしたら、大津町の事業者が使いやすくなるために改善した方がいいんじゃないですかと私は思いますが、町長にお伺いいたします。

○議 長（桐原則雄） 白石産業振興部長。

○産業振興部長（白石浩範） 面川議員の御質問にお答えいたします。

この制度につきましては、議員言われたとおり、750万円が上限というようなことで、上限額

もなかなかこう県の融資制度と比べると枠が低額という形になっておりますけれども、町としてもしている以上は、しっかり今後も周知しながら、事業者にも利用できるような形で周知をやっていききたいというふうに思っております。

○議長（桐原則雄） 西川秀貢議員。

○４番（西川秀貢議員） 周知しろとかじゃなくて、その使いやすくしたらどうですかということですよ。もう私もこれ以上は言いませんけど、何て言うかな、私が石川県に行ってて、本当感じます。向こうはもう過疎化して、もう事業所関係でも、もういつ潰れてもおかしくない状況でございます。そうしたとき比べると、大津町というとは幸せですよ。こうもう何て言うか、新分野に進出しようとか、創業をしよう、これだけやっぱりそういう事業所が大津町にいるということは、やはりもう少し行政もこういった人たちに寄り添った、本当に伴走型の、町長が言われるとおりのことを実現して、口だけじゃなくてちゃんとやってもらいたいと思います。

さっきの大津町創業補助金のほうは、今年度様子を見れば町長が言われた結果が出ると思いますので、それからまた私も考えたいと思います。

以上で終わります。

○議長（桐原則雄） しばらく休憩します。午後１時より再開します。

午前 １１時 ３２分 休憩

△

午後 １時 ００分 再開

○議長（桐原則雄） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

なお、津田桂伸議員より、早退の届けがっておりますので報告します。

山部良二議員。

○７番（山部良二議員） こんにちは。お忙しい中、傍聴席の皆様におかれましては傍聴いただき、誠にありがとうございます。議席番号 ７番、山部良二が通告に従い、一般質問をします。

それでは、１点目のグリーンスローモビリティについて質問いたします。

資料 １－１を見ていただいてよろしいでしょうか。

グリーンスローモビリティとは、電動で時速 ２０キロ未満で公道を走る ４人乗り以上のパブリックモビリティ、通称グリスロと申します。

主に ４つの活用方法があり、地域住民の移動手段、観光客向けのモビリティ、ちょこっと輸送、地域ブランディングとしての活用方法などがあり、主な運営方法としては、運行事業者に委託する方式と市町村から車両を借り、ボラティア団体や自治会が運営を行い、ドライバー、スタッフとしてボランティアで、すべてボランティアで運営する ２つの方式があります。

資料 １－２を見ていただいたよろしいでしょうか。

こちらは宮崎市まち中グリスロ運行協議会が運営しています小型バスタイプの電気自動車、通称ぐるっぴーです。運行目的としては、交通結節拠点である JR 宮崎駅周辺と商業機能が集積する橋通り周辺への回遊性を高めることで中心市街地の活性化と経済への波及を目的に運行しております。

また、全国でも珍しく、グリスロを導入したことにより、観光誘客の魅力向上に加え、さらなる高齢化社会を迎える中、公共交通機関と連携することにより、公共交通利用促進とバリアフリーへの配慮を含め、交通環境の向上につながっています。

資料の下の方を見てくださいと、運行状況が書いてあります。これ1便あたり、平日は3人前後なんですが、休日あたりは令和5年の4月で7.1、令和5年の5月で8.2、定員が9名でするので、ほぼほぼ満車という形になっております。非常にうまくいっていると思っております。運営協議会事務局は、宮崎市観光商業部にあり、宮崎市内に事業所を持つ企業が運行しています。

財源としては、利用者運賃、協力団体、企業からの協賛金ですね。広告料及び宮崎市からの補助金で運営されており、一乗車100円として小学生以下の子供は無料となっています。

次に、資料1-3を見ていただいてよろしいでしょうか。

こちらは大阪府河内長野市の南花台地区で行われています高齢者から子供まで住民を運ぶ電動カート、南花台モビリティ「クルクル」です。こちらは月曜、木曜日にはオンデマンド運行を行っており、100円で行っております。土曜日は定時、定ルート運行、無料となっています。

宮崎市と違うのは、社会福祉協議会が中心となり地域のボランティアの皆さんがチームを運営しており、ドライバー、添乗員、予約受付、広報、すべてボランティアスタッフで運営しております。こないだ電話して取り組み聞いていたんですけれども、社協の方にお話を伺ったんですが、現在、ドライバーとのやはりシフトがやっぱり完全ボランティアでは厳しくなっていますので、今後は有償ボランティア移行に向けて、今、市と協議をしているそうです。それでも結構うまくいっているそうですね。

今後、大津町も当然高齢化が進むわけですから、乗合タクシー、大津まち中バスでは、今全域がカバーしていないという致命的な欠陥があると私は思っておりますので、今後、美咲野地区など高台にある地区はもう高齢化もこれから当然進んでいくと思いますので、やはり肥後大津線を結節戦とした、回遊性のある公共交通の構築をやはり推進していく必要があるのではないかと思います。

また、世界灌漑施設遺産、上井手用水や江藤家住宅観光など、観光振興にも力を入れることができるモビリティだと考えておりますので、導入する気はないか、町の見解をお伺いいたします。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 山部議員の質問にお答えいたします。

グリーンスローモビリティは、時速20キロメートル未満で公道を走ることができる電動車を活用した環境にやさしいエコな移動サービスです。道路運送車両法の基準が一部緩和され、窓ガラスがなくても公道を走行でき、シートベルトやチャイルドシートの装着が免除され、従来の公共交通ではカバーしきれなかった短距離のきめ細やかな移動が可能です。国は、環境・経済・社会の統合的向上の考え方にに基づき、高齢化が進む地域での地域内交通の確保や、観光資源となるような新たな観光モビリティの展開など、地域が抱える様々な交通の課題の解決と、地域での低炭素型モビリティの普及を同時に進められるため、導入を推進しています。

県内では、芦北町や天草市、熊本市が実証運行を行ったことがあり、熊本市では、桜町バスターミナルと熊本城の間、中心市街地の上通エリアや下通エリアを縦横に走行するルートなどで複数回の実証運行がなされており、民間事業者により実証運行実験も市と並行する形で行われ、それぞれ検証が行われているところである。

議員御指摘の「乗合タクシー・大津まち中バス」では、全域をカバーできていないという点に関しては、現在、まち中バスの実証運行により、乗合タクシーの運行エリアやバス路線についての課題や効果を検証しながら、協議を進めています。その中で、限られた財源のうちから多額の予算を必要とする中、既存の公共交通もある中で、町が別途準備する公共交通として、すべての地域をあまねく乗合タクシー・大津まち中バス等でカバーすべきかという観点も含めて、以前からの課題であり、グリーンスローモビリティの活用はその課題に対する打ち手の一つとして検討できるのではないかと認識しています。

また、グリーンスローモビリティの観光振興への活用につきましても、現在の公共交通機関をこのグリーンスローモビリティが補完できるものかを見極めていく中で、観光面での利用についても他の自治体の事例の情報を集めていきたいと考えています。

グリーンスローモビリティの導入に関しましては、ルートや運行時間帯、既存の公共交通機関との結節、そして利用者のニーズを十分に分析する必要があります。また、町内では交通渋滞が大きな課題となっており、導入エリアによっては、新たな交通渋滞が発生する懸念もあります。

今後、高齢化がさらに進展する中で、グリーンスローモビリティは、にぎわいの創出や回遊性の向上など町民の日常生活や観光での利用に効果的である面もあると認識しており、町としても持続可能な公共交通サービスの確保・維持に向けて、地域住民、交通事業者、行政それぞれの役割を明確にして、地域全体で持続可能な公共交通体系を実現するため、既存の公共交通機関の見直しに合わせて、調査研究を進めていきたいと考えています。

○議長（桐原則雄） 山部良二議員。

○7番（山部良二議員） 先ほどから申しておりますが、やはり今後大津町の高齢化が進むのはもう必然だろうと思っておりますし、それは町のほうも認識していると思います。であれば、やはり美咲野地区などあの高台のほうですね、地域の住民の移動手段をどう考えるのか。やっぱり今後非常に重要な問題になってくるのではないかと思っておりますので、その点についてと。

もう1点は観光振興にも力を入れるべきと私言いましたが、町では、地域プロジェクトマネージャーを観光協会に出向という形で事業者等とも連携した観光コンテンツの構築、観光人材の育成など、観光ビジョンの推進体制の整備を行うということですので、やはりその際に、語り部とかの方々、歴史、観光に詳しい方々がいらっしゃると思いますので、そういう方に運転試験、ガイドとして今は有償ボランティアで協力していただくというような考え方もあると思います。やはり、これから、観光誘客を促進できる施策が必要だと思っておりますが、もし何か現在考えがあれば、再度その点についてお伺いいたします。

○議長（桐原則雄） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二） 皆さん、こんにちは。グリスロのその導入についての考え方の御質問だったかと思いますが、まず、地域住民の移動手段としての話なのですが、現在、公共交通の中では、乗合タクシーの導入、そして、まち中循環バスということで、議員おっしゃいますように、それで賄えない地域についてやらないかということですが、当然、公共交通の課題の中の一つとしては、考えるべき課題だと思っております。

今、まち中循環バスについての実証運行をやる予定としておりますので、その中での検討課題の一つだというふうに思っております。

それともう1点は、観光面についての導入の話ですけれども、語り部のボランティアとの連携を取りながら、そういった方たちを運転手として雇用という形なのですが、観光面については、今、熊本市とか、あるいは天草市の中でグリスロを使った中での観光振興策をやっておられますので、そういったこれまでの取り組み、他の自治体の、熊本市、天草の取り組みを十分実証、そして検証しながら町としてどうするかについては考えていきたいと思っております。

○議 長（桐原則雄） 山部良二議員。

○7番（山部良二議員） 再度質問させていただきます。

今の話で聞くと、循環バスの実証実験をこれから振動化させる。美咲野とかそういうところにも実証実験を行うという認識でいいのか。

それとあと1点は、これ今後の地域のブランディング、どう考えるか。大津町における文化・自然、観光資源など地域の魅力を生かした観光コンテンツが必要だと思いますので、それに対して、何か具体策とかあるのか。いや、これに関しては、本当、グリスロは非常に上井手沿いであれば交通量もそんなに多くないと思いますので、非常に友好的だと思っておりますので、その点について、再度お伺いいたします。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 山部議員の再々質問にお答えいたします。

実証実験等に関してですが、御説明させていただきましたとおり、まず、現在、乗合タクシーと並行して、大津まち中バスの実証運行を行っております。その中で、様々な需要、あるいは要望等も出てくると思いますので、その時点でまち中循環バスのエリア拡大の有無ですとか、ほかの手法への転換ですとか。あるいは、その他のエリアへの検討ですとか、そういったところも一体的に公共交通会議とも併せて検討・検証していきたいと考えております。

また、観光面に関してですが、観光におけるグリーンスローモビリティを活用した施策ということ。それとも。

○7番（山部良二議員） いやいやいやいや。ほかにあれば。

○町 長（金田英樹） すみません、ちょっとお答えになるかわかりません。観光全般という面でお答えいたしますと、観光、あるいは歴史文化というところで、今回、同僚議員のほうからも一般質問あっていると思いますが、まずは情報発信等も含めて魅力化をすることがまず大事と思っております。ただおっしゃるような、そこをめぐるためには、最近では自家用車の利用も増えておりま

すけども、町内の方だけではなく、町外の方も利活用できるような流れ、例えば、現在ですとふるさと納税の返礼品としてタクシー会社の半日利用券、1日利用券とかも出した経緯等もございまして、そういった中で、観光客の方がしっかりと大津町をめぐるような施策等も併せて検討していきたいと、そのように思っております。

○議長（桐原則雄） 山部良二議員。

○7番（山部良二議員） 今後、やはり公共交通の進捗化は絶対図っていかなんわけですから、もう当然、やはりもう高齢化も進むことですので、これは重要な問題であると思いますので、今からいろいろあると思いますが、よろしくお願いいたします。

それでは、2点目の公園の移動等円滑化についてお伺いいたします。

今、障害者の合理的配慮の提供の推進のため、移動等円滑化に必要な公園施設の充実が求められており、高齢者、障害者の移動、また、施設の利用に関わる身体の負担を軽減することにより、その移動上、利便性及び安全性を向上することとなっております。

そんな中でバリアフリー化については、障害のある人を含め、すべての人の利用に配慮した公園施設とするために、遠路の幅の確保や段差、勾配の改善、車椅子使用者をはじめ、多くの人にとって利用可能な公園施設のバリアフリー化は国が進めております。

大津町としても、公園の移動等円滑化を早急に進める必要があるのではないのでしょうか。

それでは、資料2-1の左上の写真を見ていただいてよろしいでしょうか。これは美咲野1丁目公園の子供の命を守る飛び出し防止柵の防護柵ですが、町に確認しましたが、車椅子の方も通れることは通れるそうなんですよね。ですが、確かに通りづらいのは間違いないと思います。対策が必要だと考えています。

右下の写真を見ていただいてよろしいでしょうか。こちらは緑ヶ丘側からの公園通路です。もうこちらでも階段となっており、車椅子等では公園に入れなくなっております。

次に、資料2-2を見ていただいてよろしいでしょうか。

左側が美咲野側、右側が緑ヶ丘側となっております。両輪となっております。

この写真を撮ったときも、工事車両が本当5台つらなって走行しており、今アパートや新築1戸建て建設のための工事車両が頻繁に走行しています。これは、子供たちの通行にもとても危険な状況だと思っております。

ですから、先ほどの防護柵を撤去するというのは危険極まりないのではないかと考えております。ですから、この下段のほう、公園通路の傾斜、スロープにするべきではないかと思っております。

次に、昭和園についてですが、資料2-3を見ていただいてよろしいでしょうか。

この写真を見ていただくとわかるとおり、左上の写真が野外コンサートなどを行われる場所で、右上の写真がこちら、野外コンサート場の入り口です。段差は見てみれば10センチ近く段差がありますよね。また、この右下の写真を見ていただいてよろしいでしょうか。駐車場に行く橋の前にもやはり段差があります。左下を御覧ください。真ん中にこう穴が空いておりますね。これではやっぱり車椅子の通行の妨げや子供や高齢者が点灯するような可能性があるのではないかと考えてお

ります。その他の公園は見ておりませんが、いずれの公園にしても車椅子で通れるのか、危険性がないのか、検証する必要があるのではないかと考えております。

その2点について伺いいたします。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 山部議員の2点目の質問にお答えいたします。

合理的配慮の提供の推進のため、町内の公園施設での移動等円滑化を推進すべきではないかとお尋ねでした。

高齢者、身体障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、バリアフリー法は、平成18度に施行され令和4年に第2回の改正が行われています。

都市公園も対象となっており「どこでも、誰でも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考えに基づき、すべての人に利用しやすいものに整備する必要があると認識をしています。

そのため、個々の公園の設置目的に応じてバリアフリー化や、ユニバーサルデザインに配慮した施設整備と管理運営を検討することが必要だと考えています。現状としては、昭和園、杉水公園、高尾野公園、清正公道公園のトイレ等については、配慮した施設整備を行っています。

また、議員御指摘の通り、公園施設全体としても合理的な配慮に向けた対応を順次進める必要があります。したがって、今年度大津町運動公園内で計画して計画しているインクルーシブ遊具の設置や、昭和園の基本構想の制定に当たっても、園路や駐車場など、バリアフリー化を推進し、事業を行っていくこととしています。

町としては、今後、多様化していく住民の皆様に利用しやすい公園を提供できるよう、先ほど上げた2か所に留まらず、それぞれの公園に対する御意見を広く伺いながら、引き続き、合理的配慮の提供の推進に順次取り組んでまいります。

詳細は担当部長より説明をさせていただきます。

○議 長（桐原則雄） 西岡都市整備部長併任工業用水道課長。

○都市整備部長併任工業用水道課長（西岡多津朗） こんにちは。私のほうからは、公園の移動円滑化の状況について御説明させていただきます。

バリアフリー法においては、園路や広場、駐車場、トイレなど12の特定公園施設についてガイドラインが定められており、議員御指摘のとおり、広場の出入口の幅の確保や園路（通路）の勾配や車いすの転回場所などに基準が設けられています。

町としまでも、これまでトイレ等の改修の際には、バリアフリーに配慮しました整備を行ってきました。今年度予定しております施設整備につきましても、都市公園移動円滑化基準に基づき整備を行ってまいります。

議員御指摘の美咲野1丁目の公園の交互柵、階段につきましても、公園の施設全体で危険性や使いづらさ等の課題を検証したいと考えております。また、昭和園の屋外コンサート施設や駐車場関係につきましても、町長の答弁の中にもありました、昭和園の基本構想の中で整理をしていきたいというふうに考えております。

都市公園を含む町管理の公園については、不特定多数の方が御利用されるため、現状の点検を行い、課題を把握したうえで、利用者の多様なニーズに寄り添えるよう、いろいろな検討や対策を行っていく中で、改善が必要な箇所については「大津町公園施設長寿命化計画」に基づき「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン」の基準等に適合するよう整備を行っていきたいというふうに考えているところでございます。

○議 長（桐原則雄） 山部良二議員。

○7番（山部良二議員） 今、指摘したところはもう早急に治してもらう必要があるのかなと思っております。どう考えても危険ですもんね。本当交通量も増えてます。ですから、やはり車椅子で通れるような状況に、子供たちもそこ通りますからね、やる必要があると思います。その点についてと。

あと、先日、熊本市議会の村上市議とお話をさせていただきました。市議は車椅子を御利用されておられて、そのときにお尋ねしたんですが、道路を通行する際、どのくらいの段差があれば超えることができないのかお尋ねしたんですが、私は5センチぐらいまでの段差は超えることができますが、1センチ以上の段差があれば、超えられない方々もいらっしゃるということでした。ですので、やはり公園をつくる際とか、改修する際には、障害のある方の意見を聞きながら早急に公園整備を行っていく必要があると思いますが、その2点についてお伺いいたします。

○議 長（桐原則雄） 西岡都市整備部長併任工業用水道課長。

○都市整備部長併任工業用水道課長（西岡多津朗） 山部議員の再質問にお答えいたします。

確かに、検証しまして、やれるところにつきましてはやっていきたいというふうに考えているところでございます。

それと、大津町の既存の都市公園につきましては、ほとんどが昭和、平成の初期頃までに整備されておりまして、バリアフリー関係の基準を満たしていない公園がほとんどでございます。そのため、長寿命化計画による改修や公園のリニューアルの時には基準に適用するよう努めているところでございます。

また、整備のときには、利用者の方から幅広い意見を聞きながら整備をしていきたいというふうに考えております。

○議 長（桐原則雄） 山部良二議員。

○7番（山部良二議員） 前向きな答弁いただいたと思います。やはり本当私たちが気づかないような、こういうところできないとか、そういうのやはり健常者にはわからないところがあるんで、やはりこの障害のある方々にしっかり寄り添った政策をやっていただきたいと思います。

質問、以上で終わります。

○議 長（桐原則雄） しばらく休憩します。1時40分より再開します。

午後1時26分 休憩

△

午後1時40分 再開

○議 長（桐原則雄） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

大村裕一郎議員。

○１番（大村裕一郎議員） 改めまして、こんにちは。それでは、議席番号１番、大村裕一郎が通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

今回、質問させていただく内容は、地下水涵養を維持していくために、小学校の児童数減少についての２問となります。

それでは、地下水涵養を維持していくためにから質問させていただきます。

大津町周辺では、半導体企業の進出により、多方面に様々な影響が生じております。その中で地下水における課題が稼働前から囁かれ、県や市町村においても課題解決のための動きが見られます。

大津町においても、公益社団法人熊本地下水財団と水循環型営農推進協議会が主となり、水田湛水事業が行われ、事業において農業従事者側に支払われる金額も上がる方向が示されている状況となりました。

しかし、そもそもの米の価値が上がらなければ米だけの農業経営を成立させることが難しいということもあり、水田を維持していこうとされる方も減り、地下水涵養に関しても非常に難しくなっているのではないかと考えられます。そういった中で、農協と白川水系土地改良区、大津町、菊陽町が６月よりこのような諸課題への対応を協議する場をつくる予定であるとのことですが、３点、町長に聞きたいと思います。

まず、１点目が大津町として協議する場において、水田湛水以外で水田を維持するための考えを示すのか。

２点目が地下水保全の観点で考えるのであれば、水田湛水事業において米を生産している期間も湛水事業の期間に含められるように働きかけるべきではないか。

３点目が米に関した動きは見られるが、今後、ほかの農畜産物へ波及する考えはないのか。

以上、町長の考えを問います。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 大村議員の質問にお答えをいたします。

水田湛水事業において、水田を維持していくために湛水事業の拡大や米の生産に対する新たな事業など地下水涵養量の増加に向けた様々な取り組みが必要ではないかという趣旨だと理解しております。

白川中流域に広がる大津町と菊陽町の水田は他地域と比べ約５倍から１０倍の涵養能力があり、熊本地域の重要な涵養域となっていることから、平成１５年１０月に大津町、菊陽町、ＪＡ菊池大津中央支所、ＪＡ菊池菊陽中央支所、白川中流域土地改良区協議会による水循環型営農推進協議会を設立し、平成１６年の１月には、熊本市、大津町、菊陽町及び水循環型営農推進協議会と熊本県立ち合いのもとで「白川中流域における水田湛水事業に関する協定」を締結し、水田湛水事業を開始しました。

平成２６年１月に第２次協定、令和６年２月には第３次協定を締結し、令和１５年度まで事業の

さらなる推進を目指しています。

事業の仕組みとしては、白川の堰から取水されるから河川水によって灌漑される水田で、営農の一環として、５月から１０月までの期間に実施され、連続して、５月から１０月までの期間に実施され、連続して１５日以上から１２０日以内の湛水に対し、実施した期間に応じた助成金を農家に交付します。

事業が開始された平成１６年度の実施延べ面積は２９１．１ヘクタールで地下水推定涵養量は８７３万立法メートルでしたが、令和４年度には実施延べ面積５３０．８平方メートル、地下水推定涵養量は１千５９２万立方メートルと拡大をしております。

さらに今年度から要綱を見直し、協力金の単価の変更と冬期湛水を新たに取り組むことになりました。

また、大津町では公益財団法人くまもと地下水財団による地下水涵養の取り組みも行われており、こちらは稲刈り後の冬場１１月から３月の水田に水を張ることで湛水を実施しております。

この冬期湛水事業について、大津町では主に真木、矢護川地区において実施されていましたが、令和５年１０月には瀬田地区において、瀬田地区水田湛水協議会が発足し、同年１１月には瀬田地区においても冬期湛水事業が開始されています。

このように大津町における地下水涵養は、熊本地域の地下水の保全はもとより、近年では半導体関連企業をはじめとする各種企業の進出にも大きな役割を担っていることから、非常に重要な取り組みであると認識し、推進をしてきました。

議員の一つ目の質問にあります水田湛水以外での水田の維持についてですが、これまで国の政策により米の生産調整が実施されていたため米に対しては助成金がなく、さらに米の価格は何年も据置きで低迷しており、その結果、米の生産量が減少してきました。生産調整においては、米からの転作作物に対して、水田活用の直接支払交付金による助成金が交付されており、ＷＣＳ用稲や飼料用米など、水田に水を張って作付けを行う必要がある水稻類が戦略作物とされていますので、これにより水田を維持することができていると考えます。

さらにＪＡＳＭの進出に伴い、立地協定時に地下水取水量の１００％を超える地下水涵養を行うとの発表を機に、ＪＡＳＭから水循環型営農推進協議会の事務局であるおおきく土地改良区に対して地下水涵への協力依頼があり、関係者も交えた意見交換を実施し、新たな涵養策について水循環型営農推進協、菊陽町、熊本市、熊本県、くまもと地下水財団、大津町で協議を進めてきました。

その取り組みの一つにＪＡＳＭの社食用として、白川中流域で生産され、菊池南部カントリーエレベーターに出荷した米で、ＪＡ熊本経済連に販売された米をＪＡＳＭの社食受託業者が購入し、利用することで、米生産過程で実施される地下水涵養に対する協力金を生産農家に交付するウォーターオフセット事業の検討や、米の生産量増加のため、作付面積を拡大した場合に対する稲作の生産拡大協力金など、米の生産に対する地下水涵養の事業スキームを検討・実施するため、大津町、菊陽町、両町ＪＡ、おおきく土地改良区などによる白川中流域水稻栽培推進協議会（案）これ仮称ですけれども、これを６月中に予定しています。大津町としては協議会におけるウォーターオフセッ

ト事業について、白川中流域にて生産された米に限定せず、菊池南部カントリーエレベーターに販売用として米を出荷した農家すべてに協力金が交付されるような事業となるよう提案をしています。

次に、二つ目の質問についてですが、地下水涵養の水張り事業については、営農の一環で、作物の作付け前後で実施される湛水に対する地下水保全の協力金として、熊本市や各企業等から出資されているため、水田本来の目的である米や農作物の栽培と合わせて行うことで、農業の振興を図ることも一つの目的としています。

地下水保全の観点からみると米を栽培している期間も水田に水を張っているため、厳密には湛水期間に湛水が行われると思います。これは米を生産するために必要な営農作業のため、協力金の対象には含めないものとしていますが、議員御指摘の手法を含め、新たな涵養の創出だけではなく、いま減少傾向にある水稻農家が米の栽培を続けることによって既存の涵養を守るという視点で、今後立ち上げを予定しております白川中流域水稻栽培推進協議会において、新たな取組みの検討・実施を新たな取組みの検討・実施を働きかけたいと考えています。

最後に三つ目の質問について、先に説明しましたウォーターオフセット事業の取組みについて、現在のところは米に限定した取組みとなっていますが、米における事業スキームをベースに、同じく涵養という視点から水田を活用して生産される米以外の様々な農畜産物において、各種企業等の協力によるウォーターオフセット事業として消費拡大事業に発展させるなど、地産地消の取組みを拡大させることで、地域農業の発展につなげていけるように考えていきたいと思っています。

なお、詳細については担当部長から説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄） 白石産業振興部長。

○産業振興部長（白石浩範） 大村議員の質問に説明いたします。

まず、1つ目の水田湛水以外での水田の維持につきましては、水田はこれまで国の政策におきまして米の生産調整によって、主食用米以外の転作作物には交付金が交付されてきました。現在も交付金が交付されておりまして、経営的な面では水田は維持されている状況でございます。一方で米の価格につきましては、何年も価格据置きで、交付金もなく、その結果、米の生産量は大津町において徐々に減少してきている状況であります。また、保有米につきましても、以前は耕作されていた方も今は購入に代わってきているというような状況でございます。そのよう中、半導体関連企業により、農家が行っています水田涵養に対しまして、そこで収穫された米を社食用として活用したいといった動きがありましたので、大津町、菊陽町、JA菊池、おおきく土地改良区などと連携して、白川中流域水稻栽培推進協議会を設立予定でございます。その協議会の中で大津町の米につきましてもカントリーエレベーター単位として、協力企業に対してウォーターオフセット事業や食糧確保の観点から主食用米の作付拡大事業を働きかけて、今後の水田維持に向けて取り組んでいく予定でございます。

次に、米の生産期間を湛水事業の期間とすることができないかという御質問でございますが、現在は営農の一環として、作物の作付けの前後に水を張り、地下水涵養に協力した農家に協力金を交付する制度となっております。米や飼料米等の稲作は、水を張ることは生産過程で欠かせない作業

であるため、これまでは事業の対象外となっております。しかしながら、主食用米や飼料用米は、水田に水を張り栽培期間中にも地下水涵養を行っている状態でございますので、これまでは、その分は涵養量にカウントされていませんでしたが、今後の企業進出の状況によっては、地下水涵養量が不足することも考えられますので、稲作の作付の維持・拡大のためにも、協議会の中で協議しながら対象となるように働きかけを行っていきたいと思います。

3番目の米以外の農畜産物の取り組みにつきましては、今後も地産地消の推進に力を入れ、米以外の農畜産物（麦、大豆、野菜、肉類）においても、協議会の中で提案しながら、ウォーターオフセット事業として推進をしていきたいと思います。

○議長（桐原則雄） 大村裕一郎議員。

○1番（大村裕一郎議員） それでは、再度質問させていただきたいと思います。

先ほど言われたウォーターオフセット事業、非常にいい事業だと思うんですけども、水稻農家の方でこの大津町の状況を見た時に、先ほど言われた、WCSとか、飼料米を栽培されてこう農業経営を成立されている方も多いかというふうに思うんですけども、その点に関しては、水田維持という観点で考えてどのようにこれから先考えていこうと、維持していこうと考えられているのか、その点をお願いいたします。

○議長（桐原則雄） 白石産業振興部長。

○産業振興部長（白石浩範） 大村議員の再質問にお答えいたします。

今、大津町では、食用米が減少しまして、飼料用米等とWCSというような作付けがかなり大きくなってきているということで、その作物については、これまでも交付金の対象ということで、反当たりの交付金が交付はされておりますけれども、今後、ますます地下水涵養を保全していくためには、そういった方たちにも、その水張りをしている間、期間を対象とするような取り組みが必要かと思っておりますので、また、そのウォーターオフセット関係も、併せてその協議会の中で働きかけを行ってまいりたいというふうに思っております。

○議長（桐原則雄） 大村裕一郎議員。

○1番（大村裕一郎議員） ウォーターオフセット事業と、先ほどの働きかけの部分、しっかりしていただきたいというふうに思います。やはり、米、水稻農家、まあ農業全般なんですけれども、そもそも利益が非常に薄いものになりますよね。かなり大規模にしないとまともに利益が上がらないような産業になっておりますので、しっかりこう農業維持というところで考えていただいて、できるだけ農家の方が利益上げやすいような環境を作っていただきたいというふうに思います。

それでは、次の質問にいきたいと思います。

2つ目の質問は、小学校の児童数減少についてになります。

小学校は地域にとって非常に重要なものです。子供たちの学びの場であるのは当然ながら、地域住民の交流の場ともなっており、地域が活性化するためには絶対に必要なものではないかと考えます。

しかし、大津東小では、小規模特認校制度が実施されていますが、ここ10年で児童数は50人

から37人に、大津北小はここ10年で88人から45人になり、児童数も半減しているような状況にあります。このまま減少が続けば、先ほど述べたとおり、地域内でのコミュニティが消失する可能性もあり、非常に危惧するところです。

そういった中、菊陽町では、菊陽南小学校校区において定住促進補助金制度をつくり、TSMC進出前である平成26年度以降、令和3年度を除き、児童数は増え続けているような状況にあります。

大津町でもこういった制度を創設し、地域の活性化に寄与すべきではないかと考えるが、町長と教育長の考えを問います。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 大村議員の2点目の質問にお答えいたします。

小学校の維持、地域コミュニティ維持の観点から、児童数が減少する大津東小学校区、大津北小学校区において、菊陽町が行っている定住促進補助金制度のような事業を創設し、地域の活性化に寄与すべきではないかとのお尋ねでした。

小学校の現状を述べますと、令和6年5月1日現在の両校の児童数は、大津東小学校が全校児童37人、学級数が5学級、1年生と2年生、3年生と4年生、5年生と6年生がそれぞれ複式学級となっています。大津北小が全校児童45人、学級数が7学級、3年生と4年生が複式学級となっています。

両校における児童数の減少は、議員御質問のとおり、コミュニティの維持、地域活性化の観点から町としても課題であると認識をしています。

菊陽町で実施されている定住促進補助金制度について、当該制度は町で定める指定区域に定住する子育て世帯に対し、住宅の新築、購入もしくはリフォーム等、または転入、転居もしくは出生児の養育に要する費用の一部を予算の範囲内において補助し、指定区域内の小学生以下の児童等の数の確保、もって少子化防止、ひいては指定区域内の活性化を図ることを目的に、創設されています。

指定区域内である菊陽南小学校区に住宅を新築または購入した場合は100万円、中古住宅の購入は50万円、リフォーム等を行った住宅への転入・転居は限度額50万円の範囲内で2分の1が補助され、小学生以下の扶養親族を有する場合は1人につき20万円が加算されます。

その他、購入やリフォーム等を行わない転入・転居は小学生以下の扶養親族を有する場合は1人につき10万円、子供の出生に伴い、出生児1人につき10万円が補助されます。

菊陽町は大津町と比較して面積も小さく平地も多いため、当該制度の有無にかかわらず町全域で開発や人口流入が進んでいるため、数字は若干補正して考える必要があるとは思いますが、制度開始後の菊陽南小学校の児童数は、令和3年度を除き増加傾向で、平成26年度は生徒数66人、令和5年度は約1.3倍の88人となっており、併せており、校区人口は、平成26年度1千836人、令和5年度1千799人で約2%の減となっておりますが、令和3年度以降は増加傾向となっています。

事業の実績は、令和5年度までの直近5年間で94件、7千988万円程度が補助され、事業に

関わる小学生以下の人数は139人、この財源はすべて町の単独費となっています。

大津町においては、移住・定住に関連する施策として、令和元年度より、熊本県移住支援事業及びマッチング支援事業実施要領及び熊本県移住支援事業補助金交付要綱に基づき、要件を満たした移住者からの申請を受け、移住支援金を交付しています。補助金の額は、移住が単身世帯の場合は60万円、2人以上の世帯の場合には100万円、18歳未満の世帯員がいる場合は、1人につき100万円が加算されます。財源は県補助金で事業費の4分の3、残りの4分の1を町の単独費で拠出しております。

令和5年度までは、移住先は町内全域を対象としていましたが、令和6年度より、移住先を大津東小校区、大津北小校区に限定し、2校区への移住者の誘引を図っているところです。

事業開始から5か年の実績は、補助金を交付した世帯が4世帯10人、内訳は単身世帯2世帯、2人以上世帯2世帯、18歳以下の世帯員は2人で、支援金額は総額520万円となっており、4世帯の転入先は、大津小学校区2世帯、室小学校区2世帯となっています。なお、事業費520万円に対する県補助金は390万円、130万円が町の単独費となっています。

先に述べましたとおり、町としまして大津東小校区、大津北小校区、両校の児童数減少は課題と認識し、児童増、人口増につながる取り組みを続けていくべきだと考えています。児童増、人口増に向けて、新たに大津町や熊本県以外から転入される方が居を構えられることももちろんですが、いま住み暮らす方は地域で居を構えることや、進学や就職などで一度地元から離れられた後に再度戻ってきやすくなるような取り組みも必要であると考えます。特に過疎地域における子育て世帯の増加は、学校児童数の課題に留まらず、保護者層が地域行事から福祉まで地域の様々な取り組みの担い手ともなるため、住み暮らすすべての方々の暮らしの向上にも寄与すると考えております。また、昨今は町中心部の土地価格が高騰しており、大津で育った方や移住して賃貸住宅で住まわれている方が、地価を理由に他の近隣市町村で家を建てる選択をされるケースもあるようです。これについては、もちろん住宅への補助だけではなく、町全体としての魅力を増すための幅広い取り組みが必要だと考えておりますが、既に制度化されている移住支援金による移住推進も行いながら、菊陽町定住促進補助金制度などの制度も参考に、町外への転出抑止という観点からも、両校区への移住につながる取り組みの検討を進めていきたいと考えています。

○議 長（桐原則雄） 吉良教育長。

○教育長（吉良智恵美） こんにちは。大村議員の小学校の児童数減少についての御質問にお答えします。

議員御指摘のとおり、町内小学校の児童数に関しましては、学校間に差があります。

学校の児童数が少なくなると、集団の中で多様な考え方に触れる機会や学びあいの機会などが少なくなりやすく、人間関係や相互の評価等が固定化しやすいことなどが考えられます。

しかし、一方では、人数が少ないことにより、教師は児童一人一人に目がとどきやすく、きめ細やかな指導が行いやすくなります。また、児童相互の人間関係も、より深まり、日常生活における異学年間の交流活動や保護者や地域の方々との交流も、より密接で深い連携が図られるなどの利点

がございます。

私自身、小規模校で学び合った子供同士、教師と子供のきずなは大人になってもなお強く、小規模校での学びが地域へのより強い愛着になっているのではないかと感じています。

議員がおっしゃられるよう、地域社会のつながりや支え合いの希薄化等による、地域社会の教育力の低下や家庭教育が困難な状況が指摘される中、地域における小学校の存在は、在籍児童数の多少に関わらず地域コミュニティづくりの上でも、大きな意義があると考えています。

議員御提案のような、施策等をはじめ、諸施策を通して大津町の小規模校の児童数が増加することは大いに期待するところですが、教育委員会としましては、各各学校におけるそれぞれの特色や地域性を生かした教育がより充実するよう、これからも指導・助言をしていく考えです。

○議 長（桐原則雄） 大村裕一郎議員。

○1 番（大村裕一郎議員） 私は、矢護川小学校を卒業しました。その際に、全校生徒が63人だったかと思うんですけども、確かに、教育長が言われるように、小規模校のよさというもの確かにあります。ただ、今現在、児童数の減り方を見ても、このままでは小学校がなくなってしまうと。引いては、地域自体がなくなってしまうということにつながりかねないので、本当に緊急に、しっかりと対応していただいて、検討を重ねるのはもちろん必要なんですけれども、早い段階で対応のほうはしていただきたいというふうに思います。

以上で、一般質問を終わります。

○議 長（桐原則雄） これで、本日の一般質問は終わりました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

皆様、大変お疲れさまでした。

午後2時08分 散会

本 会 議

一 般 質 問

令和6年第3回大津町議会定例会会議録

令和6年第3回大津町議会定例会は町議場に招集された。(第4日)						
令和6年6月12日(水曜日)						
出席議員	1 番	大 村 裕 一 郎	2 番	田 代 元 気	3 番	時 松 智 弘
	4 番	面 川 秀 貢	5 番	大 塚 益 雄	6 番	三 宮 美 香
	7 番	山 部 良 二	8 番	山 本 富 二 夫	9 番	豊 瀬 和 久
	10 番	佐 藤 真 二	11 番	大 塚 龍 一 郎	12 番	坂 本 典 光
	13 番	永 田 和 彦	14 番	津 田 桂 伸	15 番	荒 木 俊 彦
	16 番	桐 原 則 雄				
	欠 席 議 員					
職務のため出席した事務局職員	局 書	長 記	荒 飯	木 塚	啓 彩	一 菜
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	町	長	金 田 英 樹	総務部総務課課長補佐兼行政係長兼法制執務係	吉 良 元 子	
	副 町	長	工 藤 あ ず さ			
	総 務 部 長	藤 本 聖 二	総 務 部 財 政 課 長	田 邊 嵩 博		
	住 民 生 活 部 長	木 村 欣 也	教 育 長	吉 良 智 恵 美		
	健 康 福 祉 部 長	大 隈 寿 美 代	教 育 部 長	羽 熊 幸 治		
	産 業 振 興 部 長	白 石 浩 範	教 育 部 次 長	境 敬 一 郎		
	都 市 整 備 部 長 併任工業用水道課長	西 岡 多 津 朗	農 業 委 員 会 事 務 局 長	梅 田 博 隆		
	総 務 部 総 務 課 長	村 山 博 徳				
	総 務 部 財 政 課 長	大 塚 昌 憲				
	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	中 井 雄 一 郎				

議 事 日 程（第3号） 令和6年6月12日（水） 午前10時 開議

日程第1 一般質問

午前10時00分 開議

- 議長（桐原則雄） 皆さん、おはようございます。それでは、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、議席に配付のとおりです。

日程第1 一般質問

- 議長（桐原則雄） 日程第1 一般質問を行います。

順番に発言を許します。

永田和彦議員。

- 13番（永田和彦議員） ただいまより一般質問を行います。今回は2問、毎回ですけれども、大体2問あたりでいろいろ議論してちょうどいい時間かなと思っております。

まずは教育問題であります。

教育者に欠かせない生成AIの知識についてという点で題目を付けておりますけれども、今現在、まず最初に出しました、今をときめく時の人ですね。NVIDIAのジェンスン・ファン、この方が世界を席卷するような勢いでどんどん時代を変えている。このジェンスン・ファンCEOは、台湾南部の出身でありましてTSMCあたりも台湾でありますから、しっかりと手を組んでおります。このジェンスン・ファン氏曰く、自分のところのNVIDIAも小さいときからかわいがっていただいたTSMC、ここが陰の主役であると。自分たちの想いを形にする、そういったことを述べられております。

これだけ時代が変わってきますと、このファン氏いわく、ソサイエティ5.0というのはもう新しく始まっているということです。この図におきましては、産業革命の流れというものを示した図でありまして、ソサイエティ4.0情報社会から5.0生成AI、機械が考えてくれる今まで蓄積されたデータを元に、より良い答えを導いてくれるそういった時代が来たんだよ。使わない手はないよということを言っております。実際、この生成AIについて、我々はたくさんの情報というものを新聞なりインターネット、いろんなかたちで情報収集します。要は今回の質問における要点というのは、この義務教育におけるこのAIの教育ですね。これから今現在始まったソサイエティ5.0というかたちで始まっておりますので、この今からどんどん変わる世の中というものをきちんと理解していただき、その中で社会で力強く生きていく、そして幸せになって社会貢献までしていただく、そういった人材を育てるには、やはり義務教育からきちんとした知識を持った教育者が必要であり、そういった教育者においてより良き質の高い教育を受けて、世界に冠たる日本の成人になってほしいなど。相手は世界なんですよ。小さい世界ではありませんよ。ここの大津町とか大津と菊陽と

かそういった時代ではもうないんです。情報というのは一瞬にして世界の情報が手に入る時代でありますから、そういった情報をきちんと収集して、さばいて、そしてより良き未来につなげていくということが必要でありまして、そのことについて国はどうやっているんだと。実際文科省あたりは、初等中等教育段階における生成A Iの利用に関する暫定的な、暫定的なですね。ですからこれは文科省も自信がないというやつですよ。ガイドラインを作ってはおります。ところがこれが有効かどうか。有効に運用されるかどうかというのは問題でなりまして、要はその生徒たちに教えるのはやはり教育者である教員であります。この教員が知識を持たない。例えばI T、I T言ったときにタブレットをみんなが使えるようになるんだとか、電子黒板を使うとか、そういった子供じみたことを一生懸命やったわけでしょう。ところがそれっていうのは、前段のずっと前段の話でありまして、そういったことには私は聞いた時点でこれ駄目なんだなと思いました。あれって必要ないと思います。実際そういったものを凌駕するものが、次の時代に控えているのがわかっていたからであります。ですから、この時代の流れというものをきちんと把握して生徒たちに教えることができる教員これが必要なんです。考えて見てもらえればわかりますけれども、皆さんそれぞれ趣味を持っておられると思います。趣味の世界でも、私一応ゴルフを長年やっとしてシングルプレイヤーでした。プロなんかとてもじゃないものでしたけれども、ワンオーバー、ツーオーバーで回ったりとか、ゴルフ知っている人はすごいなって言われたりもしました。練習場とかもずっと通ったんですね。そのときにまだ始めたばかりの方々に対して、ずっと私よりも腕が劣ると言ったら悪いですが、ハンディが20とか30の人が一生懸命教えてるんですよ。上手になるわけがないですよ。これ当たり前の原理なんです。本当にうまい人から教えてもらわなきゃ、これは教員の質も一緒ですよ。本当にそういった知識を植え付けて、そういった知識を持った人、そういったものを育てて、今そういったものを全部配置しなさいというのはまず無理でしょうね。

しかしながら、それに対する方法というのは今探って、今やらなければ世界各国やってるんですよ。最近ですね、これは日本経済新聞ですけれども、切り抜いて教育進化論というかたちで特集が5日間ぐらい渡ってありましたので、私もこれ一生懸命読んで、そしてそれに対するここがポイントかなというようなことを考えてみました。

このもちろんこういった特集を組むにあたっては、さすがの論壇、やはりハーバード大学の教授とかアメリカのマサチューセッツ工科大の教授M I Tですね。オークランド大の教授とかこういった方々が寄稿されております。それを全部似通っているところがあるんです。それは何かというならば、ここでも教育の中心は教員中心だというふうなことなんです。アメリカでもマサチューセッツ大だったか、ここはこの教育のデジタル化、そういった半導体の知識とかA Iの知識とかをそういったかたちでマサチューセッツ工科大の教授が言われているのが、世界をリードするM I Tの教員は本当に積極ですかという問いに対して、ここでも右左ちゃんとおるんですよ。3分の1は教育の変革につなげようと努力していると。別の3分の1は、活用に反対する。それもまた良いと思いますって。それも一つの考え方だろうと。ただ問題は中間層で、生成A Iの存在を直視せず学生と話し合おうともしない。私はこの層を非常に心配している。まさにどこの国でも一緒ですよ。

今の3パターンあった中で、我々はどこをいくべきでしょうかということになりますよね。やはり質の高い教育を提供して、世界に羽ばたくような人材を育てようという気持ちはあって然るべきでしょう。町営の小学校、中学校までありますよ。そういった中で先んじて我々は取り組まなければならないということです。たくさんデータを集めておりますが、最初に言いました、このジェイスンファンこの方というのは、言われるのがこの人たちは超有名なんで、いろんなところで講演をされますよね。そういったものもネットを使ってどんどんオープンにされます。その中でエンタープライズ、IT業界は均衡の上に座っているようなものですよと言われるんです。何年もかけられて作られたすばらしいツールとデータがあります。この均衡をコパイロットに変えることができれば、このコパイロットというのも生成AIの一つです。これが身近に使える生成AIのことですが、マイクロソフトあたりが結構力を入れているみたいですが、このNVIDIAというのが、もう全く前回も言いましたかね、グラフィックボード、パソコンの中の高価なグラフィックボード画像処理のボードですけれども、そういったメーカーから今では半導体設計、製造にそういったものに関する、いろんなかたちのものを製品化してプラットフォーム化しております。その半導体製造においてもTSMCと組んで、最も計算負荷の高いワークロードを40倍、60倍高速化するようなことができますとこのときに基調講演のときに言われております。また気象情報これっていうのは、我々って3日後、1週間後っていう予測どうかすると半年後、今年はとかいうかたちで気象情報をテレビ等々で聞きますよね。それって結構スーパーコンピューターが使われているんですよ。そしてそのいろんな画像あたりで、この可能性どういうふうに動くか、どういった関係でどの低気圧がどの高気圧がというようなかたちで出していきます。そういったものの高解度シミュレーション、そういったものもこの会社は手掛けております。そしてまたAIがもっとも大きな影響を与えるのはヘルスケア分野であると言い切っております。人間は生身ですから何もデジタルに支配されるわけはありませんよね。やはりそういったところがこの方はすごいと思うんですよ。このNVIDIAは既に画像処理システム、遺伝子配列決定装置に取り組んでおると。面白いですよね。主要な手術ロボット企業と協業していると。生物学のソフトウェアも手掛けて世界中のヘルスウェア企業がどこからでもクラウド上で生成AIの最新の進歩を活用できるようにすると言われてるんですよ。まさに救世主じゃないですか。病院の先生って結構学会に行って勉強されてくるじゃないですか。それっていながらにして世界の学会にいかなくても、そういった情報をみんなで共有しようよということまでやっている。

さてどうでしょう。そう考えたときに、我々教育の中で何に取り組むのか、そしてまたこのNVIDIAはですね、最初に言いましたよね。均衡の上に座っている、まだまだ広がりますよって言ってるんですよ。これ非常に重要なことで、ここでも一般質問の質問の要旨で指摘しておりますが、新たな産業革命が始まっております。変わりゆく社会の現状と今後の方向性を知らずして教育は成り立たない。結局これからの教育って何ですかっていうことなんです。もちろん文科省の教育指導要領に従っていくのは当たり前です。これは基礎基本ですよ。しかしながら、最初に言いましたけれども、それではそれだけでは、もう足りない時代に来ているということですよ。最近の私が

経済紙を毎月とっているやつの中で、小中学校のどこの小学校がいい、中学校がいいとかいう中で、どこがどういったことに取り組んでいるというような小中学校の紹介がありまして、その中の最新キーワードとして、どんな教育が行われているのかってその学校でですね。アクティブラーニング、これは文科省が提案した言葉で新学習指導要領の主体的、対話的で深い学びを求めるっていうことですね。それとまた問題解決型学習に取り組んでいる学校、社会問題や家庭の問いなど仮のですね、正解が一つでない課題に対し、解決策を求めていくというような知能をフルに発揮してくれるというようなことです。人工知能に負けてはいけませんよね。スチーム教育、理数教育に創造性を加えた分野横断型の学びと書いてありました。実社会の課題を発見し、クリエイティブな発想で解決する力を生む。これってまさに今の時代、ソサイエティ5.0をきちんと正面に捉えているのかなと思いました。アントレプレナーシップ教育ですかね。困難や変化に対し自ら行動を起こし、新たな価値を生み出す精神。これを読んだだけでも、いろんな学校がすばらしい日本人を育てようと躍起になっている状況に、我々公立、町立のそういった学校が後れをとっていいのかなと教育長は3期目ですよね。3期目何を求めましょうか。私は求めたいのは費用対効果ですよ。時間とお金とそういったものを十分かけてきたはずですよ。3期目ここで発揮してもらいたい。今まで2期目で何か我々感じましたか。厳しいことを言うて、今日言いましたよね。それを延々と私はこうやりました。ああやりましたというのは、これはあくまでも言うておきますけれども、それって自己満足なんです。社会はどういうふうに変ったか、またどういうふうに変化したか。人としてそういった人物に育っているかというものが問題であって、私は何をやりましたとか、自己満足の答えはいりません。これは結構町長も使いますよね。昨日までの一般質問を聞いてきましたけれども、こうやりました、ああやりましたというのを結構言われてました。そうかなと思ってましたけれども、要はそれが結果として世のため人のためなるかどうかなんです。それを自己満足で自分で採点つけるというのは、これは全くずれてまして採点を付けるのは第三者ですよ、他人ですよ。我々の評価ですよ。そのために我々は公金を使って、町長がいてそして教育長がいて我々議員がいて、代表制民主主義でこういった町の大きな流れというものを議論していくわけですよ。ですから、今の時代をきちんと把握してそれに負けないような凌駕するような教育体制というものを求めたいと思います。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 永田議員の質問にお答えいたします。

「教育者に欠かせない生成AIの知識と変わりゆく社会の現状と今後の方向性を知らずして教育は成り立たない。文部科学省の指示を待っていても時代遅れの感が強いのではないか」との内容でした。

現在、代表的な「生成AI」のサービスとしてChatGPT、GoogleのGemini、MicrosoftのCopilot等があり、その技術はさらに進化しています。

議員がおっしゃるNVIDIAについてもAI時代にマッチした高性能GPUの開発、製造を行っており世界の最先端企業であると言えます。

NVIDIAのCEOジェンスン・ファン氏もAIに精通しなければ時代に取り残されると人工知能の重要性を強調しており、新たな産業革命と表現するほどです。

この「生成AI」の進化が進んでいく中で、住民向けとして、これ先ほど議員がおっしゃるところ本当に入り口の入り口になりますが、インターネットの情報技術を利用、体験していただくスマホ教室の開催や町職員において、業務効率化・行政サービスの質向上に向けた「生成AI」の活用研修等を進めていきます。

教育分野においても、今後、様々な取組が実施されていくと考えます。大津町においても少しずつではありますが、AIを活用した教材の導入を進めております。

これは子供たちが教材を使う中で、特に間違いが多かった傾向のものを集中して作るというような教材になっております。ただ、これはあくまでも子供たち側からすると受け身の活用になりますので、議員おっしゃるとおり、例えば検索をするにしてもChatGPTを活用するにしてもどういったインプットをするかによってできるデモのアウトプットは変わってきます。そうした力が必要だというふうに思っておりますし、このジェンスン・ファン氏も将来的には極端な話をするとプログラムもいらなくなると。ChatGPTで言葉で命令すれば言葉が生成できる、あるいは映像まで生成できる。そうした中でAIが仕事を奪うのではなく、AIを使いこなす人に淘汰されるというふうな話をおっしゃってます。そうした中、子供たちに新たな時代で必要とされる能力というのはしっかりと教職員の育成も含めてやる必要があると思っております。

今後も文部科学省からの情報はもとより、教育委員会と連携し、情報化技術の今後の進展にもアンテナをはりながら、まちづくりと教育分野においてもAI時代の流れに遅れることなく住民の皆様への情報発信・啓発並びに、教育者の研修、知識の向上に努めていきます。

○議長（桐原則雄） 吉良教育長。

○教育長（吉良智恵美） おはようございます。永田議員の「教育者に欠かせない生成AIの知識について」の御質問にお答えします。

多様な子供たちに、最適化された創造性を育む教育の実現を目指すGIGAスクール構想において、学校教育現場もDX化が図られ、教室においては児童生徒が一人一台タブレット端末を活用しながら学ぶ姿が当たり前の時代になっています。

社会の在り方そのものが、これまでとは非連続と言えるほど変化の激しい時代にあって、議員御指摘のとおり教職員のICT活用能力やAIに関する知識の向上を図る必要がより一層高まっていると考えています。

現在、熊本県内の学校では、各自治体で使用しているタブレットやアプリが異なる状況にあることから、教育委員会としましては、大津町で導入しているタブレットやアプリの活用を学んでもらうため、年度当初、町外から転入してきた教職員を対象にICT活用指導力向上研修を実施しています。

また、年間を通して計画的に情報教育担当者会議を開催し、教職員のICT活用力向上を図っています。学校の核となって情報教育を進める情報教育担当者が、それぞれの学校のICT活用の状

況を話し合いながら課題を明確にし、先進的な取組事例や、町内の優れた実践例から、今後の取組を協議し、各学校の校内研修につないでいるところです。この研修にはＩＣＴ支援員等の専門的知識や技術を持っている方も度々活用しているところでございます。

本町におきましては、授業中に活用できるＡＩ機能を備えた教材等は、まだ導入していませんが、児童生徒のタブレット内には、学習支援ドリルソフトを入れており、その中の一部の教科にはＡＩ機能を搭載しているものを導入し、個別学習を中心に活用しているところです。今後、ＡＩ機能ソフトの導入を増やし、授業で活用していくことも考えています。

このような取組は、まだ充分とは言えませんが、教師のＩＣＴ活用力の向上につながっており、授業が変わりつつあります。児童生徒が課題意識を持って主体的に学びを進める授業の工夫の中で、一人一人の児童生徒に、知識・技能のみならず、思考力・表現力・判断力等を育成することができるよう、今後も、教職員研修を充実させていきます。

なお、議員御質問の「生成ＡＩ」は、「ジェネレーティブＡＩ」とも呼ばれ、様々なコンテンツを生成できる「ＡＩ」のことです。従来の「ＡＩ」が決められた行為の自動化が目的であるのに対して、「生成ＡＩ」は、データのパターンや関係を学習し、新しいコンテンツを生成することができ、情報収集、分析の効率化、文書、画像の作成など、生産性の向上が大いに見込めるというメリットがあります。

「生成ＡＩ」の先駆けとなった「ＣｈａｔＧＰＴ」は２０２２年１１月に公開されました。世界を巻き込みながら進化を続ける「生成ＡＩ」の、教育現場における利用につきましては、様々な議論があることから、昨年７月、「生成ＡＩ」について、文部科学省は「初等中等教育段階におけるその利用に関する暫定的なガイドライン」を作成し、全国の自治体・教育委員会に、活用の適否を判断する際の参考資料として通知しています。

その上で、これからの時代に必要となる資質能力をどう考えるか、そのために教育の在り方をするように見直すべきかなどについて、継続して審議・検討していくこととしているところです。

学習指導要領では、「情報活用能力」を学習の基盤となる資質・能力と位置づけており、それを踏まえれば、「生成ＡＩ」は新たな情報技術であります。「生成ＡＩ」が、どのような仕組みで動いているかという理解や、どのように学びに生かしていくかという視点、近い将来「使いこなすための力」を子供たちに意識的に育てていくという教育現場の姿勢は重要であると考えています。

しかし、「生成ＡＩ」には、利便性の反面、個人情報流出、著作権侵害のリスク、偽情報の拡散、批判的思考力や創造力、学習意欲への影響など、様々な懸念も指摘されています。

したがって、教育現場における活用にあたっては、利用規約の遵守はもとより、事前に、児童生徒に対して「生成ＡＩ」の性質やメリット・デメリット、ＡＩには自我や人格がないこと、生成ＡＩに全てを委ねるのではなく、自己の判断や考えが重要であることを十分に理解させることや、児童生徒の発達段階を十分に考慮する必要があります。

その上で、個別の学習活動での活用の適否については、学習指導要領に示す「資質・能力の育成」を阻害しないか、教育の目的を達成する観点で効果的か否かも判断すべきであり、議員御指摘のと

おり、今後、学校教育において、道具として「生成ＡＩ」をどのように活用するのか、その判断をする教職員の知識や活用力の育成は欠かせません。

現段階において、町内教職員で「生成ＡＩ」を活用している教職員は、そう多くはありませんが、教職員が校務処理等で「生成ＡＩ」を使ってみることを入り口とし、文科省における「生成ＡＩ」パイロット校での実践例等を参考にしながら、学校教育における「生成ＡＩ」の活用については、研究していきたいと考えています。

子供たちの主体的、対話的な学習の創造に向けて子供たちが未来をたくましく生きていくそんな力をつけることが大事でありますので、今後も新たな知識に対して関心を持ち、学ぶ姿勢を持った教師の育成とともに、それらを用いて未来を切り拓く力の育成に努めてまいります。

○議 長（桐原則雄） 永田和彦議員。

○１３番（永田和彦議員） 再度質問いたします。

予想通りの答弁だったかなと思っております。要するに予想されている答弁、それは私もそっち側の人間だったらそういうでしょう。問題だ問題だ問題だと。どれがデメリットか、どれがメリットか検証が必要であり、使うのが怖くてたまらんというようなことを言うでしょうね。

それが既に遅れてるんですよ。私は基本を外せとは言いません。こればかりやれとは言っていない。要は時代の流れをきちんと把握してほしいと言ってるんです。その中で何パターンか私も考えてみましたけれど、どうやったらそういったものがうまく導入できて、そして真にこの町の子供たちにまたその親御さんたちにも喜ばれるのかなというものを考えてみました。私もたくさんデータとして新聞の切り抜きが結構多いです。それとかいろいろ経済紙の切り抜きとか多くてそれをまとめることっていうのは実は多いんですね。その中でも今日インテルのＣＥＯだったかな。今日の新聞に載ってたんですけども、ＮＶＩＤＩＡに負けない、そういったボードを私たちは作りますと今日載ってましたよね。競争がものすごくくなっている。またこのジェンスン・ファンもちろん負けないようにそういったものを予測して作っていくでしょう。もちろん株価ものすごく上がってこの一番下の下段のほうに書いてますけれども、今月の５日に初めて時価総額が３兆４６８兆円です。もう５００兆円のっくらせんですかね。要するに勝ち組なんですよ。かといってこの人おごったようなその辺のいばったような感じなんか全然しませんよね。戦いの中に身を置いているからでしょうね。やはりそういった人っていうのは引き締まっています。

私はその中でこういったかたちで進めるのかなといったら、面白いものが切り抜きの中にありまして、これも最近のやつですけども、ソニーの元社長の平井一夫さんのこれ切り抜きを持ってきたんですけども、この中で教育への提言といたしまして、教育格差とかこれからの教育に欠かせないものは感動だによって書いておられるんです。感動というのはどこで生まれると思いますか。それってですね、我々が今まで見たことも聞いたこともない、新たな世界、それに接したときに感動するんですよ。それを今の企業というのは作っているんですよ。だからこそ取り組むべきものですよと。均衡の上に座ってますよと。この方ジェンスン・ファンあたりも言うんですよ。そしてまた今日のそういったインテル側の基調講演の中にも、もう否応なしにいろんなものにＡＩは入って

くるんだと。言いましたとおり、これって去年か何か使った私のデータですよ。ソサイエティ5.0になったらこういった世の中になるでしょうという予測ですけども、正しくそれってなってます。これよりももっとより良くなっていってます。結局使う側がいろんな知恵を出し合ってより良きものにしようという競争なんですよ。それこそ感動体験の仕事なんですよ。仕事であり世のため人のためになるやつなんですよ。こういったものを大切にしないかんと思っております。

結局、こういったIT技術のときもだったですけども、みんな使いこなしてない。私って結構将来予測っていうのをするでしょう。これ何でかと言うならば、その情報の中に将来が見え隠れする場合があるからです。それをきちんと整理整頓すれば、どっちの方向に行ってるのかなというのが見えてきます。その中でなった場合、ならなかった場合という仮定の将来を作り立ててそれを考えていきます。これは私のIQの成すところでありますから、ずっと低いやつですよ。謙遜して言ってますけれども、それぐらい時代の波というのは急激ですよということです。

このことに絡めて、私は教育とか福祉とか弱い部門は何かと。福祉に役立てるための先ほどジェンスン・ファンが言った言葉を言いましたけれども、そういった医療とかいろんなものに役立たせるという介護とかも飛躍的に良くなる可能性というものはあります。その中で我々個としての人間が人格を高めていい人生を送っていくにはどうかっていうものが、やっぱり最終的に考えるんですよ。私はこんなこと言ってますけれども、もう今年65になりますから、あくまでも引退したらアナログの世界ですよ。野山に行って遊ぶ、今もですけども、休みの日には。結局そこなんですよ。デジタルから離れます。そういったことは決めてますんで、全くそれがうまい具合進んでいるという私自身なんですけど、私は経済と何で絡めるかというならば、この中のこれからの予測の中に世界は人口増加傾向なんですよ。日本は減ってますよね。その中でマーケット時代はどんどん増大していつているんですよ。その理解と分析が必要ではないですか。そのための知識を今のうちに育みなさいと私は言ってるんです。それを身に付けておかないと、そういった増大するマーケットの中で、もうけという言い方は商売の言い方だから正しくないかもしれませんが、きちんとした収入を得てそして生きていくこと、収入を得ることって大切じゃないですか。その中でいろんなかたちでいろんな仕事もこなせるような人材になってもらえればいいじゃないですか。私はそのために欠かせないんですよ。だから今急ぐべきですよということを言っております。だから今見つめるべきは世界なんですよ。世界は人口がどんどん増えて、我々が考えたことを、そしてプログラムしたことをいろんなものが売れるんですよ。今以上にというマーケットが潜ってますよと。

だからその中で子供たちにありきたりな、ありきたりはいかんですね。国策ですから義務教育というのは。基礎基本は身に付けながら、時代をきちんと把握していただくというのがやっぱり必要ではないかなというふうに考えます。

ここですら、町長、教育長に言いたいのは、教育に対する高き理念とは何ぞやて私言いたいんですよ。このときに教育が今までのずっと育んできたものの枠内でしかその答えを出せないならば、本当の理念とは私言えないと思います。時代の流れをつかんでないからですよ。だから時間の流れ、時の流れと将来像を予測しなくては、そういった正しい理念みたいなのが生まれないのかなと。や

はり教育長あたりは教育に対する教育理念というのは、より高く持っていただければ先導者ですからならないということですね。これはもう3期目ですので、そういったところはきちんと抑えて、私はこういった理念を基にそれも更新しながら今があるんですというぐらいのことはやはりいうべきではないでしょうかね。そこを求めたいと思います。

町長の答弁はいりません。教育長の答弁を求めます。

○議 長（桐原則雄） 吉良教育長。

○教育長（吉良智恵美） 永田議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず今永田議員からお話があった中で、感動が大事であるということに関しては、私も同感でございます。子供たちが学校で様々な具体的な体験、様々な新しい知識に出会う体験、そういったことをしながら感動をするという体験はとても大事であり、このことが将来を開いていく子供たちの大きな力につながっていくと思っております。このことは、議員が常々おっしゃっていらっしゃる将来をたくましく生きる力であったり、また困難に出会ったときの折れない力こういったものにつながっていくと思っております。また、見つめるべきは世界である。その通りだとも思います。やはり子供たちが今学んでいて、学んだことがやはり世界で活躍するための基盤になっていくこのことがとても大事でありますし、そのための基礎基本を身に付けながらしっかりと育ててほしい。そのための教職員を育ててほしい。そういわれたことに関しても同感でありまして、今しっかりとやっているところでございます。

その上で私が教育長としてどのような理念を持っているのかということに関しましては、新たな理念というよりも、教育長になった時点からやはり子供たちが将来に向けてたくましく生きていく、そんな子供たちを育てていきたい。大津町からできれば、世界に羽ばたくようなそんな子供たちが育っていったほしい。そういう思いを持ちながらこれまで取り組んできました。何をしました、何をしましたということではなくて、成果が大事であるということもおっしゃいましたけれども、成果と言いますか、この6年間の中に大津町のICT環境というのは決して県内で最先端のものではなく、むしろ遅れている状況の中でしっかりと町長部局とも連携しながら、今では管内でもかなり進んだ整った環境であるというところまで持ってきております。その中でやはり子供たちがICT活用しながら学んでいくということは、世界に通じる教育を受ける環境をしっかりと整えているということにもなるのではないかと思います。そういう中で本当に精一杯各学校の校長、様々な研究主任、そういった先生方とも定期的に会議、研修会を開きながら、子供たちの実態に沿った様々な教育のカリキュラム等を工夫してきております。理念だけが先走っても私は子供たちは育たないと思ってます。世界に通じる子供たちを育む。だけどそのために今子供たちの実態はどうか。その実態をしっかりと把握しながら必要な教育、必要な活動といったものをこれまでも積み上げてきましたし、これからも積み上げていこうと思っているところでございます。

○議 長（桐原則雄） 永田和彦議員。

○13番（永田和彦議員） 再度質問いたします。教育長にですね。

実際にこの時代の流れというものは、どこの教育機関も、こう見過ごせないものになっておりま

して、東京大学におきましても新たな取組というものは既に始まっております。これは、半導体教育プログラムでスピリッツというらしいですけども、東京大学において幅広く半導体の素養を身に着けた人材の輩出に取り組めますということで、横断型教育プログラムということですね。ですから、複数の部局において開設している講義、講演等をひとまとめとして復習するものであって、このプログラムは、半導体に関する素材、プロセス、デバイス、回路、プロセス、アーキテクチャを俯瞰する基礎的な講義。及び半導体に関連する知財、戦略、産業界を中心に一線で活躍する研究者による特別講義、これ大切ですよ。半導体業界の経営者による半導体戦略を俯瞰して習得することを目指しておりますというかたちで、東京大学で何学部を出たとかでなくて、全てがその基礎的な半導体の要素は持ち得なさいというプログラムになっているということは、東京大学といえはどうでしょう。日本が誇るナンバーワン、ナンバーツーどうでもという人がおりますけれど、ですよ。もうそういった取組をされているということです。

そしてまた理念が先行するばかりでは駄目だと。いうことを言われましたよね、一昨日でしたか、小学生の子供たちが傍聴に来てましたでしょ。これって学校はあってなかったんですかね。私実態が必要だと言ったときにぴんとききました。学校に行かないでここに来たんですかね。それ非常に心配で、そこのところはチェックされたのかな。基礎基本ですよ。教育を受ける義務、教育を受けさせる義務、3大義務の中の一つですよ。それを行ってない子供さんがもし来たとするならば、そういったことは日本の姿勢としてきちんとして対応するべきではないですかね。半導体以前の問題になってきますよね、これ。ここのところはチェックしておきたいと思います。それを何もやらなかったのならば、理念とか教育をどうするああするという以前の問題ですよ。そこのところはきちんと対応されたのか質問します。

○議 長（桐原則雄） 吉良教育長。

○教育長（吉良智恵美） 理念だけでは駄目だと言っているのではなくて、理念を持ちながら実態を踏まえて高めていくということですので、そこは御理解いただきたいと思います。

それから永田議員の再々質問にお答えしますが、まず半導体に関する研究を東大の皆様方されていると。これはいいですか。わかりました。

傍聴席の中におられた数名の子供さんでしょうか。学校においては校外学習がございますので、授業の一環として、もしかしたら主権者教育の一環で子供たちに議会の見学に連れてこられるケースもあるかと思いますが、ただ数名の子供さんたちであったとすれば学校側から子供たちを引率されてきておられたのではないかと思います。じゃあどういう状況で子供さんが来ておられるかということですが、もしかしたら保護者の方が学校を休んでいるので、連れてこられたケースもあるかと思いますが、ちょっとそこはまだわかりません。学校、小学校もたくさんありますので、そのことに関しましては今後調査をさせていただき、対応が必要であればきちんと対応していきたいと思っています。

よろしいでしょうか。

○議 長（桐原則雄） 永田和彦議員。

○13番（永田和彦議員） 次の質問に移りますが、私が聞いた話と随分違いますので、よくチェックをお願いしておきたいと思います。

重要な町の人材でありますので、きちんとした小学生は小学生なりの正しい生き方を身に着けてほしいなと思う次第であります。

次の質問に移ります。

町長に対してですけれども、外国人犯罪に対しましてですね、ちょっとあまり時間がないんですが、ここの質問の要旨というものは書いております。これは一つの図を今出しましたけれども、ここで目につくのは、技能実習とかたちで日本に来られるという方が増えておりますよね。結局、最近どこの国でしたか、ベトナムの人だったですかね。強盗が起きたりとか、そういったものがいろんなところだけでなく中国系の人とかいろんなかたちというのが、ネットを調べればたくさん事件が出てきます。そして、そういった方々というのは、在留資格がなくなって不法民のかたちでどっかに隠れておったというようなものもあります。

ここで気になるのが、我が大津町におきましても、例えば町営住宅に対する私は立場上、入居審査会に属しておりますけれども、そういった中でも外国人の方の入居申込みが多くなってきております。外国人の方が何か悪いとか良いとかいう問題ではなくて、もし我々が日本人として他の国に行って、何人かが逆に技能実習とか留学で行ったとしたときには、やっぱりグループになると思うんですよ。ですから、そういった方々というのが一つのグループになって10人、20人と集まれば、そのもともとの住民からするならば怖い存在になりはしないかなという危惧があります。

そしてまたTSMC効果によりまして、先日TSMCの地下2階の水処理施設を見ましたけれども、あすこの巨大な施設を見たときに、例えば先ほどの質問の中にもJASMですよ。TSMCのというメーカーに対して、いろんなアメリカのインテルとかも出しはじめたとか、それとかももちろんさっきのNVIDIAとか、ということはJASMだけの人材ではなくて、その関係者、例えばアメリカの人とかいろんなヨーロッパの人たちとかも来る可能性というのがたくさんあるわけです。そういった大きい企業というのは、世界各国に支店なり、何なりがありますので、世界各国からくる可能性だってあるわけですよ。そういったときに我々ってどう対処しましょうか。そのときにやっぱり日本人に対して、例えば白人のアメリカ人あたりは結構でかいですよ。そういった方がファッションセンスもいろいろ違いますんで、髭ぼうぼう伸ばしてですよ、入れ墨たくさんいれて歩いていくのはやっぱりびびりますよね。結局は、こいつとやりあったらばとか思いますよ。自己防衛というのはするものですよ。その感性を持たなければ、生きていけないというのが人間ですから。ですからいろんなかたちで今度出したやつは居空き、空き巣、忍び込みこういったやつがありますよ。そして有効な防犯対策、これって家のことなんですけれども、私たちが飲み食いに行ったりとか、いろんなかたちで外で遊んだりするときに、そういった方々ががち会うかもしれない。もちろん友好に行きたいですよ。ただ、そこで無防備になってしまったならば、今度は怖い部分もありますよね。特に男性女性言ったら何かいけない世の中に段々増えてきましたけれども、女性って狙われる確率というのは、どこの国でもやっぱり高いというデータが出ております。それって怖

いし、私がどこの国も今困っているのは人口増加している世界は。て言いましたよね、町長。これはそれに対して、先日の欧州議会、EUの議会で極右政党あたりが躍進しました。ですよね。結局保護主義がまた蔓延してきてるんですよ。日本でもそういった動きあります。私もどちらかと右側の人間ですよ。保守主義ですよ。やっぱりその外国人から侵されたくないという気持ちはたくさんあるわけです。かといって、友好に手をつなぎたいという気持ちもあります。ただこれをうまくいかないと、してまたいろんな存在が目立ってきますと、例えば長野とかいろんなところで夜中に押し入って、布団の上で馬乗りになって刃物を突き付けて金を出せとか、そういったことがあったとすれば、それがここではベトナムの人を全部悪くいうわけではありません。一例として出しているだけですけれども、ベトナム人の人みんな悪く見えたりするわけですよ。これってマイナスだろうと思います。だからそういったところもきちんと我々は消化しなければならないと思うわけです。だからその手立てとして世界の人口が爆発していく、その中で不法移民問題というのは、アメリカでもずっと昔から大きな問題であります。ヨーロッパもそれがきております。そういった行くところがなくなった人たちどこに行くと思いますか。移民受入れとか、いろんなかたち、難民受入れとか、世界は迫ってきますけれども、そういった事情があるから日本に受け入れてほしいって言うんですよ。それに平々凡々とそのうちの首相はやりますとか言ったかもしれませんが、地に足がついていないような答弁が多いですから、聞きよったら。我々は自分の身を守らなくてはならない。もちろん一義的には自己防衛です。例えば昨日までの質問でも、ここが危険だとかあそこが危険だからとか、まず自己防衛がこれは基礎基本ですよ。危ないところだったらよけてとおらなきゃ。当たり前のことですよ。金を使うことしか言わんならきりがないわけですよ。ですから、我々ができる防衛というか、防犯につながるものというものを町としても何らかを出すべきではないかなというふうに考えます。すみませんが、時間がなくなりましたが、ある範囲でできる範囲でお答え願いたいと思います。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 永田議員の質問についてお答えいたします。

御指摘のように日本は少子高齢化の中にありますが、世界のほうは非常に人口増加の傾向にあると、また特に大津町の場合にはJ A S Mの進出等もありまして、この2年間ほどで400名だった外国の方が八百数十名と倍ほどになったような状況でございます。

実際の外国人の犯罪件数、検挙率でみますと実際日本人ほどそれほど差は出なくなっておりますけれども、ただ、外国の方が増えてきているので掛け算とか実数はかなり増えてきていると認識しております。

また、住民の方の安全安心ですけれども、やはり私はいつも言うんですけれども、安全と安心と二つあると思ってまして、安全は実態としてまさに安全であるようにやっていく。ただいくら整えても住民の方が不安であれば、大事なことです。一つはしっかりと外国人に対する誤解の中にはあると思いますので、そういったところをちゃんと解消していく中で地元の方々が平穩に暮らせるような体制を一方で作りながら、ただいま行っていることとして、シルバーさんによる見守りで

すとか、あるいは防犯協会を通しての防犯カメラの設置事業、あるいは警察と連携しての「ゆっぴー安心メール」や「からいもクン便り」、あるいは私もそうです担当課のほうとも大津警察署とも連携を深めておりますので、実態としても一つ一つより高度な体制を整えていきたいと思っております。

また先ほどおっしゃったように外国人の方の中で一番多いのは組織犯罪というふうにも聞いておりますけれども、実際は２番目に多いのが生活困窮によって犯罪に走るというふうにも伺っています。

そうした中で日々のトラブルですとか、生活困窮された方が望まずして犯罪に走ることがないように、大津町役場としても例えば地域日本語教室ですとか、あるいは多言語化ですとか、住み暮らす方が住みやすい。またごみ関係に関してもよくあるのが、やはり外国の方が出し方等もわからなくて近所とトラブルになる。そういったこともありますので、そうしたことを外国人向けにもしっかりと啓発をしながら、そして日本人向けにも啓発をしながら、もう一つがやはり技能実習生が非常に多いので、ちゃんと町からも発信しながら雇主の会社のほうとも今連携しておりますので、引き続きしっかりとやっていきたいというふうに思っております。

○１３番（永田和彦議員） 終わります。

○議長（桐原則雄） しばらく休憩します。１１時１０分より再開します。

午前１１時０１分 休憩

△

午前１１時１０分 再開

○議長（桐原則雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

坂本典光議員。

○１２番（坂本典光議員） こんにちは。坂本典光が一般質問をいたします。飲んでいる薬のせいで声がかすれておりまして、お聞き苦しいと思いますが、お許しいただきたいと思っております。

第１問は、大津大好き人間を育てるということです。町長に就任した人はもちろん大津大好き人間でしょうが、職員、町民を大好き人間に育てることは大事なことです。言葉で好きになれと説いてもそうなるというものではありません。私が大津町で体験したことを中心にしてそのヒントを感じ取ってもらえれば幸いです。

５月２２日、桐原議長と一緒に県関係国会議員への要望書提出のために東京に行ってまいりました。参加したのは菊池郡はじめ阿蘇、天草、上益城、下益城、玉名、球磨、芦北などの県内の町村です。衆議院、参議院議員に各郡ごとに要望書を提出しました。各大臣から明確な返事があったのは、ＴＳＭＣ関連の道路関係でした。それぞれの町から「北はええな」、「菊陽と大津町ばかり」というため息がきこえました。人口も大津、菊陽は増加しております。ただ喜ぶだけではなく、市町村は人口が多いところ、財政が豊かなところ、勢いがあるところが有利であるということを認識した次第です。よそに負けないような大津町をつくるべきだと思います。そのベースになるのは大津町大好き人間を育てることであり、また頑張るところにお金を出す姿勢を町長が示すべきではありませんか。

今から36年前に政府はふるさと創生事業として、各市町村に対し地域振興のために1億円を支給しました。俗にふるさと創生1億円事業と言われております。交付制のかたちで支給され使い道は市町村に任せるというものです。3期続いた西岡町長は退任され、3月に荒木時彌氏が町長に就任されております。1990年、平成2年5月の広報誌によれば、ふるさと創生事業の1億円の使い道がこのほど決定し、小学生からお年寄りまでを対象にした海外研修に使われることになりました。1億円はそれまでふるさと基金としてプールされていましたが、これを毎年2千万円ずつ取り崩し、5年間を通して人材育成のための海外研修費に充てようというものです。町が助成する金額は必要経費の3分の2以内で、残りは個人負担となります。最初は5コースが計画されました。21世紀虹の夢コース、行き先小学生は韓国、10人程度、行き先中高生はアメリカ、10人程度、マドンナの翼コース、行き先ロンドン、パリ、ローマ対象女性20人、なんでも見てやろう英知の窓コース、行き先オーストラリア、対象50歳以上、新絹の道コース、行き先アメリカ西海岸、対象職業人20人、さらに、吹きまくれ維新の風コースもあり町内の各種団体のリーダーを育成するために設けられたもので、その都度本人の希望する国に派遣するとしています。もちろん町の職員が同行しました。基金は5年間で使い切りましたが、その後中高校生を対象とした姉妹都市アメリカネブラスカ州でのホームステイ事業として今でも続けております。町民が自分たちで計画し海外に視察に行って違う世界を体験する。人材育成を目的とした投資です。参加した人たちはその後大津大好き人間として活躍されたと聞いております。随行された職員も大いにやる気が出たことでしょう。こういう企画はお金があつてできることです。当時の日本は経済が絶好調でした。

次に大津町運動公園スポーツの森のことです。1994年、平成6年、広報おおづ10月号からの引用です。大津町運動公園建設事業の基本計画がまとまりました。建設地はJR豊肥線に隣接する森、吹田両地区の約26ヘクタール、総事業費は約58億円、全国規模のスポーツ大会から日常の私たちのレクリエーション活動まで、幅広く対応できる施設としてまた都市化の中で住みやすい町としてイメージアップとして大きな期待がかかります。更に平成11年には、2巡目となる国民体育大会が熊本で開催されることになっており、本町はサッカー競技場の会場地として決定を受けています。

これらのことを契機として利用者が満足できる質の高いスポーツの施設を建設し、町民の体力と健康の増進、競技力の向上、スポーツの基礎作りを目的としてサッカー競技場を中心とした運動公園を建設するとしております。建設地は森、吹田にまたがる約26ヘクタールとされております。平成11年10月24日から28日までの5日間、熊本国体サッカー競技青年男子が開催されました。各県の選手団は町内で民宿をしました。民泊による各県の選手との交流も町民を大いに盛り上げました。このときの人口は2万8千人です。

その後、荒木町長から大村町長にバトンタッチされました。その頃国は強力に合併を推進しました。大村町長は合志町、西合志町、菊陽町、大津町の4町合併のための法定協議会に参加すると発表しました。平成15年12月議会で、それに反対する私の一般質問です。表題は4町法定協議会離脱についてです。大村町長の提案で大津町は4町法定協議会に参加したのは周知のことです。国

は1万人以下の小規模町村の合併を強く推進しております。全国の町村数は約3千200、うち半数の1千546が1万人以下の町村です。人口3万人以上の町村は118、全体の5%しかありません。大津町の人口は3万人弱であり、規模の面からみても小さな町村ではありません。また財制面からみれば県下でナンバーワンの有料な町です。自分を安売りして4町合併に走る必要はありません。大津町は交通の利便性もあります。水資源にも富んでおります。将来性のある町を経営発展させる自信がないようでは、大村町長は大津町長として元気がなさすぎます。大津は宝の山と言っていた町長就任時のファイトはどこへ行ったのか。あたかも4町合併が確定したかのように法定協議会から新しい市に対するアンケート調査、あるいは新市の名称募集などが町民に配られています。町民は自分たちに十分な説明もなく、合併は決まったことなのかと不安がっております。早急に4町法定協議会から離脱し、大津町の利益にかなう大津町を中心としたまちづくりを進めるべきですと質問しました。

その後、合志、西合志、菊陽の3町と大津町の意見は合わず、結局大村町長は法定協議会を離脱しました。合併は中心になったところが栄えるものです。もし合併して東熊本市が誕生していたら、新庁舎は現在の合志市の庁舎と計画されていました。三里木から合志と光の森が中心になったはずです。大津町がなくなれば今まで大津町役場に向かっていた人の流れは変化します。北部の人も南部の人も人の流れは直接に西に向かっていたでしょう。新市の東端となった大津町の大半が市街化調整区域になって開発ができない過疎地になっていたでしょう。それほどに大津町に影響を与える合併問題でした。

今菊陽にTSMCが進出しましたが、大津町には開発を規制する市街化調整区域がないために関連企業やホテルマンションなどの商業施設が大津町に建設されていることを忘れてはなりません。金田町長が体験していない大津町の歴史を述べてきました。これから大津大好き人間を育てるためのヒントをつかみとってもらいたいと思います。単に広くお金を使うのではなく、頑張る人、団体を中心に補助金を出すべきではありませんか。

1回目の質問は終わります。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 坂本議員の質問にお答えいたします。

まずもって、坂本議員におかれましては、国への要望書提出などで上京いただき、各大臣への要望活動に御尽力をいただいていることに、お礼申し上げます。

さて、このたびの「大津大好き人間を育てる」という御質問について、議員御指摘のとおり、大津町を盛り上げ、支え、そして元気にするのは、大津町を心から愛し、各分野で取り組む方々の存在あつてのことだと私も感じています。

実際に、地域活動やお祭り、スポーツや文化活動、子供たちの支援や防災、交通安全などから福祉に至るまで、多くの分野でまちづくりは支えられており、これは役場だけの力ではとてもできるものではありません。

また、町の発展・繁栄に向けた取組を進めるにあたって、様々な分野で「自分たちの住み暮ら

す、そして愛する町を自分たちでより良くしていこう」という、一人一人の意識が不可欠であると考えています。そして、そうした思いは、「当事者意識」や「協働」、「地域共生」ともつながるものです。ただし、町がスローガンを掲げただけでは「大津大好き人間」を育てていくことには限界があり、町の「歴史・文化をはじめとした様々な魅力」はもちろん、「町の現状や進む方向などを分かりやすく発信すること」や、議員御指摘の通り、「頑張ろうとする人を後押しする施策」なども必要だと考えています。

そのためにも、就任以来、歴史文化伝承館における新たな施策や町のSNS発信強化を含め、大津の歴史文化や、更なる魅力の更なる発信に努めるとともに、本年度も今週金曜日から予定されていますが、毎年「校区別まちづくり懇談会」や、私自身の中学校でのまちづくりに関する講話、などを行ってきました。

また、頑張る方々を応援する取組としては、私が議員のときに提案し、家入前町長に導入いただいた、時代の大津町のまちづくりの担い手となる人材を育成する経費に対し、補助金を交付することにより、「夢と希望が叶う元気大津」の実現を目指すことを目的とした「大津町まちづくり担い手育成事業」なども継続しております。また、一昨年から新たに導入した「大津町創業補助金」においても新たなチャレンジを応援することで、これまでの2年間に新たに26の事業が町内で誕生しており、町の活気にも寄与しているのではないかというふうに思っております。また農業分野でも本年度はスマート農業にチャレンジする農家の皆様向けのメニューも創設していますが、金銭面に留まらず、今後も頑張る方々を支援していくことで、また、大津町のためにも頑張りたいと思う方をより一層増やしていくことで、町の更なる発展・繁栄、ひいては住み暮らす方々の幸せにつなげていきたいと考えています。

また先ほどヘイスティングズ等への国際交流の話もありましたが、私自身本当30年前になりますけれども、中学1年生のときにチャレンジさせていただきまして、そのことがやはり当時大津町を応援していただいたという郷土愛にもつながっておりますし、その当時行った別の子供たちも今例えば国際交流協会で会長を務めたりですとか、様々な面で町を愛しながら活動しているところで

す。

また、大津町スポーツの森の話もありましたけども、やはり町を愛するには希望というものも大事だと思っております。そして、期待ですね。そうした中、現在新たなグランドデザインとして町の工業団地あるいは中間駅、駅周辺整備、道路整備、子育て拠点整備等を計画しております。やはりお金の問題、あるいは人手の問題、困難は様々なありますけれども、しっかりと役場一丸となつてやりながら住民の方々にも御説明御協力を仰ぎながら、着実に進めていくことで大津大好き人間の育成にもしっかりつなげていきたいとそうように思っております。

このように、日々のやり取りに加え、様々な具体的な取組・制度も通して郷土愛をしっかりと育てることで、議員御指摘のようなより良い大津町をつくりあげることにつながっていくものと考えていますので、より一層広尽力していきます。

○議 長（桐原則雄） 坂本典光議員。

○12番（坂本典光議員）　まとめに入ります。多くを語りません。

1億円を人材育成として海外研修にあてた勇気と決断の西岡町長、2万5千人しかいない人口のときに大津町に58億円の巨額を投じてサッカーのまちを目指して成功させた荒木町長の決断と信念から学ぶところは大了。現在の人口は3万6千人です。自分一人では小さな力しか出せませんが、大津大好き人間を増やしていけば、大きなうねりになります。

金田町長、頑張ってください。

2問目に入ります。大津町身体障害者福祉会の活性化についてです。人は希望がないと生き生きと生きていきません。パラリンピックを見てわかるように、障害があっても持てる能力を精一杯生かして一生懸命に生きる姿は人々の感動と尊敬を生みます。同じ障害を持った人たちのコミュニケーションの場は大事です。町に障害者手帳を持った人は多くいます。この福祉会の会員は8年前には100人ほどいましたが現在では40人しかおりません。今、町の手伝いがないとなくなってしまいそうです。何とかしなければならぬと思いますが町長の答弁を求めます。

○議　長（桐原則雄）　金田町長。

○町　長（金田英樹）　坂本議員の2点目の質問にお答えをいたします。

大津町身体障害者福祉会は、身体障害者福祉法にのっとり、会の円滑な運営と向上発展を期し、併せて相互の親睦を図り、障害者の福祉増進を図ることを目的としており、研修会や交流会、相談事業などを実施されております。

団体としてのこうした取組は、会員相互の親睦に留まらず、当事者としての課題や有用な制度等の会員間での情報交換、更に町としてもそれらの課題等を団体からもお寄せいただくことで、町施策の改善や強化にもつながるため、非常にありがたく思うとともに重要性を認識しております。

しかしながら、団体の会員数につきましては、議員がおっしゃるとおり、年々減少しており、平成27年度は93名でしたが、令和6年度は38名となっています。会員の高齢化による退会がある一方、新たな加入者は少なく、他の市町村の団体も同じような状況にあるようです。

このため町では現在、情報提供の一環として、身体障害者手帳を交付する際に、身体障害者福祉会のチラシを窓口で配付するなどして、同会の周知を図っているところですが、減少に歯止めがかかっていない状況です。

したがって、今後は団体とも改めてお話をさせていただきながら、町広報誌等も活用した更に積極的な周知等を行うとともに、社会福祉協議会とも連携しながら、一層の支援を図りたいと考えています。

なお、その他の詳細等につきましては、担当部長から説明をさせていただきます。

○議　長（桐原則雄）　大隈健康福祉部長。

○健康福祉部長（大隈寿美代）　こんにちは。坂本議員の質問について御説明いたします。

まず、組織についてですが、大津町身体障害者福祉会は、社会福祉法人熊本県身体障害者福祉団体連合会に加盟しておられます。県連合会は、県下19の市郡加盟団体、6つの障害別加盟団体により組織され、都道府県の連合会をもって社会福祉法人日本身体障害者団体連合会が構成されてい

るところでございます。

また、大津町身体障害者福祉会は任意団体ではありますが、町の部落差別等撤廃・人権擁護審議会や、各種計画策定委員会において、障害者の立場で御意見をいただき、町づくりに参画いただいているところでございます。

本町ではこれまで、「障害があってもなくても、互いに心ふれあい、ともに歩むまちづくり」これは障害者基本計画・令和5年度までの基本理念でございますが、これに基づきまちづくりを進めてきました。障害のある方が、同じ障害のある方と悩みを話せる、また情報交換できる場があるということは、町としましても、大変重要であると考えています。

このため、情報提供の一環として、福祉課窓口で、身体障害者福祉会のチラシを配付するなどして、同会の周知を図っているところでございますが、会員減少が続いているところでございます。

そこで、更に周知を図るため、以前、ある団体が会員減少の課題を抱えていた際に、町の広報紙に活動を掲載したところ、会員数が増加に転じ団体の活性化につながった例もありますので、広報誌の活用を考えております。

今後につきましては、今年3月に策定いたしました「大津町障害者基本計画」の基本理念でもあります、「誰もが認め合い、輝き、心ふれあう、共生のまちづくり」の実現を目指す中で、障害への理解や身体障害者福祉会の活動などを、積極的に町広報誌等を活用し、周知・啓発を行います。併せて、その支援につきましても、大津町社会福祉協議会と連携し取組を進めてまいります。

○議長（桐原則雄） 坂本典光議員。

○12番（坂本典光議員） 私もその展開をずっと見ていきたいと思います。段々と良くなって会員が増えていけばいいと思います。

簡単ではありましたが、これで一般質問を終わります。

○議長（桐原則雄） 坂本議員の2番目の質問につきましては、辞退をされるということで申入れがっておりますので、申し添えておきます。以上です。

これで、一般質問は終わりました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

皆さん、お疲れさまでした。

午前11時37分 散会

本 会 議

委 員 長 報 告

諸 般 の 報 告

- 委員会審査報告

令和6年第3回大津町議会定例会会議録

令和6年第3回大津町議会定例会は町議場に招集された。(第5日)

令和6年6月13日(木曜日)

出席議員	1 番 大 村 裕 一 郎	2 番 田 代 元 気	3 番 時 松 智 弘
	4 番 面 川 秀 貢	5 番 大 塚 益 雄	6 番 三 宮 美 香
	7 番 山 部 良 二	8 番 山 本 富 二 夫	9 番 豊 瀬 和 久
	10 番 佐 藤 真 二	11 番 大 塚 龍 一 郎	12 番 坂 本 典 光
	13 番 永 田 和 彦	14 番 津 田 桂 伸	15 番 荒 木 俊 彦
	16 番 桐 原 則 雄		
欠 席 議 員			
職 務 の た め 出 席 し た 事 務 局 職 員	局 長 荒 木 啓 一 書 記 飯 塚 彩 菜		
地方自治法第 121条第1 項の規定によ り説明のため 出席した者の 職氏名	町 長 金 田 英 樹	総務部総務課課長補佐 兼 行 政 係 長 兼 法 制 執 務 係 長	吉 良 元 子
	副 町 長 工 藤 あ ず さ		
	総 務 部 長 藤 本 聖 二	総 務 部 財 政 課 長 財 政 係	田 邊 嵩 博
	住 民 生 活 部 長 木 村 欣 也	教 育 長	吉 良 智 恵 美
	健 康 福 祉 部 長 大 隈 寿 美 代	教 育 部 長	羽 熊 幸 治
	産 業 振 興 部 長 白 石 浩 範	教 育 部 次 長	境 敬 一 郎
	都 市 整 備 部 長 併任工業用水道課長	農 業 委 員 会 事 務 局 長	梅 田 博 隆
	西 岡 多 津 朗		
	総 務 部 総 務 課 長 村 山 博 徳		
	総 務 部 財 政 課 長 大 塚 昌 憲		
	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	中 井 雄 一 郎	

会 議 に 付 し た 事 件

発委第 1 号	「国民健康保険税」の負担増の抑制に関する決議及び「国民健康保険制度」の構 造的課題の改善を求める意見書の提出について
議案第 5 8 号	小型動力ポンプ積載車購入について
議案第 5 9 号	大津中学校什器等備品購入について
議案第 6 0 号	あけぼの団地 5 号棟改修工事請負契約の締結について
議案第 6 1 号	護川小学校校区学童保育施設建設工事（建築）請負契約の締結について

議 事 日 程（第 5 号） 令和 6 年 6 月 1 3 日（木） 午前 1 0 時 開議

日程第 1 諸般の報告

日程第 2 各常任委員会の審査報告について 質疑、討論、表決

日程第 3 委員会の閉会中の継続調査申出書について 議決

日程第 4 令和 6 年度議員派遣について 議決

日程第 5 発委第 1 号 「国民健康保険税」の負担増の抑制に関する決議及び「国民健康保険制度」の構造的課題の改善を求める意見書の提出について

上程、趣旨説明、質疑、討論、表決

日程第 6 議案第 5 8 号 小型動力ポンプ積載車購入について

日程第 7 議案第 5 9 号 大津中学校什器等備品購入について

日程第 8 議案第 6 0 号 あけぼの団地 5 号棟改修工事請負契約の締結について

日程第 9 議案第 6 1 号 護川小学校校区学童保育施設建設工事（建築）請負契約について

上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決

午前 1 0 時 0 0 分 開議

○議 長（桐原則雄） 皆さん、おはようございます。これから本日の会議を開きます。

日程第 1 諸般の報告

○議 長（桐原則雄） 日程第 1 諸般の報告をします。

本日の議事日程並びに報告内容については、議席に配付のとおりです。

日程第 2 各常任委員会の審査報告について

○議 長（桐原則雄） 日程第 2 各常任委員会の審査報告についてを議題とします。委員会審査報告書は、議席に配付のとおりです。

これから、各常任委員会における審査の経過並びに結果について、各委員長の報告を求めます。

永田和彦経済建設常任委員長。

○経済建設常任委員長（永田和彦） ただいまから、経済建設常任委員会に令和 6 年 6 月 5 日におきまして付託されました案件につきまして、議会会議規則第 7 7 条の規定により御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案第 5 6 号関連の 1 件であります。

会議に先立ちまして水循環型営農推進事業、水田湛水事業です。現地確認に向いて説明をおお

きく土地改良区局長あたりから伺いました。現地の模様であります。実際に、これから取り組むこの水田湛水事業につきまして現地で説明を受けました。大津町の今までの冬季水張であります、これに対して今後の取組といたしましては、今までの取組が大津町が100%といたしまして、計算しますれば令和5年が約204ヘクタール、今年の令和6年におきまして326ヘクタールになります。パーセンテージにおきましては、160%あたりになるかと思われております。そういったかたちで水張の期間そういったものを長くするとともに、水張の延べ面積も広く持ちました。そしてまた水田の湛水助成が安いという今までの指摘がずっとありましたので、ここの見直しも行いました。これに対してもいろんなかたちでずっと分かれておりますので、今説明するのは非常に難しいですが、15日以上から115日以上まで詳細に段階が分かれておりまして、10アールあたりの単価が定められております。そういったかたちで水張による地下水の涵養、そういったかたちに努めるというかたちで、県の要望にも従いまして我が大津町も努力するというかたちを現地確認をしてまいりました。

それでは、審議の経過につきましては、タブレットに配付の審議記録のとおりですが、以下、課題と論点を明らかにすべき内容につきまして、その概要と結果、意見につきましてを御報告申し上げます。

議案第56号関連、令和6年度大津町一般会計補正予算（第2号）であります、都市整備部建設課におきまして、委員より、一般財源からの財源組替えについて、当初予算で計上できなかったのではないかとこの問いにつきまして、執行部より電源立地交付金につきましては、交付額が未確定のため補正予算にて計上しておりますとありました。

また、委員より、今まで電源立地交付金が交付されなかったことはあるのかとの問いにおきまして、執行部より、今までは、毎年交付されている状況でありますと答弁がありました。

意見といたしまして、交付金が毎年見込めるのであるならば、当初予算からの計上も検討しているのではないかと出ております。

続きまして、都市整備部都市計画課におきましては、委員より、時間外勤務の申請はどのような流れになっておるのかとの問いに、執行部より、昨年度末までは、紙ベースで申請していましたが、4月より、電子決裁による申請が始まっております。基本的に、その日の終業時間前までに、部下から上司に対し時間外に対する仕事をする「申請」が行われ、決裁権者がその必要性等を確認するなどしてから、「命令」をしておりますと答弁がありました。

意見といたしまして、時間外勤務手当というのは、本来給料とは別に、特別に出すものであるから、申請のあった時間外業務の内容を確認するなど、厳格に対応していく必要がある。事業課における用地交渉など、相手方のある内容などは別として、本来、時間内に業務を行うのが基本姿勢だと思う。部長をトップとして、ゼロベースでチェック体制や業務の流れをキチンと把握した上で、上司によるチェック等進捗管理をしっかりといただき、業務に遅延が生じないようにしてほしい。

この意見におきましては、昨今の事務処理の不善、いろんな問題が大津町で噴出しておりますので、我が委員会におきましてもその点についてきちんとチェックできるようにできないかという

観点を持ちまして議論をしたところであります。

議案第56号関連につきましては、討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、経済建設常任委員会の報告を終わります。議員各位におかれましては、当委員会の決定に御賛同いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議 長（桐原則雄） 豊瀬和久文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任副委員長（豊瀬和久） 皆様、おはようございます。

ただいまから令和6年6月5日に、文教厚生常任委員会に付託されました案件について、議会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案第55号、議案第56号関連、議案第57号の3件であります。

当委員会は、6月6日に委員会室401において、執行部より説明を求めながら審議を行いました。

審議の経過については、お手元に配付の審議記録のとおりですが、以下、課題と論点を明らかにすべき内容について、その概要と結果、意見につきまして報告します。

まず、議案第55号、大津町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

委員より、自己負担額が1千円を超える場合は申請が必要とあるが、受給資格者が病院を受診するときに、1千円を超えることは少ないのか。申請する負担を軽減するために現物給付化と思うが、月に2回受診する場合などは結局申請しないといけなくなるのではないのかとの問いに、執行部より、医療機関と調剤薬局を合わせて自己負担額が1千円を超える場合は申請が必要です。これは熊本県のルールですが、今後、制度の見直しを要望していきたいと考えています。ただ、現物給付により窓口支払額は今までよりも減りますし、申請する金額が少なければ、まとめて申請しようとする方もいらっしゃると思いますので、窓口に来られる回数は確実に減ると考えていますとの答弁がありました。

委員より、現物給付の対象になる人は約3割で、残りの7割の人は今までどおりなのかとの問いに、執行部より、受給資格者のうち4割の方は後期高齢者で自動償還払いになりますので、現物給付になる方と合わせて、約7割の方は窓口での申請が不要になりますとの答弁がありました。

委員より、対象者は制度が変わることを分かっているのかとの問いに、執行部より、対象者への周知につきましては、広報誌やホームページに掲載し、7月に受給資格者証を送付する際に通知を同封する予定です。医療機関に対しては、熊本県国保連合会や社会保険診療報酬支払基金を通じて周知したいと思いますとの答弁がありました。

委員より、菊陽町も現物給付を始めるのかとの問いに、執行部より、菊陽町は年度内には行う予定と聞いていますとの答弁がありました。

意見として、医療機関の業務が増えると思うが、なるべく緩和できるように、そしてトラブルが

ないように対応してほしいとありました。

委員より、町外の医療機関を受診した場合はどうなるのかとの問いに、執行部より、県内すべての医療機関が対象です。医療機関が受給資格者証を確認することで大津町が現物給付であることが分かりますとの答弁がありました。

委員より、県内で現物給付している市町村はどこかとの問いに、執行部より、宇城市が令和6年1月診療分から、苓北町が令和6年6月診療分から実施しています。また、熊本市は、市内の医療機関については現物給付していますが、令和6年8月診療分からは県内の医療機関を対象にすると聞いていますとの答弁がありました。

委員より、本会議で質問があった、一部負担金と自己負担額の違いについて教えてほしいとの問いに、執行部より、一部負担金は、医療保険各法の規定により、保険給付を受ける者が負担すべき額のことで、70歳未満は3割負担、70歳以上75歳未満は2割負担などです。自己負担額は、重度心身障害者医療費助成事業において、受給資格者が負担すべき額のことで、現時点では、入院の場合は、同月の診療分について1医療機関等につき2千400円、入院外の場合は1千200円ですとの答弁がありました。

討論はありませんでした。

採決の結果、議案第55号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第56号、令和6年度大津町一般会計補正予算（第2号）についてであります。

健康福祉部福祉課関係では、委員より、定額減税関係の給付金について、対象者への周知はどうか。漏れがないように、周知の徹底をお願いしたいとの問いに、執行部より、広報6月号で定額減税について周知をしており、それに続いて、7月号で給付金のお知らせを掲載する予定だそうですとの答弁がありました。

健康福祉部子育て支援課関係では、委員より、護川小学校校区学童保育施設建設建設工事に係る財源組替えの補正予算は、町に有利な補助があったということで間違いないかとの問いに、執行部より、そのとおりです。通常は、補助基準額に対し、補助割合は、国、県、町ともに3分の1ですが、今回、国の経済対策に該当となったため、補助基準額が約2倍となり、補助割合も国6分の5、県と町が12分の1となったことで、国補助額を増額補正、県補助額及び町債を減額補正にしたものです。具体的には、建設工事費の予算額1億4千387万5千円に対し、当初予算での補助基準額は6千710万2千円で、国と県の補助額の合計は、4千473万4千円でしたが、今回、補助基準額が2倍の1億3千420万4千円となり、県補助額は減額になるものの、国と県の補助額の合計は1億2千302万円と増額になり、町としては有利な補助を受けられることになりましたとの答弁がありました。

健康福祉部健康保険課関係では、委員より、新型コロナワクチン接種の対象者が8千300人とあるが、そんなに対象者がいるのかとの問いに、執行部より、対象者は65歳以上及び60歳から64歳のうち重症化の恐れがある人で8千300人となりますが、昨年の新型コロナワクチン接種の秋開始接種の接種率55%を参考として4千565人で委託料を計上しています。自己負担金の

7千円につきましては、現在、菊池郡市2市2町で協議中であり、決定後に御報告しますとの答弁がありました。

委員より、自己負担金は協議中ということだが、方向性は決まっているのかとの問いに、執行部より、具体的にはまだ決まっていますが、方向性としては7千円より抑えられるような金額で検討を進めていますとの答弁がありました。

委員より、インフルエンザワクチンの自己負担金はいくらかとの問いに、執行部より、65歳以上が1千400円、65歳未満が1千900円ですとの答弁がありました。

委員より、新型コロナワクチンの接種費用はインフルエンザと比較すると高いのかとの問いに、執行部より、インフルエンザの接種費用が4千321円で、今回の新型コロナワクチンが1万5千300円となっていますとの答弁がありました。

委員より、ワクチンのメーカーは統一されているのかとの問いに、執行部より、5月にファイザー社とモデルナ社のワクチンが販売されており、秋には国産ワクチンも販売される計画となっています。しかし、実際にはどのワクチンを使用するかどうか、国からは明確には示されていないとの答弁がありました。

委員より、定期接種の対象とならない若い年代で、重症化リスクがある人などが接種を希望する場合はどうなるのかとの問いに、執行部より、65歳未満の人は接種の努力義務のない任意接種となりますので、原則自己負担での接種となります。菊池郡市2市2町では任意接種の助成は行わない方向で検討しており、県内でもほとんどの市町村は任意接種の助成は行わないという話を聞いております。令和5年度の65歳未満の接種率につきましても、11.8%と低いものとなっています。接種をする場合は助成がないため、自己負担額は1万5千300円程度となりますとの答弁がありました。

委員より、本会議で質疑があった、雑入のコロナワクチン助成金の受入先はどこなのかとの問いに、執行部より、一般社団法人新薬・未承認薬等研究開発支援センターとなっています。この団体は、新薬の開発段階で医療上必要性が高いと認められる医薬品の承認取得に関する支援を行う団体となっていますとの答弁がありました。

教育部教育施設課関係では、委員より、護川小学校屋根改修事業において起債の追加、変更した理由は何かとの問いに、執行部より、護川小学校屋根改修事業は、雨漏りの改善を目的とした屋根改修工事とあわせて教室内照明のLED化の工事を実施しています。県からの学校施設環境改善交付金の内定通知により、屋根改修工事の部分においては、当初予定していた「学校教育施設等整備事業債」よりも充当率で有利な「防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債」が使えることが分かりましたので変更するものです。このことにより起債の充当率が90%から100%に増額することができるため、その分一般財源を減額し財源組替えをするものです。また、交付税で措置される金額も増えるため、将来の町の持ち出し分が減額されるため変更するものですとの答弁がありました。

教育部生涯学習課関係では、委員より、図書館古文書室に保存されている写真は借りることができるのか。地域のサロンなどで見てもらうことができれば、懐かしくもあり喜ばれるのではないかと

との問いに、執行部より、貴重な資料ですので、原本をお貸しするのは困難かと思いますが、コピーなど目的に応じた資料が用意できれば対応したいと考えていますとの答弁がありました。

委員より、文化財学習センターの資料も合わせて、古文書も保存だけでなく活用することが大事ではないか。どのように活用すべきかの検討は行われているのかとの問いに、執行部より、現在、文化財学習センターに保存されている資料とおおづ図書館の古文書室の古文書の両方の活用を考えています。古文書については、図書館開館以前から町史編さん事業に活用されたもので、今後は大津町の郷土愛を育む展示や小中学生の学習資料として、後世に末永く活用できる必要があると認識しています。これらは、その価値や魅力をいかに伝えるかにあるので、歴史文化伝承館・学芸員とも連携し、まず、今回の改修で保存に努め、例えば民具と古文書を用いた展示など、全国の先進事例を応用して活用にも努めていきたいと考えています。また、おおづ図書館の古文書室は、恒温恒湿が維持できる高精度な環境が維持できる仕様なので、今後の活用についても書庫に保存している貴重な文献の移設や、「文書館的機能」としての位置付けを考えているところですのでとの答弁がありました。

委員より、大津町は歴史もあり、貴重な文献や資料、文化財も多くある。子供たちが郷土に誇りが持てるよう、更に活用を図るべきではないかとの問いに、執行部より、大津町の歴史・文化をどう伝えるべきかについては、歴史文化伝承館で月2回の歴史教室を開催しています。文化財学習センターの資料も整理を行い、今後、貴重な資料を歴史文化伝承館などと連携しながら、町民の郷土愛が育まれるよう活用を図っていきますとの答弁がありました。

意見として、古文書をはじめとする文化財は、町民の財産である。保存だけではその価値は見いだせない。町民の郷土愛が育まれるように活用にも努めてほしい。併せてデジタル化についても検討してほしいとありました。

討論は、ありませんでした。

採決の結果、議案第56号関連については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第57号、令和6年度大津町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

委員より、大津町の国保加入者のマイナンバーカード保険証（マイナ保険証）の利用申込みや利用状況はどうか。また、住民への周知は早めをお願いしたいとの問いに、執行部より、令和6年3月末現在、国保加入者5千611人のうち3千517人が申込みをされており、加入率は62.7%となっています。また、令和6年3月診療分の利用率は、全国平均5.7%と比較するとやや高い7.52%となっています。今後、制度の内容や保険証としての申込み方法、利用率の増加を図るために、広報誌やホームページでの周知を行います。併せて、9月に国保に加入されている全世帯に対して、加入者情報のお知らせと啓発用のチラシの配布を予定していますとの答弁がありました。

委員より、令和7年7月末までが保険証の有効期限で、令和7年8月以降に完全に、マイナ保険証等に切替えということだが、マイナ保険証の利用申込みができていない人は、今後、病院受診が

できないということかとの問いに、執行部より、マイナ保険証をお持ちでない人は、保険証に代わるものとして資格確認書を交付しますので、今まで通り病院受診が可能でとの答弁がありました。

委員より、医療機関の体制は整備されているのかとの問いに、執行部より、大津町内の診療所、歯科、薬局のうち、全ての医療機関でマイナ保険証は利用可能で、体制は整備されていますとの答弁がありました。

意見として、高齢者は制度の理解が難しいので、役場が個別にわかりやすく周知する機会を設けてほしいとありました。

委員より、マイナ保険証を利用するメリットは何かとの問いに、執行部より、主なメリットは、医療費の自己負担が安くなることや、本人が同意することで過去の受診状況や薬の情報などを病気の治療に活用でき、より良い医療を受けることができます。また、病院でも負担区分が確認できることから、入院の際に、限度額認定証の手続なしで、高額医療の限度額を超える支払が免除されますとの答弁がありました。

委員より、マイナ保険証を利用することで、薬や診療情報など各医療機関との連携はできないのかとの問いに、執行部より、本人が同意することで、過去の受診状況や薬の情報などが医療機関へ提供されますので、マイナ保険証の利用率が上がることで、今までよりも薬剤等の重複処方等が改善されるのではないかと考えていますとの答弁がありました。

委員より、家族が緊急搬送された場合に、本人以外が病歴等を知らない場合があるため、そういった場合に役立てられないのかとの問いに、執行部より、現在、国は、けがや病気をした人の緊急搬送の際に、マイナ保険証や資格確認書等により本人確認を行うことで、その場で医療情報を閲覧できるシステムの導入を予定されており、迅速で適切な検査・診療等に活用されることが期待されていますとの答弁がありました。

討論はありませんでした。

採決の結果、議案第57号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、文教厚生常任委員会の報告は終わります。議員各位におかれましては、当委員会の決定に御賛同いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議 長（桐原則雄） 荒木俊彦総務常任委員長。

○総務常任委員長（荒木俊彦） ただいまから、総務常任委員会に令和6年6月5日におきまして付託されました案件につきまして、議会会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案第56号関連の1件であります。当委員会は審議に先立ちまして、6月6日に関係する3か所の現地調査を行い、これは真木地区の簡易水道組合の水道施設ですね。あと上流に今作られておりますメガソーラーの敷地について現地調査を行いました。その後委員会室402におきまして、執行部より説明を求めながら審議を行いました。審議の経過につきましては、タブレットに記録しましたとおりであります。以下課題と論点を明らかにすべき内容についてその概要と結果、意見につきまして、報告いたします。

議案第56号関連、令和6年度大津町一般会計補正予算（第2号）について。最初に総務部総務

課関係で、委員より、地震について台湾への見舞金について、町村会はどういった場合に寄附をするのか基準はあるのかとの質疑に対し、執行部より、地震の見舞金について各町村の首長が集まってケースによって決定しており、今回の寄附についても各町村の首長が決定しています。書面で決定についての説明がなされるよう町村会へ要望していきますとの答弁でした。

総務部総合政策課関係で委員より、デジタル基盤改革支援補助金について、当初、国が算定した補助額を示したが、実際に各自治体で算定したところ、それよりも高いものが出てきたので追加するという流れだと思うが、なぜ相違があったのか。また、ガバメントクラウドへ移行することで、3から4割のコストが削減されると聞いていた。しかし、最近では、これまでより負担が増えるのではないかという話が出てきているが、どうかとの質疑に、執行部より、国が当初示した補助基準額は、自治体の規模と人口区分に応じて、算定していたものであり、費用の見込みがかなり低く設定されていました。その後、自治体からの意見聴取や再調査の中で、大幅に不足するという話になり、当初予算策定後の3月に、上限額引上げの内示がありました。コストダウンについて、国は、3割のコストダウンを見据え、標準化・共通化を進めていますが、国全体で様々な要素を含んだ上での見込みであり、各自治体で3割コストダウンができるものではないと聞いていますとの答弁でした。

次に、総務部財政課関係で、委員より、熊本地震大津町復興基金の残高が、令和5年度に追加交付があったと思うが現在の復興基金の残高についての質疑があり、執行部より、現在、約1億4千300万円が活用可能な残高でありますとの答弁でした。

次に、総務部防災交通課関係で、能登半島地震に職員が派遣されてまいりましたが、その件について議長より災害対応も含めて、職員の被服は何をどのように整備しているのかとの質疑があり、執行部より、現在、現場対応がある部署では、作業服、防寒着、帽子、長靴等を貸与しています。ただし、災害対応を考えたときには、全ての職員が出動する必要がありますので、必要な被服をそろえられるよう検討しますとの答弁でした。

次に、住民生活部環境保全課関係で、委員より、真木地区の簡易水道の現地を見たが、水道は生きていく上で絶対に必要なものなので、この事業は大事だと思っている。今回の補正予算は復興基金を使用する予定だが、その後の工事については財源を検討したところ、国の補助金は該当しないと聞いている。住民が10人以上使用する水道の場合は使える補助金があるとのことだが、要綱はどうなっているのかとの質疑に、執行部より、平成28年の熊本地震後に、真木地区簡易水道組合の水源地から配水池に向かう本管で漏水が確認され、そこで真木簡水が業者に依頼をし、漏水の補修工事を行い、そのときの工事費の2分の1を地域水道施設復旧事業費補助金として支出をしました。その後、平成30年2月8日に、水源地が完全に枯渇し、翌日大津菊陽水道企業団の伊勢前原配水池から真木簡水の配水池まで緊急的に分水する配管工事を行い、同じく工事費の2分の1を地域水道施設復旧事業費補助金として支出をしています。今回も地域水道施設復旧事業費補助金を活用し、真木簡水の調査設計費に対して補助をしたいと考えています。現在、真木簡易水道も水道企業団との統合に向けて動いており、県の復興基金の要綱の中で、基本的に補助率は2分の1ですが、受益者の負担が大きいものは3分の2を基本とすると示されていることから、補助率は3分の2と

して予算計上しているところですよとの答弁でした。

委員より、今後この簡易水道事業の事業が進んでいく場合、工事の事業実施主体はどこになるのか。水道企業団か。そこにどういう町の支援ができるかとの質疑に、執行部より、水道企業団は一部事務組合であり、本来大津町と菊陽町が行う事務の一部を担っています。今回の事業は民間の工事であり、水道企業団の給水区域以外にある場所の工事を行うものであるため、水道企業団が請け負うことはできません。真木簡易水道には工事の実施や計画変更などのノウハウがなく、対応が難しい部分があるため、今後事業が進んだ場合は、真木簡易水道組合、水道企業団、大津町で協定を結び、工事発注者や支払先などを検討し連携をとりながら対応していく予定ですとの答弁でした。

委員より、今回の簡易水道の事業について、組合員の同意形成はどうなっているかとの質疑に、執行部より、組合内で総会を行い、組合員への工事の説明や、工事に同意できるか各世帯へ採決をとってもらっています。様々な意見が出ていますが、同意の方、不同意の方問わず、いくらお金を負担しないといけないかを心配されている意見がほとんどです。そのため、事業費を確定するために今回調査設計を行うところです。今回の事業は組合員全員が賛成しないと成り立たない事業であり、役員の方々は、一人も取り残さないで組合として前向きに取り組んでいくという強い意志のもと、今回の事業に取り組んでおられますとの答弁でした。

意見として、今回の議案は、事業費がどの程度かかるかを調査するものであり、調査を進めながら、住民の方の負担がどれくらいか、どうやったらより軽減ができるのか、真木地区には高齢の方もたくさんおられるので、可能な限り地元の負担がない有利な方法を検討してもらいたい。また復興基金は令和8年まで使用期限なのでスケジュール感をもって対応しないといけない。また、本管工事も見据えているのであれば、復興基金の財源が使用できるように、復興基金を確保しておかなければならないとの意見がございました。

最後に住民生活部税務課関係で、特段質疑はありませんでした。

討論はなく、採決の結果、議案第56号関連については全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

当委員会に付託されました案件は以上であります。議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

これで委員会の報告を終わります。

○議長（桐原則雄） 以上で、各常任委員長の審査報告は終わりました。

これから各常任委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

まず議案第５５号、大津町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は、電子採決によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

委員長の報告のとおり決定することに、賛成の方は、賛成のボタンを、反対の方は、反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議長（桐原則雄） 全員賛成です。したがって、議案第５５号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第５６号、令和６年度大津町一般会計補正予算（第２号）についてを採決します。

この採決は電子採決によって行います。本案に対する各委員長の報告は可決です。各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄） なしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議長（桐原則雄） 全員賛成です。したがって、議案第５６号は各委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第５７号、令和６年度大津町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）についてを採決します。

この採決は電子採決によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄） なしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議長（桐原則雄） 全員賛成です。したがって、議案第５７号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第３ 委員会の閉会中の継続調査申出書について

○議長（桐原則雄） 日程第３ 委員会の閉会中の継続調査申出書についてを議題とします。

各委員長からタブレットに配付しました申出書のとおり閉会中の継続調査の申出がっております。

お諮りします。各委員長の申出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、決定しました。

日程第４ 令和６年度議員派遣について

○議 長（桐原則雄） 日程第４ 令和６年度議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。議員派遣についてはタブレットに配付しましたとおり派遣することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） 異議なしと認めます。したがって、令和６年度議員派遣については配付したとおり派遣することに決定しました。

日程第５ 発委第１号 「国民健康保険税」の負担増の抑制に関する決議及び「国民健康保険制度」の構造的課題の改善を求める意見書の提出について 上程、趣旨説明、質疑、討論、表決

○議 長（桐原則雄） 日程第５ 発委第１号 「国民健康保険税」の負担増の抑制に関する決議及び「国民健康保険制度」の構造的課題の改善を求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

発委第１号提出者、荒木俊彦議員。

○１５番（荒木俊彦議員） 発委第１号、「国民健康保険税」の負担増の抑制に関する決議及び「国民健康保険制度」の構造的課題の改善を求める意見書の提出について。

地方自治法第１０９条第６項及び大津町会議規則第１４条第３項の規定により提出をいたします。まず提案理由を申し上げます。

令和６年３月定例会に提案され改正されました大津町国民健康保険税条例の審議において、本町では今後も被保険者の負担が大きく増加すると見込まれることが説明されました。その増加額は相当なものであり、財政運営上、必要な増額の全てを被保険者の負担への転嫁だけで補うことは困難と考えられます。またこのような大きな負担の増加は制度の構造的な課題によるものであることから、国にその抜本的な対策について求めるものであります。

まず決議案について申し上げます。令和６年３月定例議会に提案され改正された大津町国民健康保険税条例によって被保険者の負担額は大きく増加することになった。国民健康保険事業が保険事業で

ある以上、被保険者が一定の負担をすることは当然ではあるが、その負担は過剰であったり、不公平であったりしてはならない。今回の条例改正は想定される３段階の増額の第１弾であり、全体では今回の負担増額の３倍となることが見込まれている。またこの改正は特に一定の所得のある個人事業主の世帯や均等割の影響が大きい子育て世帯への大きな負担増を求めているものである。国保事業は被用者保険以外の全ての人を対象とするため、被保険者は退職者や無職者の割合が多く、また被用者保険などに比べて平均年齢が高く、平均所得は低いという制度上の構造的な問題を抱えている。それでも地域住民の福祉増進の一端を受け持つセーフティーネットの機能を果たすため一般の福祉行政と無縁ではないとの考えから、本来は独立採算制が原則と言われる中でも多くの自治体がやむを得ず一般会計からの繰入れによる財源補填を行っている。しかし国はこうした財源補填を行う自治体に対し保険者努力支援制度による交付金を減額するとのペナルティーを課している。こうした状況に対応するため大津町議会は、大津町国保事業の運営について今後想定されている被保険者の負担増を一旦見直し、事業が都道府県単位に一本化されるまで当面の間、一般財源からの繰入れによる補填を含めた方法で負担増を抑制をすること。また国に対しては、国保会計者と被保険者への過大な負担を生じさせないよう、国民健康保険事業の構造的課題への抜本的な対策と繰入れ補填に対するペナルティの廃止を強く求めるものである。

以上、決議する。

令和６年６月１３日、大津町議会。

めくっていただきまして、国民健康保険制度の構造的課題の抜本的な解決を求める意見書案。中段から下を読み上げます。

こうした状況を改善するため大津町議会は以下の２点を求めます。

１ 国民健康保険制度の構造的な課題等への抜本的な対策により被保険者に過大な負担を生じさせない制度とすること。

２ 保険者が行う国保特別会計への公費支援の実施に対するペナルティ制度を実施しないこと。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

令和６年６月１３日、菊池郡大津町議会、議長、桐原則雄。

提出先は記載のとおりであります。議員各位の御賛同をよろしくお願いを申し上げます。

○議 長（桐原則雄） 以上で提出者の趣旨説明を終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

永田和彦議員。

○１３番（永田和彦議員） 発委第１号について質疑いたします。

今聞いておりますと、一番最後に読み上げられました１番、２番ということで意見書の要望点を言われましたが、例えばこの抜本的な改革をお願いしたいという、そしてまた公的支援の実施に対するペナルティー制度を実施しないでくれと。これ前回出されましたときに可決されましたけれども、結局このペナルティー制度があったならば我が大津町も成り立たないということで、そういった負担割合の増に対して今のところやむなしかなという判断をして、私は国民健康保険制度の料率

の改正について賛成したところでありますが、例えばこの意見書を出したとしても、いざこれがテーブルにのって審議されるまでのタイムラグというのは相当期間考えられると思うんですよ。現在進行形で住んでおられる方の負担というのは増えたままなんですよ。ということは、町がペナルティーを受けないための例えば何らかのそういった最近の物価上昇に対する所得の低い人に対してからのまとまった補填をすることによって、それをいろんな食品に充てたりとか、国民健康保険税の支払にあてたりとか実行的な即効性のあるようなものではないと考えていいんでしょうか。この意見書というのは恐らくテーブルにのしつたとしても、かなりのタイムラグというのは考えられると思います。その点はどう考えておられるのか。質疑いたします。

○議長（桐原則雄） 荒木俊彦議員。

○15番（荒木俊彦議員） 永田議員の質疑にお答えをいたします。

確かに国民健康保険で困っておられる所得の低い方々にとって、保険税が非常に負担が大きいということは確かであります。ただ、今回の議案で出されました国保の改訂の中で低所得に対する一定の配慮は今回国のほうからですね。なされたところであります。

今回この意見書の大きな趣旨はですね、子供さんの人数が何人もおられる多子世帯ですね、それから個人事業主で一定数百万の所得があるという方々ですね。要するに国保に加入されている被保険者の皆さんの所得が全体的に低いわけでありますけど、その低い所得の中から保険税を捻出するために一定の所得のある人に高い保険税が課せられていると。これが今回の趣旨の最大のポイントだと考えております。それが次に第2弾、第3弾、2年おきに町の計画では増税が続くということが示されておりますので、今全国の知事会それから市長の会それから町村会、全ての団体でこの国保に対する抜本的な改善、それからペナルティーをやめてもらいたいという意見書が国のほうに出されているのは事実であります。それからこのペナルティーでありますけど、いわゆる法定外の繰入れをやっている自治体、大津町でも法定外の繰入れを行っているところでもありますけど、厚生労働省も各自治体の判断で法定外の繰入れをすることは別段禁止されていることではない。いうことで全国で多くの自治体がいまだに法定外の繰入れを行っているところでもありますけど、ペナルティーというのは、片方では各自治体の判断で法定外の繰入れをやっても構いませんよと言っておきながら、法定外繰入れをやっている自治体に点数を付けて繰入額が大きいところほど特別交付金を減額をします。そういう2重基準のペナルティーが2020年度から始まっているわけであります。ですから、各自治体で判断して決めるべきところを国が交付金で差を付けてペナルティーを課すというのはいかがなものかという意味で今回の意見書に記載をしたところであります。

よろしく願いいたします。

○議長（桐原則雄） ほかに質疑ありませんか。

永田和彦議員。

○13番（永田和彦議員） 再度質疑いたします。

今答弁の中に聞いておりますと、個人事業をやっていると、いろんな方がいろんな社会保険制度から国民健康保険制度に移られて、それでも年間の所得は相当な額の方もおられるという指摘も

ありました。それはその人の努力によって得るものでありますから、これは否定できない事実でしょう。その方に対して段階的に料金の改訂というのはできないことはないと思います。ただ、今の中でですね、ペナルティーの廃止ということを言われましたけれども、逆に考えるならばなぜペナルティー制度というものを国はつくるんでしょうかということになるわけですよ。このペナルティー制度というものは、医療を受けるのではなくて、国民各位が努力して健康に従事してくださいよと。健康にあるために歩きましょうよ、食生活を改善しましょうよという意味に私は捉えているんですけども、何か今の言い方であったならば、ただ単にペナルティー制度が悪い悪いっていうふうになってくるとちょっとそこに疑義が残るんですよ。このペナルティー制度に対するなぜペナルティー制度を設けるかということも、きちんと把握をしておかなければ正しい理解ですね。ということ考えたときに、私は国民皆保険である必要であるというのは誰でもわかると思うんですよ。プラス国民それぞれが健康であるというのが第一義的な目的だろうと思います。保険制度っていうのは、あくまでも補填的な制度ですので、自己責任においてできるだけ健康に従事してほしいという思いがここには国の姿勢として、国民健康保険税になったじゃないですか、料から。もちろんそのときもいろいろ侃侃諤諤ありましたけれども、やっぱりそういった思いっていうのもペナルティー制度の中には詰まっているのではないかと思います。

この点の理解について、少々私も勉強不足でありますので、再度質問いたします。

○議長（桐原則雄） 荒木俊彦議員。

○15番（荒木俊彦議員） 大変最もな御指摘だと思います。

要するに国民の健康を増進させるために頑張ったところにプラスをすると。あるいはそこに差をつけてペナルティーを課すというそういう考え方もありますけど、厚生労働省の私も資料を取り出しまして、大変複雑な制度ではありますけど、2020年度から始まったこのペナルティー制度は、特定の交付金を増やすほうは法定外の繰入金を行っていないと。これが最高なね、35点あなたの自治体には35点分交付金を増やしますよ。反対に減らされるほうは法定外の繰入れをまだ続けているところでは、マイナス30点ということで交付金を減らすと。だから健康増進のための努力とかいうことに対するペナルティーではないということが厚生労働省の資料にはっきりと書かれているわけです。

それから、ですから国民の健康増進について、国が奨励をしてプラスマイナスを付けるということであれば、どこの自治体もそういう意見は述べないと思いますけど、片方では法定外の繰入れはオッケーですよと。あなたたちの自治体で自由に決めてくださいと言っておいて、このペナルティーではそれを要するに国から出す交付金が減らされるということで、自治体が国民健康保険税を引き上げるという口実にされてしまっているということが一番の問題だと考えているところです。

○議長（桐原則雄） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄） ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。発委第1号、「国民健康保険税」の負担増の抑制に関する決議及び「国民健康保険制度」の構造的課題の改善を求める意見書の提出についてを採決します。この採決は電子採決によって行います。発委第1号は、原案のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） なしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（桐原則雄） 全員賛成です。したがって、発委第1号は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。11時10分より再開します。

午前11時00分 休憩

△

午前11時10分 再開

○議 長（桐原則雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第6 議案第58号から日程第9 議案第61号まで一括上程、趣旨説明、質疑、討論、表決

○議 長（桐原則雄） 日程第6 議案第58号 小型動力ポンプ積載車購入についてから日程第9 議案第61号 護川小学校校区学童保育施設建設工事（建築）請負契約についての4件を一括して議題とします。

お諮りします。議案第58号から議案第61号までの4件は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略し、会議で審議を行いたいと思います。

荒木俊彦議員。

○15番（荒木俊彦議員） 動議。

○議 長（桐原則雄） ただいま荒木俊彦議員から、議案第61号について、委員会付託し継続審議とする旨の動議が提出されました。

この動議に賛成の方は挙手願います。

失礼しました。その前に動議の趣旨説明をさせます。申し訳ございませんでした。

荒木俊彦議員。

○15番（荒木俊彦議員） 動議の趣旨説明を行います。

議案第60号、あけぼの団地5号棟改修工事請負契約の締結についての議題が本日提出をされました。この入札について官製談合の疑いがあるとの情報が寄せられております。そして入札結果は

この情報のとおりとなっております。

寄せられました情報の内容の中で、設計、技術、監督、竣工、検査まで担当する職員が落札業者の幹部職員の妻であるとの指摘があります。職業の自由とはいえ、町の最有力な土木建築業者の幹部職員の配偶者が公共工事の見積り、入札業務に関わることは町長の任命権、政治倫理の在り方に町民から不信感を抱かせるものであり、事実関係の確認が必要であると考えます。

また入札条件におきまして、施工実績の内容が過去の工事入札との整合性が疑われるとの指摘があります。当議会はあけぼの団地5号棟改修工事の入札条件と、その結果を本日の議案提案ではじめて知ることであり、本会議だけでは過去の同団地の改修工事との詳細な比較をすることは不可能であると考えます。

また、まちづくり基本条例の中で町長の役割と責務がございますが、町長は町民の信託に応え公正かつ誠実に行政運営に努めなければならない。また町の職員を適切に指揮監督しなければならないとされております。

また大津町政治倫理に関する条例がございます。第2条では、町長及び議員は町民の信頼に値する倫理性を自覚するとともに町民に対して自ら進んでその高潔性を実証するよう努めなければならないとされております。

したがって、議案第60号あけぼの団地5号棟改修工事請負契約締結の審議にあたり、行政のチェック機関である議会として慎重審議を期すために総務委員会への議案審議付託を求めるものであります。

議員の皆さんの御賛同よろしくお願いいたします。

○議 長（桐原則雄） ただいま荒木俊彦議員から議案第60号について総務常任委員会に付託し、継続審議とする旨の動議が提出されました。

この動議に賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長（桐原則雄） この動議は賛成者がおられますので、成立しました。

この議案第60号の委員会付託の件については、この後の提案理由の説明及び質疑のあとに議題として採決を行います。

お諮りします。ただいま動議が提出されました議案第60号を除いた議案第58号から議案第59号及び議案第61号3件は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略し、会議で審議を行いたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） 異議なしと認めます。したがって、議案第58号、議案第59号及び議案第61号の3件は委員会付託を省略することに決定しました。

提案理由の説明を求めます。

金田町長。

○町 長（金田英樹） 皆様こんにちは。まず本定例会に追加提案しました案件の説明の前に、一言、御礼を申し上げます。

本定例会に提案しました、すべての案件について、御議決をいただき誠にありがとうございました。今後とも、議員の皆様の御指導、御助言をどうかよろしくお願い申し上げます。

続きまして、追加提案しました案件の提案理由の説明を申し上げます。

議案第58号「小型動力ポンプ積載車購入について」ですが、令和6年4月23日に指名競争入札を実施しました結果、熊本県熊本市東区長嶺東5丁目2番23号、株式会社ナカムラ消防化学熊本営業所、所長藤井満浩様と1千78万円で物品購入契約を締結し、財産として取得したいと思うものです。

次に、議案第59号「大津中学校什器等備品購入について」ですが、令和6年5月24日に指名競争入札を実施しました結果、熊本県菊池郡大津町大字大津1229番地、有限会社文洋堂、代表取締役大塚鷹之介様と1千430万円で物品購入契約を締結し、財産として取得したいと思うものです。

議案第58号及び議案第59号は、予定価格700万円以上の動産の買入れですので、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第3条に基づき、議会の議決を求めるものです。

次に、議案第60号「あけぼの団地5号棟改修工事請負契約の締結について」ですが、令和6年4月12日に条件付一般競争入札の公告を行い、5月27日に入札を実施しました結果、宇都宮・九電工・長田特定建設工事共同企業体、代表者熊本県菊池郡大津町室2137番地2、株式会社宇都宮建設、代表取締役宇都宮誠二様と2億5千850万円で工事請負契約を締結したいと思うものです。

次に、議案第61号「護川小学校校区学童保育施設建設工事（建築）請負契約の締結について」ですが、令和6年4月12日に条件付一般競争入札の公告を行い、5月16日に入札を実施しました結果、肥後木村・総合建設ヒロ建設工事共同企業体代表者、熊本県菊池郡大津町大林310番地、肥後木村組株式会社、代表取締役澤村奈古様と9千64万円で工事請負契約を締結したいと思うものです。

議案第60号及び議案第61号は、予定価格5千万円以上の工事の請負ですので、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第2条に基づき、議会の議決を求めるものです。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、御議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、担当部長から説明をさせていただきます。

○議 長（桐原則雄） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二） 皆さん、おはようございます。提案理由の説明を申し上げます。

まず議案第58号の小型動力ポンプ積載車購入につきまして説明を申し上げます。

議案集は1ページと2ページ、説明資料集は1ページと2ページをお願いいたします。

この備品の調達につきましては、大津町消防団の町班と後迫班に配属します小型動力ポンプ積載車を購入するものになります。

入札の方法につきましては、指名競争入札による調達としております。業者の選定につきましては、町の業務委託契約等に係る入札参加資格に関する要綱第5条の規定に基づきまして入札参加者名簿に登録された者のうちから、県内に営業所があり、小型動力ポンプ積載車と消防備品を取り扱える7者を選定し、4月23日に入札を実施いたしております。

説明資料の2ページをお願いいたします。「小型動力ポンプ積載車購入の概要及び入札結果」について、御説明いたします。

備品名は、小型動力ポンプ積載車（町班・後迫班）となります。

仕様及び装備品については、記載のとおりでございます。

購入金額は1千78万円で、納期は令和7年1月31日までとしております。

購入の相手方は、熊本県熊本市東区長嶺東5丁目2番23号、株式会社ナカムラ消防化学、熊本営業所、所長藤井満浩様になります。

その他の指名業者及び入札金額、入札比率、予定価格につきましては、記載のとおりとなっております。

続きまして、小型動力ポンプ積載車の概要について説明いたします。説明資料集の1ページをお願いいたします。

小型動力ポンプ積載車は、各分団に全39台配備しておりまして、更新につきましては、20年を経過した車両から、毎年2台ずつ順次更新する計画としております。なお、更新計画につきましては、菊池広域連合消防本部の更新計画を参考にしながら作成をいたしております。

車両の主な仕様は、ガソリンのオートマチック車としておりまして、各種消防機材を積載するための艀装を行うものになります。また、車両総重量は3.5トン未満となっており、現行の普通自動車免許でも運転可能となっております。

なお、納入期限は1月末となっておりますけれども、今後、車検の実施月を分散させるためにも、2台の車両登録を別の月にして、それぞれ納車するようにしております。

以上、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第59号の大津中学校什器等備品購入につきまして説明を申し上げます。

議案集は3ページと4ページ、説明資料集は3ページから5ページになります。

今回の調達内容につきましては、後ほど教育部長が説明をいたしますので、私のほうからは入札関係について説明をいたします。

この備品の調達は、大津中学校の長寿命化改修に伴い新たに特別教室棟に必要となる什器等を購入するものになります。

入札の方法につきましては、指名競争入札による調達としております。

業者の選定につきましては、町の業務委託契約等に係る入札参加資格に関する要綱第5条の規定

に基づきまして入札の参加者名簿に登録された者のなかから、県内に本社または営業所があり、学校什器等の取扱いがある9者を選考し、5月24日に入札を実施いたしております。

説明資料の5ページになります。「大津中学校什器等備品購入の概要及び入札結果」ですが、備品名は、記載のとおりになります。

それから品名及び数量についても、記載のとおりでございます。

購入金額は1千430万円で、納期は令和7年3月31日としております。

購入の相手方は、熊本県菊池郡大津町大字大津1229番地、有限会社文洋堂、代表取締役大塚鷹之介様でございます。

その他の指名業者それから入札金額、入札比率、予定価格については、記載のとおりでございます。

それから辞退が4者、それから失格が1者ということになっております。辞退の内容につきましては、同等品も含めて納期までに準備ができないというような報告を受けております。また失格の業者については、入札書が提出期限までに提出されなかったということとなっておりますのでよろしくお願いいたします。

続きまして議案第60号、あけぼの団地5号棟改修工事請負契約の締結について、御説明いたします。

議案集は5ページと6ページ、説明資料集は6ページから10ページになります。

今回の工事請負契約案件は、あけぼの団地の5号棟改修工事ですが、工事の概要等につきましては、後ほど都市整備部長が説明をいたしますので、入札関係について説明をいたします。

今回町の一般競争入札等に係る事務手続処理要領に基づきまして、条件付の一般競争入札により実施をいたしております。

説明資料集の9ページをお願いいたします。

建設工事の種類は建築一式工事、電気工事及び管工事で、特定建設工事共同企業体への発注工事としております。町の特定建設工事共同企業体事務取扱規程に基づき、乙型の共同施工方式としておりまして、共同企業体の構成員数は3者としております。代表構成員は、町格付建築A、構成員2は、電気工事の経営事項審査総合評定値650点以上、構成員3は、管工事の経営事項審査総合評定値650点以上としております。

営業所の所在地は、代表構成員は、町内に主たる営業所（本社）を有すること、構成員2、3は、町内に営業所を有することとしております。

施工実績に関する事項では、代表構成員は、平成21年度以降、元請として国内において完成したRC造の建築一式工事で、請負金額が1億1千万円以上の新築、増築、改築又は改修工事の施工実績を有すること。構成員2は、平成21年度以降、元請として国内において完成した建築物の電気工事で、請負金額が1千800万円以上の施工実績を有すること。構成員3は、平成21年度以降、元請として日本国内において完成した建築物の管工事で、請負金額が3千300万円以上の施工実績を有することとしております。

また、配置予定技術者に関する事項で、その資格要件といたしまして、代表構成員は、①としまして左記の施工実績に関する事項の実績を満たす工事で、監理技術者、主任技術者または現場代理人としての施工経験を有すること。②として建築一式工事に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者。

構成員２は、電気工事に係る主任技術者又は監理技術者。

構成員３は、管工事に係る主任技術者又は監理技術者。

また、全構成員が、当該入札参加者と直接的かつ日常的な雇用関係が連続して３か月以上ある者としております。

この全ての条件を満たす技術者を専任で配置できることとしております。

令和６年４月１２日に条件付一般競争入札の公告を行い、入札参加資格を確認し、また審査会を経まして、５月２７日に入札を実施いたしております。

１０ページをお願いいたします。入札の結果ですけれども、入札の参加者は２者で、入札金額、入札比率、予定価格等につきましては、記載のとおりとなっております。

入札の結果、宇都宮・九電工・長田特定建設工事共同企業体、代表者熊本県菊池郡大津町室２１３７番地２、株式会社宇都宮建設、代表取締役宇都宮誠二様が、２億３千５００万円で落札され、契約金額は２億５千８５０万円となっております。

工期は議会の議決承認を経まして、町長が契約を成立させる旨の意思表示を通知した日の翌日から令和７年２月２８日までとなっております。

最後に、議案第６１号、護川小学校校区学童保育施設建設工事請負契約の締結につきまして御説明を申し上げます。

議案集は７ページと８ページ、説明資料集は１１ページから１５ページになります。

今回の工事請負契約案件は、護川小学校校区学童保育施設建設工事ですけれども、工事の概要につきましては、後ほど健康福祉部長が説明をいたしますので、私からは入札関係について説明をいたします。

説明資料集の１４ページをお願いいたします。

今回の入札につきましては、条件付一般競争入札により実施をいたしております。

建設工事の種類は建築一式で、町の特定建設工事共同企業体事務取扱規定に基づき、特定建設工事共同企業体への発注工事とし、共同企業体の構成員数は２者もしくは３者としております。代表構成員は、町格付建築Ａとし、構成員２は、町格付建築Ｂ又はＣとしており、構成員３は、町格付建築Ｃとしております。営業所の所在地は、全ての構成員が町内に主たる営業所（本社）を有することとしております。

施工実績に関する事項では、代表構成員が平成２１年度以降、元請として国内において完成したＲＣ造、Ｓ造又は木造の建築一式工事で、請負金額が５千５００万円以上の新築、増築、改築又は改修工事の施工実績を有することとしております。

また、配置予定技術者に関する事項では、その資格要件といたしまして、代表構成員が①としま

して左記の施工実績に関する事項の実績を満たす工事で、監理技術者、主任技術者または現場代理人としての施工経験を有すること。二つ目としまして、建築一式工事に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者。構成員２、３が、建築一式工事に係る主任技術者又は監理技術者。全ての構成員が、当該入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係を連続して３か月以上ある者。この全ての条件を満たす技術者を専任で配置できることとしております。

令和６年４月１２日に条件付き一般競争入札の公告を行い、入札参加資格を確認し、５月１６日に入札を実施いたしております。

１５ページをお願いいたします。入札結果についてですけれども、入札参加者は５者で、入札金額等については、記載のとおりとなっております。

入札の結果、肥後木村・総合建設ヒロ建設工事共同企業体、代表者の熊本県菊池郡大津町大林３１０番地、肥後木村組株式会社、代表取締役澤村奈古様が、８千２４０万円で落札され、契約金額は９千６４万円となっております。

工期は議会議決承認を経て、町長が契約を成立させる旨の意思表示を通知した日の翌日から令和７年１月３１日までとなっております。

以上、よろしくお願いいたします。

○議 長（桐原則雄） 羽熊教育部長。

○教育部長（羽熊幸治） おはようございます。それでは、私のほうから議案５９号、「大津中学校什器等備品購入について」の概要を説明させていただきます。

議案集は３ページから４ページ、説明資料集のほうは３ページから５ページとなります。

大津中学校校舎の長寿命化改修工事につきましては、昨年度１期工事として南側の普通教室等の改修工事に着手し、３月施工完了し引っ越しまで完了済みでございます。本年４月からは新たな校舎で使用ができていますところがございます。今年度は２期工事としまして、北側の特別教室等の改修工事ということで現在準備を進めております。それに伴いまして、既存什器の老朽化が進んでいる備品の購入を行うところがございます。

資料集の３ページをお願いいたします。主な備品購入備品は、左側上段部に記載のとおり図書室閲覧用テーブル１０台、同じく図書室閲覧用椅子６０脚、図書室展示台１台、閲覧用スツール３台、スツールと言いますのは背もたれがない椅子となります。それから事務机４台、事務椅子４脚、会議テーブル３０台、会議椅子９２脚、生徒用机４０台等でございます。

次に資料集の次のページ４ページをお願いいたします。今後のスケジュールについてでございますが、１２月をめどに図書室、音楽室、会議室などに配置いたします備品のレイアウト等を決定し、第２期工事の特別教室棟の改修工事が２月完了予定となりますので、その後、備品の納品を予定をいたしております。年明けまして４月の新年度からは、改修後の校舎のほうで円滑な学校運営ができるよう進めてまいります。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議 長（桐原則雄） 西岡都市整備部長。

○都市整備部長併任工業用水道課長（西岡多津朗） 皆さん、おはようございます。議案第60号、あけぼの団地5号棟改修工事の概要について御説明させていただきます。

説明資料の6ページを御覧ください。今回工事を行います5号棟は昭和53年建設、5階建て30戸の建物で、建設後45年を経過し、外壁の劣化が進行し、コンクリート躯体の浮きやひび割れなどが確認されております。内部においては、結露がひどく、躯体劣化の要因の一つとなっております。バリアフリーの観点からみますと、トイレ入り口には段差があり、手すり等の設置もありません。また、設備面では給排水管からの漏水、ガス管からのガス漏れなど管の老朽化が確認されている状況です。

改修内容について御説明いたします。説明資料の7ページを御覧ください。まず、内部改修についてですが、浴室のユニットバス化、トイレ床のバリアフリー化、南側サッシの複層ガラス化を行い、居住性の向上を目指します。また、トイレ及び浴室には手すりの設置を計画しております。床の改修範囲は青の着色部分です。この床下部分で給排水管及びガス管の更新を行います。ガス管、給排水管の更新にあわせて、給湯器の設置を行い、浴室、台所、洗面所にお湯が使えるようになります。電気設備につきましては、建設当時と現在の生活様式を比べますと、電気製品の使用が増えており、電気容量の増量が必要となっております。今回の改修工事で幹線の改修を行い、電気容量の増量にも対応していきたいと考えております。

外部の改修について説明いたします。8ページを御覧ください。南北の立面図です。北面、東西面は断熱改修、南面は防水塗装改修、屋根面は断熱防水改修、ベランダは樹脂防水改修、階段室壁面は塗装改修を実施します。

外壁の劣化が進んでいるため、今回の工事において劣化部分の補修を行います。また、結露がひどく内部からも躯体の劣化が進行している状態です。この内部の結露の原因は建物全体の断熱性の不足が一つの要因として挙げられるため、今回工事において屋根面、東西面及び北面に断熱材を施工いたします。

南面は窓の面積が大きいため、壁の断熱より窓の断熱を行った方が効率が良いため、窓を複層ガラス化する方法を選択しました。

また、断熱材の施工を行うことにより、室内の温熱環境も改善され、省エネへの貢献も期待でき、更に外壁に断熱材を施工する外断熱工法を採用しており、外壁が断熱材によりカバーされることで、これ以上の外壁の劣化は進行しないと考えております。また、外部からの施工となりますので、内部からの施工に比べますと入居者への負担も軽い施工方法を選択いたしました。

以上が改修内容となります。

○議 長（桐原則雄） 大隈健康福祉部長。

○健康福祉部長（大隈寿美代） こんにちは。議案第61号、護川小学校校区学童保育施設建設工事の概要について説明いたします。

説明資料集は11ページから13ページになります。

この工事は、既存の護川小学校校区学童保育施設の老朽化と今後の放課後児童クラブの利用児童

の増加が見込まれることから、護川小学校敷地内に、1クラブ40人定員のクラブを2クラブ運営できる木造2階建ての学童保育施設を改築するものです。

説明資料の11ページをお願いいたします。建物の配置図になります。

今回、改築する学童保育施設は、護川小学校運動場の西側に整備します。建築場所は図面の斜線部分になります。

建物の南側にある築山を生かすため、フェンスの設置範囲を最小限にし、子供たちが自由に行き来して遊べるようにしています。

説明資料の12ページをお願いいたします。施設の平面図になります。今回、改築する施設は、延べ床面積は298.1平方メートルで、内装は床が複合フローリング板、腰壁についても木製です。間取りは、ワンフロアにつき1クラブの造りとなっており、2階建てで2クラブを整備します。それぞれのフロアに、クラブ室、学習ルーム、読書コーナー、静養室、事務スペースを備え、1階には多目的トイレとシャワー室、2階にはミーティングルームを設けています。

説明資料の13ページをお願いいたします。施設の立面図になります。

図面右下が北側の立面図で、建物北側に玄関を設けています。

今後のスケジュールにつきましては、本日、議決をいただいた後に、本契約を行い、その後、本体工事に着工し、来年1月末には完成予定でございます。

以上が工事の概要です。よろしくお願いいたします。

○議長（桐原則雄） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これから議案第58号から議案第61号までの4件について質疑を行います。質疑はありませんか。

豊瀬和久議員。

○9番（豊瀬和久議員） まず議案第60号、あけぼの団地5号棟改修工事請負工事の締結についてお伺いをいたします。

発議がありましたけれども、私のところにも今回の改修工事において不正の疑いがあるとのこと書いてある文書が送られてきましたけれども、町としてそのことに関して関係者への聞き取りなどの調査はされたのかどうか。そして調査されたのであれば、その結果はどうであったのかをお伺いしたいと思います。

○議長（桐原則雄） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二） 御質問にお答えをいたします。

時系列に説明をさせていただきたいと思います。まず今回の入札について一般入札をしまして、その後に参加資格の審査をしております。入札の参加できるかどうかですね。参加資格についてはオクケーということで、その後入札をします。入札をする段階の前段で、先ほどもありましたけれども談合情報の提供がありました。私どもとしては、その話を聞きまして、談合情報であることと認識をしまして、当然談合情報については、その取扱いの要綱がございますので、それにのっとり事務手続を進めてまいりました。

内容によっては、今先ほどの中でいろんな基準についての質問、御質疑があったと思います。我々としてもその基準については、確認しましたので、その内容について関係者あるいは業者あたりについてもその要綱に基づいて聞き取りをしております。

具体的に言いますと、談合情報の処理要綱に基づいて、今回参加6者が入っておりますので、6者全て聞き取りをしまして、私も当然入りまして、聞き取りをしております。それに基づきまして、最終的には入札参加資格審査会がありますので、その中でその聞き取りの結果を報告をしております。そして関係職員の聞き取りの結果ですね、についても全てしております。最終的には、入札審査会の中でそういった談合の事実は確認できなかったということで、これ談合の事務処理要領の中で誓約書を出していただくということになっておりますので、それを踏まえて誓約書を出していただいて談合はなかったものということで、審査会で判断をして入札を実施したというような状況になっております。

それから内容については、関係職員の話もございましたし、あるいは仕様書の条件の話もございましたけれども、これについても我々基準に沿って確認はしましたけれども、その内容とは我々が確認した内容とは違っている現状でございます。

○議 長（桐原則雄） 豊瀬和久議員。

○9番（豊瀬和久議員） 再度質疑をさせていただきます。

過去に改修をした7棟の契約状況につきまして、例えば限られた企業だけが契約しているような状況はあるのか。過去の7棟の契約状況についてお伺いしたいと思います。

○議 長（桐原則雄） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二） 7棟の契約状況、これは既にオープンに公開しておりますので、また後で御覧いただくといいかと思っておりますけれども、どっかの業者に偏っていることではございませんので、それぞれの入札の結果に基づいて、適正に入札に参加されて入札が行われたものと思っております。

○議 長（桐原則雄） ほかに質疑ありませんか。

永田和彦議員。

○13番（永田和彦議員） 議案第60号が出ましたんで、60号について質疑いたします。

談合情報というものが私のところにも流れてきました。非常に危惧しておりまして、その内容というものが、私的内容というものが全くその通りではないかなと思わせる内容でありました。今質疑がありましたけれども、要は、この工事をするにあたりまして予定価格なるものが積算されて出てきます。最低制限価格というものに対するパーセンテージというものがこれは町長権限になるのかなと。これは全く形勢で決められたやつですかね。要はこの金額が積算されて、出てきてからのこの数字の取扱いと思うんですよ。この数字がどこで漏れる可能性があるのかということです。厳重に決められた、例えば総務部長なり町長なりというもののしかも知り得ないというような数字なのか、いろんなところで漏れる可能性がある数字なのかというときに、いろんなところで漏れたからこういったかたちになるのじゃないかなと思うんですよ。そういったことに関してからのこういった談合情報とか寄せられないための防備というものは何らかをされておられますか。質疑いた

します。

○議 長（桐原則雄） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二） 今回の一般競争入札に係る予定価格の話ですけれども、これについては要領等に基づきまして予定価格は公表いたしております。積算につきましては、当然担当のほうで一旦積算をしまして、設計書ができあがります。そしてそれを更に別の技術者が再点検をしてその設計の妥当性についてもチェックを入れております。

それを踏まえて財政サイドで入札にかけるといような流れになっております。

○議 長（桐原則雄） 永田和彦議員。

○13番（永田和彦議員） 再度質疑いたしますが、その流れというものがわかりましたけれども、例えばこの談合情報の中で、そういったいろんなこの建設業の中での戦いか確執か知りませんが、あるのではないかというような情報まで書いてあります。ということは、この契約の入札参加資格は、ここは今まで私は何度も指摘したことがあるんですが、3億満たない、2億数千万の工事に対して、縛りというものをもう少し考えなおしたらどうなのか。それとももちろん地場企業育成で地場の建設業者が組むというのはわかりますが、こういった入札の疑わしい情報が来た場合は、いろんなかたちで門戸を広げてみる。そういった新たなる取組や取決めの改善というものは考えたことはあられるのかなと思うんです。あくまでもこれ何ていうかな、一つのシーリングされた町という中のその中の公金を使った戦いで、わるがおるがの世界みたいな感じにしか見えんわけですよ。それだったならばもうそういったものを少しでももちろん地元の人にとってもらって、雇用も維持されてもうけてもらいたい。しかしながら、こういったものがどんどん出てくれば、疑わざるを得なくなるので、これに対する入札の在り方というものをもう少し見直すべきではないかなという疑義も出てきます。これを何も触らないならまたそういった情報も寄せられるんじゃないかなという可能性さえ考えられます。だってまだあけぼの団地まだまだ何棟も残っているじゃないですか。今後のことも考えれば、そういった取組というものは考えられないのか。それも一つのやり方の手法だろうとは思いますが、例えば一つの例が大津町は多くの森林を持っております。この森林自体も大津町の業者じゃなくて、菊池圏域とかいろんなかたちで枠を決めますよね。これもですね、全く自分たちだけ、これが県内とか大津町とかいろんな枠組みの決め方です。それはその自治体とか団体の決め方次第なんです。だからそのやり方さえ変えればもっと違う方法があるのではないかな。しかしそれはランダムに変えていくんです。固定化させない。そういったものも考えられるんじゃないかなと思いますので、そういった疑義を起ささないためのこちら側の防備、それをしなければ公金がうまく使われたというふうに町民の方々から理解をしていただけないんじゃないかなと思います。その手法たるものは、この行政が考えるべきではないかなと思いますので、この点について質疑いたします。

○議 長（桐原則雄） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二） 入札についての考え方の御質問ですけれども、入札につきましては、指名の入札のやり方といわゆる一般競争入札ということで分けております。御存じのとおり、指名入札

につきましては、指名願いを出していただいてその条件に整うものが指名としてやっていくということになります。今回の場合は、5千万円以上ということの金額設定がございまして、これについては要綱要領作っております、一般競争入札ということで広く募るということで、当然ある一定の条件はやりますけれども、そういったかたちであっておりますので、そういった入札のやり方について引き続き続けていきたいということを考えております。当然その中には先ほどおっしゃいましたように地場企業の育成、ということは大事なことだとは思っておりますので、その辺を踏まえらる中で今後指名入札関係の業務をやっていききたいと思っております。

○議長（桐原則雄） ほかに質疑ありませんか。

時松智弘議員。

○3番（時松智弘議員） 私のほうも議案第60号について質疑をいたします。

先ほど来から寄せられた情報ということについての御質疑があつとるんですけれども、大津町、先ほど部長のほうから答弁ありましたが、大津町談合情報処理要綱ですね、こちらのほうをちょっと見てみますれば、情報の確認というのがありますけれども、こちらに入札に付そうとする工事について談合の情報の提供があつた場合については、町職員がそれを報告するものとなっております。

この報告なんです、先ほど来からそのような情報がある。そのような情報がある。という話なんですけれども、今のところ新聞やネットでの報道においては、そういった大津町において官製談合が発生しましたという報道はまだあっておりません。このソースというのが何であつたのかというのがまず一つ。そしてもう一つその談合情報というのを提供していただいたのちにその内容について、要するにこれが疑わしいのか、それとも事実なのか、それとも無根なのかというところでその具体的な信憑性を判断をするというところが、信憑性の判断基準ということが同じくこの要綱の第5条のところうたわれておると思います。談合の日時、談合の場所、談合の参加、首謀者、談合の対象、工事名、談合の経過、談合の結果について町長にこれを報告するというふうになっておると思います。この報告については、信憑性があるものとして報告をされたのか、ないものとして報告をされたのか2点お尋ねします。

○議長（桐原則雄） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二） 談合情報があつたということで、我々事務方として認識をしまして、それを踏まえて先ほど議員おっしゃいましたけれども、この談合情報の処理要綱に基づいて進めております。当然それを踏まえて、審査会がありますので、審査会の中でこれについては一旦入札を延期するのか、あるいは談合情報に該当するのかというのを審査しております。それを踏まえて一旦は、談合情報ですので、審査会のほうで諮って、聞き取り、業者に聞き取り等をやっていくということで町長のほうに報告をしております。

それを踏まえまして、審査会の中でそういった報告が出ましたので、事務方として入札担当課、そして人事担当課踏まえて私も同席しまして、実態がどうなのかというのを業者聞き取りをしております。職員聞き取りもしております。そういう中で今回の基準については、全くそういった事実はないということで判断をしたということで審査会に諮って決定をされたということになっており

ます。

○議 長（桐原則雄） 時松智弘議員。

○3 番（時松智弘議員） 再度質疑いたします。

そしたらその第5条における審査会の中では、談合にあたる事実はなかったことが町長と執行部のほうでお認めになっているということだと思います。

ただですね、そのソースの問題なんですね。どこからの情報であったかということが確かに様々な情報のあがりかたがあると思います。当初である、請願である、陳情である。これがですね、もし報道機関による何かの告発であったとする場合においては、報道機関に対してその内容をどういったものであるのか。そのソースは何であるのか。情報提供者は誰であるのかを尋ねることも、これまたこの談合情報処理要綱の中に書いてあります。情報提供と情報の確認というところでありますが第3条、情報提供者が報道機関であるときは、当該機関の報道活動に支障のない範囲で、その情報の入手先を明らかにするよう要請するというのがあります。まだ私はその報道機関からそれがなされたかどうかは知りませんが、報道機関であったとすればその要請はなされたのかをお尋ねします。

○議 長（桐原則雄） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二） 審査会の内容については、非公表ということになっておりまして、当然この談合の事務処理要綱ですね、これに基づいて談合情報ということで確認しまして、それに基づいて手続を進めたということになりますので、そういったかたちで御理解いただきたいと思います。

○議 長（桐原則雄） 時松智弘議員。

○3 番（時松智弘議員） 再度質疑いたします。

私がここで観点としておりますのは、どこの誰かわからないような人の情報でも談合情報として真面目にやるのかという話なんですよ。私はやっぱり信憑性というのをしっかり考えたときに、もちろんどのようなかたちであれ、国民にはそういったことを請願をする権利とかそういうのありますから別に構わないんですけども、これが疑義の情報であったということになってくると、これを重く取り扱うその議会、あるいは行政の責任というのが必ず発生をしますので、やはりそういったソースを出してくる人間については、これはどなたの情報なんですか。これは何なんですか。ということを調査する権限もこれもまた行政もしっかりもつと思います。でありますから、そういったかたちで相手に信憑性がある情報なのか求める際については、こういったかたちで求めましたどこの誰なのですかというところまで、そこまでは住民に対して明らかにしていただいていた方がいいかなというふうに思うのですが、その点についてもう一度質疑いたします。

○議 長（桐原則雄） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二） すみません、説明が不十分で申し訳ございません。

審査会の中で諮る中で、情報についてはいわゆる談合情報についての取扱いですけども、当然いろんな情報がきたときに、はいそうですかということでは全くなくて、あくまでも当然情報がきたらそれが本当に信憑性があるのか。どこまであるのか。と当然今回も含めて聞き取りをしっかりと

としております。そういう聞き取りをした中でやはりこれについては要綱に基づく談合情報にあたるということで判断をして審査会に諮ったということでございます。

○議長（桐原則雄） ほかに質疑ありませんか。

佐藤真二議員。

○10番（佐藤真二議員） 私のほうからは議案第59号と61号についてお尋ねをしたいと思います。

まず議案第59号ですけれども、この指名された業者さんがいつもよく見る業者さんがずらっと並んでいるんですけれども、まず半分ぐらいが辞退をされているというところで、その理由が納期が間に合わないというふうに言われたと。しかし10か月あるんですよ。しかも中には非常に大きな力のある企業さんもあって、本当にその理由だけで辞退をされたのかなというところが一つお尋ねしたいことと、もう一つはですね、落札されなかった3者さんの額がいずれも100%を超えているというところなんです。その結果落札された業者さんは99.01%という極めて高い落札率で落札をされたということになっているんですね。そうするとこれ一つは予定価格というものがそもそも正確だったのかなというところは当然考えなければならぬですよ。もちろん予定価格、この場合は公表されてないでしょうけれども、予定価格じゃない、すみません、設計額ですね。設計額をきちんと検証する必要があるんじゃないのかなというところがまず2点ですね。これが59号に対する質疑です。

それから、61号に関してなんですけれども、当初の設計では外階段で設計がなされて、内階段のほうがいいんじゃないのかということで内階段に今回なっているように思えるんですけれども、こうした児童福祉施設ですよ。これが特殊建築物にあたるのかどうかとかいろんな基準があって、その中で避難経路としての階段を2つ確保すべきかどうかという議論が当然出てくるんですね。今回は外から内に入れました。外を残しておくという選択肢は当然あったと思うんですよ。なぜ、あえてもちろん二つ必要ではないという判断があったんだと思うんですけれども、ただその判断というのが以前私が子育て支援センターのほうにおりましたときに、あれできたとき設計上は内外階段があって、内階段があるから避難設備はいらないという話だったんですね。ところがその後消防のほうが実際にできあがってきて、点検をしたところいややっぱりこれは避難設備はいりますということで後から追加して造ったというような経緯があったんです。つまりこの時点で本当は必要なんじゃないのかなというふうに疑問がありますので、そこについてなぜ必要でないということになったのかの経緯と、もう一つはもしこれが本当に火災が起きた場合に1階で火災が起き、階段が下りられない状態になったとき、2階の子供たちはどうやって避難するという前提でですね、設計をされているのかということについてお尋ねをしたいと思います。

○議長（桐原則雄） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二） まず何点か質問がありましたので、私のほうから議案第59号の中学校の什器の備品購入についての辞退の御質問ですね。これについては辞退が今回4者出ておりますけれども、これが工期までに調達ができないということでお話がっております。その理由としまして

は、ほかの業務も重なっており、一度にそういった調達はできないということで今回辞退するということでお話しはいただいております。

○議長（桐原則雄） 羽熊教育部長。

○教育部長（羽熊幸治） それでは、私のほうからは設計価格が適正であったのかという御質疑にお答えします。

こちらの設計価格につきましては、参考見積りを徴収し積算をしております。近年いろんな資材高騰、それから人件費の高騰、物流の高騰あたりがありますので、昨年度もメーカーによっては価格の見直し等があったので、今年度も当初予算の時の見積り徴収を複数社からそれから入札の直近におきましても参考見積りを徴収して今回設計価格を作成しております。

以上でございます。

○議長（桐原則雄） 大隈健康福祉部長。

○健康福祉部長（大隈寿美代） まず1点目につきまして当初の経緯から説明させていただきます。

令和4年度に大津小の学童施設を供用開始しております。こちらのほうが町の学童保育施設としては、指定管理の施設としましては、初めての2階建ての施設でございます。この運用をしまして、その後今運用されているところなんです、今回当初の令和4年度供用開始の大津小の学童施設を元に当初設計をさせていただいたところでございます。

しかしながら、実際の学童施設の管理者と運用されている方々と協議を繰り返すうちに、中の階段の方がよいという話になりまして、子供の日常の動線と、学童施設の運営事業者との協議の上で中階段というところになったところでございます。こちらにつきましては、建築基準法、消防法共にクリアしているところでございます。

しかしながら、子供の安全性という観点から2点目になりますが、佐藤議員御指摘の部分につきましては、子供の安全が一番でございますので、火災時等につきましては、避難の動線やそもそもの火災予防面も含めて検討、対応をさせていただきます。

以上です。

○議長（桐原則雄） 佐藤真二議員。

○10番（佐藤真二議員） はい、まず59号の関係ですけれども、資材が高騰しているとかいろんな理由があって、今年度きちんと参考見積りを取り直しましたということですが、であればなおのことこんな結果というのは起こらないはずなんですよ。きちんと参考見積り取ったら3者以上取って、その平均額を設計額とするというのが基本的なラインですので、そうした場合には4者のうち3者が大きく5%以上、10%、15%かその範囲を飛び出してしまうのかということなかなか説明がつかないということになるかと思います。本当にそういうやり方で結果としてこのようになりましてということなのか。それを確認したいということと、もう一つの61号のほうですけれども、おっしゃることは考えますと。実際の避難の動線とかを考えますということですが、現実的に設計としてこれが上がってきているわけですので、どのような対策が実際に避難訓練とかあれば避難訓練やります。火災予防やります。これも当たり前の話で、施設としてどのよう

に対応していくということが考えられるのか。そこについてお尋ねをしたいと思います。

○議 長（桐原則雄） 羽熊教育部長。

○教育部長（羽熊幸治） 佐藤議員の再質疑にお答えします。

価格の設計価格についてですが、先ほど申し上げましたように一応参考見積りを徴収しながら市場価格を調査したところです。あと併せましてメーカーによりましては、今年度も価格の見直しあたりがなされるといった情報も一応お聞きはしているところです。そういったところが結果につながったのではないかと予想するところでございます。

以上です。

○議 長（桐原則雄） 大隈健康福祉部長。

○健康福祉部長（大隈寿美代） 具体的な施設についてというところでございますが、私の考えるところで申し訳ないんですけども、例えばはしごとか、そういったもので2方向避難の考え方も使いまして、もっとより良いかたちできちんと対応させていただきます。

以上です。

○議 長（桐原則雄） ほかに質疑ありませんか。

永田和彦議員。

○13番（永田和彦議員） 先ほど議案第60号が流れでしたので、60号しましたが、58号について質疑いたします。

単純なるこれ疑義であります、この指名業者の中に大津町の指名業者というのはもうゼロなんでしょうか。特殊な業界ではあるとは思いますが、なぜそういったことを聞くかと申しますれば、先ほども言いましたけど、地場企業というものをどんどん使ってもらいたいし、やっぱりそういった協力関係というものは非常に重要でありますから、まさしく地産地消できるものならば、ということで我が大津町にはイズミ車体さんが来られておられます。結局ここに指名業者として名前が連なった業者というものは、規格のやつがあるのか、それとも注文を出していろんな変更に応じてくれる。例えばイズミ車体に出してこういったかたちで作っていただきたいというのをされるのか。イズミ車体さんというのは南部工業団地で困ったときに、やっぱり自分は大津町出身なんだとして売れないところを買っていただいて非常に恩義がある企業でもあるんですよね。ですから、そういったかたちで防災に関してイズミ車体さんと連携がとれる可能性だって末広がりと考えられるのではないかなというふうに思うんですよ。この小型消防の積載車だけではなくて、いろんな提案や能力というものを企業として持っておられるのではないかなというかたちをこっちは考えます。ですから、大津町にこれだけの指名業者というのがおられないにしても、いろんな防災関係の関連の商店なり何なりというのはあるのかなと。そういったところ組んでいたいたりとかして、自前でできるところは自前ですよ。基本中の基本というものを追求していったならば、イズミ車体の存在というのは大きいのかなと思います。これただ単に固有名詞出してしまいましたけれども、大津町に別のそういった業者もあるかもしれません。それは私実は知らないんです。ただ、有名どころで言ったならばそういった企業もございますので、そういったところの活用というものも年に2台ず

つということであるならば、ずっと恒久的にやっていく、ローテーションを組んでありますので、そういったところは考えられなかったのか、質疑いたします。

○議 長（桐原則雄） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二） 地場企業の考え方で、確かに議員おっしゃるような考え方は当然必要だと思っております。今回の消防積載車につきましては、町内の事業者についても検討はしました。ただ町内ではなかなか納入実績もないということで、広く県内のほうに広げてなおかつ今回の車というのは既製品と言いますか、規格車ですのでそういったかたちで指名業者の中から指名して入札をしたということでございます。

○議 長（桐原則雄） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

時間もきておりますが、もう一つのところまでいって休憩を入れたいと思いますが、よろしいでしょうか。そのまま引き続きいってもよろしいですか。

では、そのまま続けますのでよろしくお願いします。

それでは、ここで先ほど荒木俊彦議員より動議がありました議案第60号について総務常任委員会へ付託し、継続審議とする動議を議題として採決を行います。

この採決は、すみません機械の関係もありますので、起立によって行います。この動議のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議 長（桐原則雄） 起立多数です。

したがって議案第60号について総務常任委員会へ付託し、継続審議にする動議は可決されました。

これから議案第60号を除いた、議案第58号から議案第59号及び議案第61号の3件について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第58号、議案第59号及び議案第61号の3件について採決を行います。まず議案第58号、小型動力ポンプ積載車購入についてを採決します。この採決は電子採決によって行います。議案第58号は原案のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） なしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（桐原則雄） 全員賛成です。したがって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第59号、大津中学校什器等備品購入についてを採決します。この採決は電子採決によって行います。議案第59号は原案のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄） なしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議長（桐原則雄） 全員賛成です。したがって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第61号、護川小学校校区学童保育施設建設工事（建築）請負契約の締結についてを採決します。この採決は電子採決によって行います。議案第61号は原案のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄） なしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議長（桐原則雄） 全員賛成です。したがって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

最後にお諮りします。本定例会において議決されました各案件についてその条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、大津町議会会議規則第45条の規定により、その整理を議長に一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄） 異議なしと認めます。お諮りしましたとおり決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。令和6年第3回大津町議会定例会を閉会します。お疲れさまでした。

午後0時17分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和6年6月13日

大津町議会議長 桐 原 則 雄

大津町議会議員 荒 木 俊 彦

大津町議会議員 大 村 裕一郎